

## 目次

### 北上川（第八輯）

岩手工事事務所長 城 島 誠 之

#### 一、序

#### 一、口 絵

一、岩手工事事務所

一、早池峯山と山麓地帯

一、花巻イギリス海岸

一、下嵐江砂防地域より石洄ダムを望む

一、下嵐江砂防施設

一、北上川上流域最古の橋梁痕跡（毛越寺庭園）

一、洪水痕跡

一、北上川上流改修平面図

### 第二部 治水

#### 第一編 改 修

第六章 砂防及び防災ダム

第一節 総 論

目次

目次

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 第二節 砂防            | 五   |
| 第三節 地すべり等防止       | 一三  |
| 第二編 治水行政(一)       |     |
| 第一章 制度の変遷         | 一一  |
| 第四節 現代            | 一一  |
| 第二章 治水運動          | 二八  |
| 第二節 後編            | 二八  |
| 第三編 計画及び管理        |     |
| 第一章 改修計画の変遷       | 六三  |
| 第二節 北上川上流改修工事実施計画 | 六三  |
| 第三章 河川管理          | 七三  |
| 第一節 概論            | 七三  |
| 第二節 河川境界の確立       | 七六  |
| 第三節 維持修繕及び管理      | 一〇二 |
| 第四編 治水機構          |     |
| 第一章 岩手工事事務所       | 一一一 |
| 第一節 沿革            | 一一一 |

|             |     |
|-------------|-----|
| 第二節 工場及び出張所 | 一五一 |
| 第二章 組織及び職員  | 一六七 |
| 第一節 組織      | 一六七 |
| 第二節 職員      | 一七〇 |

第三部 水利水

第一編 北上川沿岸略史

|          |     |
|----------|-----|
| 第二章 沿岸産業 | 一八一 |
|----------|-----|

|        |     |
|--------|-----|
| 第一節 概論 | 一八一 |
|--------|-----|

|           |     |
|-----------|-----|
| 第二節 産業の推移 | 一八二 |
|-----------|-----|

第二編 水利利用

|             |     |
|-------------|-----|
| 第三章 農業水利(一) | 一九一 |
|-------------|-----|

|        |     |
|--------|-----|
| 第一節 総論 | 一九一 |
|--------|-----|

|          |     |
|----------|-----|
| 第二節 河川利水 | 一九三 |
|----------|-----|

|           |     |
|-----------|-----|
| 第四章 工業利用水 | 二〇二 |
|-----------|-----|

|        |     |
|--------|-----|
| 第一節 概論 | 二〇二 |
|--------|-----|

|            |     |
|------------|-----|
| 第二節 北上川上流域 | 二〇二 |
|------------|-----|

|           |     |
|-----------|-----|
| 第五章 上、下水道 | 二〇四 |
|-----------|-----|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 第一節 概論                   | 二〇四 |
| 第二節 北上川上流部上水道            | 二〇七 |
| 第三節 北上川上流部下水道            | 二一〇 |
| 第六章 発電利水                 | 二一三 |
| 第一節 概論                   | 二一三 |
| 第二節 北上川水系の発電             | 二一八 |
| 第三編 交通、運輸(統)             |     |
| 第二章 交通(船舶交通)             | 二三一 |
| 第二節 古代及び上代               | 二三一 |
| 第三節 中世                   | 二三五 |
| 第四節 近代                   | 二四〇 |
| 第五節 各論(補遺)               | 二五一 |
| 第三章 運輸                   | 二五三 |
| 第一節 概論                   | 二五三 |
| 第二節 古代                   | 二五四 |
| 第三節 上代                   | 二五五 |
| 第四節 中世                   | 二五七 |
| 第五節 近世                   | 二五九 |
| 第六節 北上川舟運の衰退             | 二六四 |
| 第五編 北上川地域開発              |     |
| 第一章 総説                   | 二六九 |
| 第一節 概論                   | 二六九 |
| 第二節 北上川総合開発調査            | 二七〇 |
| 第二章 北上総合開発               | 二七八 |
| 第一節 沿革                   | 二七八 |
| 第二節 北上特定地域総合開発への進展       | 二八〇 |
| 附録                       | 二九一 |
| 一、関係法規等                  | 二九三 |
| (一) 河川台帳令                | 二九三 |
| (二) 河川敷地及び流水並びに河川附属物占用規程 | 二九四 |
| (三) 河川生産物私下規程            | 二九五 |
| (四) 筏及び流材取締規則中一部改正       | 二九八 |
| (五) 発電用水利使用ニ関シ           | 二九九 |
| (六) 水防施設ノ完備ニ関シ           | 三〇三 |

目次

|              |     |
|--------------|-----|
| (七) 治水調査会規定  | 三〇四 |
| 二、北上川改修計画案   | 三〇六 |
| 三、北上川（第八輯）年表 | 三一〇 |
| 編集後記         | 三一七 |
| あいさつ         | 三一九 |

## 序

建設省岩手工事事務所長 城 島 誠 之

縄文の時代から人々は北上川と深い係わりを持ちながら流域に住みつき、北上川の暴威に恐れを抱きながらも北上川から限らない恵みを享受しつゝ今日まで発展を遂げてきた。

北上川上流域の政治、経済、文化は川を抜きにして語ることはできないし、今後も諸情勢は北上川を中心に展開していくものと思われる。

明治維新以来東北地方は「一山百文」と言われ経済的に後進地域とされてきた。しかしながら三全総において「自然環境と生産、生活にわたる諸活動とが調和した新たな居住空間を創造することにより人と自然の望ましい関係の確立が期待され、更に固有の文化、伝統を継承しつゝ、新しい文化を醸成し人間居住のための新たな総合環境を創造していくことによって、魅力ある地域社会の形成が期待される地域である。」と記されているように、今後は東北の時代といわれ、とくに北上川流域に多くの期待が集っている。

新幹線の盛岡までの開通は来年春にせまり、東北自動車道も着実に盛岡以北へ伸びるなど、北上川流域にとって歴史的な事業が相次いで進められ、TVA日本版と呼称され昭和十六年以来進められてきた五大ダム事業も四十年経過した今年、最後の御所ダムが完成の運びとなった。北上川水質の重要課題として流域の注目を集めてきた赤川の恒久水質処理施設も今年完成の予定となっている。

一方、昭和四十八年以来進められてきた北上川治水の根幹となる一関遊水地事業は昨年五月十五日に起工式を挙行することができた。

以上のように北上川開発の歴史のなかで節目とも言うべき時期に最終輯である「北上川、第八輯」を発刊する運びとなったことは感慨深いものがある。

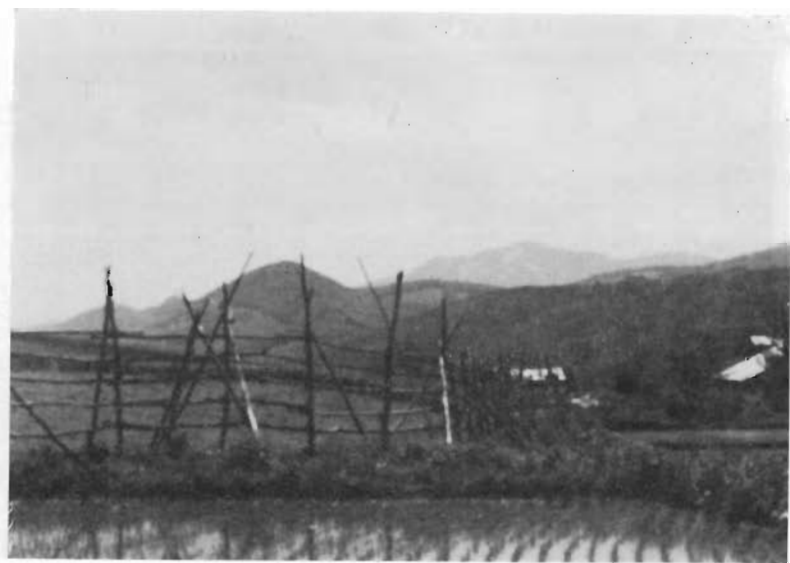
「北上川」は本輯をもって最終となるが地域の飛躍はこれからといえるであろう。時代の要請に沿って北上川の安度を更に高めるための改修事業の促進、水資源の確保など新しい時代に相応した流域管理を強力に進めていく必要がある。

最後に、初輯から一貫して御活躍頂いた佐嶋与四右衛門氏ならびに関係各位の方々に心から敬意を表するとともに、本書が今後の流域の発展に多小とも寄与することができればと念じつつ、最終輯の序としたい。

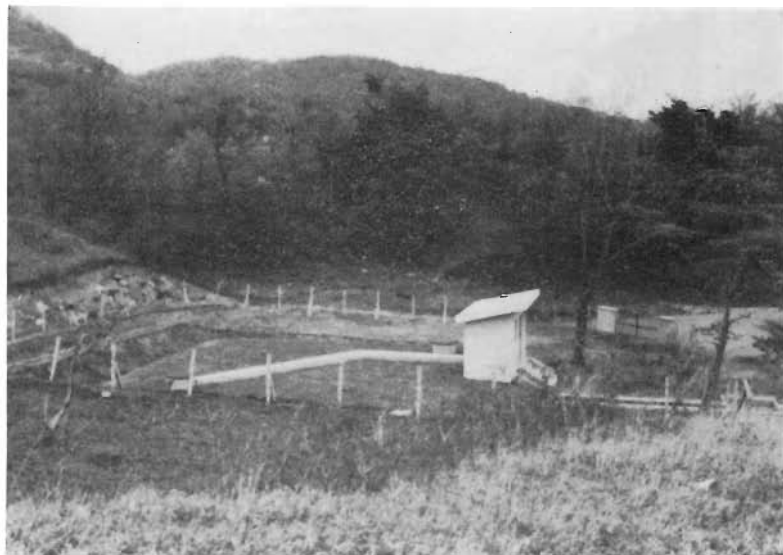
昭和五十六年三月



岩手工事事務所 (S.41.)



早池峯山（北上山地主峰）と山麓地帯



下 嵐 江 砂 防 施 設



北上川上流域最古の橋梁痕跡（毛越寺庭園）



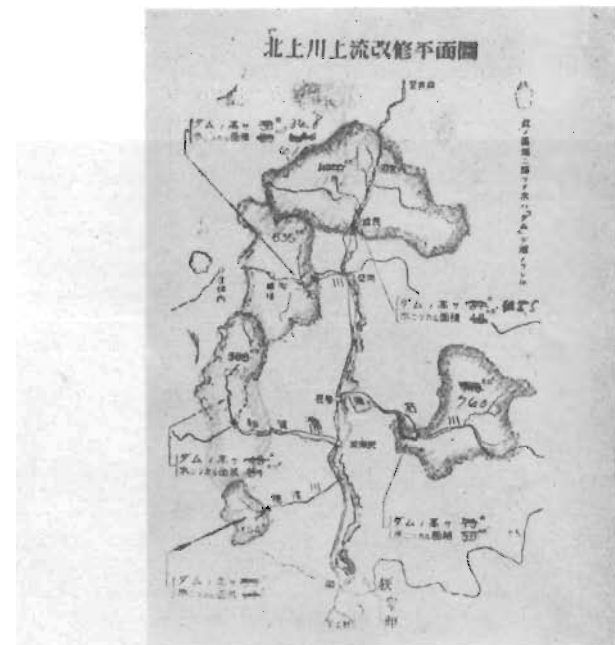
花巻イギリス海岸（宮沢賢治がイギリスの海岸と同様の地質であるからとして名づけたと言われる）



下嵐江砂防地域より石淵ダムを望む



洪水痕跡（S 22・23）一関市舞川字堀切



北上川上流改修平面図（S 17版・S 24修正）

第二部 治水

第一編 改修

# 第六章 砂防及防災ダム

## 第一節 総論

### 一、概説

広く治水と言えは誰しも、第一に河川改修を挙げるであらう。

しかし、源流域の荒廃を放置し、河川改修を施工する時は、土砂流出による河床の上昇を生じ、洪水氾濫の要因をなすところとなり、再び、河川改修を反復繰返す結果を招くに至るであらう。

更に、洪水時における土砂流による被害は、水の害よりもはるかに大である。

それは、洪水後における被災地のすべては、おびただしい土砂の堆積によって埋設するを見ても、洪水時における土砂流出が、洪水被害を更に大ならしめる重大原因を構成しているからである。

洪水時等における土砂流出を防止する、いわゆる砂防事業は河川改修の施工と共に、重要な治水対策である。従って、抜本的治水行政は治山にありと言ふも過言ではなからう。

土砂流出を防止のために施工する砂防事業は、土砂扞止林を初め、山腹砂防、砂防堰堤及び防災ダム等の構築がある。

しかし、その総ては、山崩、土石流等を止め水害の激化を防止する工事等であるが、源流域等における土砂の生産を止め、土砂の流出を完全に停止することが可能であると仮定するならば、水害の激甚化の防止には奏効することが多いとは推考されるが、その反面、下流地方における河床の安定を欠き、むしろ悪影響を及ぼす危険性がある。

従つて、平年流砂量等の多い荒廃河川に対しては、直接工事によつて、遂次平年流砂量を減少せしめると共に、洪水流砂量等の減少を計り、下流地方に対して無害の許容流砂量の流下を計らなければならない困難があるのである。

## 二、沿 革

我国において防災対策として土砂防止林に保護政策を施行した歴史は古く、大同元年（八〇六）閏六月八日勅して山城国（京都府下）の洪水は水源地の乱伐によるものである。「この禁制をおかしたものは重科に処す」と令されたのが初めである。<sup>(1)</sup>

勅

山城国葛野郡大井山者 河水暴流 則堰壞淪没 採ニ材遠処ニ還失ニ灌漑ニ 因レ玆国司等量レ使 禁ニ制河辺ニ無レ令ニ他所ニ 諸国若有ニ 斯類ニ者 不レ論ニ公私ニ不在ニ 収限ニ 其寄ニ 語有要ニ 輒占ニ 无要ニ 者事覺之日必重科とあり

近世中期の硯学熊沢蕃山も亦、水源保護について次の如く述べられている。（寛文頃の書に「一、六七〇」）<sup>(2)</sup>  
川堤の造作を水上の山人にとらせ、水上と左右の山との木をきらず雑木をはやしなば、ほどなく土砂とまり、河水深く成るべし、山々きりあらすべからず

と、治水は、山林行政に初まり、土砂流出の防止は河水を豊満ならしむる基えと言葉を盡してしましめるところであり、明治新政府は同四年（一、八七一）正月民部省令を以つて土砂流出を防止のため、嚴重なる令達を布告し乱開発の抑制を計っている。<sup>(2)</sup>

民部省令第二号

一、新規山々開拓ノ儀宜ク土地ノ善惡ヲ察シ其有益ニ属スル者ハ田園ノ類総テ四方ニ畔ヲ構ヘ専ラ土砂ノ溢漏ヲ可防事

一、古来官許ヲ受ケ開拓イタシ候畑園ノ類其溢漏ノ土砂ヲ防キ候儀前同断ノ事

一、元山ノ分ハ旧幕中々々定手入有之並鎌山ト唱候場所所 旧制ノ通大小樹木下草等伐取候儀ハ就レモ土木司立合巡回ノ節許容ノ事

一、石炭炭等ノ類ヲ掘出候節ハ豫メ崩出スル土砂ノ防キヲ付ケ其堀限リ候跡ハ修治嚴重ニ可整事

一、川添山々樹木ヲ截伐スル等旧制ノ通総テ官許ヲ經可申事

右者追テ総体ノ規則相立候マテ書面ノ通心得候様先ツ木津川山持ノ村々へ嚴肅布告可有之事等とされている。

防災政策としては不十分であるが、総合的規則制定までの第一階梯として令達している。

同三〇年新たに砂防法を制定し、同年三月二七日次の如く公布されている。<sup>(2)</sup>

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル砂防法ヲ裁許シ玆ニ之ヲ公布セシム

明治三十年三月二十七日

内閣總理大臣

## 法律第二十九號

## 砂防法（現行）

## 第一章 総 則

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ主務大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

## （第二条以下省略）

等とあり、禁止、制限、行政処分、罰則等の条項を備える嚴重なる法律である。

しかし、同法も国家総動員法には及ばず、水源林、土砂汙止林等も乱伐され土砂流出の危険に瀕するに至ったのである。

（註）国家総動員法昭和二年三月二十四日議決、五月五日施行、同二年九月二十九日廃止となる。

昭和二六年森林法の制定によつて治山行政が確立され、源流域地方における森林対策に絶大なる期待がよせられるところであつたが、同二八年和歌山地方等、西日本一帯に及ぶ集中豪雨に因り連続的に発生した災害は、膨大なる降雨量に基因することは言うまでもないが、山野を問わぬ崩壊に因る土砂流出が、その被害を数倍乃至数一〇倍にも増大するに至つたのである。

ここにおいて政府は七月二八日治山治水対策協議会の設立を閣議決定し、更に、八月六日国会は、治山治水恒久対策の確立を決議しているのである。

しかし、その要綱も未だ決定を見るに至らぬ九月二五日台風一三号の襲来するところとなり、三度大災害をこうむるに至つたのである。

翌一〇月治山治水対策協議会が初めて開られ、同月一六日「早急に治山治水の抜本的対策を確立してこれが強力な実施を推進し、もつて国土の保全と開発に遺漏なきを期する」目的を以つて治山治水基本要綱が議決されている。

同三〇年十一月二五日建設省告示によつて胆沢川上流横岳国有林の一部が砂防設備を要する土地として指定され、更に、同三三年三月三日地すべり等防止法が制定され、胆沢川及び磐井川等が同法の適用によつて工事が施工されているが、更に、森林法（昭二六）、河川法（昭三九）、地すべり等防止法（昭三三）及び特定多目的ダム法（昭二五）等による治水事業を計画的に実施するため、同三五年三月三一日治山治水緊急措置法の制定を行ない砂防、防災ダム等の事業促進が施行されるところである。

## 第二節 砂 防

## 一、概 況

北上川上流部における左岸集水域である北上山地は、早池峯山を主峰とする一群の高山帯を除けば、殆ど、緩傾斜の丘陵状山地であり、更に、未だ侵蝕の進まぬ隆起準平原を形成するところである。

従つて、北上山地に発する大小数百の中小河川の殆どは緩流河川であり、土砂の流出等は甚だ少ない。

しかるに、右岸中央山系は、那須火山帯に属し、高山、亜高山帯に及ぶ山岳も少なからざるところであり、山容は

急峻にして、既に、侵蝕は中腹にも及び、溪水は深く谷底を削り、河岸を崩し、飛沫をあげて流下し、谷口に至って河道を埋め、天井川を造成するに及んでいる、融雪水、豪雨等の出水によって、更に下流に押し流し、洪水被害等を激甚ならしめる重大要因をなすところである。

従って、土砂の流出防止等は早くより認められるところであり、河川法に次ぎ明治三〇年三月新たに砂防法が制定されることは前述の如くであり、同法による砂防指定地（昭四四調）は、北上川上流域左岸五五、右岸八六か所等があり、胆沢川上流における建設大臣の直轄施工にかかる下嵐江砂防を除く一四〇余か所における砂防事業の総てが岩手県によって施工され、既に、完工するもの一二〇余か所に及んでいる。

更に、岩手県によって施工される防災ダムが、磐井川における矢櫃ダム等四か所がある。

## 二、直轄施工胆沢川砂防

胆沢川上流における砂防工事は、終戦直後の昭和二十一年石刈ダム建設のため、北上川上流改修統合事務所に属する石刈堰堤建設事務所によって、初めてダム建設の基本調査と共に施行したのである。

その結果、胆沢川上流における土砂流出量が極めて多量に及ぶことが明らかとなったのである。

同調査により樹立されるところの、石刈堰堤全体計画（基本計画）の中で、砂防対策に關し次の如く記されている。

「本流域の砂防の基本とするところは、石刈ダム貯水池の埋没防止にある。二次的に流域森林の荒廃並びに洪水を防ぐ効果もある」

とし、昭和二五年直轄工事として、同建設事務所によって、ダム建設と共に砂防工事に着工し、同二五―二六年度に胆沢川本川に第一号砂防ダムを築造し、同二七―二八年度には左支平七沢における第一―三号床固ダムを施工しているが、同年石刈ダム完成と共に、石刈ダム工事事務所が廃止となり、砂防対策事業は岩手工事事務所がこれを継承し、新たに下嵐江出張所を設け工事を担当せしめ、同二九年度より第二号砂防ダム及び平七沢四―五号床固ダム等を施工して、同三三年完成するところである。

これよりさき、同三〇年一月二五日建設省は告示第一、三三六号を以って、砂防法による砂防工事の施工土地を、次の如く指定するところである。

### 告示

砂防法第二条の規定により砂防設備を要する土地として次の土地を指定し同土地に同法第六条の規定により昭和二五年以降本大臣において砂防工事を施工する。（他府県分省略）

岩手県

#### 胆沢川

胆沢郡若柳村大字 若柳横岳国有林一一〇林班い小班筆境を対岸に延長した線より前川合流点に至る区間の官民地境界線より左右各岸二〇米の区域、大字 若柳横岳前川国有林一一六林班い小班標柱一、二号を結んだ線より胆沢川合流点に至る区間の官民地境界線より左右各岸二〇米の区域、大字 若柳 谷子沢一番地の内の五上流筆境を対岸に延長した線より胆沢川合流点に至る区間の官民地境界線より三〇米の区域、以上各区域間の河川敷全部とある。

同告示により昭和三〇年砂防法制定以前に施工するところの胆沢川砂防工事の総てが、建設大臣の直轄管理に編入されるところである。

同地域における直轄施工の砂防施設は、次の如く一九件にも及び、その一部は既に竣工し、胆沢川の土砂流を抑制しダム貯水池における堆砂防止に奏効するところが大である。

## 下嵐江砂防概要

| 工種   | 工 事 名      | 構 造 |      | 計 画 貯 砂 量            | 摘 要     |
|------|------------|-----|------|----------------------|---------|
|      |            | 高   | 長    | 体 積                  |         |
| 砂防ダム | 胆沢川第一号ダム   | 九*  | 一二三* | 六、七四〇 <sup>立方米</sup> | 昭和二五年竣工 |
|      | 〃 二 〃      | 八   | 九九   | 五、九七〇                | 〃 〃 〃   |
|      | 〃 五 〃      | 九   | 一〇〇  | 四、九二〇                | 〃 〃 〃   |
|      | 〃 六 〃      | 一四  | 七五   | 七、一〇〇                | 〃 〃 〃   |
|      | 平七沢第一、二、三号 |     |      | 五八、〇〇〇               | 〃 〃 〃   |
| 床 固  | 平七沢第四、五号   |     |      |                      | 〃 〃 〃   |
|      | 大荒沢第一、二、三号 |     |      |                      | 〃 〃 〃   |
|      | 上倉沢第一、五号   |     |      |                      | 〃 〃 〃   |
| 河道整理 |            |     | 一二〇  |                      | 〃 〃 〃   |
| 土留枠工 |            |     |      |                      | 〃 〃 〃   |

## 三、岩手県施工

## イ、矢櫃ダム（砂防）

磐井川上流一関市巖美<sup>字</sup>若井原における矢櫃ダムは、昭和前期（同一五年頃）岩手県によって調査が施行され建設計画が樹立されているが、戦時態勢下に入り、遂に、着工を見るに至らなかったところである。

戦後、同二二年八月以来降雨が続ぎ、更に、九月一三～一五日にわたるカスリン台風による連続降雨は、磐井川流域において三四七・八耗（一時間最大雨量五九・二耗「九月一五～一七」一八時」）に達し磐井川の氾濫が甚しく、沿岸地帯における被害総額は、二三、五二、〇〇〇万圓の多きさに達している。

同洪水に因る流砂量は、北上川流域において、未だかつてない三、〇〇〇、〇〇〇立方米（山地二四八・五平方料）と算定されるところである。

更に、翌二三年、再び襲来した台風（アイオン）による連続降雨量は二七八・六耗と前年に比し遙に少いが、洪水氾濫による泥流は沿岸一帯に充満し、一関市街等に壊滅的被害を及ぼし、死者四七〇余人を出す惨害をもたらすに至ったのである。

同洪水による土砂流出量は前年カスリン台風洪水に比し、更に増大するとも決して減少するものではなかったのである。

同川上流における防災ダム（矢櫃ダム）は、アイオン台風洪水後において施工されるところであり、その大要は次の如くである。

## 第六章 砂防及防災ダム

着工 昭和二五年度

(本体工事施工 同二七年度より)

竣工 同二八年度

(竣工式 同二九年四月二三日)

堤体 溢流型アーチダム

堤高 二六・〇米

堤長 八三・三米

堤体積 四、二四一立方メートル

等である。

### ロ、衣川防災ダム

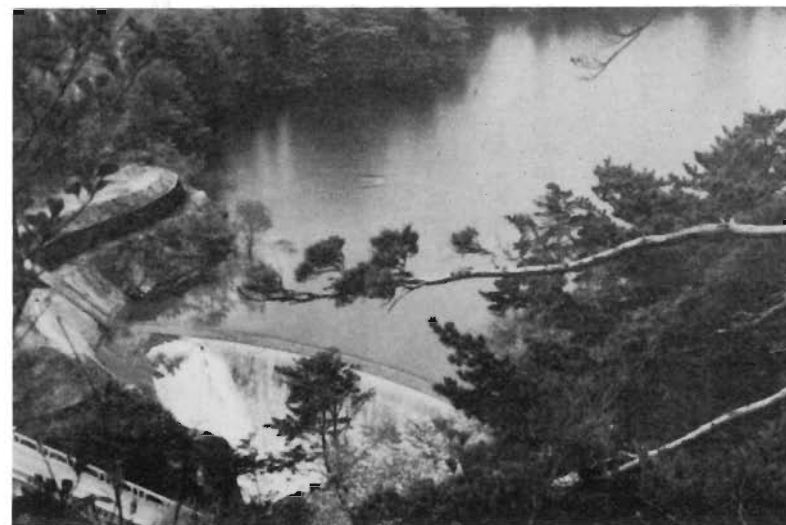
#### (一) 第一号ダム

衣川第一号防災ダムは、衣川における防災ダム群中最大規模のダムであり、衣川本流上流部の胆沢郡衣川村<sup>字</sup>増沢地内における北股川に築造されるダムである。

同ダムは、昭和二六年岩手県における砂防事業として起工されるところの、ドレン付アーチダムである。

同ダムにおける洪水量は、毎秒二八七・三二立方メートルであり、その調節量は毎秒一四六・三二立方メートルである。

同ダムは、昭和三九年度において竣工するところである。



矢 櫃 ダ ム

(S.49.)

#### (二) 第五号ダム

衣川第五号防災ダムは衣川下流部における右支流の沢に築造されるダムであり、第一号ダムと共に昭和二五年着工されるところの溢流型アーチダムである。

同ダムにおける溢流部は、延長一六米、溢流許容水深一米であり、衣川ダム群中、規模、貯水量共最小のダムであるが、竣工は最も早く昭和三一年度の竣工である。

#### (三) 第二号ダム

衣川村<sup>字</sup>大原地内における衣川支川南股川に築造される第二号防災ダムは、岩手県営事業の第二期工事として、昭和三七年度において着工される溢流型コンクリート<sup>及</sup>ロックフィル<sup>による</sup>復合ダムであり、溢流許容水深五米、溢流部延長二四・六米であつて、洪水調節量は毎秒三九・七六立方メートルのダムで、昭和四七年度において竣工するところである。

#### (四) 第三号ダム

同衣川村<sup>字</sup>北の沢地内における衣川支川に築造される第三号防災ダムは、県営事業の第二期工事に属し、昭和四七年度にいたり着工されるところのロックフィルダムである。

同ダムの特色とするところは、溢流許容水深一・八米、溢流部延長六五米を備え、更に、断面積九・一四平方メートル、延長二二六メートルのトンネル等によつて最大放水量毎秒八〇立方メートルに及ぶ調節量を可能にするダムであり、現在施工中である。

#### (五) 第四号ダム

衣川右支大森川の合流点に近く、同村<sup>字</sup>大森地内に築造される第四号ダムは、計画書等によれば非溢流型のアーチ

ダムであり、調節施設として側溝を備えるダムとあるが、未だ着工されるに至らない。

## 衣川 防災ダム 概要

| 名 称    | 第一号防災ダム                      | 第二号防災ダム                     | 第三号防災ダム                     | 第四号防災ダム                  | 第五号防災ダム                 |
|--------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 河 川 名  | 北股川(衣川本川)                    | 南股川(衣川右支)                   | 南股川支川<br>北ノ沢川               | 北股川支川<br>大森川             | 滝ノ沢川(衣川右支)              |
| 型 式    | ドレン付<br>アースダム                | ロックリフト復合ダム                  | ロックファイルダム                   | アースダム                    | アースダム                   |
| 堤 高    | 三五・四五                        | 三四・〇〇                       | 三四・五〇                       | 二五・五〇                    | 一九・一〇                   |
| 堤 長    | 二〇八・二〇                       | 二五一・〇〇                      | 一八八・〇〇                      | 一〇二・〇〇                   | 七三・五〇                   |
| 天 端 巾  | 九・〇〇                         | 一                           | 一〇・〇〇                       | 八・〇〇                     | 六・〇〇                    |
| 総貯水量   | 二、九七五、八四〇 <sup>立方</sup> 米    | 二、三六一、〇八八 <sup>立方</sup> 米   | 一、五六六、八七〇 <sup>立方</sup> 米   | 六二四、一七八 <sup>立方</sup> 米  | 二八三、四四五 <sup>立方</sup> 米 |
| 有効貯水量  | 二、九七五、一四五 <sup>立方</sup> 米    | 二、一三二、二七八 <sup>立方</sup> 米   | 一、四七九、五七六 <sup>立方</sup> 米   | 五三三、九一六 <sup>立方</sup> 米  | 二六三、八三二 <sup>立方</sup> 米 |
| 洪水量    | 毎秒<br>二八一・三三 <sup>立方</sup> 米 |                             |                             |                          |                         |
| 調節量    | 毎秒<br>一四六・二二 <sup>立方</sup> 米 | 毎秒<br>三九・七六 <sup>立方</sup> 米 | 毎秒<br>八〇・〇〇 <sup>立方</sup> 米 |                          |                         |
| 溢流堤延長  |                              | 二四・六〇 <sup>米</sup>          | 六五・〇〇 <sup>米</sup>          |                          | 一六・〇〇 <sup>米</sup>      |
| 溢流許容水深 |                              | 五・〇〇 <sup>米</sup>           | 一・八〇 <sup>米</sup>           | 一・二〇 <sup>米</sup>        | 一・〇〇 <sup>米</sup>       |
| 調節設備   |                              |                             | トンネル<br>二二六・〇〇 <sup>米</sup> | 側溝<br>四六・〇〇 <sup>米</sup> |                         |
| 着工年度   | 昭和二六年度                       | 同上三七年度                      | 同上四七年度                      |                          | 昭和二五年度                  |

## ハ、遠野ダム

遠野ダムは、遠野市の南方約三軒余の同市宇板内地内における米内川に築造される防災ダムである。  
米内川は、気仙郡界における貞任山(標高八八四米)等に源を発し、北流して同市街地の西方宇落合で猿ヶ石川に入る左岸支川であり、急流河川である。

同ダムは岩手県砂防事業として、昭和二八年六月着工されるダムでその概要は次の如くである。

|         |                |
|---------|----------------|
| 型 式     | 溢流型重力式コンクリートダム |
| 堤 高     | 二六・五米          |
| 堤 長     | 一八一・五米         |
| 溢流部延長   | 三三米            |
| 堤体積     | 三〇、六〇〇立方米      |
| 総貯水量    | 一、二二五、〇〇〇立方米   |
| 洪水調節用水管 | 一門(内径三・三米)     |
| 洪水調節量   | 毎秒一〇立方米        |

等であり、昭和三二年六月三〇日竣功するところである。

## 第三節 地すべり等防止

## 一、概 況

地すべり等防止法の制定は、前述の如く昭和三三年三月三十一日法律第三〇号によるところであり、その目的は(法第一条)、地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止

し、もって国土の保全と民生の安定に資することであり、又、地すべりとは（法第二条）、土地の一部が地下水等に起因して、すべる現象、あるいは移動する現象を指すものである。

北上川上流部における地すべり等の発生、又は、発生のおそれある危険地域等は、北上川右岸の中央山系にあり、胆沢川、磐井川等の上流部及び雫石川流域の一部等にある。

同地域における地すべり等防止法に依る指定地域等は次の如くである。

| 河川名   | 名 称           | 指 定 地        | 指 定 年 月 日  | 備 考 |
|-------|---------------|--------------|------------|-----|
| 胆 沢 川 | 下嵐江地すべり対策事業   | 胆沢郡若柳村（胆沢町）  | 昭和三十八年六月八日 |     |
| 磐 井 川 | 磐井川地区地すべり対策事業 | 西磐井郡殿美村（一関市） | 昭和四三年四月一七日 |     |

等であり、胆沢川流域における対策工事は建設省の所管に属し、岩手工事事務所において施工、管理等を施行し、磐井川流域に関する対策工事は農林省殿美治山事業所がこれを担当し、施工、管理等に当たっている。

## 二、下嵐江地すべり対策

昭和二三、二三年等の台風洪水によって、胆沢川源流部における崩壊、地すべり等が甚しく、左岸一帯の容相が一変し、殊に、河岸の崩壊による河道閉塞等は予想だにしないところであったのである。

昭和二五年より石淵ダム構築と共に砂防工事を施工し、更に、同二八年ダム竣工によって、同地域の砂防事業等が岩手工事事務所に移管されるに至ったこと等は、既に述べた如であるが、崩壊防止、地すべり対策等は、重視されな

がらダム竣工に至るまで、遂に、施工されるには至らなかったのである。

同二九年、岩手工事事務所は、第二号砂防ダム及び平七沢第四、五号床固ダム等の築造を開始し施工中、同三一年五月頃に至り第二号砂防ダム左岸袖部に、地すべりの影響と推定される水平亀裂の発生が認められ、継続観察の結果、年を追うて次第にその傾向が著しくなり、第二号砂防ダムの堤体破壊も憂慮されるに至ったのである。

このため、岩手工事事務所は同三三年度より、第二号砂防ダム附近等における地すべり調査を開始したのである。更に、同事務所における砂防計画樹立に当り、地すべり防止を重大視して次の如く説明を加えている。

「胆沢川は北上川右支で、奥羽山脈の焼石岳、三界山などの高峰に（源を）発し、小出川、大荒沢等の小溪を併せて石淵ダム貯水池に注ぐ、これ等の地域は第三期層を主体とした火成岩におゝわれ、未だ莊年期で浸蝕、崩壊等が甚しい、更に、被覆樹木はブナ、ミズナラ等の闊葉樹の国有原始林であるが、伐採が盛んに行なわれている。

砂防上の見地からすれば、胆沢川本川左岸平七沢より大荒沢に至る広範な地すべり地帯と共に流出土砂の生産原として極めて重大である」

としている。

又、砂防工事の地すべり防止等に及ぼす影響等については次の如く記してある。

「胆沢川筋の砂防ダムは既設及び計画中のものを含めて、直接貯砂による効果と河床安定によって土砂の生産を防止するのみならず、地すべり地帯の法先を安定して洗掘による地すべりの速進及びこれに伴う崩壊防止上に極めて大なるものがある」

と、砂防工事の地すべり防止対策に及ぼす影響も亦、大であり、砂防と地すべり対策は不離不測の事業であること

を強調し、同年度において調査対象とする区域は、胆沢川左支平七沢左岸分水嶺より、約三軒上流の同左支大荒沢右岸分水嶺を境とし、更に、胆沢川左岸約三軒北方における無名山を頂点とする不等辺三角形の地域、凡そ、三五〇ヘクタールに及ぶ広範な山地である。

同年度は、地すべり地区の概況把握のため、地質電気探査を行ない、継続調査のために地盤傾斜計<sup>及び</sup>地面移動調査施設<sup>及び</sup>の設置等を施行し、記録の蒐集を行なっている。

しかるに、同三四年頃より次第に地すべりによる被害が続出するに至り、砂防、地すべり等の再検討<sup>及び</sup>対策の確立が急を要するに至ったのである。

岩手工事事務所は、同三七年度において、とりあえず地すべり等防止対策工事を着工し、横孔ボーリング、明暗渠<sup>及び</sup>集水井等の設置工事を急施するところであり、地すべり等防止法による「胆沢川上流下嵐江地すべり対策事業施工区域指定は、翌三八年六月八日付の建設省告示第一、三三六号によるところである。

## 事業内容

| 工 種     | 形 状         | 数 | 量     | 摘 要      |
|---------|-------------|---|-------|----------|
| 排水工     | 径一、五〇、六〇、六〇 |   | 五、一軒  | コルゲート半円形 |
| 集水井     | コルゲート径三、五   |   | 一二、二基 | 排水導坑含む   |
| 集水ボーリング | 径六、五        |   | 七、三三九 |          |

## (一) 磐井川地区地すべり防止

磐井川流域における地すべり防止対策事業は、一関市の西境にそびゆる栗駒山東谷（標高一、四〇〇米附近）に源を発し、東流して同市巖美<sup>手</sup>七ツ森において磐井川に入る、右支産女川（延長約一三八軒）上流部における農林省直轄施工の磐井川治山事業である。

同施工地域は、産女川<sup>及</sup>同支川小股川とによって形成されるほぼ三角形の山地であり、施工地域面積が二二〇ヘクタールである。

農林省による治山事業は、昭和二二、二三<sup>年</sup>台風洪水後の、同二四年度に初まる産女川<sup>及</sup>小股川等における溪間工事（砂防堰堤、河床々固、谷止等）であり、同三〇年度において初期計画が完成されるところである。

しかるに、同三八年頃より産女川沿岸の地すべり現象が著しくなり、放置するときは大災害の発生も予想される状態に至ったのである。

昭和四三年四月一七日農林省告示第五五六号によって産女川地域が、地すべり防止地域に指定され、翌四四年度よ



産女川砂防堰堤

り農林大臣直轄事業（国有林内河川）として着工され、同五二年度までに施工されるところの集水井一六か所、水路工七、三六〇米余、暗渠排水工一、六三二米、トンネル暗渠工二、一一〇米余に及び、更に、継続施工中である。

（註） 挿入せる抜粋資料については、原典尊重の意味で、假名づかいはその儘とし、誤字、あて字等と思考される文字には、ママと傍示した。以下同じ。

（註） 一関市の名称について

一ノ関市（町、村）とするのは昭和二九年末まで

一関市は昭和三〇年一月一日以降

## 第二部 治

## 水

# 第二編 治水行政

(一)

# 第一章 制度の変遷

## 第四節 現代

### 一、新河川法制定

明治二九年初めて河川法公布がされ、更に、昭和三九年に至り新河川法が制定されること等については、既に、前節で述べるところであるが、同法改正の根本的理由は何辺にあったか？

それについて、水資源の総合開発と新憲法下における民主的行政の確立等のためとされるが、再建国家における水需要の急激なる増加に伴い、従来使用されている河川、湖沼等における水利支配権が、公益上の河川、湖沼等の管理権を超越し、水をめぐる中央政府内での対立が、更に、悪化するの傾向を見るに至ったからである。

例えば、旧河川法制定以来、同一水源である河川、湖沼等の水利に関する各省庁の発する法令の主なるものは、実に四五件に達している。

しかし、水源、水資源等の管理に任ずる建設省（内務省関係を含む）関係法令は、その中で一七件にすぎず、他は、利水、取水等を目的とする他省庁によって発せられた法令等である。

| 関係省庁        | 法令名             | 件数 | 備考 |
|-------------|-----------------|----|----|
| 建設省（内務省土木局） | 砂防法、水利組合法、水利法、外 | 一七 |    |

| 通 信 省        | 発電の原動力の用に供する水使用の件 外 | 一二 |
|--------------|---------------------|----|
| 農林、水産省（農商務省） | 耕地整理法、農業水利法 外       | 一二 |
| 厚生 省         | 下水道法、外              | 四  |

等であり、命令系統が多岐にわたり、統一性無く、末端における混乱が甚しく、戦中戦後における水源林の乱伐、食糧増産の叫びに呼応する河川敷等の乱開発等は、遂に、水資源の枯渇等も憂慮せらるるに至ったのである。

河川法改正は大正中期、既に、その必要が認められ内務省における一大懸案事項であり、同八年土木局の私案として水利法案が作成されたのであるが、農林省は、これに対立する農業利水法案を作成するところである。

しかるに、両法案共不成立に終わっている。更に、昭和四年通信省は、発電水力法案を立案したのである。

この時、内務省は河川法改正案を提出、両省案対立するところであるが、遂に、両案共成立を見るに至らなかった。

その後、同一二年土木会議は、内務大臣の諮問に基づき「河川法法制ノ整備ニ関スル件」を議決している。

これに基づき、内務省は河川法改正案の成案を得たが、通信省の反対が強硬で、遂に、国会提案に至らなかった等の変転を繰返しているのである。

戦後、昭和二四年建設省は利水関係の単独立法を企画するところであつたが、その後、河川法改正の方向に傾き、同二七年一旦成案を得たが、関係各省との意見調整の成立するところでなく、遂に国会提案には至らなかったのである。

しかるに、国会内部における河川法改正問題の動行が高まり、同二六年衆議院建設委員会に、河川法小委員会が設けられ、改正法案の作成が行なわれ、同二七年成案を得るに至ったが、その理由は明らかにされていないが、これ又、国会に提案されるに至らない。

同年、国土総合開発審議会に水制度部会が設置され、治山治水及び水資源の総合的利用保全並びに河川管理等を中心とする調査が行なわれ、同二九年その調査報告が行なわれている。

しかし、同調査に対する関係各省の意見が対立するところであり、同調査に依る成果は期待することが出来ずに終わっている。

従つて、同年国会に提案の予定で成案を急いでいた河川法改正案も亦、国会の場に提出されるには至らず、水資源の開発等は各省独自に行ない、総合開発等は言うに不及、民主的行政の確立等も行なわれるところではない。①

建設省は、同三二年特定多目的ダム法の制定に当り、建設大臣が直接管理を行なう水利権の、許可を行なう場合は関係機関の長に協議すべき旨の一項を入れる河川法の一部改正を行ない、更に、同三六年産業開発、発展並びに都市人口の増大等に伴う水需要の増加する地域については、広域的用水対策（民主的行政の確立）を緊急に実施すべき必要性により、河川法と密接なる関係（明治河川法に未だ定められていない）にある水資源開発促進法及び水資源開発公団法等を制定し、水資源の確保と河川管理の万全を期したのである。

しかし、河川法の全面的改正等に至っては、関係各省との意見対立が著しく、本法の改正等は前途遼遠の感を深からしめたのである。

しかるに、同昭和三七年衆議院建設委員会において、岡本隆一議員の質問に対する河野建設大臣の答弁が契機とな

り、再び、河川法改正案の立案<sup>並びに</sup>に各省庁との意見調整等が行なわれているが、各省庁においては従前からの経緯等によって容易に調整が付かず、難航する時、更に、全国知事会の猛烈なる反対があり、これに呼応して、新に自治省が加わり反対を唱えたのである。

しかし、水の有効的利用、河川総合開発<sup>及び</sup>管理等に關する一般国民の認識と、強硬なる要望は従前の比ではなく、最早、時勢の変化に即応する河川行政の確立は当然の帰結と考えられるに至ったのである。

しかるに、建設省単独で解決されない問題が残されている。

それは、一級河川の管理体系、河川管理費の負担区分<sup>及び</sup>一級河川の水利用料の帰属等である。

これ等の重要案件は、内閣総理大臣の裁定を待つ外になく、同年四月二三日その裁定を得るところである。

抜本的改正による新河川法が、国会において議決、決定の上、公布されるに至ったのが昭和三十九年七月一〇日である。

顧みれば、大正八年河川法改正が内務省土木局において立案されて以来、戦前、戦後を通じ幾度か提起されながら、政府部内の対立によって、国会提案が阻止され続けて来た河川法改正が、昭和三十九年ようやく達成されるに至ったが、その道程は長く、実に、四〇余年を要するところである。

新河川法の成立と共に電気事業法の一部改正が行なわれ、その第百一、百二、百三条等は発電水力に関する条項であり、河川法に準拠すべきが定められている。

其の後における河川又は水に關連する制度改正等は殆どなく、昭和四十二年八月の公害対策基本法、同四五年一二月の水質汚濁防止法等の制定が主なるものであり、国民生活に關連する厚生上の法令制定等である。

(註) 参考資料

(1) 水法の沿革 金沢良雄著

## 二、河川行政法令等の変遷

明治維新後における河川行政基本法等の変遷は既に述べる如く、明治元年、中央政府部の会計官のもとに土木司が置かれ、更に、先の王城京都府下における淀川改修のため治河使が置かれている。

しかし、河川行政等の根本方針等は明らかにされるところではない。

同二年、堤防修築等のため全国に国役金を課し、更に、同四年堤防修築費等を官費、民費に区分し、一部堤防の維持管理等を地方費負担としているが、同七年には国役金を廃すと共に、高水対策の殆どを民費、地方費等によって施行されるところとなり、国家における河川行政は、もっぱら低水対策を主とするに至ったのである。

しかるに、明治中期の関東、関西地方等における洪水災害の続出を契機として、高水対策が提唱され、明治二九年制定の河川法によって高水対策の確立を見るに至ったのである。

その後、時代の進展と共に水需要が増大し、これと共に多様化するところとなり、これが所管の省庁も亦、数省にわたり統制を欠くに至ったのである。

昭和三十九年水の公益性を重点として河川法の根本的改正を行ない、河川<sup>並びに</sup>水行政の確立を見たのである。今、その変転を顧み大要を次に記す。

### 行政措置等

第一章 制度の変遷

| 年 月 日          | 紀 元   | 主 要 事 項                            | 年 月 日         | 紀 元   | 主 要 事 項                                  |
|----------------|-------|------------------------------------|---------------|-------|------------------------------------------|
| 明治元閏 四、二二一、八六八 |       | 会計官に土木司を置く                         | 二九、四、八        | 一、八九六 | 河川法公布さる                                  |
| 一〇、二〇          | 〃     | 治河使を置き淀川の改修を施工す                    | 四二、           | 一、九〇九 | 発電の原動力の用に供する水使用に関する通省訓令                  |
| 二、三、二八一、八六九    |       | 東京遷都                               | 大正五、          | 一、九一六 | 発電の原動力の用に供する水発生水の河川其の他公有水面の水の使用に關する内務省通牒 |
| 〃 一一、          | 〃     | 堤防修治のため全国に国役金を課す                   | 八、            | 一、九一九 | 水利法案提出 内務省農業水利案提出 農商務省                   |
| 三、一一、          | 一、八七〇 | 土木司、治水策要領を建議す                      | 一五、二一、一八一、九二六 |       | 河川統制に關し、内務省技師萩原俊一内務大臣へ上申書提出す             |
| 四、二一、二二一、八七二   |       | 太政官宜達を以て治水方規を發す(水文調査等を定む)          | 昭和一〇、         | 一、九三五 | 発電水力法案 通省省議決定                            |
| 〃 二、           | 〃     | 堤防修築の官費、民費を區別す                     | 〃             | 〃     | 河川法改正案 立案 内務省                            |
| 〃              | 〃     | 太政官布告を以て治水條目を定む                    | 一三、三、三一、九三八   |       | 国家総動員法公布                                 |
| 〃 二二、二         | 〃     | 治水方規を改正す                           | 二〇、八、一五一、九四五  |       | 終戦                                       |
| 五、一一、九一、八七二    |       | 太陰曆を廢し、太陽曆を採用す(五年一月三日を以て六年一月一日とす)  | 二三、二、三一、九四七   |       | 内務省廢止さる 土木部も同じ                           |
| 六、一一、一〇一、八七三   |       | 内務省設置を布告す                          | 二三、一、一一、九四八   |       | 総理府内に建設院を置き土木行政を行なわしむ                    |
| 七、一、九一、八七四     |       | 土木寮、内務省所管となる                       | 〃、七、八         | 〃     | 建設省設置法公布さる                               |
| 一〇、一、九一、八七七    |       | 内務省土木局と改称なる                        | 二四、六、四一、九四九   |       | 水防法公布さる                                  |
| 一五、            | 一、八八二 | 太政官布告民有森林の中国土保安に關係ある箇所(うち)の伐採を停止する | 二五、           | 一、九五〇 | 国土総合開発法制定さる                              |
| 一九、            | 一、八八六 | 土木局に治水課を設置す                        | 二六、六、一一、九五一   |       | 国土調査法(水を含む)公布さる                          |

|               |   |                        |
|---------------|---|------------------------|
| 二六、六、二六       | 〃 | 森林法制定                  |
| 二八、一〇、一六一、九五三 |   | 治山治水基本対策要項定まる          |
| 三〇、三、三〇一、九五五  |   | 砂防法制定さる                |
| 三一、三、三二一、九五七  |   | 特定多目的ダム法制定さる           |
| 三三、三、三二一、九五八  |   | 地すべり防止法制定さる            |
| 〃 一二、三一       | 〃 | 治山治水対策関係閣僚懇談会設置 閣議諒承   |
| 三五、三、三二一、九六〇  |   | 治山治水緊急措置法公布さる          |
| 三六、一一、一三一、九六一 |   | 水資源開発促進法制定さる           |
| 〃、〃、一五        | 〃 | 災害対策基本法制定さる            |
| 三九、七、一〇一、九六四  |   | 新河川法制定さる(翌四〇年四月一日より施行) |
| 四五、一二、二五一、九七〇 |   | 水質汚濁防止法制定さる            |

## 第二章 治水運動

### 第二節 後編（昭和一六年以降）

#### 一、概況

北上川上流が、内務大臣の直轄施工区域に編入され改修工事等が国費を以って施行されることは、岩手県民の待望久しいところであり、河川改修等による洪水防止は沿岸住民の等しく願うところである。

昭和一六年盛岡市に初めて内務省仙台土木出張所の出先機関として、北上川上流改修統合事務所（岩手工事事務所の旧名称）の設置があり、洪水調節を主目的とする猿ヶ石川堰堤建設並びに磐井川、和賀川等における合流点附近の築堤工事を開始することは既に述べる如くである。

同一八年、もはや国情は北上川流域における治山治水並びに地域的開発等の公共事業の遂行を容認するあたわざるのみならず、供用の美名のもとに山林原野の別なく樹木の大乱伐が行なわれ、水源地帯の荒廃その極に至らしめたことは何人も知るところである。

戦後、二二、二三年等と打ち続く未曾有の大洪水も、その遠因が山野の樹木乱伐になしとは言い難く、更に、その氾濫によって荒廃を増進せしめる結果を生じている。

兩年にわたる大洪水に因る膨大なる災害の復興は、全国的広域の支援もさることながら県民一致協力を以って当っ

たことは言うまでもない。（別項に記す）

同二四年岩手県会議は、総理、建設大臣及び衆参両院議長、シーボルト議長、スターリン元帥、トルーマン大統領、マッカーサー元帥等にあて、北上川洪水調整池工事を急速に完成するよう、要望書を提出している。

同年江刺郡羽田村<sup>宇</sup>草井沼地域の住民団体より堤防用地及び住家移転、道路整備等につき建設的促進陳情があり、又、同郡愛宕村長より堤防法線変更等につき陳情書が提出されている。

同年末、さきの洪水（二二、二三洪水）等による高水流量を基礎とする北上川上流改修計画の改訂計画（第一次）が樹立されている。

しかし、北上川沿岸住民の意志を表明する県会議においては、特に説明も行なわれず、議員発言等も行なわれるところでない。

同二五年四月一七日北上川右支瀬川流域の稗貫郡宮野目村長及び瀬川筋水害対策協議会等の連名を以って瀬川流域全般並びに建設省所管区域等における堤防強化につき岩手県知事あて、陳情書が提出されている。

更に、同年五月一日東磐井郡生母村長、同議長等より生母黒石堤防の工事続行、早期完成等の要望書が提出されている。

これ等の陳情、要望書等は、すべて洪水の防止による地域経済の拡充と共に、住民生活の安定と言う切実なものである。

同年十一月、県政及び県会議等とは別個に、北上川上流城市町村長等による、北上川改修期成同盟会の結成が行なわれ、盛岡市長を中心とする県民運動が展開されている。

更に、翌二六年東西磐井両郡町村長及び同町村会議長等が連名で、岩手県知事並びに東北地方建設局長、建設大臣等に「北上川中流部（狹窄部）地帯を直轄河川改修区域に編入工事施工についての請願書」を提出し、同中流部の治水対策運動を展開している。

しかし、県政及び県議会等是如何に処置せるかは、記録を逸し明らかではない。

翌二七年一月北上川改修期成同盟会は、市町村長等による陳情団を上京せしめ北上川上流の窮況を訴え、改修工事の促進等につき内閣、建設、大蔵大臣等に陳情を行なっている。

期成同盟会による陳情は、尚、数次にわたり、翌年二月に及んでいる。

同陳情団によって提出される陳情書は、当時の北上川上流域における治水状況を如実に物語る唯一の資料として捨て難いものである。

## 陳情書

- 一、北上川上流改修工事費を特に増額し農業増産の確保と地方経済の安定をはかられること
- 一、北上川上流改修区域内に一の関狐禅寺下流宮城県界迄延長約三十軒を直轄施行区域に即時追加せられ工事に着せらるること

## 理由

北上川は岩手県に属する河川で宮城県界から上流は原始河川で殆んど無堤又は矮少なる堤防でありまして、流路は乱流を極め、一朝洪水の時は横流氾濫し、殊に、一の関、前沢間は下流部狹窄部のために、一日僅か六、七十軒の降雨に於ても耕地は氾濫横溢し、滞水日数永い為、其の被害は甚大であります。

殊に、昭和二十二年のカザリン、全二十三年のアイオン両台風の如きは言語に絶する惨憺たる被害の状況でありました。

即ち、一関市及其の下流薄衣村、門崎村、弥栄村、松川村、黄海村、日形村、永井村等は、道路上四米の浸水で滞水七日より十日に及びまして、其の被害は北上川全川で氾濫面積五万余町歩、流失家屋五百余戸、倒壊家屋壹千余戸、浸水家屋壹万余戸、道路流失三百五十余か所、橋梁流失三百余か所其他の被害額は実に百五十億圓（昭和二十三年当時の物價指数）余に達する次第であります。

斯る次第でありますから沿岸民心安定農産物増産確保の為、改修工事を促進せられ一日も早く完成の道を構じられたく、ここにその主なる理由を列記してお願いいたします。

一、北上川上流は、延長一〇〇余軒にわたり往年の改修も他河川に比し極めてその度合が僅少なため、従って、原始河川のまま放置せられていたもので洪水となればその被害甚大である。

二、一の関狐禅寺下流県界に至る延長三十余軒は狹窄部と称して往時の儘放置せられて居るが、其の間に支川砂鉄川、千厩川、黄海川、金流川等あり、戸数六千戸、耕地壹万余町歩を有するが、洪水の時は氾濫横溢も其の被害実に惨憺たるものにして、昭和二十二年、二十三年の如きは、実に、道路上四米余の水深に達し滞水七日余に及び、浸水家屋三千余戸、耕地の氾濫面積五千余町歩に及び惨憺たる被害を受けておる。

三、昭和十七年改修工事に着手したが、進捗率は他河川に比し低率で、東北に於ける最大最長の河川であり、また特定地区の河川でありながら、目標に対して二十六年度末、僅か五%に過ぎない。（雄物川九八%、阿武隈川上流八三%、阿賀川八三%等である）

四、北上川上流の關係市町村は五十有余に及び、流域面積、灌漑面積等極めて広く、これが改修は農業生産、民心安定上必要欠くべからざるものである。（流域面積七、八六〇平方軒、被害面積四三、二二町歩、灌漑面積七八、八五八町歩）

五、昭和二十五年より毎年一億三千万圓程度の予算が配賦せられている由であるが、この状態で進む時は今後六、七十か年を要することになり、誠に不安定でありますので、昭和二十七年補正予算に於ても最少額貳億圓、昭和二十八年度からの予算額を最少五億圓程度増額配賦下され速かに完成を講ぜられたい。

右之通り陳情いたします。

昭和二十七年七月 日

北上川上流改修期成同盟会

殿

とある。

(註) 災害復旧工事は同二七年度を以て終了の予定である。

同年岩手県会議は、議員発議による「北上川水系宮城県柳津町及び飯野川町所在堰堤の魚道改善並びに新設の件」を可決し、建設、農林、大蔵大臣、衆参両院議長等に意見書を提出している。

同年後半に至り北上川改修総体計画が確定され、愈々、本格的改良工事の施工段階に至ったのである。  
しかるに、同年一月二五日岩手県会議は、北上川上流改修工事費の軽減に関する意見書を議決し、県知事並びに関係各大臣に提出しているのである。

しかし、北上川上流域住民による治水対策に関する住民意識が急速に高まり、同年県会議に提出された北上川改修関連の請願は次の如くである。

- 一、アイオン台風洪水災害復旧工事中、無堤地帯における護岸工事施行請願
  - 一、北上川、磐井川堤防及び掘削工事施行請願
  - 一、豊沢川左岸災害復旧工事施工請願
  - 一、吸川改修工事施行請願
  - 一、広瀬川、人首川、伊手川改修工事着工請願
  - 一、北上川改修工事促進方請願
  - 一、北上川堤防構築並架橋の早期完成方請願
- 等の多数にのぼっている。

又、非建設的陳情として注目されるものに

- 一、雫石川洪水調節ダム建設反対陳情
- 一、北上川総合開発計画に伴う御所ダム建設計画変更陳情等がある。

既に述べる如く、同年改訂される北上川改修総体計画が、当初計画と相違するところは、高水流量の増大に伴う堤防構造の強化並びに同上流部における赤生津、甘木等の捷水路案の削除等である。

(捷水路案削除が前沢地内における洪水防止工事の早期完成に少なからざる障害にならう等とは予想されるところでなかったのであるが)

同二七年北上川上流改修期成同盟会は、更に、七、九、十二月、翌二月と数次に及ぶ陳情団を派遣して

- 一、北上川上流改修費の増額(改良工事費)
- 一、北上川中流部開削
- 一、北上川上流各ダム早期着工

等に関し建設、大蔵大臣等に陳情を行なっている。

(同二八、二九年度等における改修費については、既に、別項に詳述するところであり省略する。)

同年度末における第一三県会議に愛宕村長外五ヵ村長等が連名を以って、県災工事北上川築堤用地及び土取場用地等に対する買収費及び補償費等の交付方につき請願書を提出している。(保留処分となる)

更に、翌二八年度、同村長等は第一四一七県会議等に反復請願を行なっているが、同請願による用地買収には、昭和二二年洪水以前における旧堤敷の末処理分を含む地域もある等、内容に不備、不統一等があり、遂に、採択され

ることなく終っている。

同二八年北上川治水に関する議会活動として見るべきものに、同六月議員代表が仙台に至り北上川狹窄部開削につき東北地方建設局長に陳情を行なっている事であり、国分岩手県知事が県会議において講演し、(県議史) アイオン災害の復旧も昭和二十七年度を以て完了し、カザリン<sup>カザリン</sup>災害の復旧も昭和二十八年度をもちまして、概ね完了し、今後は総合開発の線に添うて改良事業を強力に推進得る態勢が整いましたので極力公共事業の増額を期したいと存じて居ります。

県営発電につきましては国が胆沢、猿ヶ石に次いで施行いたします和賀川湯田ダムを利用する発電事業と胆沢第二発電所建設計画を進めるため、特別会計として所要の調査費を計上いたしました。

等と述べることである。

(註) 洪水名称が前後している。速記者の誤りであろう。

同二九年一月二日県会議に、一議員の発議による五大ダム管理権問題が、次の如く提出されている。

北上川特定地域総合開発計画(二六、一二指定)の主導目標である国土保全並びに産業開発事業の基礎である各種堰堤群は逐次完成し、又は、着工されつつある。

その中、現に胆沢、猿ヶ石の両多目的ダムは二十八年度において完工のはこびとなったが、総合開発の基幹であるダムの総合的利用に関する運営方式がまだ確立せられていない現状である。

よって、地域の利害関係の代表者である直接の行政責任者である地元県知事が管理することが極めて妥当であると考えらる。

政府は、この趣旨にかんがみて県知事を管理者と定め、運営させる様、速かに措置を構ぜられるよう要望す。とある。

県会議は同日可決の上建設、通産、商工、運輸大臣及び衆参両院議長等に意見書として提出している。

同年胆沢郡前沢町等の沿岸住民によって、赤生津捷水路案復活陳情が、東北地方建設局に提出されている。

同問題解決に不易の日時を費し、築堤工事が甚しく遅延するに至ったのである。(詳細後述)

同年九月、県会議は岩手県市町村会長山本徳治の陳情にかかる「北上川堤防構築並びに架橋の早期完成方について」を審議し採択している。

同九月二六、七日にわたる洞谷丸台風の余波による風雨等によって死者一、住家の損壊凡二三〇戸等に及ぶ災害を蒙っている。

同風水害に刺激され洪水対策の重要性が再認識されてか、陳情、請願等が相繼いで提出されている。

翌三〇年第二回定例県議会(六月二五日〜七月二日)において審議される主なるものに、一関市長外七町村長並びに同議長等によって提出される水害復旧、耕地災害、水害対策陳情がある。

県会議は、これに対処するため、特別委員会を設置している。

更に、同年の請願事項中、治水関係に次の如きがある。

- 一、雫石川護岸工事施工について請願(盛岡市消防団)
- 一、北上川氾濫による災害復旧対策について請願(前沢町長)
- 一、北上川佐倉河護岸工事について請願(水沢市長)
- 一、胆沢川再巡橋下流堤防築造について請願(水沢市長)

等があり、県会議は決議書を以って関係各省庁等に陳情を行なうこと数次に及んでいる。

同年一月北上川中流部（岩手、宮城県境より狐禅寺まで）が、住民運動を起してより二年にして直轄施工区域に編入されている。

しかし、同三一年度以降に至っては、治山治水事業等も北上特定地域総合開発計画に包括されるところとなり、治水運動等は、その陰にかくれて表面的活動は殆ど見られないが、県会議においては少なからず重視され、次の如き質問等が行なわれている。

一、北上川本流の改修と橋梁対策について（佐々木議員）

一、北上川本流の各ダムによる下流域の利用問題について（千葉議員）

等があり、北上川沿岸住民等の関心の深さが推察される。更に、県会議は、同三二年度における多目的ダムの予算獲得を重点とする陳情を行なっている。

同三三年四月多目的ダム法の制定があり、水資源の高度利用が重要施策として取り上げられているが、県会議、県民の世論等は、中小河川改修については多少の論議もないではないが、北上川本川に関しては何等の意見等も出されていない。

しかるに、同三四年突如として県政の重要施策として北上川中流部河川改修着工を取りあげている。（同年四月議員改選が行なわれている）同会議における「重要県政の展望」は、当時の北上川改修の現状を明白に記している、その大要を抜粋すれば次の如くである。

一 関市の南の狐禅寺附近の川巾がせまいため一定量の水より流れないので、出水時は狐禅寺附近から上流一帯は水

害常襲地帯となっている。昭和二三、二三年のカザリン、アイオン両台風の際には甚大な被害を受けた。

その対策として上流部では北上川本川（四十四田ダム）雫石川（御所ダム）猿ヶ石川（田瀬ダム）和賀川（湯田ダム）胆沢川（石沢ダム）の五カ所に多目的ダムを構築するほか、舞川に遊水地を設けて最大流量毎秒二、七〇〇立方メートルの洪水調節をはかり、狭窄部に達する流量を毎秒六、三〇〇立方メートルに調節する計画をたてるとともに、この計画に合せて、本流及び重要な支川の改修事業や流域の治山、砂防事業、気象業務施設を行なうことが決められ、着々実施に移されていた。

ところが、中流部の河川改修だけは昭和二九年一月一日に建設省の直轄施行区域に指定されていたにもかかわらず手がつけられていなかった。

三四年は、六五〇万圓の工費で築堤一〇〇メートルと樋管一カ所、三五年度は本流の護岸三、八〇二メートル、本川及び砂鉄川の築堤一七、六四五メートル、掘削一三九万立方メートル、溢流堤五、一一八メートル、水路九七メートル、狭窄部掘削七八万立方メートルを一二億九五〇万圓で行なうことになった。

この工事によって、「水害の常襲地といわれていた東磐井郡川崎村、一関市弥栄、藤沢町黄海、花泉町日形などの地域の水田六〇五ヘクタール、畑五四五ヘクタール、その他七六ヘクタールの耕地を、又、住居一、六〇〇、工場四〇を水害から守ることができ、更に、この地域の人々一〇、二〇〇人の生命をも守ることができるとなった。」とある。

しかし、その後における地元の間心は、県会議、住民運動等を通じ、何等表現されるところが見られない。

従って、昭和二三、二三年洪水等の災害復旧工事に引き続き緊急施工を以って行なった暫定断面による築堤工事終

了後は、これに引き続き施工されるべき改良工事（既定断面による大堤防）の着工が遅れ、同三八年度の如きは、計画箇所数二〇か所の内、わずかに七か所において施工されているのみである。

同四二年県会議政調査会（同年四月千田知事再選、県会議員改選等が行なわれている）に北上川上流における治水ダム建設、磐井川下流シヨートカット計画並びに北上川治水恒久対策が提案されている。

その中で、北上川治水恒久対策については次の如くである。

一 関地方の被害を防ぐためには、狐禅寺の狭いど元を掘削して川幅を広げることが先決であるが、工事が大変だといわれ、未だ何らの手も加えられず放置されている。

狭窄部の下流宮城県側では穀倉地帯と称して、この狭窄部の掘削に反対しているとも伝えられているが、もしも、それが事実のとおりで掘削をしづっているのであれば、政治以前の問題といわねばならない。

北上川全体の改修計画を一〇〇%と見た場合、一関地方の改修は約五〇%を占めているといわれているので、北上川治水対策の根本的解決は、岩手県にとっては今後大きな課題といわなければならない。

とあり、その後、更に、継続審議を行なう等県会議並びに流域住民等の関心は、洪水防止を目的とする恒久対策に集中するに至ったが、シヨートカット、築堤用地、住家移転、洪水による遊水池の補償等、多くの問題を有する一関地区住民の意志統一が甚だ困難を極めるところである。

この頃、地域住民の間に起きた堤防後退論があり、これを取り纏めた一関地区治水対策私案なるものが刊行、配布されている。

同四五年三月県議会における鈴木議員の「北上川治水対策に対する今後の方針はどうなっているのか」と言う質問

に答えて千田知事は次の如く述べている。

北上川治水対策については、県勢発展計画の九つの大規模開発事業の一つとして推進していきたい。

なお、国に対しては北上川流域の治水対策を根本的に再検討して、十分なる対策をたて事業の促進を図るよう強力に働きかけていく。

と明確なる答弁を行なっている。

しかるに、翌四五年二月県議会（定例）において、再び、北上川治水対策について質問が行なわれている。（内容は明らかにされていない）

同四五年一月二三日北上川清流化対策につき勝又議員の質問を始め、再三にわたり質問があり、更に、県議会において議員発議等まで出されている。

それは、地方新聞等が伝える如く、北上川源流域における右支松川支流赤川の上流（岩手郡松尾村<sup>キ</sup>松尾）において大正年代より硫黄採掘<sup>並びに</sup>同製練等を経営する松尾鉱業株式会社が、廃坑より流出する多量の坑内水の中和处理等を放置する儘、昭和四三年会社更生法の適要を申請し、事実上の倒産、閉山に至ったからである。

従って、未中和の鉱毒水が北上川本川に流入し、北上川を汚染すること甚しく、淡水魚等も棲まぬ死の川となり、沿岸住民の生活及び生産等に及ぼす影響が甚だ多く、想像に絶するものであったのである。

同四五年一月二七日の地元新聞は、

通産省が松尾鉱山の鉱毒水処理のため、四四年度予算で鉱毒水の排出坑（三米坑）閉鎖の予算三千万圓を支出することが確実となったが、排出坑閉鎖の工事完了するのは、技術的にみて六月または七月ころになる公算が大きい

め、その間、排出される鉱毒水の中和処理をどこが引き受けるかという新しい問題が出てきた。(中略)県は、事実上閉山した松尾鉱業に代わり昨年十一月中旬から千八百五十万圓を投じ、中和処理のため炭カル投入を続けているが、この県の緊急対策も三月末で打ち切られる。

このままだと、四月以降三〇四月間は、強酸性の鉱毒水をそのまま北上川に放流という事態にもなりかねないため、県も行政的に対処する必要性に迫られている」云々

等とあり、県政に及ぼす影響が大きく拱手傍観が許されるところでなかったから、県会議等においては、しばしば論議が繰返されている。

同年通産省は、鉱毒水(坑内水)の流出を止める為、鉱山繰業中に坑内水排出のため掘削せる三米坑の閉塞工事を施工している。

しかし、同工事によって坑内水の流出は停止されたが、鉱毒水に因る汚染は止まるところでなく、依然として多量の炭カル投入による中和処理が施行されているのである。

同四七年四月一六日赤川上流三・一籽が、建設大臣の直轄管理の施行区間に指定され、同年五月四日より岩手工事事務所において同川の中和処理並びに新設の中和処理施設の建設等を開始している。

北上川水系水質汚濁対策連絡協議会(昭四六設置)は同年六月専門委員会を設け、更に、同八月松尾鉱山の鉱毒水を含む比素対策を協議事項に取り入ることを決定している。

同九月専門委員会は、「松尾鉱山跡地における鉱毒恒久対策を協議し、

一、東北地方建設局が地下水調査を行なう。

一、岩手県が露天掘り跡地の埋める(覆土)調査をする。

等の二件を決定しているが、対策に「明確なる結論が出にくいため、国の予算も少しずつしかつかず、効果が上がらないのが実態である」と言われるのが真実である。

同四八年、前年における専門委員会の決議による調査結果にもとづき、赤川源流域における河水の浸透に因る地下水化防止工事を岩手工事事務所の担当によって施工し、露天掘鉱床の覆土工事は岩手県によって施工されている。

昭和二二、二三年等の洪水による災害復旧工事及び改良工事の多くは竣功し、長い間、重要課題とされている一関地区洪水対策が、最終工事となり実施計画が急がれている。

昭和四八年三月、一関市北上川治水対策協議会(対策協)が結成され、洪水対策を主目的とする住民運動が起されている。

同年北上川上流一関地区改修基本実施計画を樹て、六〇八月にわたり関係地域において説明会を開き、関係者等に詳細なる工事内容の説明が行なわれている。

更に、関係者等の事情聴取並びに改修工事施工主趣徹底等のため、用地課職員が一関出張所に常駐している。

同四九年一月、一関市は行政組織の一機構として建設部に北上川治水対策室を新設し、改修工事促進と工事実施に伴う市民生活の安定及び向上を計っている。

同年三月対策協内の一部によって、一関遊水地反対同盟が結成され、同月改修計画実施反対の申入を行ない、同盟加入者三六六名は、遂に、同年八月対策協を脱退し、測量立入禁止等の徹底抗争に立ちあがっている。

従つて、改修計画の実施が不可能となり、市民五万余の生命、財産等が憂慮されるところとなつたのである。  
翌五〇年四月、岩手県事務所は、一関遊水地用地出張所を新たに設置し、用地問題の早期解決による工事着工を急いでいる。

参考資料（所外資料）

- 一、岩手県議会議史
- 一、岩手県議会四年の歩み
- 一、岩手日報
- 一、鉱水処理概況（松尾鉱業所）
- 一、水質汚濁機構に関する研究（岩手大学後藤教授）
- 一、北上川改修期成同盟会関係資料
- 一、一関市資料（洪水関係）
- 一、東北地方建設局記録（赤生津捷水路関係）
- 一、陳情書

## 二、昭和二三、二三洪水対策

昭和二二年暖冬と言う程ではないが、雪が少く、冬至一八日間以内に三度に及ぶ降雨がある等の不順な天候に始終した冬期であり、越えて同二二年春、依然として不順な天候は、遂に、夏にも及び七月下旬の長雨に続く豪雨による北上川等の出水あり、更に、同八月月上旬、北上川上流域等における集中豪雨により再び出水し、遂に氾濫して少なからざる被害を蒙るに至つたのである。

岩手県は、阿部副知事を局長とする岩手県水害対策事務局を県庁内に設置し、救援、復旧等の対策に万全を期せんとしている。

江刺郡愛宕村長は水害及び復旧に関する意見書に次の如く述べている。（約四、〇〇〇字に及ぶ長文、抜）  
本村七月二十七、八日及八月二、三、四、五日ニ亘ル二回ノ水害ハ実ニ本村未曾有の惨禍ニシテ

### 愛宕村洪水（七月～八月）被害額調

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 浸水被害戸数   | 八四〇（全戸数ノ九二%）           |
| 水田冠水     | 四六一町歩（一〇〇%）            |
| 畑        | 三二〇町歩（八九%）             |
| 堤防缺潰     | 四ヶ所                    |
| 道路破壊     | 一、一六〇米                 |
| 三、〇七〇米   |                        |
| 建築物損害    |                        |
| 流失棟数     | 七戸                     |
| 倒壊棟数     | 一四棟                    |
| 半壊棟数     | 二三棟                    |
| 浸水床上床下棟数 | 八四二戸                   |
| 損害見積総額   | 五二、九二九、五〇〇円ヲ算シ、之ヲ細別センカ |
| 耕地損耗     | 五四一、四五〇円               |
| 建物被害     | 一二、〇〇〇、〇〇〇円            |
| 土木施設被害   | 一三、九七〇、〇〇〇円            |
| 農作物被害    | 一一、四六〇、〇〇〇円            |
| 畜産被害     | 一九、五〇〇円                |

苗木類被害

九二七、〇〇〇円

養蚕被害其ノ他

一一、五五〇円

トナリ、其ノ直接原因ハ、一ニ堤防四ヶ所ノ缺潰ニ存シ、更ニ、其ノ根本原因ヲ探究センカ、當時構築ニ対スル為政者ノ技術的欠陥ヲ指摘セザルベカラズ。

故ニ本村復興ノ鍵ハ、一ニ堤防構築、復旧及河川改脩ノ執行急須ナルヲ要スルハ勿論ナリ、而シテ、之カ責任挙村一致ノ自治思想ニ基クトハイヘ、経済面ノ解決既ニ自立性ヲ喪失セル町村現在ノ財政観ヨリスレバ、国库負擔ニ依ル以外他ニ途ナキヲ信ズル者也。

殊ニ本村ノ地勢上、本村ト北上川トノ関係経済上本村ト食糧トノ関係極メテ密接ナルニ於テ然リトス。(中略)

今次ノ洪水ハ従来ト趣ヲ異ニシ極メテ急激性ニシテ水勢ノ猛烈ナリシハ、蓋シ山林濫伐ノ結果ナルベキヲ以テ、治山ノ実挙ヲサル限リコノ様相ヲ以テ進行シ、其ノ被害ノ程度亦推測スルニ難カラズ、故ニ、今後ニ於ケル河川工事ノ設計ハ須ラク之ニ即応スル技術上ノ変革ヲ見サルベカラズ、今次ノ水害ニ依ッテ欠潰シタル堤防ハ実ニ昨年十月漸ク完成シタルモノ其ノ中ニアルコトハ雄辯ニ之ヲ物語ルモノニシテ、其ノ原因、其ノ上流ニ川ノ水勢ヲ制殺スル水制ヲ設ケサルニ心付クベシ。

等とある。

しかるに、同年九月一五日岩手県における氣象観測史上最大を記録する集中豪雨があり、同夜半より翌一六日早朝にわたり北上川の出水その極に達し、未曾有の大洪水氾濫となり、沿岸平野の殆どが泥海に没し、膨大なる被害は、八月洪水に数倍するに至ったのである。

被害の激甚地は一関市街等であり、国道、国鉄等の陸上交通の停止は言うに及ばず、岩手県管内に通ずる通信機関の総てが一切不通となり、西磐井地方事務所は宮城県方面に通ずる唯一の電話によって、宮城県庁を通じ本庁(岩手県庁)へ洪水の惨状を伝え被災住民の救恤を訴えたと共に、直ちに西磐井水害対策本部を設置し、復興対策を構じている。

一関市においては、同月二二日市長、市議会議員等が急拠上京して水害復興対策につき陳情を行なっている。

洪水後、北上川沿岸市町村長会において洪水復旧対策につき協議されているが、その中で、災害復旧工事に要する用地については、市町村において責任を以て提供(無償)のことを議決し、この旨を以て岩手県知事、内務省仙台北土木出張所長等に災害復旧工事の即時施工を請願しているのである。

一関市は、更に、一〇月一〇日第三次陳情団を上京せしめ内務、大蔵省等に陳情を行なわしめている。

同洪水後における河川の状態を把握し、災害復旧工事施工計画樹立のため、北上川上流工事統合事務所は、狐禅寺より盛岡市に至るまでの北上川河道及び洪水氾濫域等の調査測量等を施行し、同年十一月殆ど終了している。

この頃、西磐井地方事務所長を中心とする同地方事務所管下中学校教員等によって西磐井郡地方水害史の編集が進められている。

翌二三年二月には殆ど脱稿し印刷、刊行が待たれている。

同カスリン台風洪水に因って蒙る土木災害は、岩手県管下全域に及び、その数は実に百数十〇ヶ所に達している。

北上川本川における災害復旧工事については、概に述べる如く翌二三年三月一日附を以て、岩手県知事が、東北地方建設局長へ、昭和二年災害岩手県委託工事(略称「二二県災工事」)として施工の一切を委託したのである。

同二二年度における岩手県の支出にかかる災害復旧費は、実に、三億七、五〇〇万圓の巨額に及んでいる。

同二三年四月洪水対策の一環として東北地方気象連絡会が結成され、その下部組織的性格を多分に持つ岩手県気象対策会が、同年五月結成されている。

更に、東北地方建設局が中心となり、北上川洪水専門委員会を設立し、気象連絡会と共に洪水対応策の考究を行なっている。

カスリン台風洪水に因る災害は全国的に及ぶところであるが、北上川流域における集中豪雨による災害は殊に甚大なものであり、その対策は政府、国会等において大きく取り上げられ、八月七日より四日間の長きにわたり天皇陛下が親しく、一関等の水害地を御視察なられている。

洪水後、一周年を前にして北上川沿岸住民の洪水防止運動が愈々強烈の度を加え、水害対策委員会の設立に関する要望、雫石川等支川における改修工事施工促進のため工管所設置等、多くの陳情書が県会議等に提出されている。

同八月三〇日、岩手県知事は県会議において治水事業の現況について次の如く説明を行なっている。（抜）

県はもとより市町村も、水害復旧の諸経費のために破産せざるを得ないような実態である。

近來、県内の一部に、狐禪寺の狹窄部を開鑿して、胆沢、東西磐井の水害を除くべきであるという説があるが、この狹窄部をひろげて、計画洪水量七、七〇〇立方米を流水するようにするためには、岩手県及び宮城県内に、一八軒にわたる鑿岩工事が必要で、その工費は、三三億円以上を要するものと考えられる。

そして、この工事を実施する前提として、宮城県内で、明治四四年起工以来二四年の年月と総工費一、四三七万円を費やした治水工事を根底からやり直し、約二〇〇米の河積の拡張を五九軒にわたって施行しなければならぬ。

当然、既耕地内一千町歩をつぶすこととなり、農家一千戸以上の処理をすることとなれば、経費が百億円をこえる

であろうと考えられる。

このために何年かかるか、単に、宮城県の反対を顧慮しないとしても、北上川改修の効果を数一〇年後に期待する結果に陥るのである。

したがって、北上川の国営直轄改修工事は、すでに内務省で方針を確立しているところの五洪水調節池の設置と河川切替えと築堤の方面をできるだけ早く施行することに県民の運動を集結して行くべきものと考ええる。

等としている。

しかるに、同九月一六日県下を襲うたアイオン台風に因る豪雨は、殊に、北上山地に甚しく、記録的集中豪雨をもたらし、再び、全県下に及ぶ洪水氾濫となり、各河川沿岸の殆どが泥海と化し、殊に、一関市街の如きは、口碑、伝説にさえ知られざる大災害を蒙り、死者数百人と推定される大惨事を見るに至ったのである。

一関市は、逸早く翌一七日本害対策本部を設け救助活動を開始している。

岩手県も亦、直に災害救助活動を開始し、翌一八日朝救援隊第一陣を一関に向け急行せしめている。

同日における道路事情並びに救援活動の概況は次の如くである。

一、水沢町南郊小山崎以南の国道四号線は、胆沢扇状地から流下した雨水の激流に洗われ、道路の片影を残してはいないが、路面は大小の敷石、敷砂利等が散乱し、急流河川の川原同然となり、車馬の通行は困難である。（午前六時前）

一、胆沢扇状地より流出する小河川はあふれ、濁流は国道を横断して流れている。

一、小河川の殆どは流出土砂に埋没し、濁水は倒伏する稲田の中を縦横に流れている。

一、古城村丑沢附近で、避難途中濁流に吞まれ行方不明になった小女二人、幼児一人の捜査が行なわれている。  
一、同村に要害附近の国鉄路線は、道床が流され、レールが梯子を横たえたる如くなり、沢山の流木、塵芥等が附いて目も当てられぬ状況である。

古城小学校の生徒数一〇名が取り除き作業に奉仕している。（盛岡工事局でも知らないであろう。）

一、白鳥川鉄道橋のアバット部が流失し川巾が広くなっていた。

一、国道四号線白鳥橋（コンクリート橋）は兩岸取付部（アバット）が流失し通行不能である。同橋より上流の旧国道木橋は完全に流失、歩行者のみ同所附近を徒歩している。

一、瀬原南口、新旧国道分岐点まで水没し、同所以南湛水深く通行不可能である。（午前十一時頃）

一、衣川国道橋が一スパン転落し、高欄の一部が斜いて見える。

一、わずかに水面上に見える国鉄線路づたえに一関へ急ぐ人達が、水シブキをあげながら走って行く。

一、午前一二時頃、赤い社旗を持った新聞記者が汗を拭きながら白鳥の坂を登って行く。

一、午後零時半頃、岩手県のジープが一台白鳥橋北側に到着。

一、午後一時頃、救援物資を満積したトラック数台が前沢町南端に到着、停車す。

一、午後三時頃、梯子を横たえた様な線路を国鉄保線区のカソリンカーが強行突破して、白鳥橋の方に急行して行った。

一、折居駅附近の国道に数台のトラックが荷物をシートで覆うて停車している。

一、午後六時頃、水沢町南郊小山崎附近に停車するトラックを先頭に、数一〇台のトラックが、延々、二料余わたった。

て停車し、その後尾は水沢町大町まで續いている。

（後聞、トラックは一八日夜、方向を転じ平和街道によって横手、新庄、小牛田經由で一関へ翌日到着と）

同洪水に際し、北上川上流工事統合事務所は、前年（カスリン台風洪水）同様の大水再来を憂慮し、併せて一関、狐禅寺等における出水状況、洪水流量等の調査を行なうべく、同一六日午後調査員を一関出張所へ急行させている。

しかるに、胆沢扇状地より流下する雨水によって国道四号線が水没し、進行意の如くならず、遂に、進退極まり水沢駅に避難せざるを得なかったと、報告書に次の如く記している。

雨は、益々強まり相去農業会より約三丁下の土橋上（註本郷川橋）にエンコした車は、遂に、橋より氾濫した水で洗はれ始め、一時間に約三十糎の増水を示してゐた。

七時には国道上約二十糎冠水する様になった。

七時半、漸く、トラックの故障が直りただちに出発したが、水沢に行くまでに、既に、道路は河と化、トラックの速度が遅れ、一関に到着出来るかどうか心配であった。

漸くして水沢の町に入った。町内には殆ど水がなく一途に南下した。

駒形神社跡まで（註駒形神社南口、小山崎附近であらう）行くと濁流が国道に氾濫し、胸まであり、交通不能のため、又、引返して水沢連絡所に向った。水沢の町に入ると濁流町内に溢れ、又もや、交通不能のため水沢駅に避難した。云々

とあり、一関到着は洪水後の一八日平泉より舟で渡っている。

又、県南の職員（被災者）は、減水直後（一八日）の洪水状況調査のため江刺平野及び水沢、前沢町を経て胆沢郡衣川村<sup>字</sup>瀬原に至り平泉、一関等の湛水状況を望見し、その被害の容易ならざるを知り、二〇日朝、水沢発盛岡行の試運転列車によりやく便乗し、北上川上流工事統合事務所に災害報告第一報を入れている。

さきに派遣された調査員は道路、橋梁等の損傷甚しい中を徒歩で調査を遂げ、水沢に戻ったのが二二日であった。同二二日一関災害復興陳情団（第一陣）が上京し、各省庁に陳情を行なっている。

翌二三日北村大藏大臣を団長とする内閣総合調査団が、災害地視察のため来県し、洪水被害激甚地一関其の他北上川沿岸を踏査し、同二四日県正庁において、北村団長以下二八名の調査団<sup>及び</sup>関係機関代表<sup>並びに</sup>被災市町村長等による水害復興官民懇談会が開催され、災害復興に関する諸般の大綱が纏められたのである。

其の後、北上川の流量改訂等技術的変革は行なわれても、洪水対策の根本施策には変更等のことなく遂行されているのである。

### 三、前沢堤防と捷水路問題

胆沢郡前沢町地内（旧東磐井郡生母村赤生津<sup>及び</sup>胆沢郡前沢町目呂木、白鳥等）通称蛇の鼻の彎流については、既に、河道変遷の項で詳述する如く、原生代においては、北上山地西麓に従って殆ど直線に流下しているが、その後の洪水等によって、次第に流路を西（右岸側）に転じ、極度に彎曲する蛇行河川を形成するに至った所である。

昭和一六年における北上川上流改修計画（当初計画）によれば、中世代以前の河道に近似する線形を以って、東磐井郡生母村赤生津<sup>字</sup>小六谷起に捷水路の開削が計画されているのである。

（註） 北上川上流改修の当初計画は、明治四三年、大正二年等の洪水流量を算出の基礎として樹立される計画である。

同計画によれば狐禪寺狹窄部における洪水流下能力を越える洪水流量は舞川<sup>及び</sup>一ノ関、山目等の河岸平野に湛水するが、その上流端は平泉附近を以って終る計画である。

従って、赤生津捷水路の開削は、同地点より上流部左岸東磐井郡生母村<sup>並びに</sup>右岸胆沢郡前沢町、同白山村等における洪水の流下を速かにし、洪水被害の軽減に奏効するところ大なるものとして当初計画に組入れられたのである。

しかるに、昭和二二、二三年洪水における舞川地区等の洪水流量は想像に絶するものであり、高水位も亦、計画をはるかに越える洪水であったのである。

以上の如き洪水流量の大差により北上川改修計画の変更又は改訂等を要するに至ったのである。

同二二、二三年洪水における洪水流量を算出の基礎とする暫定的改修計画の樹立を見たのは同二四年秋であり、この計画によって両洪水における災害復旧工事が急速に実施されている。

更に、河川全体計画（全国）立案のための測量調査が、同二五年一〇月より開始され、その成果によって北上川改修改訂計画（第一次）が樹立されたのは同二七年一二月である。

その中で愈々重大視されるに至ったのは舞川遊水地であり、不用工事として削除されるに至ったのは赤生津、甘木等における捷水路計画である。

赤生津捷水路計画の開削の理由は、同二二、二三年洪水による舞川地区における湛水域は予想以上に広大で、その末端は、当初計画における赤生津捷水路計画地点（東磐井郡生母村<sup>字</sup>小六「通称小六谷起」）より更に上流に及ぶところであり、更に、一関地区改良工事<sup>並びに</sup>舞川遊水地工事の完成後とも言えども、同捷水路は上流地帯における洪水

流下に何等の効果をもたらすところではなく、返って、平水時等における流速を早め、河川の急流化による悪影響等が多く、河川維持並びに管理上、不益なる工事として削除される場所である。

しかるに、水理上の諸問題等は考慮の外とする地元住民（農耕者）にとっては、食糧の国内自給を国策とされ増産が大きく叫ばれて、寸尺の空地をも争うて耕作する時において、捷水路計画の廃案に至った事は、前沢町民多年の願望が崩潰するに至ったのである。従って地域住民にとっては一大痛恨事であつたに相違ない。

それは、捷水路開削によって北上川が東方（左岸側）に移されることによって旧目呂木村（前沢町目呂木）の大半が、北上川岸より遠く離れ、洪水氾濫等が皆無となり、更に、広大なる廢川敷の農地化による経済確立等が期待され、改訂計画による河道案によれば堤防敷に耕地を潰される事の憂慮が大きかつたのであらう。

（註）旧計画における捷水路用地は東磐井郡生母村赤生津地先であつて、潰地の総てが生母村所轄地であり、生母村赤生津地区住民の耕作地である。

従つて、捷水路開削に因つて生ずる経済的損失は、前沢町には関係がなく、生母村に偏在しているのである。

多年の期待を失つた前沢町南部地区住民は、前沢北上川水防期成同盟会を組織し、赤生津捷水路案復活運動を起し、同二九年建設大臣に陳情書を提出している。（岩手県知事にも提出されているであらうが、県政、県会議等の記録は見当らない）

捷水路案を固執する前沢町及び地域住民は堤防用地の買取等にも応ずるところでなく、遂に、暫定断面による築堤工事等も中止するのやむなきに至つたのである。

同年一月六日、前沢町公民館において開られる同前沢北上川水防期成同盟会幹事会に、東北地方建設局横山企

画部長、伊藤岩手工務事務所長等が出席し、新改修計画の詳細につき説明し懇談を行なっている。

更に、同月一八日、同じく前沢町公民館において開催される同期成同盟会総会に照井東北地方建設局長、伊藤岩手工務事務所長、同工務事務所佐々木庶務課長等関係係長、出張所長等が出席し、詳細なる説明及び懇談を行なっているが、二三名の住民が反対を固持して譲らず論議の進展にもならず、結論に達するところでもない。たまりかねてか、菊地同盟会長（同町長）が（総会速記録より）

一、国家的補償（河道案による犠牲者に対して）

二、地元としては町議会に計つて犠牲者を考慮する。

三、以上の補償がよりよく行なわれる様、努力する。等

町全体として河道案を御願ひしたいのですが、どうですか。

と、北上川改修改訂計画による河道案を支持し、これによって生ずる不均衡は、町政上等において調整するよう提案したのであるが、尚、一〇二の反対者によって総会の意見を統一するには至らない。

更に、小野寺副会長も亦、

期成同盟会は最初ショートカット案で出発し、検査（地質調査であらう）の結果、岩板も無く、愈々、ショートカット案施工の感を深めたのであるが、小沢建設大臣は、ショートカットは現在の国状では経済的に困難であり、堤防は出来ただけ効果があるが、ショートカットは完工しなければ効果はない。

そこで、この問題は重大な問題であるから、種々討議して貰いたい旨、御話があつたので前回の幹部会を開いて討議し、今回、更に、局長まで来られ言明されたのであるから良い時期であり、最も被害の少い工事を早急に実施して貰う様、河道案に賛成したらどうですか。

と河道案採択を促しているが、遂に、結論に達せず散会している。

従つて、同地域における暫定断面の築堤工事再開は殆ど予測困難となり、工事が放置されるに至ったから、二二、二三年洪水等の被災における防水対策が憂慮されていたのである。

## 附記

昭和二九年前沢北上川水防期成同盟会の、赤生津捷水路案復活陳情に関する、建設大臣の査問に対する説明の要は次の如くである。

一、捷水路掘削を行なつても、狐禪寺の背水がこの地点まで影響するから水位の降下はない。

二、現在計画を採用した理由

イ、水位が低下しない

ロ、工費が遙かに安い  
等である。

三、捷水路案と現在計画の工費比較

現河道案 二四二、〇〇〇、〇〇〇円

捷水路案 七七一、〇〇〇、〇〇〇円

四、前沢地内の湛水状況

湛水面積 四六〇町歩

〳 時間 五二時間

〳 地域勾配 殆ど平坦地である。

五、鉄道は白鳥川鉄道橋で計画洪水位と同高である。

従つて、高水護岸及び特殊堤により充分と思料される。

## 結論

イ、捷水路案として

右岸堤防末端に水門を附し、尚、蛇ノ鼻の岩山に通ずる道路を嵩上げし、下流部よりの逆流を防ぐこと

ロ、現河道案として、

前沢堤防の末端を延長して鉄道橋附近に取り付け、尚、白鳥川の逆流堤を嵩上げて国道附近まで延長する。

鉄道の道床を嵩上げすること。

等である。

## 附記 (一)

同地域における築堤工事（前沢堤防）については、既に、別項において詳述するところであり省略するが、同事は昭和二五年度に着工し、同四一年度を以つて終了するところであり、施工期間、実に、一六か年間を要し、北上川上流堤工事中、最長工期を要した堤防である。

## 四、一関地区洪水対策（舞川遊水地計画）

既に述べる如く、北上川上流改修計画は、明治四三年、大正二年等における高水流量を算定の基礎として定められたところである。

同改修計画による一関地区洪水対策工事の詳細な計画内容等は明らかでないが（資料散逸）、その大要は、東磐井郡舞川村<sup>字</sup>土橋より西磐井郡中里村<sup>字</sup>藤後、巻の花を経て、再び、東磐井郡地内長島村<sup>字</sup>島、桜里、古川、里前等の西辺を巡り同月館に至り北上山地の西麓に附ける山附堤<sup>並びに</sup>右岸西磐井郡中里村地先国鉄東北本線磐井橋梁附近より同川の北上川合流点に至り、更に、同村大水門、法泉、長畑、崩、高谷起<sup>及び</sup>平泉村<sup>字</sup>太田、川添等を経て同東北本川太田川第三橋梁附近に附ける大堤防を築き、中里村<sup>字</sup>柵ノ瀬附近から同村<sup>字</sup>細谷、舞川村<sup>字</sup>三番谷起<sup>及び</sup>中里村<sup>字</sup>巻の花等を開削し、捷水路として、洪水氾濫を防止しつつ、狐禪寺狭窄部を経て北上川下流部に無災害流下せしむ

る計画である。

しかるに、昭和二年（カスリン台風）洪水における洪水量は当初計画（最大高水位標高二五・二四米）をはるかに凌駕する大洪水となり、その氾濫によって一ノ関市街等、多くの民家を浸し、住民生活に壊滅的被害を及ぼし、更に、国道四号線、国鉄東北本線等の交通運輸の大動脈等は数日にわたる湛水によってその機能を停止するところとなり、東北、北海道等における流通経済に及ぼす影響（二次災害）等も亦、少なからざるものがあつたのである。

同洪水後、各方面において論議された北上川治水に関する諸意見の集大成とも見られる「北上川の治水工事についての恒久対策」の中に「一関近郊を一大貯水池として新たな天地を開くこと」としている。（これが、舞川遊水池論の初見である。）

内務省は、同年秋、北上川改修計画の根本的改正案として、上流部における五大ダムの計画変更により洪水調節量の増大を計ると共に、一ノ関地区における堤防計画を改め、更に、同地区に遊水地を新設し洪水氾濫を防止する案を樹てているのである。

同案は、昭和二三年三月二六、七日における北上川根本対策幹事会及び同年七月一二〜一四日等の北上川総合開発調査会等において詳明なる説明が行なわれ、更に、多くの機関、会合等に資料を送り計画内容を明らかにし周知徹底が計られている。

同調査会における会議録等は知る由もないが、改訂計画の概要は次の如くである。

|             |        |                   |
|-------------|--------|-------------------|
| 北上川上流における   | 最大洪水流量 | 毎秒九、〇〇〇立方メートル     |
| 五大ダムにおける    | 洪水調節量  | 〃 二、〇〇〇立方メートル     |
| 一関地区遊水地における | 洪水調節量  | 〃 七〇〇立方メートル（原案修正） |
| 狐禅寺狭窄部へ流下する | 洪水量    | 〃 六、三〇〇立方メートル     |
| 狐禅寺附近における   | 最高水位   | EL 二六米            |
| 圍繞堤         | 堤頂高    | EL 二八米（平均地盤高一八米）  |
|             | 堤防高    | 平均 一〇米            |
|             | 堤防延長   | 九、四二〇米            |
| 溢流部堤        | 堤頂高    | EL 二五・二米          |
|             | 堤防高    | 平均 七・八米           |
|             | 堤防延長   | 五八〇・〇米            |
|             | 溢流水深   | 〇・八米              |

等と、基本方針の中に定められたのが舞川遊水地計画の発端であり、確定された初めでもある。

しかるに、同年九月一六日大洪水（アイオン台風）の再襲来によって北上川上流改修計画の修正が要求されるに至つたのである。

北上川上流改修計画に修正が加えられ、改訂計画（第二次）の決定、確立を見たのは、同二七年二月である。

同改訂計画が、当初計画と大きく異なる点は、既に述べる如く赤生津、<sup>はたぐ</sup>甘木等における捷水路開削計画の削除等である。

従つて、赤生津捷水路に数倍する中里地区捷水路開削工事の施工等は行なわれるべくもなく、計画変更は必然の事であり、それに代る多くの試案が樹てられている。

試案の二・三を挙げれば、遊水地予定地域住民の犠牲軽減を考慮し、河道巾七〇〇米とし、両岸に、昭和二年洪水位に対応する大田繞堤を巡らす案である。同案による堤敷は巾数一〇米に及び、河道巾と合算すれば、凡そ磐井盆地の大半を要する計算となり、更に、現河道に沿う周囲堤案も出されている。

河道巾平均三〇〇米とし、氾濫を防止するため、二〇余米に及ぶ高堰堤計画である。

しかし、同案による高堰堤は基礎地盤の軟弱と竜大なる土量<sup>並びに</sup>前案を凌ぐ広大なる堤敷を要し、同盆地における耕地の殆どが、潰地となり、地域住民の経済的基盤を喪失せしむる危険性があり、又、地域住民の犠牲を最少減に止むるため、小規模の堤防（例年の中小洪水に対応する）案も考えられたが、小堤案によっては、一関市街の洪水防止と言う初期の目的達成にはならない等、地域に即応する計画の成案を得ること困難を極め、遂に、数年を経過するに至ったのである。

それは、一関市街等の住民を洪水災害から守り経済安定を計り、更に、地域発展に資するため、非常災害に対応出来る大改修工事を実施せんとすれば、竜大なる潰地を要し、広大な耕地を失うに至り、地域住民の生活を圧迫すると言う逆現象を生ずるからであったのである。

北上川上流における改良工事の殆どが着工（一部竣功）され、更に、四十四田ダムの完成も迫った昭和四二年、一関地区住民によって、一関地方水害対策連合会が結成されて、治水対策の早期実現<sup>及び</sup>被災者に対する補償の確立等をスローガンに掲げる住民運動が展開されている。

同四二年岩手県政調査会は、一関地区における北上川治水恒久対策につき提言されているが、具体的方策もなく進展を見るところでない。

この頃、一関遊水地関係地域の一部住民によって堤防後退案が提唱され出している。

その要旨とするところは、

昭和二二、二三年洪水等にも対応される大堤防の構築を望むが、河岸に沿うて構築する時は彎曲して長く、従って、潰地が竜大となり、用地取得が困難であり築堤は不可能である。

しかし、一関市街<sup>及び</sup>国道四号線<sup>並びに</sup>国鉄東北本線等の洪水防止は絶対事である。

ここにおいて、国鉄線路に平行する堤防構築によれば、堤防用地は、前者に比し、はるかに小面積で可能である。と言っているのである。

その後、現地の動きは比較的静温に経過しているが、計画は、何回か練り直しが行なわれ二線堤方式による素案が出されたのは同四六・七年頃である。

同四八年三月二八日、一関市北上川治水事業対策協議会が現地一関地区住民によって結成されている。

同年六月一八日北上川上流一関地区改修基本実施計画が発表され、同日の中里地区説明会を始めとし、全関係地域

一〇か所において詳細なる説明が行なわれている。

その後における関係機関等の動行の主なるものは次の如くである。

八月一〇日 一関、平泉北上川治水対策協議会開催（治水事業の基本方針承認）

九、二六、 前堀堤防の早期完成についての陳情（須藤栄長外）

九、二九、 一関市及議会並びに協議会関係者等、建設省土木研究所鹿島試験所視察（参加者七六名）

一一、二四、 一関市北上川治水事業対策協議会より建設省に二三項目の要望書提出。

昭和四九年

- 一、三〇、建設省より一関市北上川治水事業対策協議会提出の要望書に回答あり。
- 二、一、一関市行政組織に建設部北上川治水対策室が設置さる。
- 三、七、一関地方遊水池反対同盟会長菅原勝吉より改修計画反対の申入書が提出さる。
- 六、二六、一関地方遊水池反対同盟が、一、七二名の署名を添えて市長へ陳情書を提出する。
- 六、二九、一関市北上川治水事業対策協議会第一回総会開催（参列、建設省、岩手県、地元県議員、同市長等）
- 八、一、一関地方に洪水あり低標高地帯に氾濫あり、（水位標高一九・一米）
- 〇、一、一関市北上川治水対策室に遊水池生活再建相談所を開設す。（建設省職員毎週一回出張相談に応ず）
- 〇、五、反対同盟代表菅原勝吉外数名東北地方建設局長に陳情す。
- 〇、一七、一関市北上川治水対策協議会及び平泉遊水池対策地権者会の協議が行なわる。
- 〇、二一、一関市北上川治水対策協議会より遊水池反対同盟三六六名が脱退す。
- 〇、二九、一関市並びに平泉町地権者会より事業促進の要望者が提出さる。
- 一〇、二二、前堀地内において土地高低測量が開始さる。
- 一一、一、市議会北上川治水対策特別委員会開催さる。
- 〇、二七、岩手県庁において、一関地区遊水池関連対策連絡協議会開催さる。
- 一二、二四、一関市及び平泉町地権者会が、建設省東北地方建設局長に家屋移転促進方につき陳情す。

昭和五〇年

- 一、一四、一関市及び平泉町が、事業促進方につき建設省、農林省へ陳情を行なう。
- 五、二三、一関地方遊水池反対同盟会長菅原勝吉より、一関地区改修測量中止の申入書が提出さる（市長宛）
- 六、一六、一関市北上川治水事業対策協議会長小野寺松夫より家屋移転促進要望書が提出さる（市長宛）
- 七、七、建設省東北地方建設局長へ事業促進方陳情す（岩手県土木部長、鈴木県会議員、一関市議会阿部副議長外）
- 八、一一、北上川治水研究懇談会運営委員会の事務局を北上川治水対策室に置く。
- 〇、二七、一関市において北上川治水対話集会を開く。（一関側代表質問者小野寺希夫、回答者岩手工務事務所所長外五名、岩手県土木部長外出席）
- 一一、二〇、一関地区遊水池関連対策協議会、岩手県庁において開らる。

以上  
（一関市北上川治水対策室資料による）

## 第二部 治水

# 第三編 計画及び管理

# 第一章 改修計画の変遷

## 第二節 北上川上流改修工事実施計画

### 一、概 況

北上川上流が、治水調査会等の審議により、昭和一六年四月一五日告示第一二九号をもって内務大臣の直轄工事施工河川に指定される等については既に述べる如くであるが、その目途とするところは、北上川上流域における洪水防止と北上川流域の高度開発にあり、これが達成のため、胆沢川、和賀川、猿ヶ石川、雫石及<sub>及び</sub>北上川本流上流域等に、洪水調節用堰堤を築造し、更に、北上川本川において河道改修工事を施工し、洪水の疎流を計ろうとするものである。

しかるに、昭和二二年カスリン台風洪水<sub>並びに</sub>翌二三年アイオン台風洪水等は、北上川上流改修計画（当初計画）をはるかに越す大洪水であり、空前の大被害を蒙るに至ったのである。

従って、洪水防止を主目的とする北上川上流改修計画は、根本的建直の必要にせまられるところとなり、同二二、二三年洪水時における最大洪水流量を算定の基礎とする新計画（流量改訂）が樹立され、更に、同二五年一月田瀬ダム工事再開を期に、北上川上流工事事務所の機構改正を行い、ダム工事関係業務を切離し、河川改修を主管するに至ったのである。

(註) 同二八年度より胆沢川上流域における砂防工事、並びに一級国道四号等の改修工事を併せ施工するところである。

## 二、当初計画による工事

昭和一六年度(告示第一二九号)を第一年度として開始する北上川上流部(一ノ関～盛岡)の改修工事は、頻発する洪水防禦及び河水利用を考慮し計画するところによるものである。

同計画は、大正二年八月洪水における最大洪水流量を、計画高水流量の算定の基礎とするところである。

その大要は、一ノ関における最大流量毎秒七、七〇〇立方メートルとし、一ノ関下流の狭窄部を経て北上川下流部(宮城県)に流下する最大流量同五、五七〇立方メートルとするものである。

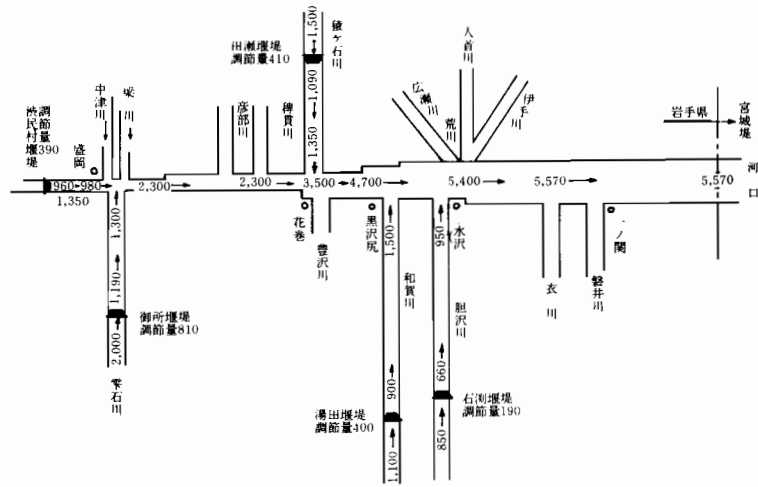
(註) 一、宮城県側に流下する五、五七〇立方メートルは、一ノ関における七、七〇〇立方メートルの場合において、狐禅寺狭窄部における最大の流下能力である。

二、宮城県側の堤防(明治四四年着工)は、狐禅寺狭窄部の流下能力を基準として築造された既成の堤防であり、流下能力は五、五七〇立方メートルである。

従って、北上川上流本支川五か所のダムによって、洪水流量毎秒一、九五〇立方メートルを抑制し、一ノ関における洪水の最大流量を毎秒五、五七〇立方メートルに調節するものである。

同工事費総額四、六〇〇万円を以て、二〇〇年以内(昭和三六年前)に完成せしめる計画である。

昭和一六年度に告示されるところの北上川上流改修計画は、既に述べる如く、五大ダムを含む河道改修計画であり、河道部の主たる工事は、計画高水流量(例えば、男山量水観測所附近において四、九〇〇立方メートル)を流下に要する河積(河川巾、水深、流速等)を得るため、土量一、一三六万立方メートルの掘削を行ない、所要の箇所には新堤を構築する



北上川改修計画流量配分図 (昭16)

ものであり、その土量、凡そ、一、〇〇〇万立方メートルと計算されるのである。

更に、洪水の疎通を害する平泉村<sup>はたよ</sup>館前、前沢町<sup>はたよ</sup>島、日詰町<sup>はたよ</sup>甘木等の迂曲部は捷水路を開削し、又、磐井川、太田川、胆沢川、瀬川等の合流点附近は、各々、状況により上流、あるいは下流に付替を施工して合流状況を改善すると共に、流水の激突する箇所、流水により河岸の洗堀、崩壊等のおそれある箇所には、護岸一九、〇〇〇米、水制一、〇〇〇米等を布設し、河岸の維持を計り、河身の移動を防止するものである。

同一年二月黒沢尻町に、北上川改修統合事務所黒沢尻工場(出張所)を設置し、和賀川左岸、九年橋上流側における築堤工事を着工し、更に、遂次継続工事を施工するところである。同工事は、北上川上流における直轄、直営工事の発端をなすものである。

翌一八年九月、一ノ関町に同一ノ関工場を開設し、磐井川右岸中里堤防の構築に着手し、継続施工中、同一年半ばに

至り、事局急変によって、両築堤工事はおしくも中止され、更に、職員、技術者の殆どが、軍事施設建設工事等に出向、転出し、女子職員等数人を残すのみであったから、河川の巡視、維持、修築等は如何ともなし難く、殆ど、放置される状況であったのである。

### 三、改修計画改訂

昭和二〇年秋、終戦と共に黒沢尻、一ノ関工場等の職場に戻った職員達は、各工場における工事再開に備え器具、機械等の点検、整備及び現場管理等を行なっている。

(註) 黒沢尻工場には手巻ウインチ等があり、一ノ関工場にはスチームロコ並びに五〇一〇屯土連車等がある。

翌二一年四月一日一ノ関工場の再置と共に、東北本線磐井川橋梁右岸橋台附近における中里堤防工事を継続施工し、逐次、下流に向け盛土工事を行なっているが、明くる二二年八月以来数度の出水があり、工事施工上、支障するところ多く、更に、同年九月一二日未明より降り出した雨が、カスリン台風の前駆となり、更に、台風の接近と共に強雨となり、一四〇一五両日における猛烈な豪雨は、水沢地方の日雨量一四六・一耗(水沢緯度観測所調)を初め、遠野一三・〇耗、沢内一三・五耗等に達し、県下全域にわたる豪雨によって、大小河川の総てが増水氾濫して至る所、道路、橋梁等も流失、破損の被害を蒙るに至ったのである。

殊に、一ノ関地区の如きは最高洪水位一六・七八米にも達する湛水となり、同一ノ関、平泉地区等は甚大なる被害を受けるところである。(洪水被害等は別項に記す)

(註) 河川における土木災害の復旧工事等は河川管理者「河川法第七条」(昭和二二年当時は明治二九年制定の河川法によ

る)において、国家機関による災害査定を受け、同査定額に基づく国庫補助金「同法第二六条」の交付により、河川管理者において復旧工事を施工するのが通則である。

同洪水による北上川本支川等における土木災害は、河川管理者であるところの岩手県知事において災害査定を受け、国庫補助金の交付を仰ぎ、地方費による復旧工事を施工すべきところであるが、岩手県知事は、北上川本川における堤防、護岸、水制等の災害復旧工事(二二県災工事と略称する)の施工を建設院東北地方建設局長に依託施工とするに至ったのである。

この災害復旧に当り、特記すべき事項は、復旧工事の早期達成を望む関係市町村会議が、「復旧工事に要する用地一切を無償提供」を議決し、用地取得等に基因する着工の遅滞を除き、防水工事の早期完成を要望しているのである。

従って、一ノ関等における破堤、流失等の応急工事は、同洪水後、ただちに着工し、更に、翌二三年四月、北上川上流工事統合事務所は、紫波郡徳田村に徳田出張所を設置し、同村東徳田<sup>字</sup>柳原地先等における築堤工事に着工し、派川を締切る難工事を施工するところである。

しかるに、同年は早春以来天候不順の上、五月二七〜二八日、八月一三〜一四日及び、同月二九日等の雷雨、豪雨等による出水、洪水等の障害が多く、工事工程は、必ずしも予定通りとはいえないが、極力復旧工事の早期達成に尽すところであったが、同年九月一五日太平洋沿岸ぞいに北上するアイオン台風の先駆と見られる雨が同日夜半より降り出し、一六日午前中は特に注意する程の降雨ではなかったが、台風が北上し接近するに従い、午后に至り強雨となり、更に、夕方より豪雨となり、同七時(一九時)遂に、溢れる陸水によって東北本線の軌道水没が甚しく、六原駅

以南における一切の列車運行が停止されるに至ったのである。

同一六日の降雨量は水沢における二七・五・二耗を初め、若柳二八〇・〇耗（胆沢川上流）、花巻一六四・〇耗、遠野一四〇・〇耗（猿ヶ石川）、盛岡一三五・二耗等であり、岩手県気象観測史上かつてない豪雨により、大小河川の殆どが氾濫し、前年洪水（カスリン台風洪水）による被害を更に拡大せしめられるに至ったのである。

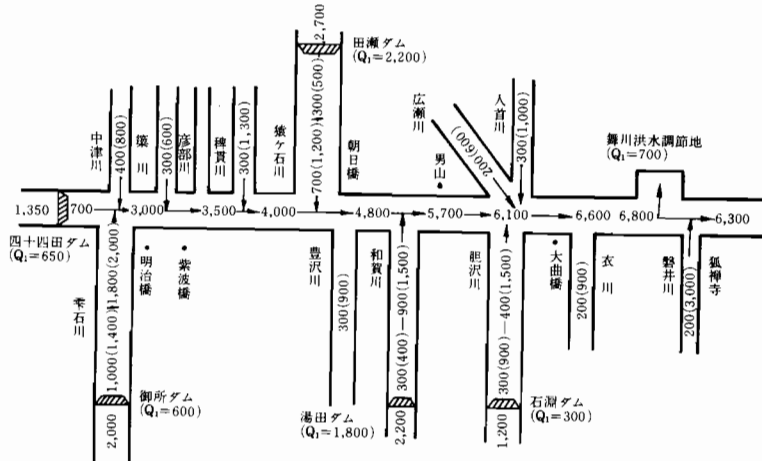
岩手県知事は、同洪水に因る災害復旧工事を、改めて、建設省東北地方建設局長に施工を依託（昭和二三年災害岩手県依託工事—二三県災工事）されるところである。

しかし、二二、二三等年の洪水量は、当初計画において基本とした大正二年洪水量を、はるかに越す大洪水であり、従来の計画（昭和一六年樹立）による堤防等の洪水防止施設が、例え完成されていたとしても、洪水対策に万全を期することは不可能であったことは明らかである。

従って、二二、二三等年の洪水流量を算定の基礎とする新計画の樹立が要求されるに至ったのである。

同二三年一月、全国一〇大川を対象とする治水計画立案のため、建設大臣を委員長とする治水調査会が設置され、最も新しい洪水資料等による治水策が討議されているが、北上川上流における改修計画は、同二四年二月第一次改訂計画が成案、樹立されるところであり、その要点（河道部）は次の如くである。

- 一、一関における流量は最大毎秒九、〇〇〇立方米とする
- 一、上流部五堰堤の他に、舞川遊水地（一関附近）を設け、一関における洪水流量を毎秒九、〇〇〇立方米から同六、三〇〇立方米に低減する
- 一、狐禅寺狹窄部は若干開削し、毎秒六、三〇〇立方米が流下する際の一関における最高水位を標高二六・〇〇米に留る様にし、下流部（宮城県側）の計画流量毎秒六、五〇〇立方米とする



（カッコ内が計画流量、 $Q_1$ は調節流量、昭和 36 年、 $m^3/sec$ ）

北上川上流改修計画流量配分図（昭24改訂）

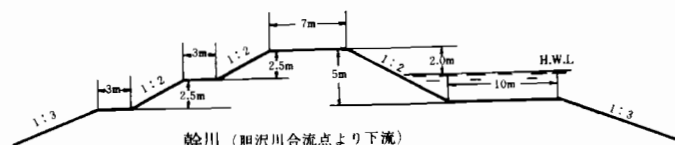
- 一、上流の河道計画は新計画流量に対応して河巾、堤防高等、全面的計画を改訂する
- 一、河巾 幹川（北上川上流部本川二六〇～六五〇米 支川（磐井川、其の他）二〇〇～二〇〇米
- 一、堤防 天端巾 五・〇～七・〇米 法勾配（表、裏）二／三割 適当なる小段を付す 天端子裕高 一・二～二・〇米
- 一、流量（配分図参照）
- 一、効果 本改修工事竣工の暁には面積四万ヘクタールの洪水氾濫を防ぐことが出来るので、農産物の生産額を著しく増加する外、沿岸一帯の産業の振興を促し、鉄道、道路等重要交通機関の確保、衛生状態の改善及び沿岸の不毛地を良好な耕地と化することが出来る等、直接、間接の利益を考える時、改修計画の効果は大きいとしている。

昭和二四年四月起工されるところの、岩手県依託二三年災害復旧工事は、総て、同改訂計画に準拠し施工する所である。

従って、旧来の局地的洪水防止方式による堤塘等を全面的に改め、同改訂計画に定める河道巾を持つ新堤防法線によつ

て、暫定断面（別称県災断面）による堤防として、一応完成するものである。

その後、更に洪水流量等の精査、検査を重ね、北上川上流における河川断面及び堤防断面等を定める新基本計画を樹立し、更に、東磐井郡赤生津村地先における島、紫波郡



日詰町地内甘木等はたぎくの彎流部を開削する捷水路計画は、河川の急流化に基因する洪水被害の増大等が考慮されるため、現河道による洪水防止策を構ずる等の直轄河川改修総体計画を樹て、同

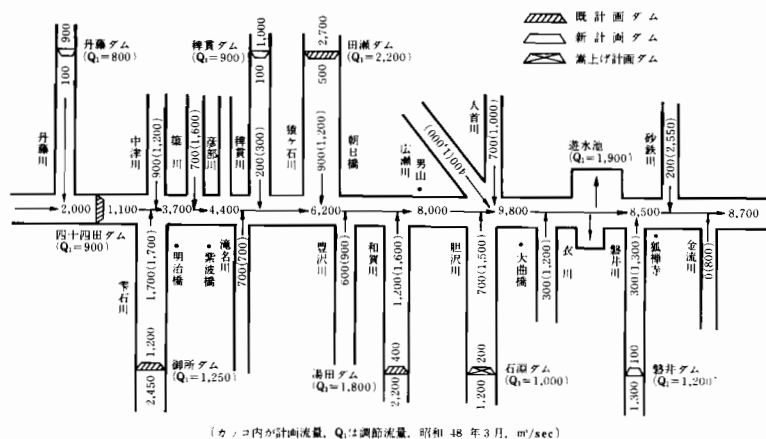
二九年三月一日建設大臣に提出するところである。

その後、流域地帯の開発が進み（殊に、近年急速度に進行する）、出水状況に著しい変化が見られるに至り、計画流量等の再検討を要するところとなり、近年の資料による検討の結果、再び、高水流量の改訂を行ない、基準地点狐禪寺における基本高水の最大流量を、毎秒一三、〇〇〇立方メートルと算定し、ダム群及び一関遊水地による調節量を、同四、五〇〇立方メートルとする。

従つて、同地域における高水流量は、同八、五〇〇立方メートルと算定されるところである。

されるところである。

災害復旧工事及び直轄改修工事等の各論は、既に、別項において詳述するところであり、重述を避け省略するが、築堤工事、昭和四〇年代末には殆ど終了し、残すところは、一関地区における遊水地計画（河道部）の実施である。



第一章 改修計画の変遷

# 第三章 河川管理

## 第一節 概論

言い古された言葉であるが「川は生きている。」と云う、その生きている川水を制し災害を除き、公共の利益を増進するために施工する河川改修と、その河川の安定を維持するため重要な業務として河川の管理がある。

しかば、河川行政上その何れを重視すべきか、それは改修と管理は車の両輪の如く、その一を欠く事の不可は今更改めて言うまでもないのである。

北上川上流に於ける改修、維持等は安倍、藤原氏時代すでに施行されたことは別述する如くであるが、鎌倉幕府に始まる中世四〇〇年間は、北上川を防禦線として兩岸相對立し、互いに竊をけづり会う有様であったから北上川の修築等は言うに及ばず、維持管理等も殆ど施行されるところではない。

従って、中世代における改修等の遺構は全くない。

更に維持管理等に関する伝承等も残されるところはない。

中世末期（一、九五二）北上川沿岸の支配権は伊達、南部両氏によって凡そ二分され、各々の治政下において管理されるところとなったが、維持、改修等は更に降って、近世中期に至り航路開発のため、伊達氏によって施工されたのに始まるが、同工事は下流地方に重点をおき、新北上川の開削等を主として施行される所であつて、上流部（伊達領の内、狭窄部より上流）胆江地方等に至っては、殆どその余波的に施工され、航路維持のための管理にすぎな

かったのである。

伊達藩に於ける河川管理体制の整備は、更に降って四代藩主綱村の治世下において、同藩の支配体制が確立された元禄年間（一、七〇〇年代）以降である。

この時、出入司に属する御郡奉行の下に御普請係及び御普請見習を置き、河港、道路、堤防、橋梁、並びに役所、官倉等の修築を分掌せしめてからである。

更に寛政九年（一、七九七）河川、用水路等の普請並びに管理等に関し、十数ヶ条に及ぶ仰渡を出し、之によって郷村の水利、土功を行なわせている。

南部藩に属する鬼柳村（北上市鬼柳）より上流における北上川の管理は慶安年中（一、六四八―一、六五一）南部藩、領内十九ヶ所に土蔵を設けている。

これ等の土蔵を管掌する御土蔵方が勘定奉行所の中におかれ、その下部組織として川除普請奉行が置かれている。

従って南部藩における河川のも管理体制の確立は川除普請奉行が置かれた一、六〇〇年代前半に初まり、藩政末期ま



堤防取締役に付き伺い 明治5年（小沢文書）

で同奉行によって修築等が施行され、維持管理が行なわれているのである。

明治維新後は諸政暫らく定まらず、河川管理等は殆ど顧みられるところでない。

明治二年胆沢県が河川、道路、橋梁等の維持管理につき令達を発しているが、同令達は一地方庁内に止るものであり、北上川上流における河川、堤防等の管理に関し中央政府に具申されたのは、明治五年二月水沢県より大蔵省宛提出の伺書が初見である。

しかるに、同七年五月水沢県へ「村方堤防取締役」等に関し管内戸長等が連名で伺っている。

従って、河川管理等は未だ確立されるに至らないことは明らかである。

以上の如く制度の確立がないまま政府は堤防費の支出を行なっているのであるが、同年二月「河川堤防費等の国役金（国庫負担）を廃止し、その後、地方費支弁による管理と改正しているのである。

同九年府県制の制定により、磐井県（水沢県の後身）は廃止され岩手県に統一されるに至り、北上川上流部の総ては岩手県の所管に属し、維持管理等も同県によって施行される所となったのである。

しかるに、同一二年岩手県は河川堤防修繕費を区費（地元郡費）負担として河川管理等を沿岸諸郡に移管し、県費の軽減を計っている。

従って、県費支出の減少は明らかであるが、その反面区費（郡費）負担が嵩み、各郡区共河川の維持工事等は殆ど施行することなく、放置されるに至ったのである。

翌一三年内務省は直轄施工による北上川の測量を開始し、同一四年直轄による北上川低水工事の施工を決し、同一五年河口石巻において工事を開始し、岩手県管内における工事は同一九年における狐禪寺附近の工事が初めてあ

る。(別項)

同工事中の明治二九年河川法が制定され、同法第二章第六・七条等の規定により、北上川上流部は地方行政庁である岩手県によって管理されるところとなり、岩手県は北上川沿岸の四ヶ所に土木管区を置き直接管理に当らせている。

更に、同法第一四条の定むるところにより、河川台帳が岩手県によって調製され、同四一年内務大臣によって認定されている。

その後、昭和一六年北上川上流の改修工事を施工するため、内務省土木局仙台土木出張所の出先機関として、北上川上流改修統合事務所の設置を見たのである。

しかし、河川の維持管理は河川法の定めにより依然として岩手県の所管によって施行されるところである。

その後、昭和三九年七月一〇日法律第一六七号をもって新河川法が制定公布され、翌四〇年四月一日より施行されるに及び北上川は指定外河川に認定され、河口より盛岡まで建設大臣の直轄管理区間となり、北上川上流部(岩手県管内)は岩手県事務所が岩手県より移管し分任管理するところとなったのである。

## 第二節 河川境界の確立

従来施行されるところの河川管理は、明治二九年制定にかかる河川法によるところであり、同法第六条に次の如く定められている。<sup>(2)</sup>

第六条 河川ハ地方行政庁ニ於テ其ノ管内ニ係ル部分ヲ管理スヘシ但シ主務大臣カ自ラ河川ニ関スル工事ヲ施行シタルモノニ付必要ト認ムルトキ又ハ他府県ノ利益ヲ保全スル為必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ於テ代テ之ヲ管理シ又ハ其ノ維持修繕ヲナスコトヲ得

とあるが、管理の基礎は同法第十四条により調査され、主務大臣(内務大臣)によって認可されている河川台帳の範囲において施行されるところである。<sup>(2)</sup>

第十四条 地方行政庁ハ其ノ管理ニ属スル河川ノ台帳ヲ調製シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ。

台帳ノ調製、保管、記載事項等ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

主務大臣ノ認可ヲ経タル台帳ニ記載セル事項ニ関シテハ反対ノ立証ヲ許サス。

但シ台帳調製後其ノ事実ノ変更シタルコトヲ証スルヲ妨ケス。

とあり、河川台帳の構成は同二九年一〇月一五日勅令三三一号による河川台帳令第一条の定めにより、河川名、測地点、構造物、其の他等を記載する帳簿及実測図等である。<sup>(2)</sup>

第一条 河川台帳ハ帳簿及実測図ヲ以テ組成ス。

更に、これの編成は同令第二条並びに同条但書によって調製されるところである。<sup>(2)</sup>

第二条 河川台帳ニハ市町村毎ニ区別シテ左ノ事項ヲ記載スヘシ。

但シ河川ノ状況ニ依リ内務大臣ハ其ノ記載事項ヲ省略セシムルコトヲ得。

一、河川ノ敷地及堤外地ノ区域。

二、河川ノ附属物及河川ニ影響ヲ及ホスヘキ工作物ノ種類、数量、構造及位置形状。

三、河川ニ影響ヲ及ホスヘキ水流及水面ノ種類、数量及位置形状。

とあり、更に、河川台帳の調製は附則第六十五条に次の如くあり。

第六十五条 河川ノ台帳ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ二ケ年以内ニ之ヲ調製スヘシ。

と義務づけられているが、北上川における河川台帳の調製は、これより更に、数年後においてようやく取り掛かられている。

それは、河川法の施行された明治二九〇三〇年頃は岩手県内における内務省直轄改修工事の最盛期であり、北上川に対する岩手県の施策を施行することは不可能の時期であり、河川台帳調製の為の測量、調査等を施行する体制も未だ整わず、更に測量、調査等を強行すると、数年後には内容が一変する可能性が明らかであったから、北上川における河川台帳の調製は、内務省直轄工事の完成を待って明治三六、七年に調製されているのである。

河川台帳の認定は、河川及び敷地並びに河川附属等が主務大臣によって、国有地並びに国有物件と認められ、告示される場所である。

河川台帳の認定には、附属物の認定が先決である。

しかし、岩手県は河川附属物の認定も未だ受けるに至っていないのである。

## 一、河川附属物

明治三六年一〇月五日北上川等の河川行政を担当する岩手県内務部第二課長は、北上川筋における河川法施行区域内に現存する河川構造物（水制護岸堤防堰堤等）の内、水理上必要なものを調査の上、河川附属物として内務大臣の認定を受けるべく次の如く知事に伺っている<sup>(9)</sup>。

（註） 河川附属物の内務大臣認定は、これ等物件の国有化を意味すると共に、国家管理に移すことである<sup>(10)</sup>。

明治三六年一〇月五日

### 河川附属物認定ニ関スル件

管内北上川筋河川法施行区域内に現存スル附属物（水利、護岸、堤防、堰堤）ニシテ河川ノ効用ヲナスベキモノ、河川台帳調査実測ノ結果ニ依リ全川将来ニ於ケル治水ノ利害関係ヲ調査シ、必要欠クベカラザルモノト認メタル工種別紙図面及書類ノ通取調候条河川法第四条ニ依リ河川附属物ト御認定相成御認定ノ上ハ、勅令第二三五号第二条第一号ニ依リ其筋ヘ認可之義左案裏伺可相成哉相伺候也。

但認可ノ上ハ勅令第二三五号第二条ニ依リ本県告示ノ方法ニ依リ経伺ノ上告示ノ見込

と、次の如く河川法抜粋を附し書面で伺っている<sup>(12)</sup>。

河川法 明治二九年四月  
法律第七一号

第四条 地方行政庁ニ於テ河川ノ支川若クハ派川ト認定シタルモノハ命令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除ク外總テ河川ニ関スル規定ニ従ウ。

堤防、護岸、水制、河津、或船道其他流水ニ因リテ生ズル公利ヲ増進シ、又ハ公害ヲ除却、若クハ軽減スル為ニ設ケタルモノニシテ地方行政庁ニ於テ河川ノ附属物ト認定シタルモノハ命令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除ク外、總テ河川ニ関スル規程ニ従ウ。

と、定められてあり、更に、河川に関する行政監督については、勅令第二三五号第二条に次の如く定められるところである。

明治二九年六月

第二条 左ニ掲クル事項及其ノ変更、停止又ハ廃止ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス。

但河川ニ影響スルコト小ニシテ内務大臣ニ於テ命令ヲ以テ認可ヲ要セスト規定シタルモノハ此ノ限りニアラズ。

一、河川ノ支川、派川及河川ノ附属物ノ認定、  
以下略ス。

とあり、更に認定の上は次の如く告示することが定められている。

第三章 河川 管理

河川法施行規程 明治二十九年六月  
勅令第二三六号

第二条 府県知事ニ於テ河川、支川若シクハ派川又ハ河川ノ附属物ト認定シタルモノハ、其ノ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示ス  
ヘシ。

とある。

岩手県知事は同月六日次の如く、勅令第二三五号、第二条に従つて内務大臣に認可申請を提出している<sup>(1)</sup>。

(稟伺)

管下北上川筋河川法施行区域内ニ  
属スル附属物ノ工種夫々調査ノ  
上、別紙図面及書類ノ通り認定候  
條御認可相成度勅令第二百三十五  
号第二條ニ依リ此段稟伺候也。

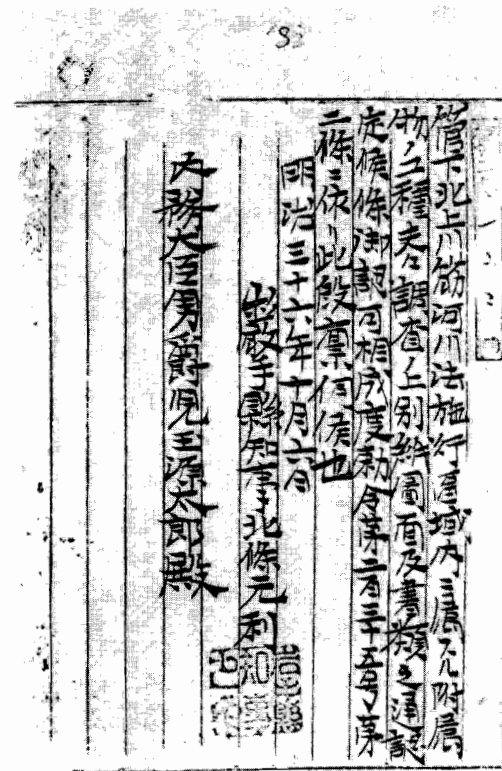
明治三十六年一〇月六日

岩手県知事 北條元利

内務大臣男爵兒玉源太郎殿

とある。

これと共に同日附を以て、第二区土  
木監督署長宛次の如く通牒を發し、  
河川附属物認定に関する協力方を要  
請している<sup>(2)</sup>。



河川附属物認可稟伺

県下北上川筋河川法施行区域内ニ現存スル附属物実測之結果ニ依リ夫夫治水上利害関係ヲ調査シ、今般稟請書添付図面及書類  
之通り河川附属物ト認定シ、其ノ筋之認可ヲ得度候條可然御取計相成度此段及照会候也。

明治三十六年一〇月六日

岩手県知事 北條元利

第二区土木監督署長小林八郎殿

とある。

しかし、別紙図面調査書等は既に散逸し見るべきもなく、その内容は明らかでないが、完備するものでなかったこ  
とと推測されるのである。

それは明治三十六年一月一八日内務省土木局長は岩手県知事宛次の通牒を發している<sup>(3)</sup>。

直轄工事ニシテ県ニ引継済ノモノニ関スル取扱方ニ付、第二区土木監督署長ヨリ別紙写ノ通り照会有一、右照会ノ通りニテ可  
然旨及回合候條此段及通牒候也。

明治三十六年一月十八日

内務省土木局長 南部光臣

岩手県知事北條元利殿

とある。

これは、第二土木監督署長の照会に対し回答を求めているのであるが、同署長の局長に対する照会事項は、要するに  
内務省がさきに直轄施工による北上川低水工事における構造物で、既に地方庁(岩手、宮城両県)に引渡済みのもの  
は、河川附属物として、当該地方行政庁が内務大臣の認定を受けるべきであるが、これが認定までの事務処理等につ  
いて、次の如く照会しているからである<sup>(4)</sup>。

本庁直轄工事ニシテ客年来当署ヨリ県へ引渡済ニ相成候、水制其ノ他河川法ノ附属物ト認定ノ場合ニハ、二十九年勅令第三五号第二條ニ依リ大臣ノ認可ヲ受クベキハ当然ニ候ラヘドモ右ハ其ノ手続ヲ省略シ、県ヨリ協議之有候、節當署ニ於テ異議ナキモノニ就イテハ、告示ノ後直チニ其ノ事項ヲ本庁へ報告（當署経由）セシメ候テ、可然ト存ジ候ヘドモ御意見承知致度此ノ段照会候也

明治三十六年一月十二日

第二区土木監督署長 小林 八郎

土木局長南部光臣殿

とある。

岩手県は第二区土木監督署長（以下監督署長とする）の意向に添うて、北上川上流部における河川附属物の認定につき協議すべく、同年十二月一日第二課長は知事に次の如く伺っている。

明治三十六年二月十五日

北上川河川附属物認定ニ関シ土木監督署へ協議之件

右去ル一〇月中認可稟伺相成候処直轄工事ニシテ県ノ引継ギヲ了セシ河川附属物ハ大臣ノ認可ヲ要セズ、土木監督署へ協議シ、異存ナキモノハ県ニ於テ告示ノ後直チニ報告ニ止メ可然旨土木局長ヨリ通牒之有、県へ引継済ノ水制其ノ他別紙調ノ分、治水上必要ト認メラレ候條、河川附属物ト御認定相成度、尚県及町村工事ノ分ハ目下夫々調査中ニ付キ、哉了ノ上ハ、二十九年勅令第三三五号第二條ニ依リ御処分ヲ仰度、先ズ直轄工事ニ属スル附属物認定ニ関シ、左案御協議可相成哉相伺候也。

と知事の決裁を求めている。

北上川河川附属物は、さきに内務省が直轄工事として施工するところの護岸、水制等であり、既に、同省より岩手県が引継ぐところである。

同構造物を岩手県知事において河川附属物として認定するに当り、次の如く、第二土木監督署長の意向を伺ってい

る。

県下北上川筋貴署改修工事県ニ於テ引継ヲ受ケタル水利其ノ他、河川法ニ依リ取扱方土木局長ヨリノ通牒ニ基キ、別紙調ベノ分、治水上必要ト認メ、河川附属物ト認定候ニ付キ貴署ノ御意見承知致度此ノ段及照会候也。

明治三十六年二月十五日

知事 （北條 元利）

第二区土木監督署長殿

と、

岩手県は、北上川附属物認定申請に当り、さきに内務省が直轄施行するところの北上川低水工事における竣功図、調書等を申請書に添用するところであり、同図面、調書等を同年一月二十六日岩手県技師鈴木格吉が、仙台において第二監督署長より借用しているのである。

岩第二第一〇〇号稟伺

本県北上川河川附属物認定ニ関スル調書及図面悉皆及公借候也。

明治三十六年一月二十六日

岩手県技師 鈴木 格 吉

第二区土木監督署長小林八郎殿

と公借している。

借用するところの関係書類は、総数一〇一点の多数であり、大別は図面八一巻、調書二〇冊の多きに及んでいる。

更に、岩手県並びに町村において施行するところの堤防、護岸等の調書、図面等を、内務大臣に追加提出し、これが認定方を申請している。

### 第三章 河川管理

明治三十六年二月二十四日

#### 河川附屬物認定之件

北上川筋県及町村工事ニ属スル分、先般内務技師之注意モ有之候ニ付、夫々調査シ、治水上必要ト認メタル工種別紙圖書之通取調候條法第四條ニ依リ、河川附屬ト御認定相成度、御決裁之上ハ左案稟伺可相成哉相伺候也。

#### 案

管下北上川筋水制其ノ也（県及町村工事）河川法ニ依リ夫々調査ノ上別紙図面及書類之通り認定候條御認可相成度二九年勅令第三三五号第二條ニ依リ此段稟伺候也。

明治三十六年二月二十四日

知事

#### 内務大臣宛

追テ台帳縦覧ニ事掛リ居候間、至急御認可相成候様致度此ノ段申請候也。

又、同日附を以て監督署長に次の如く早急に認定されるよう文書を以って促進方を依頼している<sup>(1)</sup>。

県下北上川筋県及町村工事ニ属スル附屬物ハ河川法ニ依リ認定シ、別紙之通稟伺候條、至急御認可相成様御取計相成度此段及照会候也。

（明治三十六年二月二十四日）

知事

#### 監督署長殿

とある如く、関係書類及図面、調書等はすべて内務省に提出してあり、認可を待って、同年二月二十四日内務大臣宛文書の追而書の如く、台帳の縦覧に供すべく準備を進めているが、遂に、同年の中には認可されるに至らなかったのである。

翌三十七年二月八日岩手県は知事の名をもって、内務省土木局長に宛て次の如く催告電報を発している<sup>(1)</sup>。

#### 電文

カントクシヨケイユサカミガツフゾクブシキツゴニシカヲ得タシ  
監督署經由北上川附屬物至急御認可ヲ得タシ

と、内務大臣の認可を急いでいるが、河川法第四条第二項による岩手県知事の認定は、ようやく同年二月一日次の如く行なわれているのである<sup>(1)</sup>。

#### 告示第四〇号

河川法ヲ施行セシ河川附屬物認定ノ件

河川法ヲ施行セシ河川ノ堤防護岸水制堰堤中左記調書記載ノモノハ、内務大臣ノ認可ヲ受ケ明治二九年法律第七一号河川法第四条第二項ニヨリ河川ノ附屬物ト認定ス。

明治三十七年二月一日

岩手県知事

と告示第四〇号を以って告示している<sup>(2)</sup>。

#### （註） 河川法 抜

第四条 地方行政庁ニ於テ河川ノ支川若シクハ派川ト認定シタルモノハ、命令ヲ以ツテ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外、総ベテ河川ニ関スル規程ニ従フ。

◎堤防、護岸、水制、河津、曳船道其ノ他流水ニ因リテ生ズル公利ヲ増進シ、又ハ公害ヲ除却若シクハ軽減スル為ニ設ケタルモノニシテ、地方行政庁ニオイテ河川ノ附屬物ト認定シタルモノハ命令ヲ以ツテ特別ノ規定ヲ設ケタル場合ヲ除ク外、総ベテ河川ニ関スル規程ニ従フ。

岩手県知事によって北上川附屬物と認定された構造物等の概要は次の如く、内務省施工件数一九一、岩手県施工件数一〇九及び町村施工の構造物四件等があり、その総数は三〇四件の多数にのぼるものである。

北上川（上流）附属物一覧（明治末）<sup>(3)</sup>

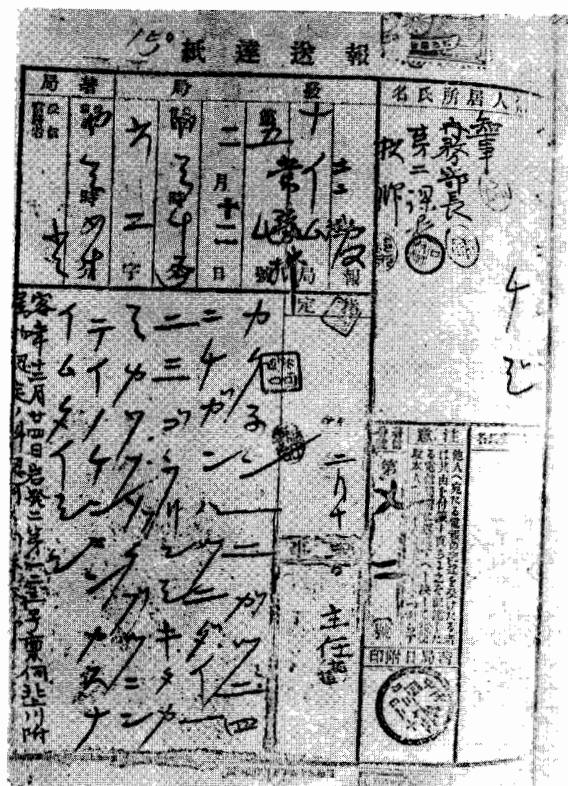
| 工種 | 位置別 |     | 事業体 |     | 内務省 | 岩手県 | 市町村 | 計   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|    | 堤防  | 護岸  | 水制  | 堰堤  |     |     |     |     |
|    | 右岸  | 左岸  | 右岸  | 左岸  |     |     |     |     |
| 計  | 一九一 | 一〇九 | 四   | 四   |     |     |     | 三〇四 |
|    | 右岸  | 左岸  | 右岸  | 左岸  |     |     |     |     |
|    | 一五  | 一一  | 七三  | 九二  |     |     |     |     |
|    | 一   | 一   | 一   | 一   |     |     |     |     |
|    | 九   | 二九  | 三四  | 一六  |     |     |     |     |
|    | 二   | 一   | 一   | 一   |     |     |     |     |
|    | 一四  | 一一  | 二九  | 一〇八 |     |     |     |     |
|    | 一五  | 一一  | 八二  | 一一  |     |     |     |     |

以上の如くである。

これ等の北上川河川附属物が、内務大臣によって認可されるに至ったのは、岩手県知事によって認定された翌々日の、同月一二日である<sup>(4)</sup>。

電文

カクネシユウニガツニシユウニシヤイワハツニダイニニニゴウリンシキカミカワフツグフツニシヤイノケンニシカスナイムダイジン  
客年十二月二十四日岩発二第一一二三号稟伺北上川附属物認定ノ件認可ス内務大臣  
と、電報を以って午後三時四〇分岩手県知事に通達されている。



河川附属物認可通知

以上の如く、北上川及沿岸における河川関係構造物は、総べて国有となり、国によって管理されるところとなったのである。

しかし、国は特に出先機関等を設けることなく、地方行政庁（岩手県）に維持、管理等を施行せしむるところである。

二、河川台帳の認可

さきに内務大臣宛申請中の河川附属物認定の件が近く認可される見通しがついた岩手県は、河川台帳令第三条の定むるところにより関係市町村及地元住民等に河川台帳の縦覧を行なわせている<sup>(5)</sup>。

第三条 府県知事ハ其ノ調査ニ係ル河川台帳ニ付、地元市町村長ノ意見ヲ徴シ、且ツ之ヲ其ノ市役所及町村役場ニ於テ七日以第三章 河川管理

### 第三章 河川管理

上ノ期限ヲ定メテ公衆ノ縦覧ニ供スベシ（以下略）

このため県は、河川台帳の保管並びに地元関係者等に対する説明上の注意等六ヶ条の出張員心得を次の如く出している。

#### 河川台帳縦覧所出張員心得

- 第一条 河川台帳縦覧所出張員ハ台帳保管ノ責任任ス。  
保管期間ハ主務課ヨリ台帳ヲ受ケ取りタルニ始マリ、帰庁後主務課ニ引継ヲナシタルヲ以テ終ルモノトス。
- 第二条 保管ニ係ル台帳ハ汚染毀損等ナカラシムベキハ勿論臨時非常ノ場合ニ遭遇スルモ不取締無之様豫メ相當ノ方法ヲ設ケ置クベシ。
- 第三条 台帳ノ縦覧期間ハ本年告示第四一号ニ依ル。
- 第四条 台帳ニ付縦覧人ヨリ説明ヲ求ムル者アルトキハ相当説明ヲ與フベシ、但シ河川区画、若クハ附屬物ノ如キ認定ニ属スル理由ハ説明スルベカラズ。
- 第五条 縦覧所ニハ別ニ定ムル縦覧人心得書ヲ揭示シ、之ヲ遵守セシムベシ。
- 第六条 縦覧所ニハ左記ノ標札ヲ公衆ノ見易キ場所ニ掲ゲ置クベシ。

更に県は河川台帳縦覧手続きを次の如く定め、告示第四一号を以て公示し縦覧せしめている<sup>(1)</sup>。

#### 告示第四一号

明治二九年勅令第三三一号ニヨリ北上川河川台帳ヲ公衆ノ縦覧ニ供ス、其ノ手続キ並ビニ縦覧所ノ位置併合縦覧セシムベキ町村及び縦覧期間左ノ通相定ム。  
明治三十七年二月一〇日

岩手県知事

#### 河川台帳縦覧手続

第一条 河川台帳ノ縦覧ハ其ノ期間内毎日午前九時ヨリ午後四時迄トス。

第二条 河川台帳ヲ縦覧セントスル者ハ、其ノ住所氏名ヲ縦覧人名簿ニ記載スベシ。

第三条 左ニ記載スル者ハ入場ヲ許サズ。

一、無能力者

二、泥酔者

第四条 場内ニ於テハ左ノ行為ヲ禁ズ。

一、喫煙スルコト。

二、争論又ハ抗議スルコト。

第五条 場内ヘハ河川台帳ヲ汚損スル物品ノ携帯ヲ許サズ。

第六条 河川台帳ノ縦覧ニ就イテハ総テ係員ノ指揮ニ従フベシ。

第七条 係員ニ於テ必要ト認メタルトキハ縦覧時間中ト雖モ一時公衆ノ縦覧ヲ中止シ、縦覧人ヲ場外ニ退出セシムルコトアルベシ。

#### 河川台帳縦覧所及び日程表

| 縦覧所ノ位置                              | 併合縦覧市町村名             | 縦覧期間                      |
|-------------------------------------|----------------------|---------------------------|
| 西磐井郡日形村 <sup>字</sup> 町裏二十四番戸千葉重太郎方  | 永井村、日形村、老松村、黄海村、     | 自明治三十七年二月九日<br>至全 年三月九日   |
| 東磐井郡薄衣村 <sup>字</sup> 諏訪前四十七番地菅原知三郎方 | 弥栄村、門崎村、薄衣村          | 自明治三十七年二月八日<br>至全 年二月二八日  |
| 西磐井郡真瀨村役場                           | 真瀨村、中里村、舞川村、         | 自明治三十七年二月九日<br>至全 年三月九日   |
| 西磐井郡平泉村毛越寺                          | 平泉村、衣川村、前沢町、長島村、     | 自明治三十七年二月一八日<br>至全 年二月二八日 |
| 西磐井郡白山村正福寺                          | 白山村、生母村、黒石村、姉休村、古城村、 | 自明治三十七年二月九日<br>至全 年三月九日   |
| 膽沢郡佐倉川村安養寺                          | 羽田村、真城村、愛宕村、佐倉川村     | 自明治三十七年二月一八日<br>至全 年二月二八日 |
| 膽沢郡金ヶ崎村泰養寺                          | 金ヶ崎村、相去村、稲瀬村、        | 自明治三十七年三月六日<br>至全 年三月一五日  |

### 第三章 河川管理

|                        |                        |                    |
|------------------------|------------------------|--------------------|
| 和賀郡黒沢尻町西念寺             | 鬼柳村、江釣子村、黒沢尻町、二子村、立花村、 | 自明治三十七年三月一七日<br>至全 |
| 稗貫郡根子村圓通寺              | 更木村、飯豊村、根子村、花巻川口町、矢沢村、 | 自明治三十七年三月一六日<br>至全 |
| 稗貫郡好地村大字好地十七番戸         | 花巻町、宮野目村、八重畑村          | 自明治三十七年三月一六日<br>至全 |
| 大森武方                   | 八幡村、好地村、新堀村、彦部村        | 自明治三十七年三月一六日<br>至全 |
| 紫波郡日詰町役場               | 日詰町、赤石村、古館村            | 自明治三十七年三月一六日<br>至全 |
| 紫波郡徳田村大字西徳田三十四番戸 宮政次郎方 | 徳田村、長岡村、乙部村            | 自明治三十七年三月一六日<br>至全 |
| 岩手郡本宮村役場               | 本宮村、見前村、中野村、厨川村、盛岡市    | 自明治三十七年三月一六日<br>至全 |

以上の如く、河川台帳の縦覧を同年二月一〇日より開始している。

(註) 河川附属物は二月二日認可されている。

縦覧所を毎日三、四ヶ所に開設し、縦覧期間は縦覧者の便を計るため、各縦覧所共各々一〇日間の長期としている。

以上の如く、三月二六日迄の三八日間に、一四ヶ所の縦覧所を開設し、五四市町村民の縦覧に供し、関係地域住民に河川区域並附属物件等の徹底を図り、河川台帳を成立させている。

これによって、河川台帳に記載する事項を知事は、河川法第二条第一項に該当するものと認定し次の如く告示している。

明治三十七年二月一〇日

北上川認定区域告示ノ件

北上川河川台帳不日縦覧ノ運ニ相成候ニ付テハ右告示ト同時ニ起案告示相成可、然哉豫メ此段相伺候也。

更に、県は関係市町村に対し河川台帳令第三条第二項に係り河川台帳に関する意見書の提出方を次の如く訓令を出

している。

明治三十七年二月二日

河川台帳ニ関スル意見書提出方訓令之件

北上川河川台帳不日縦覧ニ供セラルル都合ニ付、二九年勅令第三三一号第三条ニヨリ地元町村長ハ意見書提出方縦覧ノ告示ト同時ニ左案訓令相成可候哉伺候也。

と、次の町村に訓令を発している。

訓令乙第三号

|      |     |      |      |     |       |      |      |
|------|-----|------|------|-----|-------|------|------|
| 西磐井郡 | 日形村 | 永井村  | 老松村  | 弥栄村 | 中里村   | 眞滝村  | 平泉村  |
| 東磐井郡 | 黄海村 | 薄衣村  | 門崎村  | 舞川村 | 長嶋村   | 生母村  |      |
| 胆澤郡  | 前沢町 | 衣川村  | 白山村  | 姉体村 | 古城村   | 佐倉河村 | 眞城村  |
| 江刺郡  | 愛宕村 | 羽田村  | 黒石村  | 稲瀬村 |       |      | 金ヶ崎村 |
| 和賀郡  | 更木村 | 立花村  | 黒沢尻町 | 鬼柳村 | 江釣子村  | 飯豊村  | 二子村  |
| 稗貫郡  | 新堀村 | 八重畑村 | 矢沢村  | 花巻町 | 花巻川口町 | 根子村  | 好地村  |
| 紫波郡  | 乙部村 | 長岡村  | 彦部村  | 赤石村 | 見前村   | 徳田村  | 古館村  |
| 岩手郡  | 中野村 | 本宮村  | 厨川村  |     |       |      | 日詰町  |
| 盛岡市  |     |      |      |     |       |      |      |

本年本県告示第四一号ヲ以テ公衆ノ縦覧ニ供シタル北上川河川台帳ノ内、其町(村)ニ属スル部分ニ対シ縦覧期限内ニ意見書差出スベシ。

明治三十七年二月二日

岩手県知事

と関係町村の反響を待つところであるが、東磐井郡薄衣村長高橋国記は、二月二六日同村で諏訪前六番地における

河川敷区画線につき次の如く異議を申立てている<sup>1)</sup>。

河川流域区之義ニ付異議申立書

異議アル土地ノ表示

東磐井郡薄衣村字諏訪前六番地

一、川岸場反別八畝拾歩

此地価金壹円

右本村所有地ニ係ル御査定ノ河川流域区線ナルモノヲ図見スルニ殆ンド其八分ヲ流域区内ニ御画線相成候処、元来該土地ハ上流ニ諏訪ノ鼻ナル万世不動ノ岩角突出セルアリテ、上古以来数百年ノ間現在シ、川岸場ニ異変ヲ見ザル地所ニ有之候故、将来ニ於テモ現状ニ顯著ナル變動ナキモノト信ゼラレ候、然ルニ御査定線ナルモノハ如何ナル御主旨ニ其工図セシモノナルヤ、承了罷在兼候得共、前後ニ於ケル土地ニ対スル<sup>2)</sup>ハ尚特ニ多大ナル画線ヲ被施<sup>3)</sup>ハ聊モ其意<sup>4)</sup>ルノミナラズ、又其必要ヲ認メザル次第ニ付、更ニ<sup>5)</sup>通ナル域線ニ御変更相成度此段異議及申立候也

明治三十七年二月二十六日

東磐井郡薄衣村長 高橋 国 記

岩手県知事 北條元利殿

とある。

県は、同意見書による諏訪前の現況を把握するため、工手黒田嘉一、拓植寛太郎等二人を派遣し、現場を精査せしめてゐる。

その復命するところによれば、さきに、河川台帳縦覧の折、鈴木技師も親しく実査するところであるが、村長の申立に相違するところがないと、次の如く意見書を提出している<sup>6)</sup>。

意見書

告示第四一号ヲ以テ北上川河川台帳公衆ノ縦覧ニ供セラレタルニ東磐井郡薄衣村長ヨリ異議<sup>7)</sup>提出セリ、其ノ主意ハ全村地

内ニ諏訪前共有荒地川岸場反別八畝拾歩ノ内、八分通川敷ニ編入セラレ、前後川敷比較上多大ナルニヨリ、之ヲ縮小セントスル希望ガアリ、然ルニ別紙図面朱点ノ個所ハ、不動岩突出セルニヨリ、流水激突シ、濁流ヲ呈シ、其ノ結果対岸ニ砂石ヲ置キ旧川川床漸次嵩ミ到底流真ヲシテ旧川ニ流過セシムルヲ得ズ、而テ水勢益々左岸ニ趨リ出水ノ都度耕地ヲ欠キ、人家ニ浸水シ、(薄衣村量水標ヲ検スルニ、三〇年ニハ三四尺、三五年ニハ二七尺ノ洪水アリ、其ノ他二〇尺以上ノ出水ハ年々一〇数回ニ達セリ)危険又ハ恐ルベキモノトス。

故ニ県経済ノ許ス限りハ、字諏訪前ヨリ下流ニ防禦工事ヲ施行セントスル目的ヲ以テ、川敷ニ余裕ヲ存シ認定セラレタルモ、異議ノ申立ニヨリ実地ヲ再調スルニ総反別ノ六分通り全ク川敷ニ係レリ、縦覧監視トシテ、鈴木技師出張セラレ、親シク実査セラレタル結果、現今、実況ニ徴セバ或ル程度迄ハ川敷ヲ狭小セシムルモ敢テ支障ナキモノト認メラレ、卑職共全意見ニ付キ、村長ノ申立至当ノ次第ト思考セリ、此段卑見上申候也

明治三十七年三月一二日

工手 黒田 嘉一

工手 拓植 寛次郎

知事 北條元利殿

と復命している。

此の外、日詰村(紫波町)長及好地村(石鳥谷町)後藤直助等より河川敷境界線の変更申立があり、更に西磐井郡永井村(花泉町)長並びに同村佐藤寅之助外一六名、及び同郡老松村(花泉町)及川大四郎外六一名、同じく、涌津村(花泉町)鵜浦永吉外三五名等より、洪水氾濫域の河川区域編入等があり、更に前沢町長等よりは、町村界に関する異議の申立等があり、之が解決に少なからざる日時を要し、河川台帳認可申請が甚だしく遅延するに至つたのである。この間の事情につき、岩手県知事は、四月一日次の様に第二区土木監督署長へ申し送っている<sup>8)</sup>。

岩収二第五八九号

三月廿九日監発第五二一号ヲ以テ北上川筋河川台帳認可申請之件、御照会相成候処、郡村境界等ニ付、少シク訂正ヲ要スル都合

そ有之候ニ付キ、来ル四月下旬ニハ進達ノ連ビニ可相成候条御了知相成度此段及回答候也。

明治三十七年四月一日

岩手県知事 北條元利

第二区土木監督署長 小林八郎殿

と、回答している。

其の後、岩手県は関係市町村等の異議申立に關し、更に調査を遂げ、順次解決を計り、予定より約一ヶ月遅れて、同年五月三十一日知事の決裁を仰いで、次の如く北上川河川台帳の調書、図面等を添附して、認可稟請書を提出している。

岩発二第四六号

管下北上川河川台帳調製後、明治廿九年勅令第三三一号第三条ノ手続キヲシ候ニ付、別紙目録ノ通及進達候条御認可相成度、明治廿九年法律第七一号河川法第一四条第二項ニヨリ此段稟請候也。

明治三十七年五月三十一日

知事

内務大臣 宛

とある。



河川台帳認可稟請書案

更に、監督署長へ次の如く依頼している。

北上川河川台帳図面、帳簿目録

図面之部

一、北上川河川台帳平面図

八拾壹卷

内

自A第壹號 至A第拾參號

拾參卷

自宮城県界 左岸東磐井郡黄海村  
右岸西磐井郡永井村

至 左岸東磐井郡舞川村  
右岸西磐井郡真滝村

自B第壹號 至B第拾貳號

拾貳卷

自 左岸東磐井郡舞川村  
右岸西磐井郡真滝村

至 左岸東磐井郡生母村  
右岸西磐井郡前沢町

自C第壹號 至C第拾四號

拾四卷

自 左岸東磐井郡生母村  
右岸西磐井郡前沢町

至 左岸江刺郡桶瀬村  
右岸江刺郡金ヶ崎村

自D第壹號 至D第拾參號

拾參卷

自 左岸江刺郡桶瀬村  
右岸江刺郡金ヶ崎村

至 左岸陸奥郡矢沢村  
右岸陸奥郡花巻町

自E第壹號 至E第拾參號

拾參卷

自 左岸陸奥郡矢沢村  
右岸陸奥郡花巻町

至 左岸紫波郡彦部村  
右岸紫波郡赤石村

自F第壹號 至F第拾六號

拾六卷



三七岩甲第六三号

北上川台帳認可之儀ニ付三十七年五月三十一日、岩発二第四六号ヲ以テ御稟請相成候処、別紙記載之廉ハ御調査之上御回答相成度此段及照会候也。

明治三十九年七月五日

内務省土木局長心得 吉原三郎

岩手県知事押川則吉殿

とある如く、河川台帳切図番号第

四八五号外数件にわたり不備が指摘され、その再調査訂正等が求められている。

しかし、同伴に関する回答文書等

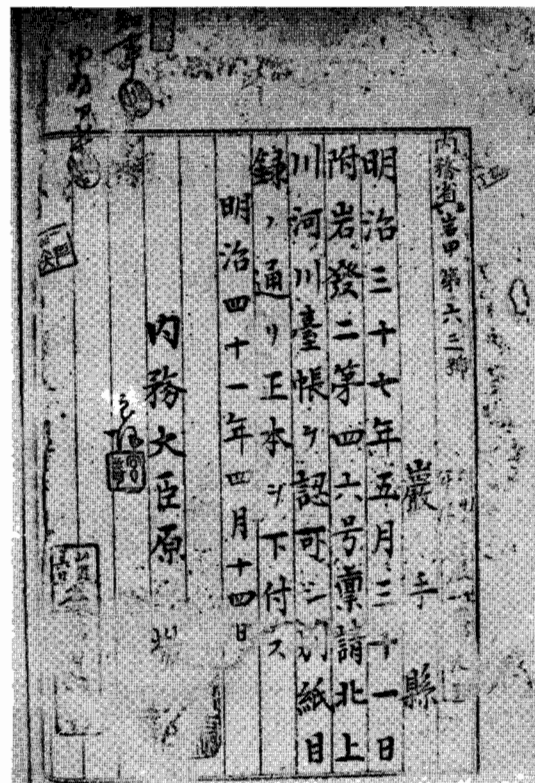
は、既に失なわれ詳細は明らかでないが、以上の如き補記、訂正に少なからざる日時を要したことが推定される。それは、内務大臣の認可が降りるまで尚一年数ヶ月を要しているからである。

明治四一年四月一四日北上川河川台帳は、内務大臣原敬によって認可され、次の如く認可書が交付されている。

内務省三七岩甲第六三号

岩手県

明治三十七年五月三十一日附岩発二第四六号稟請北上川河川台帳ヲ認可シ、別紙目録ノ通り正本ヲ下付ス。



北上川河川台帳認可書

明治四十一年四月十四日

内務大臣 原 敬

とある。

同日下付されたところの河川台帳正本は、次の目録の如く若干余点の多数にのぼるものである。

北上川河川台帳目録

- |            |       |
|------------|-------|
| 一、切図       | 九百参拾枚 |
| 二、帳簿       | 貳拾冊   |
| 一、右岸水流横断面図 | 参拾四卷  |
| 一、左岸水流横断面図 | 貳拾貳卷  |
| 一、右岸堤防横断面図 | 六卷    |
| 一、左岸堤防横断面図 | 拾壹卷   |
| 一、右岸堤防横断面図 | 拾壹卷   |
| 一、右岸工作物構造図 | 拾壹卷   |
| 一、附属物構造図   | 壹卷    |
| 一、道路横断面図   | 拾壹卷   |
| 一、鉄道横断面図   | 貳卷    |

等であり、同台帳は河川台帳令第七条の定むるところにより岩手県知事の所管に属し、岩手県によって保管々理が施行されるところである。

北上川河川臺帳認定経過

| 年 月 日     | 主 要 事 項                                   | 年 月 日                           | 主 要 事 項                                   |
|-----------|-------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|
| 明治三六、一〇、三 | 河川附属物認定ニ関スル伺<br>岩手県第二課長 知事                | 三七、二、二二                         | 北上川附属物認定ノ件ガ認可サル(電<br>報) 内務大臣 知事           |
| 〃、〃、六     | 北上川筋附属物認定ノ件照会<br>知事 第二土木監督署長              | 〃、〃、二六                          | 北上川河川流域区(認定区域)ニ付異<br>議申立 薄衣村長 知事          |
| 〃、〃、〃     | 北上川筋附属物認定稟同<br>知事 内務大臣                    | 〃、三、二二                          | 薄衣村長ノ異議申立ニ付意見書提出<br>知事 第二課工手 知事           |
| 〃、一、一八    | 直轄工事ヲ岩手県ヘ引継ニ関シ通牒<br>内務省土木局長 知事            | 永井村長ノ異議申立ニ付意見書提出<br>知事 第二課工手 知事 |                                           |
| 〃、〃、二六    | 北上川河川附属物認定ニ関スル調査及図<br>面公借書 岩手県技師第二土木監督署長  | 〃、〃、二二                          | 北上川河川台帳完成ノ件報告<br>知事 内務大臣                  |
| 〃、二、一四    | 北上川河川附属物認定ニ関シ土木監督署<br>ヘ協議ノ件照会 知事 第二土木監督署長 | 〃、〃、二九                          | 北上川河川台帳縦覧ニ関シ上申<br>知事 縦覧所出張員 知事            |
| 〃、〃、二二    | 河川附属物認定稟同<br>知事 内務大臣                      | 〃、〃、〃                           | 認可申請ノ北上川河川台帳ニ関スル村境<br>紛争ニ付キ照会 第二土木監督署長 知事 |
| 三七、二、二    | 河川台帳縦覧所出張員心得ノ件伺<br>第二課長 知事                | 〃、四、一                           | 村境紛争調定ノタメ進達遅延回答<br>知事 第二土木監督署長            |
| 〃、二、四     | 北上川河川認定ニ関スル回答<br>第二土木監督署長 知事              | 〃、〃、二                           | 河川台帳ニ関スル意見書提出<br>日詰町長 知事                  |
| 〃、〃、〃     | 北上川河川台帳縦覧告示<br>知事                         | 〃、〃、三二                          | 新堀、八幡村境界紛争調定(不成立)<br>ニ関シ上申 知事 内務省土木局長     |
| 〃、〃、〃     | 河川台帳ニ対スル意見書提出方訓令<br>知事 関係市町村長             | 〃、〃、〃                           | 北上川河川台帳認定申請書中相違取調照<br>会(水利等二四件)内務省土木局長 知事 |
| 〃、〃、八     | 北上川附属物物件認定ノ件催告(電報)<br>土木局長 知事             | 〃、〃、〃                           | 北上川河川台帳認可稟請<br>知事 内務大臣                    |
| 〃、〃、九     | 北上川認定区域告示<br>知事                           | 〃、〃、〃                           | 北上川河川台帳認可稟請書進達照会(依<br>頼) 知事 第二土木監督署長      |
| 〃、〃、〃     | 北上川河川附属物告示<br>知事                          | 〃、〃、〃                           |                                           |
| 〃、〃、一〇    | 北上川河川台帳縦覧所及同縦覧町村並<br>ニ期間告示 知事             | 〃、六、一                           |                                           |

|          |                                                  |           |                                                                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三七、一〇、一〇 | 新堀、八幡村境界紛争ニ関スル照会<br>内務省土木局長 知事                   | 四一、四、一六   | 北上川河川台帳認可ニ付通知<br>明治三十七年二月十二日告示第四十<br>一号ヲ以テ縦覧ニ供シ候事ニ北上川<br>河川台帳ハ本月十四日附ヲ以テ認可<br>ヲ得候条 明治三十九年勅令第三百三<br>十一号第九條ニ依リ及通知也 知事 |
| 三八、一〇、二一 | 右同伴照会<br>内務省土木局長 知事                              | 〃、〃、一七    | 北上川河川台帳正本縦覧ニ関スル告示<br>知事                                                                                            |
| 三九、一、一七  | 新堀、八幡村境界紛争、薄衣、前沢村長<br>等ノ異議申立ニ関スル照会<br>内務省土木局長 知事 | 〃、〃、二二    | 北上川河川台帳副本調製方訓令<br>明治廿九年十月勅令第三十一号ニ依<br>リ其ノ(市町村)管内ニ係ル河川台<br>帳ノ副本ヲ明治四十二年三月三十一<br>日迄ニ調製スベシ 知事                          |
| 〃、二、一五   | 右同伴ニ関スル回答<br>内務省土木局長 知事                          | 〃、〃、〃     | 菅原内午等境界紛争ニ関スル件照会<br>水沢警察署長 岩手県土木課長<br>前沢町村界紛争ニ関スル件回答<br>岩手県土木課長 水沢警察署長                                             |
| 〃、七、五    | 河川台帳認可稟請ニ関スル不審箇所(二〇ヶ所)照会<br>内務省土木局長 知事           | 〃、〃、〃     |                                                                                                                    |
| 〃、七、二〇   | 河川台帳中内容不備追完<br>知事 内務省土木局長                        | 〃、〃、〃     |                                                                                                                    |
| 〃、九、一八   | 河川台帳認可稟請ニ関スル不審箇所ニ<br>関スル回答 知事 内務省土木局長            | 〃、〃、〃     |                                                                                                                    |
| 四〇、五、三一  | 北上川河川台帳訂正進達<br>第二土木監督署長 知事                       | 大正 四、九、一一 |                                                                                                                    |
| 四一、四、一四  | 北上川河川台帳ヲ認可シ、北上川河川<br>台帳正本ヲ下附ス 内務大臣 知事            | 〃、〃、一六    |                                                                                                                    |
| 〃、〃、一六   | 北上川河川台帳認可ノ件通牒<br>内務大臣 知事                         |           |                                                                                                                    |

以上の如く、さきに内務省直轄施工によって築造された構造物等が、河川法の定むる河川管理者岩手県知事により、明治三十七年二月一〇日河川附属物として認定され、更に、沿岸住民等の從覽に供し成立するところの河川台帳(河川実測図、河川附属物台帳)が、同四年四月一四日内務大臣によって認可され、北上川河川管理の基盤であるところの河川境界が確立されるに至ったのである。

三、むすび

さきにも述べる如く、明治二十九年河川法によって規定されるところの河川台帳は、同法施行後二か年以内に調製し

認定を受けるべく定められているが、北上川に関する限り、更に、一〇か年余を経て明治四一年に至りようやく認定されたのである。

認定の延引に至った直接の理由は、内務省直轄施工の北上川改修工事の施工中とするも、同工事終了後、尚六か年の歳月を経て、始めて認可が降りているのである。

申請から認可まで少なからざる年月を要したその理由は、何に基因するところか、今は知る由もないが、たまたま、岩手県出身の内務大臣原敬によって認可されるに至ったことは、単に、偶然とのみは言い難いようである。

### 第三節 維持修繕及び河川管理

北上川における藩制時代の修築工事等については、既に述べる処であるが、工事施工後における河川管理については、仙台、盛岡両藩共殆ど明らかでない。

しかし、山林行政上、御山守を置き、灌漑用水溜池並に同用水堰（水路）等にそれぞれ堤守、堰（関）守等を置き管理せしめている。

従って、河川管理のために各々の地域に管理責任者をおいたことは推定されるのであるが、その確証を得るには至っていない。

明治維新後は、前述する如く北上川沿岸における行政機構が数次に亘り変転し、暫らく確立されるところでないから、河川管理等も亦、然りであつたと考えられる。

明治維新後における河川行政の確立は、明治四年大政奉還後において太政官が布告するところの治水条目によるのであるが、北上川の管理等は同年七月登米、一ノ関、盛岡県等がそれぞれ置かれてからである。

同年登米県においては、登米県治水事務掌程を定め、その第一条等に次の如く定められている。

上款

第十一条 新港ヲ開キ或ハ疏シ、或ハ新川ヲ決スルコト。

第十二条 堤防、橋梁ヲ修築シ、或ハ官舎ヲ營繕スルコト。

但非常ノ破損遷延シ難キコト、及瑣小ノ修繕ハ此限リニアラズ。

第十三条 略

第十四条 河流構築ノ填闕、浚疏スルコト。但瑣小ノ事業ハ此限リニアラズ。

第十五条 港澳ヲ修理スルコト。

但同上

と規定している。

登米、一ノ関県のとをうけた水沢県は、明治五年二月二〇日参事（知事）増田繁幸の名において大蔵省へ伺いが出されている。

しかし、伺いの要旨は堤防その他普請における人夫の賦役についてであるが、その末尾において、

元登米、胆沢管下ハ旧仙台藩費ヲ以テ營繕候分ヲ目途トシ其藩後一度モ營繕候儀無之彼是混雜不少、中ニハ不相当モ御座候間、此度官員差出シ、水害ノ大小、普請処ノ難易検査知察ノ上、官費、村費ノ区別大概相立候積ニ御座候云々

と申添えてある。

しかるに、未だ治水制度の確立がなく、河川管理に判然とした規定する所等もなく、川沿いの村々においては、そ

の措置に窮したのであらう。

同七年第一七七大区管下戸長等が連名で水沢県参事に次の如く<sup>6)</sup>伺書を提出している。

一、村方堤防取締役、大村一人、小村或ハ普請ケ所不足ノ村柄ハ十二ヶ村ニ一人、申様相立置不申ニ、而シテハ用水路溜池  
 浚方ヲ始メ、諸事行届不申哉之見定ニ御座候処此儀ハ村々適宜ニヨツテ為申立伺申哉

と、ある。

これに対し水沢県は次の如く指令を発している<sup>6)</sup>。

右ヶ条堤防等之義ニ<sup>モ</sup>良令御改正方取調中ニ付キ追而一般可相達、村内用水路溜池浚方等ハ百姓代担当シ、伍長等ヲ以テ弁務候  
 儀ト可相心得事

右之通ヶ条限朱書ヲ以指令及ヒ候事

明治七年五月

水沢県参事 増田繁幸

と、時々折々指令を出している。

しかし、同九年府県制に依り旧水沢県管下の内、北部五郡が岩手県に編入され、北上川中流部及上流部の総べては  
 岩手県の所管に属するところとなっているが、明治前期の管理体制等は明らかでない。

殊に、北上川本川においては、明治一三年以降、内務省直轄施工による測量及低水工事等による二七<sup>カ</sup>年間の如き  
 は、内務省の直轄管理に等しき状態にあり、岩手県における河川の維持修繕等は、明治二三年県庁第二課に土木掛が  
 設置されてよりである。

更に、同二六年訓令を以って各郡役所庶務課に土木地理等に関する業務を分掌せしめている。

同年岩手県の調査によれば、河川維持上、特に、危険と見られる所で、欠止工事（護岸、根固等）を要する所が、  
 盛岡以南における左岸において延長一七里一五町余（六七・七一杆余）、右岸延長一三里三一町余（五三・八九二杆  
 余）等があり、盛岡以北においては左岸における延長二里一町余（七・八八四杆余）右岸延長一里四町余（四・一二  
 八杆余）等とある。

しかし、未だ河川管理体制の確立されるところでなく、行政機構の変転に伴い河川修築費の官費、民費等に変更さ  
 れる等にわざわざいされ、北上川沿岸の荒廃が著しく、北上川上流部における欠止等の施工を要する箇所は、実に、数  
 百ヶ所にも達するところである<sup>6)</sup>。

欠止を要する箇所調（明治二六年）

| 河川名  | 左岸   |                     | 右岸   |                     |
|------|------|---------------------|------|---------------------|
|      | 市町村数 | 延長                  | 市町村数 | 延長                  |
| 北上川  | 二七   | 一一・二六 <sup>里町</sup> | 三三   | 一一・二〇 <sup>里町</sup> |
| 二股川  | 一    | 一一                  | 一    | 九                   |
| 金流川  | 一    | 二五                  | 二    | 一・〇八                |
| 北金流川 | 一    | 七                   | 一    | 二二                  |
| 黄海川  | 二    | 二二                  | 二    | 二二                  |
| 砂子田川 | 一    | 二                   | 一    | 一                   |
| 新地川  | 二    | 三三                  | 二    | 二四                  |

|      |     |     |    |      |     |     |      |     |     |      |      |     |     |     |      |    |
|------|-----|-----|----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|------|----|
| 大田代川 | 天王川 | 南股川 | 衣川 | 戸河内川 | 太田川 | 大沢川 | 井戸沢川 | 本寺川 | 山谷川 | 小豬岡川 | 芦ノ口川 | 外山川 | 久保川 | 川台川 | 達古袋川 | 吸川 |
| 1    | 1   | 1   | 1  | 1    | 1   | 1   | 1    | 1   | 1   | 1    | 1    | 1   | 1   | 1   | 1    | 2  |
| 1    | 二五  | 一八  | 三〇 | 一三   | 一五  | 六   | 一八   | 一〇〇 | 一〇〇 | 二〇〇  | 一〇   | 三   | 一〇  | 二〇  | 一〇二  | 三三 |
| 1    | 1   | 1   | 1  | 1    | 1   | 1   | 1    | 1   | 1   | 1    | 1    | 1   | 1   | 1   | 1    | 2  |
| 三    | 二五  | 一   | 二三 | 一七   | 一五  | 1   | 一二   | 一〇〇 | 一〇〇 | 二〇〇  | 一五   | 二   | 三五  | 四   | 三三   | 三二 |

|      |      |      |      |     |     |      |      |     |     |      |     |     |      |      |     |      |
|------|------|------|------|-----|-----|------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|------|-----|------|
| 磐井川  | 滝沢川  | 藍川   | 広町川  | 石森川 | 石宇川 | 猿沢川  | 大谷地川 | 沖田川 | 山口川 | 砂鉄川  | 寺沢川 | 濁沼川 | 薄衣川  | 大奈良川 | 中江川 | 沼田川  |
| 四    | 一    | 一    | 一    | 一   | 二   | 一    | 一    | 二   | 一   | 四    | 二   | 二   | 三    | 一    | 一   | 三    |
| 四・一二 | 一・二八 | 一・一八 | 一・二一 | 一一  | 一九  | 一・二九 | 二七   | 一一  | 三〇  | 一・二三 | 二八  | 二四  | 五・二〇 | 二〇   | 二〇  | 一・一七 |
| 四    | 一    | 一    | 一    | 一   | 二   | 一    | 一    | 二   | 1   | 三    | 二   | 二   | 三    | 一    | 一   | 二    |
| 一・二九 | 一・二八 | 一・一八 | 一・二一 | 一二  | 一七  | 二・二四 | 一・〇六 | 一一  | 1   | 一・一四 | 二九  | 一九  | 五・二四 | 二〇   | 二〇  | 一・二三 |

|      |   |      |   |      |
|------|---|------|---|------|
| 中津川  | 二 | 七    | 三 | 一八   |
| 零石川  | 五 | 三・〇一 | 五 | 二・三五 |
| 滝名川  | 二 | 一・二六 | 二 | 一・一二 |
| 中居川  | 一 | 三三   | 一 | 二八   |
| 小又川  | 一 | 三〇   | 一 | 一五   |
| 稗貫川  | 三 | 一・三五 | 四 | 一・二五 |
| 小鳥瀬川 | 二 | 一六   | 一 | 四    |
| 猫川   | 一 | 一六   | 一 | 一八   |
| 早瀬川  | 四 | 三・一一 | 二 | 二・〇一 |
| 来内川  | 一 | 一〇   | 一 | 一〇   |
| 長野川  | 一 | 九    | 一 | 一    |
| 鮎貝川  | 一 | 四    | 一 | 一    |
| 小友川  | 一 | 二二   | 一 | 二一   |
| 宿川   | 一 | 一    | 一 | 六    |
| 達曾部川 | 一 | 一    | 一 | 一八   |
| 猿ヶ石川 | 六 | 三・三三 | 四 | 一・二六 |
| 三ッ沢川 | 一 | 一五   | 一 | 一五   |

|       |   |      |   |      |
|-------|---|------|---|------|
| 寒沢川   | 一 | 三〇   | 一 | 三〇   |
| 豊沢川   | 二 | 二・一六 | 二 | 二・〇四 |
| 高下川   | 一 | 一    | 一 | 三    |
| 遠巣川   | 一 | 一    | 一 | 三    |
| 本内川   | 一 | 五    | 一 | 五    |
| 下前川   | 一 | 三    | 一 | 三    |
| 左草川   | 一 | 一    | 一 | 三    |
| 鬼ヶ瀬川  | 一 | 一    | 一 | 五    |
| 小鬼ヶ瀬川 | 一 | 二    | 一 | 二    |
| 鈴鴨川   | 一 | 三    | 一 | 三    |
| 夏油川   | 二 | 二二   | 二 | 一九   |
| 和賀川   | 四 | 四・一〇 | 三 | 四・一九 |
| 胆沢川   | 二 | 一六   | 二 | 三一   |
| 歌書川   | 一 | 二四   | 二 | 二四   |
| 広瀬川   | 二 | 二    | 一 | 三    |
| 伊手川   | 一 | 三    | 一 | 三    |
| 人首川   | 一 | 三    | 二 | 五    |

|   |   |   |   |      |
|---|---|---|---|------|
| 松 | 川 | 二 | 三 | 一・三三 |
| 赤 | 川 | 一 | 二 | 二    |

等である。

明治三十九年、新たに河川法が制定され、国の河川行政が確立されるに至ったのである。

同法制定により岩手県における河川管理体制等も拡充され、同三〇年土木行政遂行のため、県管下を六地に分け、県土木課の末端機構として、各々土木管区を設け、所管地域の河川の維持、修繕等を施行せしめるところである。

北上川流域を所管するところの土木管区は次の如くである。

| 管 区 名  | 事務所位置    | 所 管 区 域           | 備 考 |
|--------|----------|-------------------|-----|
| 第一土木管区 | 岩手郡中野村   | 盛岡市 岩手郡 紫波郡       |     |
| 第二土木管区 | 稗貫郡花巻町   | 稗貫郡 和賀郡           |     |
| 第三土木管区 | 西磐井郡一ノ関町 | 江刺郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 |     |
| 第四土木管区 | 気仙郡世田米村  | 気仙郡 上閉伊郡          |     |
| 第五土木管区 | 下閉伊郡宮古町  | 下閉伊郡              |     |
| 第六土木管区 | 二戸郡福岡町   | 二戸郡 九戸郡           |     |

等である。

同三五年内務省直轄施工の低水工事が当初計画通り（河口石巻より盛岡まで）施工され、完成するところの河川附

属物等のすべてが同年内務省より岩手県に引継がれ、さきに設置される第一、二、三土木管区の所管によって維持されるのである。

大正二年八月大洪水の襲来により北上川流域一帯に及ぶ大被害をこうむるに至ったが、岩手県は災害復旧と共に、洪水対策強化等のため、土木管区の再編成を行ない、同三年一月九日次の如く告示を発している。

| 名 称     | 事務所位置     | 所 管 区 域           | 名 称    | 事務所位置   | 所 管 区 域     |
|---------|-----------|-------------------|--------|---------|-------------|
| 盛岡土木管区  | 県庁内       | 盛岡市 岩手郡 九戸郡の内二ヶ村  | 盛岡土木管区 | 気仙郡役所内  | 気仙郡         |
| 花巻土木管区  | 稗貫郡役所内    | 紫波郡の内四ヶ村          | 遠野土木管区 | 上閉伊郡役所内 | 上閉伊郡        |
| 黒沢尻土木管区 | 和賀郡役所内    | 和賀郡の内北上川左岸四ヶ村を除く  | 宮古土木管区 | 下閉伊郡役所内 | 下閉伊郡        |
| 下川原土木管区 | 江刺郡愛宕村下川原 | 江刺郡 胆沢郡 東磐井郡の内一ヶ村 | 福岡土木管区 | 二戸郡福岡町  | 二戸郡         |
| 一関土木管区  | 西磐井郡役所内   | 西磐井郡 東磐井郡ノ内生母村ヲ除ク | 久慈土木管区 | 九戸郡役所内  | 九戸郡の内二ヶ村ヲ除ク |

等である。

同改正によって新設された下川原土木管区における職員構成等は次の如くである。

|     |        |       |       |
|-----|--------|-------|-------|
| 主 幹 | 一名（技師） | 監督員補  | 二名    |
| 助 手 | 一名     | 監督工夫  | 一名    |
| 監督員 | 一名     | 土木雇   | 二名    |
|     |        | 備 給 仕 | 二名 一名 |

等の二名が配置されている。

その後、大正二年洪水被害等の災害復旧工事の終了した同九年、土木管区の統廃合が行なわれ、一関等の六土木管区に縮小されるに至ったが、昭和七年、新に久慈土木管区を設け所管区域の一部変更を行なうと共に、水沢等臨時土木管区五ヶ所並びに雫石川外五工管所を設置し、河川改修等を施工している。

同一五年七ヶ所の土木管区を土木出張所と改め、名実共に、岩手県の出先機関として土木行政を施行させることとしている。

翌一六年、内務省の出先として、仙台土木出張所北上川上流改修統合事務所を盛岡市に開設し、北上川上流部における治水行政の拠点とした。

同一七年国情の変動に対応すべく、県行政機構の一部革新を計り、各郡に地方事務所を設け、総合的県の出先機関とされ、河川行政等は、同事務所土木課の所管するところとなり、県下七ヶ所の土木管区、臨時土木管区五ヶ所の所管地域における維持、修築等の業務が移管されるに至ったのである。

終戦後の同二二年二月一日岩手県は行政機構拡充を行ない内務部に属する土木行政部門を分離して土木部を創設し、更に、土木部の末端機構として同一七年以来地方事務所に属している土木課を、再び、同所外機構の土木事務所に改編して、県下一三ヶ所に置き河川、道路、橋梁等の維持、修築等の完全遂行を計ったのである。

しかるに、同年たまたま八月以来相次ぐ出水があり、更に、九月カスリン台風に因る大洪水の襲来するところとなり、全県下にわたる災害は、土木施設の殆どが壊滅的被害を蒙るに至ったのである。

同二七年二月土木部内の組織変更によって、河川、港湾等の業務担当の河港課が新設され、更に、同三〇年七月県の行政機構改革によって地方事務所が廃止され、土木事務所に建設関係業務等が合併され建設事務所と改められるに

北上川水系河川管理機構の変遷

岩手県

| 郡市名  | 上閉伊         | 岩手           | 盛岡         | 紫波         | 稗貫         | 東和賀         | 西和賀         | 江刺       | 胆沢       | 東磐井      | 西磐井      |
|------|-------------|--------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 年度   | 管           | 第一土木管区       | 第二土木管区     | 第三土木管区     | 臨時土木管区     | 臨時土木管区      | 臨時土木管区      | 臨時土木管区   | 臨時土木管区   | 臨時土木管区   | 臨時土木管区   |
| 明治30 | 第四土木管区      | 盛岡土木管区       | 花巻土木管区     | 黒沢土木管区     | 下川原土木管区    | 一関土木管区      | 一関土木管区      | 一関土木管区   | 一関土木管区   | 一関土木管区   | 一関土木管区   |
| 大正3  | 遠野土木管区      | 盛岡土木管区       | 花巻土木管区     | 黒沢土木管区     | 下川原土木管区    | 一関土木管区      | 一関土木管区      | 一関土木管区   | 一関土木管区   | 一関土木管区   | 一関土木管区   |
| 同9   | 同           | 同            | 同          | 同          | 同          | 同           | 同           | 同        | 同        | 同        | 同        |
| 昭和7  | 同           | 同            | 同          | 同          | 同          | 同           | 同           | 同        | 同        | 同        | 同        |
| 同15  | 遠野土木出張所     | 盛岡土木出張所      | 花巻土木出張所    | 黒沢土木出張所    | 水沢臨時土木出張所  | 一ノ関土木出張所    | 西磐井地方事務所    | 東磐井地方事務所 | 一ノ関土木出張所 | 西磐井地方事務所 | 一ノ関土木出張所 |
| 同17  | 上閉伊地方事務所土木課 | 岩手紫波地方事務所土木課 | 稗貫地方事務所土木課 | 和賀地方事務所土木課 | 胆沢地方事務所土木課 | 東磐井地方事務所土木課 | 西磐井地方事務所土木課 | 一ノ関土木出張所 | 西磐井地方事務所 | 一ノ関土木出張所 | 西磐井地方事務所 |
| 同22  | 遠野土木事務所     | 盛岡土木事務所      | 花巻土木事務所    | 黒沢土木事務所    | 水沢土木事務所    | 千厩土木事務所     | 一ノ関土木事務所    | 一ノ関土木事務所 | 一ノ関土木事務所 | 一ノ関土木事務所 | 一ノ関土木事務所 |
| 同30  | 遠野建設事務所     | 盛岡建設事務所      | 花巻建設事務所    | 黒沢建設事務所    | 水沢建設事務所    | 千厩建設事務所     | 一ノ関建設事務所    | 一ノ関建設事務所 | 一ノ関建設事務所 | 一ノ関建設事務所 | 一ノ関建設事務所 |
| 同40  | 遠野土木事務所     | 盛岡土木事務所      | 紫波土木出張所    | 花巻土木事務所    | 北上土木事務所    | 水沢土木事務所     | 千厩土木事務所     | 一ノ関土木事務所 | 一ノ関土木事務所 | 一ノ関土木事務所 | 一ノ関土木事務所 |

至ったのである。

従来の明治河川法は、大正、昭和と時代の進展に伴い、殊に、新憲法下においては、適應せざる点等あり、戦後しばしば改正を要望されるところであつたが、関係各省間の調定が困難を極め、改正法案の上提を見るところでなかつたが、ようやく、昭和三十九年七月一日根本的改正による新河川法が成立し、翌四〇年四月一日より実施を見るに至つたのである。

同法の改正により岩手県は、土木部建設事務所を同四月一日附を以つて土木事務所と改め、新法の規定による一級河川（指定区間外河川を除く）及び二級河川等における維持、修築等を施行するところである。

新河川法第四条による一級河川北上川は、その利害二県に及ぶ河川として、盛岡以南の本川等は建設大臣によつて直轄管理の施行される指定区間外河川となり、明治河川法（旧法）による岩手県知事の管理から、新法によつて建設大臣の所管に移され、北上川上流部（岩手、宮城県境より上流、盛岡市まで）については岩手工事事務所がこれを分掌し、新に河川管理課を設け維持、修築等を施工するところであり、その概況等は次の如くである。

#### 一級河川指定

河川法第四条第一項の規定に基づき昭和四〇年三月二十四日政令第四三号により北上川水系が一級河川に指定さる。

#### 指定区間外

昭和四二年六月二十四日建設省告示第一、八〇四号により、河川法第六条第一項第三号規定による北上川水系に係る指定区間外の区域が指定される。

#### 河川管理

岩手工事事務所管内の直轄管理区間は、北上川水系一河川、一九九・三一料であり、この区間を三出張所で管理に當つてゐる。

そのほか、水閘門一〇八か所に一五七名の操作員と、河川愛護モニター四名を委嘱配置している。

河川巡視は、各出張所共、週二回以上これを行ない、河川管理施設、河川工作物等の異状の有無、申請許可にかかる適正なる使用の確認、不法行為及び塵埃汚物の投棄、水質管理等河川管理全般にわたつて行なつてゐる。

河川法に基づく許可件数（昭和五三年度）

|                   |      |
|-------------------|------|
| 法第二三条（水利使用） 灌漑其の他 | 二一件  |
| 法第二四条（土地占用）       | 七〇件  |
| 法第二五条（土石等の採取）     | 九八件  |
| 法第二六条（工作物の設置）     | 五九件  |
| 法第二七条（土地形状変更）     | 一一件  |
| 計                 | 一五九件 |

等である。

河川管理上における許可の殆どは、公安上極要事項に限定されるところであるが、北上川流域における岩手県知事の許可等の歴史は古く、明治一〇年、既に、農馬の飼料用採草地として河川附屬物の堤塘使用料を徴し、貸与しているのである。

明治二九年河川法制定後においては、河川管理権者であるところの岩手県知事において許可を執行し、使用料の徴収は当然であらうが、岩手県における規制は、明治三七年一〇月県令第三八号による河川敷地及流水並河川附屬物占用規程（別掲）が初めである。

しかし、河川台帳法による北上川河川台帳の成立以前における河川敷地等の妥当なる処置には岩手県においても困難を極めたのであらう。

例えば、馬場小路、雫石川沿岸等における桑園問題等があり、岩手県知事は、その処置につき次の如く内務大臣に伺うている。

岩収二第一八四五号

管下盛岡市東中野第一地割ヲ馬場小路百八十三番官有荒蕪地ノ義ハ桑樹植付ノ為メ拾数年前ヨリ貸渡シ来リ候処該地ハ河岸ナルヲ以テ水利上公害ヲ認メ満期継続借用出願ニ際シ不許可ノ指令ヲ与ヘ候処然ルニ桑樹ノ義ハ拾数年前ノ植付ナルヲ以テ幹枝共成木シ今之ヲ他ニ移植原形ニ復スルニ付テハ数月間ヲ要スルヲ以テ右期間ノ許可ハ地所処分ノ御委任権限内ニ属スルモノトシテ当庁限り許可シ可然哉、又其期間中ハ相当料金ヲ徴収スヘキモノナルヤ若シ料金徴収スルモノトスレハ報告様式ハ何レニ依ルヘキヤ御明示ヲ得度此段及照会候也

明治卅七年十月三日

岩手県知事 北條 元利

内務大臣官房地理課長 大 吾 靖 殿

とあり、折返し地理課長より次の如く回答が寄せられている。

理甲第九号

本年十月三日岩収二第一八四五号ヲ以テ照会相成候官有地貸渡期間満了後借地人ノ物件取拂期間ノ件前段ハ御見込ノ通り後段ハ地料ヲ徴収セズシテ可ナル義ニ有之候此段及回答候也

明治三十七年十月十一日

内務大臣官房地理課長 大 吾 靖

岩手県知事 北條 元利 殿

とある。

又、陸上運輸の発達不十分な同年代初、前期等においては、北上川による水運が重要機関であり、舟筏航行（筏及流材取締規則別掲）等が盛行し、灌漑用取水、魚漁用施設等の既得水利権に及ぼす影響も少なからず、更に、明治中、

後期に初まる発電用取水等の既得権侵害による紛争に及び、初期河川管理の困難等は推考に余りあるものである。

同三五年内務省直轄施工の北上川低水工事の完成により、河道の整備が行なわれ、更に同四一年における河川台帳成立等によって河川管理の基礎が確立されるに至ったのである。

その後、凡四〇年、幾多の変遷を重ね、岩手県は河川管理の万全を期して来られたのである。

しかるに、昭和二二年カスリン、同二三年アイオン両台風洪水に因って未曾有の大災を蒙るに至ったのである。（災害復旧等は別項に詳述）

昭和三九年制定の新河川法により北上川本川は指定区間外河川となり、河川に関する許可及び維持管理等が岩手県より建設省に移され、現地機関である東北地方建設局岩手工事事務所が所管事項としてその衝に当たっているのである。

しかし、許可料等は同河川法による収納機関であるところの岩手県において徴収し、県財政の一端に充当されるところである。

（註） (1) 河川台帳関係文書

(2) 河川関係法規類集

(3) 河川台帳

(4) 登米県治事務掌程

(5) 猪狩文書

(6) 北上川流域調査書

(7) 佐藤久文書

第二部 治

水

# 第四編 治水機構

# 第一章 岩手工事事務所

## 第一節 沿革

### 一、概況

北上川改修工事の発端は既に述べる如くであり、近代における改修工事は、明治一三年より同三五年に至る内務省直轄工事である。

同工事は、主として北上川舟運における航路確保の為に施工されるところの低水工事であり、高水対策工事は、同四四年度において起工され、昭和九年終了するところの北上川下流部（宮城県管内）における改修工事があり、国内（北海道以外）主要河川の多くは明治、大正年代等において起工、あるいは竣功しているのである。

しかるに、北上川上流部は、昭和八年一月一六日の土木会議における第三次治水計画の中で「緊急改修ヲ要スル左記河川ニ付テハ今後十箇年内ニ着工シ、同十五箇年内ニ完成シ」云々と決議しているが、その第一番に掲げられる河川でもある。

従って、同川下流部改修工事完了後、ただちに継続施工が行なわれるものと岩手県民ひとしく期待していたのである。

しかし、洪水氾濫に泣く沿岸住民の願いもむなしく、原始河川その尽に放置され、暫くは、改修計画あるいは、調

## 直轄改修区域編入年度(昭・五〇)

## 一、主要河川

| 河川名  | 下流部        |        | 中流部    |      | 上流部        |        | 備考             |
|------|------------|--------|--------|------|------------|--------|----------------|
|      | 所管事務所名     | 編入年度   | 所管事務所名 | 編入年度 | 所管事務所名     | 編入年度   |                |
| 利根川  | 利根川下流工事事務所 | 昭和一四年度 |        |      | 利根川上流工事事務所 | 明治四四年度 |                |
| 信濃川  | 信濃川        | 〃 四一   |        |      | 千曲川        | 昭和二三   |                |
| 木曾川  | 木曾川下流      | 〃 一一   |        |      | 木曾川上流      | 大正一二   |                |
| 淀川   | 淀川         | 〃      |        |      | 琵琶湖        | 昭和三〇   | 第一回改修<br>明治二年度 |
| 阿賀野川 | 阿賀野川下流     | 昭和二三   |        |      | 阿賀野川上流     | 大正一〇   |                |
| 天滝川  | 浜松         | 昭和二    |        |      | 天滝川上流      | 昭和二三   |                |

## 二、東北地建管内

| 北上川  | 北上川下流工事事務所 | 昭和一一年度 | 岩手工事<br>事務所 | 昭和二九年度 | 岩手工事事務所 | 昭和一六年度 | 下流第一回改修<br>明治四四年度 |
|------|------------|--------|-------------|--------|---------|--------|-------------------|
|      |            |        |             |        |         |        |                   |
| 最上川  | 酒田         | 大正七    | 新庄          | 〃 二五   | 山形      | 〃 八    |                   |
| 阿武隈川 | 仙台         | 昭和一一   |             |        | 福島      | 大正八    |                   |
| 雄物川  | 秋田         | 大正六    |             |        | 湯沢      | 昭和一八   |                   |
| 米代川  | 能代         | 昭和二三   |             |        |         |        |                   |
| 岩木川  | 青森         | 大正七    |             |        |         |        |                   |

査測量等の声さえ聞くとこでなかつたのである。

昭和一二年六月五日新任の雪沢千代治岩手県知事は、早くも住民の困窮を洞察してか、着任早々内務省に北上川上流改修工事施工促進の陳情を行なっている。

同年河水統制制度の施行となるや、内務省仙台土木出張所は、九月二二日附を以って北上川等、岩手県管内四河川を河水統制調査河川に指定し、一月一日北上川源流域岩手郡巻堀村<sup>宇</sup>寺林<sup>及</sup>び 一二月二四日北上川中流部東磐井郡門崎村<sup>宇</sup>銚子地先等に水位観測所を設置し、資料蒐集を開始することは、既に、述べる如くであり、重述を要するところでないから省略するが、翌一三年、政府部内において総合開発の基本となる洪水防禦が考究され、その根本対策として北上川本支川等の上流部に洪水調節用大ダム建設が提唱され、内務省土木局においてその立案が進められたのである。

更に、現場の北上川上流部(岩手県管内)においては、内務省仙台土木出張所岩手国道改良事務所(主任技師深井浩三)が現地機関として地状調査、測量等を施行している。

(註) 調査出張所設置の説もあるが、確証を得るに至らない。記して後証を待つ。

しかし、容易に直轄河川改修の指定を受けるには至らなかつたのである。

それは、他の河川における高水対策と異り北上谷底平野における洪水防止と、共に、既に、完成する北上川下流高水事に対応することが緊要である。

従つて、これ等二大目的達成の為に、北上川本支川等の上流部に洪水調節用施設(ダム)の設置が絶対であるからである。

しかし、河川改修に数一〇倍する洪水調節用ダム建設費等は、戦時体勢下における当時、国費支出は殆ど不可能であつたのである。

同十五年三月三日盛岡市内丸に所在する岩手国道改良事務所に、北上川上流調査事務所が次の如く併置されている。

## 一五第一五三号

本所一般

北上川調査ノ為昭和十五年三月三日ヨリ事務所ヲ設置シ其ノ名称、位置ヲ左ノ通定ム  
昭和十五年三月三日

内務省仙台土木出張所長 金森 誠之

## 記

一、名称 北上川上流調査事務所

一、位置 盛岡市内丸（岩手国道改良事務所内）

とあり（所長技師前園千代治）、主として猿ヶ石川堰堤地点等につき調査測量等を施行している。

同年一〇月一日附にて岩手県土木技師川瀬正俊が北上川上流調査事務嘱託を命ぜられ、更に、同月三日内務技師安細廣志が、同調査事務所調査主任を命じられ、猿ヶ石川堰堤地点<sup>及び</sup>湛水域等の縦横断面測量等を施行し、建設工事の基礎調査を行なっている。

同年々度末に至り、北上川上流改修工事の直轄施工が急速に進展し、翌一六年度追加予算に事業費が計上され決定することは前述の如くであり、その背景とするところ等も、富永正義内務技師の論文等に詳述されるところであり、再び述べるまでもなく省略するが、河川法第八条による改修区域編入は、同十六年四月一日であり、（内務省告示第一二九号は既述に付省略）事務所設置は次の如く、四月三日附の内務省仙台土木出張所長通牒（一六第三〇二

号）によるところである。

所中一般

北上川上流改修工事施行ノ為昭和十六年四月三十日ヨリ事務所ヲ設置シ其ノ名称、位置、区域ヲ左ノ通定ム  
昭和十六年四月三十日

内務省仙台土木出張所長 金森 誠之

## 記

一、名称 北上川上流改修統合事務所

一、位置 岩手県盛岡市

一、区域 盛岡市

岩手郡 中野村

紫波郡 日詰町、乙部村、赤石村、彦部村、長岡村、古館村、徳田村、見前村

稗貫郡 花巻町、石鳥谷町、新堀村、八重畑村、矢沢村、宮野目村、八幡村

和賀郡 黒沢尻町、立花村、更木村、鬼柳村、飯豊村、二子村

膽澤郡 前沢町、金ヶ崎町、相去村、佐倉河村、真城村、姉體村、白山村

江刺郡 稲瀬村、愛宕村、羽田村、黒石村

西磐井郡 眞瀧村、平泉村、中里村

東磐井郡 生母村、長島村、舞川村

とあり（所長技師池田徳治）、同事務所設置と共に調査事務所が廃止となっている。

## 一五第一五三号

所中一般

昭和十六年四月三十日北上川上流調査事務所ヲ廃止ス  
但残務ハ北上川上流改修統合事務所ニ於テ之ヲ行フ

## 第一章 岩手工事事務所

昭和十六年四月三十日

内務省仙台土木出張所長 金森誠之

とある。

更に、同日附を以って仙台土木出張所長より、北上川上流改修統合事務所長宛、次の如く改修工事の施工命令が出されている。

一六第三〇号

北上川上流改修統合事務所長 内務技師 池田徳治

別紙年度別、改修計画要項、工事費予算書等ヲ目途トシテ北上川上流改修工事ヲ施行スベシ

但シ、堰堤ニ就テハコンクリート、土砂、岩石ヲ併用セル構造ト為スヘシ

昭和十六年四月三十日

内務省仙台土木出張所長 金森誠之

とある。

(註) 別紙は前出(第三輯)につき省略す

又、同日附を以って立花六郎等、多数職員 of 転勤、採用辞令等が出されている。

翌五月一日には、昭和一六年度河水統制調査事業の内、北上川水系北上川筋(北上川上流)分の継承命令が、次の如く出されている。

一六第三八九号

北上川上流改修統合事務所長 内務技師 池田徳治

江合鳴瀬両川改修事務所ニ於テ施行中ノ昭和十六年河水統制事業ノ内北上川水系北上川筋分継承施行スヘシ

昭和十六年五月一日

内務省仙台土木出張所長 金森誠之

とあり、同日江合鳴瀬両川改修事務所より関係書類(簿冊三〇余部、図面其の他約一五〇点等)一切の引継を了し、さきに北上川調査事務所の所在地であるところの盛岡市仁王内丸三番地岩手国道改良事務所(東北銀行角)において業務開始を行なったのである。

しかるに、同事務所の施設は、もとより国道事務所の要に供する為の建物であり、二系列の事務所が併置されるには甚だ狭隘で、その要に耐える所ではない。(木造、平屋建、瓦葺約一〇〇平方米)

同月一八日北上川上流改修統合事務所は近在する盛岡夜間中学校内に移転し、次の如く業務を開始している。しかし、電話等の急務が困難であり、当分、国道事務所呼出しと言う不便に耐えなければならなかったのである。

昭和十六年五月十八日

北上川上流改修統合事務所

内務省仙台土木出張所 御中

当事務所開設以来岩手国道改良事務所ニ於テ執務中ノ処、今般、左記ニ移転致候ニ付キ此段及通知候

追テ電話ハ未開通ノ為メ当分ノ内岩手国道改良事務所ヲ通シ御通話相成度申添候

一、盛岡市仁王第一地割字内丸五八 盛岡夜間中学校内

としている。

同五月二六日北上川上流改修統合事務所の開所式並びに猿ヶ石川堰堤建設工事の起工式が、盛岡市岩手公園二ノ丸に、特設の式場を設け、平沼内務大臣、成田土木局長等を迎え、地元、山内岩手県知事、村上岩手県会議長等、関係者四〇〇余名列席の上、厳粛裡に挙行されている。

当時の新聞等は「北上川時代到来せり」として、開所式を祝し、第一面の冒頭に大見出しで「本県永遠の繁栄劃す

北上大改修の起工式、歴史的なけふの盛典」等と報じている。

同日の式典における改修計画概要説明の中で、池田事務所長は「本工事竣功の暁は一市八郡四十四ヶ村に亘り、耕地、宅地等の洪水氾濫を除去し、加ふるに不毛地の改良、荒蕪地の開墾等に益すると共に、最大五万キロワットを越え、常時平均二万キロワットを起ゆる発電を可能ならしめ沿岸各地の産業、衛生の発達、改善に資するところ大なるものありと信ず。」云々と述べている。

来賓、山内岩手県知事は「北上川は本邦屈指の大河川にして、県下沿岸は拡大なる沃野を形成し、盛岡市を初め幾多の都邑を包容すと雖、一朝、洪水に際会せんか、濁流狂奔する所その惨禍は到底筆舌の能くする所に非ず、本県の興廃は正に北上川の治水如何に在りと謂ふも過言に非ざるなり、」云々と祝辞を述べられている。

同式典に臨席の平沼内務大臣は「惟ふに、本工事を竣工すれば、全川改修の結果となり、沿岸地方をして洪水の惨禍より免れしめ、積年の荒廢地は変して穰々たる沃土となるのみならず、堰堤の貯水力発電に、将又、灌漑用水に利用せられ産業の発展、文化の促進に寄与する所、蓋し甚大なるものあらん。

是れ、実に一地方の福祉に止まらず、国家至大の幸慶たり。

冀くは、地方官民一致協力、本事業の遂行を支援し所期の目的達成に努められんことを」

と告辞を述べられている。

式後、更に、会場を岩手県公会堂に移し、盛大な祝賀会が催されている。

#### (註) 余話

一、同日の参列者の総てが初顔で、職員と参列者の見さかいがつかかなかた。

二次会場で初めて職員同志の顔を知った。と、当時の幹部技師が言われていた。

二、平沼内務大臣は、当日午前六時五〇分盛岡着、護国神社参拝、県正庁における県職員に対する訓示、同一〇時起工式、

更に、正午祝賀会に臨席されたが、宴たけなわの頃、秋田県選出国會議員、秋田県知事等の画策により、内務大臣が、午後一時二五分の列車で秋田県へ連れ去られるに至ったのである。

同問題に関し「誠に残念至極の事件であつた」と、当時の県官がいたく憤害して居られた。

北上川上流改修計画は、北上川本川の改修と共に、同本支川上流部における洪水調節用五大ダム建設であることは、既に述べる如くであるが、時局柄、猿ヶ石川堰堤建設工事(和賀郡谷内村田瀬)が優先され、七月には、技術系職員の殆どが、同堰堤に近い下閉伊郡宮守村<sup>下</sup>下宮守等に移り、堰堤地点(ダムサイト)の掘削、工事用施設建設工事等に着手し、併せて、湛水地域における水没民家等の補償、移転地の選定及斡旋等を開始している。

同年九月一日、仙台土木出張所長通牒を以って猿ヶ石堰堤建設事務所が、次の如く設置されている。

一六第五九八号

北上川上流改修工事ノ為、堰堤建設事務所ヲ設置シ、其ノ名称、位置、区域ヲ左ノ通相定ム

昭和十六年九月一日

内務省仙台土木出張所長 四 田 敏 夫

#### 記

一、名称 猿ヶ石川堰堤建設事務所

一、位置 岩手県和賀郡土沢町大字十二ヶ第二十五地割百七十番地

一、区域 岩手県 上閉伊郡 鱒沢村、宮守村

和賀郡 谷内村、土沢町

稗貫郡 矢沢村、花巻町

とある。

- (註) 一、所長 北上川上流改修統合事務所所長兼猿ヶ石堰堤建設事務所所長池田徳治  
二、単独事務所として設置される。

と、ある。

しかるに、翌一〇月一日附、更に、同土木出張所長通牒を以って、猿ヶ石川堰堤建設工事を北上川上流改修事業の一部とし、次の如く改められている。

一六第五九八号

昭和十六年十月一日ヨリ北上川上流改修統合事務所区域ニ左記追加シ同事務所ニ堰堤建設事務所ヲ設置、其ノ名称、位置、区域ヲ左ノ通相定ム

昭和十六年十月一日

内務省仙台北土木出張所長 四 田 敏 夫

#### 記

- 一、追加区域 岩手県 上閉伊郡 鱒沢村、宮守村  
和賀郡 谷内村、土沢町
- 一、名称 猿ヶ石川堰堤建設事務所
- 一、位置 岩手県和賀郡土沢町大字十二ヶ第二十五地割百七十番地
- 同一八年四月一日仙台北土木出張所における機構改正によって、一部事務所名等の変更が行なわれ、北上川上流改修統合事務所は、北上川上流工事統合事務所と改正されている。(猿ヶ石川堰堤建設事務所の名称は変更なく、北上川上流工事統合事務所内の一機構となる)
- 同年九月、北上川上流工事統合事務所一ノ関工場を開設し、中里築堤(磐井川筋)の工事を開始している。

一月一日、北上川上流工事統合事務所所長の猿ヶ石川堰堤建設事務所所長の兼任が解かれ、同年四月着任の内務技師若林正次が二代目所長に任命されている。

翌一九年六月一日猿ヶ石川堰堤建設工事施工のため工場制が採られ、次の如く六工場が設けられている。

機械工場

工所用機械維持管理

晴山工場

コンクリート骨材採取

猿ヶ石川筋和賀郡晴山村(東和町)

谷内工場

右同

和賀郡谷内村(東和町) (堰堤上流)

田瀬堰堤工場

堰堤本体工事(掘削、壘築)

田瀬混合工場

骨材篩分及堤体コンクリート混合

ダムサイト左岸(谷内村)

柏木平工場

骨材採取

猿ヶ石川筋上閉伊郡鱒沢村(宮守村)

等を設置し、それぞれ内務技師を工場主任として配置し堰堤建設を進めたのである。

しかるに、国情愈々急を告げ、治水事業等の平和産業の存続が許されざる情勢の変化により、遂に、同年八月猿ヶ石川堰堤建設工事の中止が命じられ、労務者の殆どが、軍事施設要員等として残らず他に移動されるに至ったのである。

しかし、残存セメント等の放棄は国家的損失であり、内務技師以下事務系職員に至るまで現場に出動し、堤体コンクリート壘築に努むること数一〇日に及んでいる。

戦局の次第に悪化する同年秋末、盛岡市における北上川上流工事統合事務所が、戦災の危機を避け、調査資料、設

計書及重要書類等の一切を、猿ヶ石川堰堤建設事務所に移し、更に、事務所位置を変更し、盛岡市における同事務所を臨時的に連絡所とし、職員数名（女子職員等）を残している。

同二〇年四月一日北上川上流工事統合事務所（猿ヶ石川堰堤建設事務所を含む）職員の殆どが、東北軍管区より陸軍臨時囑託（通称軍属）を命じられ、水沢応用演習隊本部附の建設隊本部として胆沢郡小山村に出勤し、軍施設建設工事に従事している。

（註）

水沢応用演習隊本部附ヲ命ス佐藤寛治外とある詳細は明らかでない。

北上川上流工事統合事務所長池田徳治は同二〇年三月二十五日附を以って仙台に転出している。

同年四月一九日猿ヶ石川堰堤建設事務所長が、北上川上流工事統合事務所長に任命されると共に建設隊本部隊長に任命され小山村にあり、谷内村における事務所には保安要員数名を残すのみである。

同年四月二七日深夜、無人の事務所庁舎の一隅より出火し、発見が遅く、且、消火の施設不備等により、遂に、全焼の災をこうむり、調査資料、設計書、同図面、経理書類等の一切を焼失するに至ったのである。

同同事務所は、翌二八日工事用現場建物に移り事後処理を施行している。

同年八月一五日終戦と共に陸軍囑託、徴要等が自動的に解消され、職員の殆どが帰所し、焼失資料の蒐集、再調査等を行なうと共に、石刈堰堤建設計画を樹て、現地調査、測量及び用地調査等のため降雪期のせまる晩秋、多数の職員が胆沢川上流部を踏査している。

翌二一年三月三十一日一ノ関工場を再置し、阿部勝雄所長以下数名の職員を常駐し、同一八年以来放置されている磐井川筋中里堤防の築造を再開し、同年九月石刈堰堤建設事務所を開設し、仮設工事、基礎掘削等を施工している。（

仮設工事の着工は六月）

同年一月北上川上流工事統合事務所は、盛岡連絡所を廃し、和賀郡谷内村の仮庁舎より盛岡市内丸における本庁舎に復帰し、北上川本支川における改修工事並びに石刈、猿ヶ石川堰堤建設工事等の業務を統括施行する等、広範囲にわたる治水行政を開始している。

翌二二年度は前年度以来の一ノ関工場における築堤工事及び石刈堰堤建設事務所における仮設工事等を継続施工と共に、猿ヶ石川堰堤工事現場の保守管理等を施行している。

同年は早春以来天候不順であり、更に、八、九月等における降水量が異状に多く、殊に、九月一二日より降り出した雨に追い打ちする如く襲来したカスリン台風に因る一六日の豪雨が甚しく、岩手県下における大小河川の殆どが氾濫し、未曾有の洪水災害を蒙るに至ったのである。

同洪水に因る災害復旧工事を、岩手県の依託に依り、北上川上流工事統合事務所において施工することは、既に、述べる如くであり重述を避るが、同依託工事施工の為、事務所機構の変更、職員の配置転換等は行なわれていない。

同年一月三十一日政府部内の機構改革によって内務省が解体されるに至ったのである。

翌二三年一月一日、土木行政等は総理府建設院の所管となり、内務省仙台土木出張所は、建設院に属し、東北地方建設局と改称されるのである。

従って、仙台土木出張所北上川上流工事統合事務所は、東北地方建設局北上川上流工事統合事務所と改められ、所長等の内務技師は総理府技官と改称されている。

同年三月三十一日特定多目的ダム法の制定が行なわれている。

又、同年五月、工場の名を以って称されている工事現場における実施機関が出張所と改められ、工場主任が出張所長と改称されるのである。

同六月一日前年（昭和二年）洪水に因る災実復旧工事施工のため、北上川右岸紫波郡徳田村に出張所を新設し、佐々木省平技官を出張所長に任命し、工事を施工せしめている。

同年七月八日法律第一一三号を以って建設省設置法が制定され、同法第一条を以って地方建設局が定められている。

## （建設省設置法 抜）

## 第四章 地方支分部局

## （地方建設局）

第十一条 本省に地方支分部局として地方建設局を置く。

とあり、更に、地方建設局の名称、位置等については、同法第一三条によって次の如く定められている。

| 名 称     | 位 置 | 所 管 区 域                              |
|---------|-----|--------------------------------------|
| 東北地方建設局 | 仙台市 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県              |
| 関東地方建設局 | 東京都 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 |
| 北陸地方建設局 | 新潟県 | 新潟県、富山県、石川県                          |
| 中部地方建設局 | 名古屋 | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県                      |
| 近畿地方建設局 | 大阪市 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県         |
| 中国地方建設局 | 広島市 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県                  |

|         |     |                              |
|---------|-----|------------------------------|
| 四国地方建設局 | 高松市 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県              |
| 九州地方建設局 | 福岡市 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |

とある。

尚、従来施行されていた建設院については建設省設置法第二条に次の如く定められている。

第二十一条 建設院設置法（昭和二十二年法律第二百三十七号）及び運輸大臣において委託に依り戦災地の復興に関する工事を施行する等の件（昭和二十一年勅令第五十一号）は、これを廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む）に別段の定めある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く建設省の相当の機関及びその職員となり、同一性をもって存続するものとする。

と、旧法を廃止し、その業務を継承すると共に職員等の身分を保証している。

翌二三年八月中旬より九月にわたる降雨が多く八月一三、四日のニュース台風、同月二九日の豪雨につづき、九月一六日のアイオン台風による異状豪雨と連続する降雨よって大洪水の氾濫となり、前年（カスリン台風）洪水による被害を更に増大するに至ったのである。

一ノ関出張所における中里堤防の如きは、カスリン台風洪水によって蒙る災害の復旧工事が未だ終らざるに、再び大洪水の襲来に因って、更に被害が増大されるに至ったのである。

しかし、これが復旧工事を、北上川上流改修計画（昭和一六年確定計画）によって施工することは、適性を欠くと判断される事態に至ったのである。

それは、同初期計画において高水流量の基本とするところは、明治四三年及び大正二年等の洪水における最大高水

流量を以って樹立された計画であり、カスリン、アイオン両台風洪水における最大高水流量は、前記洪水量等をはるかに凌駕する流量であるからである。（詳細は別項）

従って、基本計画の改訂が要求されることとなり、概算による計画案を得るまで、尚、四〇五ヵ月を要するに至ったのである。

同改訂計画の成立によって二月一八日磐井川下流部が、次の如く直轄工事施工区域に編入されるところである。

（官報抜）

建設省告示第二百三十九号

河川法第八条により本大臣において改良工事施工中の北上川上流右支磐井川の区域を左の如く変更し、昭和二十三年十二月二十日から施行する。

昭和二十三年十二月十八日

建設大臣 益 谷 秀 次

一、北上川上流

右支

磐井川 岩手県一ノ関市（東北本線磐井川鉄道橋）以下合流点に至る

とあり、一ノ関出張所において施工する中里築堤工事等もその区域にあり、同出張所の担当地域としている。

同二四年一月二十四日、さきのアイオン台風洪水による災害復旧工事の施工につき、岩手県知事は東北地方建設局長と協議の上、北上川上流本支川（直轄工事施工区域）における災害復旧工事（二三県災工事）を、東北地方建設局長に委託したのである。

東北地方建設局は、同復旧工事の施工を北上川上流改修計画によって新しい堤防法線による工事計画を樹立したこ

とは既に述べる如くである。

同年二月一日東北地方建設局部内における組織変更が行なわれ、北上川上流工事統合事務所は、北上川上流工事事務所と名称更新が行なわれている。

更に、同年三月一日水沢工事事務所（所長佐藤源蔵）が水沢町に開設され、生母黒石、羽田、稲瀬地区等における二三県災工事の施工に当たっている。

（註）

1、二月一日水沢工事事務所長の発令とするものあり。

2、水沢工事事務所の設置は二月一日附であり、同月一日水沢町表小路に事務所を開設す。（三月一日とするものあり。）

3、二月一日の改正による北上川上流工事事務所の下部組織として、水沢工事事務所の所在、名称等に関し義疑があり論議を呼んだが、設置計画案等は前年（二三）一〇月頃である。（一〇月、水沢町役場において事務所開設の接衝を行う。）

従って、問題の起元は北上川上流工事統合事務所当時における事項であり、北上川上流工事事務所と名称の更新以前、既に、決定されるところにより生じたことであらう。（東北地方建設局部内における処理事項であり詳細は明らかでない。）

4、水沢工事事務所の存続は、昭和二五年三月末日までか、（三月三〇日附文書、北上川上流工事事務所所長兼水沢工事事務所所長若林正次とある。）

四月一日以降水沢出張所となる。

同二五年度初期（六月？）土木工事等の公共事業に見返資金の導入が行なわれ、猿ヶ石川堰堤工事も亦、同資金により再開が決定されるところである。

ここにおいて北上川上流工事事務所の所管事項が改められ、堰堤部門を分離し、河川改修工事の専任事務所となり

猿ヶ石、胆沢工事事務所等は各々独立の事務所として新設されている。

この改正によって猿ヶ石、胆沢両工事事務所等へ転出する職員は実に一〇〇余名に及んでいる。

同年一月一日花巻、白山両出張所を設け、北上川上流改修計画に基く堤防法線によって二三県災工事を施工している。

同二六年東北地方建設局における内部機構改正に伴い、北上川上流工事事務所も亦、機構改正が行なわれ課制が施行され、更に、工務課内に洪水予報係が置かれている。

同年七月二日建設省告示を以って北上川右支瀬川が、次の如く直轄改修工事施工区域に追加編入されている。

建設省告示第六九二号

河川法第八条の規定により本大臣に於て改良工事を施工中の最上川、北上川及び鳴瀬川の事業区域に次のように追加する

昭和二六年七月二日

建設大臣臨時代理 国務大臣 周 東 英 雄

最上川（省略）

北上川

左岸 岩手県稗貫郡宮野目村（瀬川橋）

右岸 岩手県同 郡同 村（同）以下岩手県稗貫郡花巻町に至る

鳴瀬川（省略）

（註） 同年青岩国道工事事務所が盛岡市に新設置せられ、北上川上流工事事務所より転出の職員も少くない。

更に、同年北上川上流沿岸における二三県災工事施工のため、五出張所並びに一〇見張所（監督員詰所）を設置している。

同二七年、他管に属する事項であるが、盛岡市における青岩国道工事事務所が年度末を以って廃止され、職員の復帰、転入するもの等がある。

同二八年度当初において、青岩国道工事事務所（同二八年三月三十一日廃止）の業務を継承し、河川改修と共に国道（四号線）改良工事を所管するに至ったのである。

同年八月二〇日建設省令第二〇号を以って事務所名称の変更があり、岩手工事事務所と改められるところである。

（註） 北上川上流工事事務所の名称変更は、所掌事務の一部更正に伴うものであり、建設省令による岩手工事事務所の新所掌事務は、次の如くである。

北上川上流改良工事及び胆沢川流域砂防工事並びに一級国道四号線改築工事

同日岩手県北部二戸郡一戸町奥中山地内における国道四号線改良工事に着工し、更に、同年一〇月一日岩手郡沼宮内町に国道改良工事施工機関として沼宮内出張所を開設している。

同年度後半期に至り、東北地方建設局の指示によって、岩手工事事務所工務課が、四十四田ダムに関する調査、測量等を施行している。

同二九年、石狩ダム竣工に伴い、胆沢工事事務所より胆沢川流域における砂防事業の移管があり、新に下嵐江出張所を置き砂防工事の継続施工並びに管理等を施行すると共に、盛岡市夕顔瀬町以北（北上川右岸）における国道四号線の改良工事を施工している。

更に、同年一二月一日建設省告示第一六一一号を以って北上川中流部が、次の如く直轄工事施工区域に編入が決定される。

## 告示

河川法第八条の規定により本大臣において改良工事を施行中の北上川の区域に昭和二十九年二月一日から次の区域を追加した。  
昭和二十九年二月一日

建設大臣 竹山 裕太郎

## 北上川

左岸 岩手県東磐井郡門崎村から岩手県東磐井郡黄海村まで  
右岸 岩手県西磐井郡弥栄村から岩手県西磐井郡永井村まで

等とあり、更に、

同年度における岩手工事事務所の所掌事務は（地方建設局組織規程）

一、北上川上流改良工事及び胆沢川流域砂防工事並びに一級国道四号線改築工事

とある。

同三〇年、国道四号線（夕顔瀬町以北）の舗装工事を開始し、九月一六日盛岡市下厨川に厨川出張所を置き同工事の施工並びに管理等を行なわせている。

同年一〇月一日現在における現場機構は、

河川関係 四出張所 九見張所

道路関係 二出張所

等である。

同三一年四月一日事務所内機構の一部変更があり、工務課所管事項中、水文、地形地質調査等の部門及び洪水予報係が分離して調査課が設立され、更に、同事務所が所管し、改良工事を施工中の国道四号線のうち、盛岡市以北を、新に設置される南部国道工事事務所（二戸郡福岡町）に移管している。

これに伴い、岩手工事事務所々属の沼宮内、厨川両出張所等も亦、南部国道工事事務所に転属せしめている。  
従って、職員の転出も多人数に及んでいるのである。しかるに、同年度刊の職員録登載人員に激増が見られる。

これは、同年度において行なわれた職員制度改正によるものであり、実質的には減員となっているのである。

（註） 従来所長辞令で勤務する職員の殆どが、局長辞令に更新され、国家公務員となる。

同三二年三月三十一日北上川洪水対策等と密接な関係ある特定多目的ダム法が制定され、北上川上流における五大ダム等の運営及び操作基準等が確立されるところである。

（註） 石淵、田瀬両ダムは既に完成し、湯田ダムは工事を進めている。

同三三年事務所組織の一部変更によって、庶務課内における用地事務が分離して用地課が設けられている。

河川改修においては昭和二十四年以来施工するところの災害復旧工事及び暫定断面による緊急工事の多くは終了し、盛岡右岸堤は特殊堤（コンクリート胸壁）として同年着工しているが、用地問題の解決が難行し、盛岡市における北上川、中津川等の護岸工事が停滞状態に置かれている。

更に、国道四号線の改良工事は、従来の補助工事（国庫補助による地方行政庁の工事方式）を同年度より直轄施工方式に転換すると共に、岩手工事事務所において盛岡市以南、県境までの工事を施工するところとなり、前沢出張所（従来河川担当の出張所）が、同年六月一日附を以って前沢道路出張所と変更設置が行なわれている。

同三四年、前年度着工の盛岡右岸特殊堤施工のため、従来、紫波郡地内に置かれている紫波出張所を、盛岡市神子田に移設している。

更に、同年において北上川中流部の改修工事に着工している。（水沢出張所担当）

同年四月一日国道四号の内、北上市より盛岡市に至る五二・五料区間が、建設大臣において改良工事並びに維持管理等を施工する直轄区間に指定され、同日附を以って、盛岡市に盛岡維持出張所（国道）及び花巻市に花巻出張所等が設置されている。

同花巻出張所設置と共に、花巻バイパスの工事に着工するところである。

尚、同年盛岡市の東辺を迂廻し、同市厨川地内で国道四号線に接続する盛岡バイパスの調査を開始している。

同三五年工務課内における業務分担の一部変更を行ない、国道四号（盛岡市以南）等の管理担当の維持修繕係が設けられている。

前年度着工の盛岡右岸堤に引き続き本年度より同左岸における特殊堤の工事を開始し、更に、薄衣（東磐井郡川崎村）築堤外八ヶ所における改良工事の施工に建設業者を入れ、責任施工方式を以って築堤工事を行なわせている。

国道四号線における花巻バイパス豊沢川橋梁の桜橋を二月竣功せしめている。

同年度より北上川総合開発調査が開始され、同事業費によって雫石川における水文調査が施行されている。

（附）五月二四日チリ地震津波により三陸沿岸に甚大なる被害が及ぼさる。

同三六年四月二二日和賀川に融雪洪水が起り沿岸地方及び湯田ダム工事現場等に多大の被害が及ぼされている。北上川本支川等には、殆ど影響するところがない。

同三七年北上川上流における洪水予報業務は、去る昭和二七年工務課内に洪水予報係が置かれたのが初めてであり、同三一年工務課を分けて調査課が新設される際、同課に属する洪水予報係となり、資料蒐集と予報方式の確立に努めているが、更に、洪水予報の迅速化と確実性を向上するため同年北上川型アナログ電子計算機を設置している。

他管に属する事項であるが、盛岡市上田四丁目に新築中の庁舎の竣功により南部国道工事事務所が、二月一日二戸郡福岡町より移転し業務を施行している。

（註）同年五月農林省が施工中の豊沢川上流の豊沢ダムが完成し、農業用水の放出を開始している。

又、紫波地区における渡船場に代る徳田橋（県道橋）が開通している。

同三八年四月一日北上川中流部改修工事施工上の拠点として川崎出張所（東磐井郡川崎村）を置き、職員数名を常駐せしめている。

盛岡市以南における国道四号線の内、岩手県管内南部の維持管理の施行機関として水沢市に国道出張所を新設し、常に道路巡視員を遣し維持管理の万全を期している。

（附）同年七月仙岩トンネル（国道四六号線）が開通す。

衣川防災ダム（県営）第一号が完成される。

同三九年岩手工事事務所は従来の四課制を六課制に改め、（別項詳述）南部国道工事事務所々属の三出張所を六月二四日附を以って移管し、同七月一日附建設省令第二〇号により地方建設局組織規程第一四条別表の一部改正が行なわれ、岩手工事事務所の所掌事務及び岩手県管内における工事事務所の組織が、次の如く改められている。

#### 岩手工事事務所 盛岡市

一、北上川上流の改良工事、洪水予報及び水防警報

二、胆沢川流域の砂防工事及び地すべり防止工事

三、一級国道四号線の改築及び修繕工事並びに維持

四、一級国道四十六号線の改築工事

四十四田ダム工事事務所 盛岡市

#### 第一章 岩手工事事務所

第一章 岩手工事事務所

北上川四十四田ダム建設工事

湯田ダム工事事務所 岩手県和賀郡湯田村

和賀川湯田ダム建設工事

三陸国道工事事務所 盛岡市

一級国道四十五号線の改良工事

とあり、同日附を以って旧南部国道工事事務所における所管業務の内、岩手県管内における一級国道四号線（盛岡市以北）の維持管理等の業務を継承している。

従って、岩手県管内における一般国道四号線全線が所管区域となり、所内組織、機構等の変更を行ない、これに対応する職員配置を行なっている。

同年度における新規事業として盛岡市内交通緩和を計るため、同市街外週をめぐる盛岡バイパス開削工事に着手している。

同四〇年二月、かねてより岩手工事事務所において補修及び増築等を施工する、旧南部国道工事事務所庁舎の工事終了により、三月九日岩手工事事務所は、盛岡市内丸より。同市内上田四丁目に移転を行なっている。（事務所位置変更）

同月二四日政令四三号を以って、北上川水系が、新河川法第四条第一項による一級河川に指定される。（新河川法昭和三九年七月一〇日制定）同月二九日政令第五八号を以って国道四六、一〇六、一〇七号線等が直轄施工路線に編入されている。

同年四月一日新河川法が施行され、これに併い事務所内機構の一部変更が行なわれ、工務第一課に河川管理係が置

かれ、河川の維持、管理等の業務が掌管されるところである。

更に同日附を以って下嵐江砂防の業務は水沢出張所の所管となり、一関出張所の移転（一関市山目町）等があり、工務第二課に属する維持修繕係が分離し、道路管理課となり国道四号等の維持、管理業務を施行している。

同年度における主なる工事は、河川改修として姉体上流堤防の改良工事、更木堤防の新設着工等があり、又、建設業者の責任施工による継続工事、堤防八ヶ所の施工があり、国道関係では盛岡バイパスの施工が継続されている。

（附）一、四月一日北上川右支和賀川筋湯田ダムより取水する新仙人発電所が営業運転を開始している。

二、同年発生災害は四月一五、六日降雨による融雪洪水、六月台風四号、七月大雨出水、九月台風二四、二六号等があり、七月一六日大雨洪水による県下耕地の冠水二、七〇〇ヘクタール、浸水家屋五八八戸に及び、更に、九月四日県下に集中豪雨あり、紫波郡附近の被害甚しく矢巾地内における洪水氾濫によって東北本線が一時不通となり列車ダイヤが乱れる等の事態を生じたが、岩手工事事務所々管の河川、国道等の被害は少地域に止まっている。

同四一年四月事務所機構の一部変更が行なわれ、調査課内における洪水予報係及び電気、通信係等の業務を一括分離し、洪水予報課が創設されている。（建設省所管で最初）

同年度における主要事業は日詰バイパス、水沢バイパス等の着工及び一般国道一〇六、一〇七号等の改良工事の開始等である。

更に、同年一二月二五日未完成（未舗装等）ながら盛岡バイパスを一般交通の用に供している。同年末における一般国道四号線（全延長一八六・八軒）の改良工事進捗状況は九九・六％に達している。

同四二年四月二日融雪に因る中小洪水があり、前沢町大曲地内、一関市狐禅寺地内等に災害が発生している。

同年度における主要事業は、千厩水門の起工及び一般国道四号線水沢バイパスの施工等が行なわれている。

(附) 一月九日仙台、盛岡間における東北自動車道の建設が決定される。

同四三年岩手工務事務所における業務増大に伴い機構拡充が行なわれ、工務第一課の所管業務の内河川管理部門を分離し河川管理課とし、同工務第二課に属する機械係を分けて機械課としている。

同年五月一〇日、八月一三日等における強雨に因って、中小洪水が起り護岸、水制等に被害が発生し、又、同月三〇日襲来の台風一〇号に因り水田等の冠水被害がある。

同年、一般国道四号線前沢バイパスの着工を行なっている。更に、同年の特記事項として十勝沖地震があり、同地震に因って青森県三戸郡南部町地内における一般国道四号線の崩壊事故の発生があり、同国道は旧南部国道工務事務所において改良工事を施工するところであり、同災害道路の復旧工事を岩手工務事務所において緊急施工を行ない、その間、旧国道路線を転用し、一般通行の便を計っている。

(附) 一〇月七日北上川本川における四十四田ダムの竣工がある。

同四四年岩手工務事務所における洪水予報と洪水調節用連絡電話が、岩手工務事務所及び各ダム管理所(石沢、田瀬、湯田、四十四田ダム等)間に完成させている。

同年一般国道四号線盛岡バイパス(五月)、を完成し、供用開始している。

同年七月二七日より八月一日に及ぶ連統降雨により一関地区並びに雫石川沿岸等に氾濫し、耕地等に冠水、浸水等の被害を及ぼし、更に、雫石川における太田橋中央部の流失等の災害が発生している。(岩手県所管事項)

(附) 四月より御所ダム工事が開始され、同一月松尾鉱山が閉山している。

同四五年度に開催される岩手国体に合せ施工中の一般国道等の整備工事等は総て、同年前半に終了せしめている。

同年五月九日より一日に至る連統大雨によって中洪水の発生があり、工事中の薄衣護岸等に少なからざる被害をこうむるところである。

同年度末の三月一般国道四号線水沢バイパスを完成し一般の通行に供している。(九月二五日竣工)

同八月二六日国道四号線日詰バイパスを竣工し一般供用を開始している。

(附) 一〇月一〇日より盛岡市を中心とする県内各地の競技場において国体競技が開催される。

十一月一日田瀬ダムより取水する猿ヶ石南部土地改良区による開発事業が完成されている。

同四六年岩手工務事務所内における機構一部を変更し、用地第一、二課と分けている。

同年一般国道一〇七号線当楽トンネル(和賀郡和賀町)及び同八月一般国道四号線一関バイパス等の工事を着工している。

更に、同年度末に至り国道一〇六号線門馬トンネル(下閉伊郡川井村)の工事を開始している。

同四七年、一関地区改修業務遂行上の拠点として、同市三ノ関地内に建設中の一関出張所の庁舎完成により、同市山目町の旧庁舎より移転し業務を開始している。

同年八月中小洪水があり、北上川改修地域内、護岸一〇余か所の被害をこうむるに至った。

同年度を最終年度とし、完成する工事に薄衣、愛宕上流、土橋堤防等があり、国道四号線前沢バイパスの竣工供用開始、石鳥谷バイパスの着工等がある。

(附) 赤川(松尾鉱山坑内水による汚濁)の暫定中和処理工事が着工されている。

松尾鉱山の企業化は明治四四年頃と言う。

同四八年北上川流量改訂が決定され(再出)基準地点(狐禅寺量水観測所の量水標)における基準高水流量が毎秒

一三、〇〇〇立方メートルと定められた。

同年度より一般国道一〇七号線（川尻～秋田県境区間）の改修工事に着工している。

（附）盛岡市内の北上川で鱒が釣れる。（大正三年「一九一四」以来五九年ぶりと言う）

同四九年岩手工事事務所機構一部変更により、調査課内の調査第一係（河川関係担当）が、洪水予報課に所管替となり、更に、洪水予報課に水質保全係が設置されている。

同年度における河川改修事業の多くは、中流部における築堤工事の継続施工等であり、上流部は既に工事終了後の堤防管理等が施行されている。

同年四、八月等に中小洪水の発生があり、護岸一〇余か所が被害をこうむるに至った。

同年十一月、一般国道三四〇号（元県道陸前高田市より青森県八戸市まで）同三四二号（元県道一関津山線）同三四三号（元県道水沢高田線の一部）同三四六号（仙台気仙沼線）等として編入される。

同五〇年七月一八日岩手県において、北上川汚濁防止、下水道整備計画等を策定している。

同八月二二日北上川清流化対策五省庁会議が開催されているが、北上川清流化対策専門委員会（五月二八日）の答申を基本とし、建設省が提案するところの中和処理施設新設計画は、遂に議決を見るところではない。

ちなみに、地方建設局組織規程より、同年度における岩手工事事務所の所掌事務を抜述すれば、次の如くである。

- 一、北上川上流（岩手県境から上流、御所ダム工事事務所及び北上川ダム統合管理事務所の所管区域を除く）の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
- 二、胆沢川流域の砂防工事及び地すべり防止工事
- 三、一般国道四号及び四十六号の改築及び修繕工事、維持その他の管理

四、一般国道一〇六号及び一〇七号の改築工事等とある。

（附）同年一〇月五日盛岡市中津川に鮭が遡上し産卵して、市民を驚ろかし、且つ、喜ばす。

以上、岩手工事事務所が、昭和一六年北上川上流改修統合事務所として盛岡市に設置以来三五か年間に及ぶ沿革の概要を年次を追う方式に従って記述を行なうところであるが、既に資料が散逸して見るべきものの少く、甚だ簡略に始終するのやむなきに至ったことは、編にたづさわるものとして誠に遺憾に耐えない。後補の志を待つものである。

#### 参考資料

官報

岩手県蔵

河川小六法

河川六法

道路小六法

建設省設置法及関係法令

河川統制関係例規

河川統制北上川関係

内務省仙台北木出張所職員録（昭和一三年以降）

建設省東北地方建設局職員録（同一三年以降）

人事関係綴（岩手国道改良事務所）（同一三年以降）

人事移動関係綴（同）（同一三年）

履歴書綴（北上川上流改修統合事務所）

進退伺（猿ヶ石川堰堤事務所）

職員在職年表（同一六年以降）

第一章 岩手工事事務所

## 第一章 岩手工事事務所

事務所工場位置関係綴（岩手国道改良事務所）

北上川上流調査綴（事務関係）

北上川上流改修計画書（写）

北上川上流総体計画の概要（写）

北上川上流改修関係往復文書（写）

河川総覧北上川水系

改修計画の変遷概要

北上川中流部改修計画の経過

東北地方建設局工事年報

同局概要

同局刊行公報

同局々報

岩手工事事務所概要

岩手県議会四年の歩み

東北の土木史

岩手県土木小史

国土建設三十年のあゆみ

治水長期計画の歴史

岩手日報（昭和一三年～同一六年）

岩手年鑑

河北新報（昭和一三年～同一六年）

河北年鑑

河川便覧

## 道路便覧

岩手の国道（昭和四九年編）

河川区域表

橋梁台帳

岩手県管内図（道路の変遷）（昭和四一年以降）

## 第二節 工場及び出張所

岩手工事事務所が、昭和一六年北上川上流改修統合事務所として盛岡市に開設されたことは、既に述べる如くであるが、統合事務所（略称）の所掌とするところは、一関市狐禅寺における狭窄部入口より盛岡市夕顔瀬橋に至る幹川流路延長一一〇余軒に及ぶ河川改修と猿ヶ石川堰堤建設工事等の統括である。

従って、工事施工に当っては現地に各々担当の機関を設け施工せしめるのである。

同統合事務所において最初に設ける施工担当機関は、同年一〇月一日編入の猿ヶ石川堰堤建設事務所であり、河川においては、翌一七年一二月川原堤防（和賀川筋左岸）工事着工と共に黒沢尻工場が設置され、更に、同一八年九月一ノ関工場を設置し、一ノ関町郊外に中里堤防工事を着工している。

翌一九年六月一日猿ヶ石川堰堤建設事務所は、工事用施設の建設維持並びに堤体壘築担当等の工場を設置している。（別項詳述）

しかし、同年八月堰堤工事中止と共に、総ての工場は業務を停止するに至った。（自動的に廃止となる）終戦後、同二〇年一ノ関工場が再置され（九月頃）中里築堤工事を継続施工している。

同二二年四月一日ノ関工場は、一ノ関出張所と改称され、同年、石刈堰堤工事を着工し、胆沢川堰堤工事事務所が設置されている。

同二二年カスリン台風洪水に因り北上川流域は壊滅的被害をこうむるに至った。

同年一二月内務省が解体され、翌二三年一月一日を以って建設院となり、更に、同年七月八日建設省が設置されることは、既に、述べるところであるが、北上川上流工事事務所は、これよりさき、同二三年六月一日徳田工場を紫波郡徳田村に設置し、カスリン台風洪水による災害復旧工事を着工している。

しかるに同年九月一五〜一六に及ぶアイオン台風に因る洪水は、前年洪水被害を更に増大する災害を及ぼすに至ったのである。

従って、昭和一六年北上川上流改修計画（計画高水流量に大差があり）の改訂が必須とされるところである。

しかし、災害復旧工事の施工は改訂計画の成案を待つ猶予が得られず、同二四年三月一日水沢工事事務所（所長発令二月一日）及び徳田出張所（工場を改称し、四月一日再置）等を開設し昭和二三年災害岩手県依託工事（二三県災工事）の施工を開始し、同年九月黒沢尻築堤工事（黒沢尻町下川岸地先）に着工している。

（註） 同年二月一日附を以って北上川上流工事事務所が、北上川上流工事事務所と改称される。

翌二五年三月羽田村地先（水沢市羽田町）における北上川及び人首川筋の二三県災工事施工のため、水沢出張所羽田見張所を設け、更に、前年度秋末着工の上、継続施工中の黒沢尻工事現場に黒沢尻見張所を設け、常駐職員を置き直営工事を施工している。

同年度における北上川上流工事事務所々管の現場機構は、次の如くである。

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 石刈堰堤建設事務所   | 胆沢郡若柳村字尿前（胆沢町）        |
| 猿ヶ石川堰堤建設事務所 | 上閉伊郡宮守村字下宮守村字下宮字（宮守村） |
| 一ノ関出張所      | 一ノ関市狐禅寺字八郎沢（一関市）      |
| 水沢出張所       | 胆沢郡水沢町字寺脇（水沢市）        |
| 羽田見張所       | 江刺郡羽田村字小谷木（水沢市）       |
| 黒沢尻見張所      | 和賀郡黒沢尻町字下川岸（北上市）      |
| 徳田出張所       | 紫波郡徳田村（矢巾町）           |
| 徳田見張所       | 同                     |
| 見前見張所       | 同郡見前村（都南村）            |

等である。

更に、同年下半期に至り花巻堤防及び瀬川付替工事を施工のため花巻出張所（稗貫郡高木村字小舟渡「花巻市」）を設置し、同一〇月水沢出張所管内姉体堤防施工に当り姉体見張所を設けている。

しかるに、同年秋、猿ヶ石堰堤工事が見返資金導入によって工事再開となるに当り、東北地方建設局の組織機構の変更が行なわれ、石刈、猿ヶ石等の堰堤建設事務所が単独の工事事務所となり、北上川上流工事事務所より分離されるに至ったのである。

翌二六年一関、水沢、花巻、徳田出張所等の所管区域を改め、五月一〇日白山出張所を新設し、水沢出張所より姉体見張所を移管し大曲、前沢の両見張所を置き、更に、花巻出張所管内工事の施工を瀬川、新川の両見張所に分けている。

同年九月一〇日徳田出張所を紫波出張所と改称し、徳田、見前見張所は従前通りとしている。（工事施工箇所は既述に付省略）

同年白山出張所管内に、更に、目呂木見張所を増設している。  
従つて、同年末における現場機関は、次の如くである。

|                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| 一ノ関出張所           | 一ノ関市狐禅寺 <sup>字</sup> 八郎沢     |
| 白山出張所            | 胆沢郡白山村(前沢町)                  |
| 大曲見張所            | 胆沢郡白山村(前沢町)                  |
| 姉体 <sup>々</sup>  | 同郡姉体村(水沢市)                   |
| 前沢 <sup>々</sup>  | 同郡前沢町(前沢町)                   |
| 目呂木 <sup>々</sup> | 同郡同町(同)                      |
| 水沢出張所            | 胆沢郡水沢町 <sup>字</sup> 寺脇(水沢市)  |
| 羽田見張所            | 江刺郡羽田村(水沢市)                  |
| 黒沢尻 <sup>々</sup> | 和賀郡黒沢尻町(北上市)                 |
| 花巻出張所            | 稗貫郡花巻町 <sup>字</sup> 小舟渡(花巻市) |
| 新川見張所            | 同郡高木村(花巻市)                   |
| 瀬川 <sup>々</sup>  | 同郡花巻町(同)                     |
| 紫波出張所            | 紫波郡徳田村 <sup>字</sup> 東徳田(矢巾町) |

等の五出張所一〇見張所の組織を以つて、二三県災工事<sup>及び</sup>改訂計画に基づく緊急工事を行なっている。

(附) 盛岡市に青岩国道工事事務所が設置され、国道四号線の改良工事を施工している。(重出)

同二七年度は多くの現場施工機構によつて北上川沿岸の殆どの地域において高水対策工事の施工が行なわれている。  
同二八年一月、水沢出張所管内北上川左岸築堤施工のため愛宕見張所を設けている。

同年紫波出張所管内も亦、左岸長岡堤防工事のため、紫波郡長岡村に見張所を設けている。

更に、同出張管内乙部堤防工事現場、同郡乙部村に十一月一九日見張所を設置している。

同年国道四号奥中山地区の改良工事を施工し、一〇月一日直接管理担当機構として岩手郡沼宮内町に見張所が設けられている。

同年度の特記事項として、前節に述べる如く、北上川上流工事事務所の名称が、岩手工事事務所と改正されることである。(再出)

(註) 所掌事務の一部変更に伴い

同二九年七月二二日紫波出張所管内見前村津志田地先の築堤工事のため見張所を置き、更に、同日花巻町里川口地先築堤工事のため花巻出張所里川口見張所を設けている。

(附) 一二月一日新河川法により、北上川中流部が直轄工事施工区域に編入される。

同三〇年、岩手工事事務所における現場機構の一部変更により、白山出張所を廃止し、四月一日附を以つて新に前沢出張所を置き、一関見張所(無線通信)等を所管せしめている。

同年度より国道四号線(盛岡市夕顔瀬町以北)の舗装を開始し、九月一六日厨川出張所を設置し、同四号線<sup>及び</sup>国道四六号線等の改良工事<sup>及び</sup>維持管理等を施行せしめている。

同年施工中の堤防等は、前沢、白山、姉体下流、稲瀬下流、相去鬼柳、花巻、長岡、乙部、見前、津志田、盛岡右岸等一二ヶ所に及んでいる。

同年度における現場機構は次の如くである。

第一章 岩手工事事務所

|        |           |
|--------|-----------|
| 前沢出張所  | 胆沢郡前沢町三日町 |
| 一関見張所  | 一関市       |
| 目呂木々   | 胆沢郡前沢町稲置  |
| 大曲々    | 同郡 同町白山   |
| 姉体々    | 水沢市姉体町    |
| 水沢出張所  | 水沢市寺脇     |
| 愛宕見張所  | 江刺市愛宕     |
| 黒沢尻々   | 北上市黒沢尻町   |
| 花巻出張所  | 花巻市小舟渡    |
| 里川口見張所 | 花巻市里川口    |
| 紫波出張所  | 紫波郡都南村三本柳 |
| 長岡見張所  | 同郡紫波町長岡   |
| 乙部々    | 同郡 都南村乙部  |
| 津志田々   | 同郡 同村 津志田 |
| 道路     |           |
| 厨川出張所  | (事務所に併置)  |
| 沼宮内々   | 岩手郡岩手町沼宮内 |

等である。

これ等の出張所、見張所等を以って施行する工事の殆どは、旧来(戦前)の直轄直営方式から、戦後は土木建設業者による労務供給を得る直轄施工方式に改め、実施するところであるが、戦後、既に、二〇年にも及ぶ土木建設業界は、その後の進展が目覚ましく、充実、且、大企業化するところから、公共事業等の建設業者による請負制度が論議

されるに至ったのである。

同年、建設大臣の直轄施工事業を、建設業者による責任施工方式へ移行のテストケースとして、岩手工事事務所は、稲瀬下流堤防の改良工事を施工させている。

翌三一年、水沢出張所は管内稲瀬下流工事現場(建設業者に依る責任施工現場)及び紫波出張所管内盛岡市仙北町、同管内紫波郡古館等に見張所を新設している。

これ等の見張所は工事を直接施工するための見張所ではなく、監督員詰所としての施設と変遷がある。

同年四月一日、新に南部国道工事事務所が二戸郡福岡町<sup>ヲ</sup>八幡下に設置され、盛岡市以北における国道四号線の改良工事を施工するところとなる。

同日附を以って岩手工事事務所において所管する沼宮内、厨川両出張所を移管するところである。

更に、同年度内において、さきのカスリン、アイオン両台風洪水等による災害復旧工事並びに、左岸東磐井郡赤生津村(前沢町)、右岸胆沢郡前沢町以北(白鳥川合流点より上流)における緊急断面による一八か所の築堤工事を施工又は完了している。

同三一年度に至り継続施工中の築堤一五か所の工事を終了し、翌三二年において緊急工事(直轄施工)を完成している。

同三三年に至り、さきに稲瀬下流堤防の改良工事に初めて導入せる、建設業者による責任施工方式の試行三か年の実績を基礎として本年度(三三年)より北上川上流における高水対策工事(既定断面)の約半数を土木建設業者の責任施工方式に移行している。

同年における道路関係業務については、特に見るべきもなく、河川担当の前沢出張所が、五月三十一附を以って廃止され、翌六月一日附を以って前沢道路出張所と設置替を行なっている。

同三四年、花巻出張所を置き、同花巻バイパスの開削工事に着工している。

更に、岩手工事事務所盛岡維持出張所（国道四号）を新設し、河川における紫波出張所を盛岡市神子田町に移転している。

さきに直轄区域に編入される北上川中流部における改修工事を着工し、北上川上流における暫定断面堤防の改良工事の殆どを建設業者による施行に転換し工事を行なわせている。

（註）建設工事の土木建設業者への移行によって、河川関係の現場見張所は総て廃止されるに至った。

同三五年度、盛岡左岸特殊堤（コンクリートバラベットオール）工事を開始している。

更に、同年度より北上川総合開発調査が開始され、同開発費によって雫石川水系における水文調査が実施されている。

同三六年、他管に属する事項であるが、青森県に青森国道工事事務所の設置があり、南部国道工事事務所所管区域の内、青森県管下に属する三戸郡以北を移管している。

従って、同事務所の所管区域は盛岡市以北、青森県境までと縮小されるに至ったのである。

同三七年四月一日河川改修関係の現場機構として、水沢出張所において所管する北上川中流部に薄衣見張所が新設され、目呂木見張所が再置されている。

更に、紫波出張所管内に花巻、彦部、日詰、見前等に見張所の再置あるいは新設を行なっている。

又、道路関係機構として花巻国道出張所の設置があり、前沢道路出張所が前沢国道出張所に、盛岡維持出張所が、盛岡維持修繕出張所と改称されている。

同年度において洪水予報施設として設置を急いでいた北上川方式によるアナログ型電子計算機の設置工事が完了している。

（附）二月一日南部国道工事事務所は、新庁舎の竣工により福岡町より盛岡市上田に移転す。（事務所位置変更）

十一月、徳田橋（県道）開通す。

同三八年四月一日水沢出張所薄衣見張所を川崎出張所（東磐井郡川崎村薄衣）に昇格設置が行なわれている。

更に、国道四号線の維持管理等施行（宮城県境より花巻市まで）の現場機構として、水沢市佐倉河<sub>字</sub>車堂地内に、水沢国道出張所を設置している。

（附）四月、二級国道四六号線が、一級国道に昇格し、同年十一月仙岩峠の改良工事が完成し開通される。

同年八月、松尾地熱発電所が竣工している。

同三九年五月一日川崎出張所を一関市山目町に移転し、一関出張所と改称している。

同年六月二四日附を以って南部国道工事事務所所管に属している厨川、沼宮内、福岡の三出張所を岩手工事事務所が移管を受けない、更に、翌七月一日より南部国道工事事務所の所掌事務の総てを岩手工事事務所が継承している。

（註）南部国道工事事務所は六月末日を以って廃止され、職員の一部は三陸国道工事事務所（新設）に勤務替となる。

従って、岩手工事事務所の所管する国道四号線は、宮城県境より青森県境に至る岩手県管内の全線に及ぶところとなったのである。

同二四四年新河川法施行にさきだち三月二四日政令第四三号を以って一級河川の指定が行なわれている。

同政令によって、北上川水系に属する一六九河川（宮城県も含む）が、一般河川に編入されるところである。

更に、同月二九日建設省告示第九〇一号によって河口（宮城県桃生郡北上町地先）より岩手県岩手郡玉山村に至る二〇八・五杆区間及び旧北上川河口（石巻市）より、北上川分流点（宮城県登米郡豊里村地先）に至る三四・八杆区間が建設大臣において直轄改修並びに管理を行なうところの、指定区間外河川に編入されるところである。

同年四月一日、新河川法が施行され、北上川本川等が、旧法に依る河川管理者岩手県知事より、新法及び告示第九〇一号による新河川管理者建設大臣に継承され、北上川上流改修を所掌する岩手工務事務所長が、岩手県知事より、河川台帳（旧河川法に基づく）並びに河川平面図及び附属物台帳等の関係書類の引継を行なっている。

岩手工務事務所は、新河川法に基づく河川管理を施行するため、工務第一課に河川管理係を新置して業務の一切を担当せしめている。

同年三月二九日政令五八号によって国道の等級（一、二級国道の別）が廃止され、一般国道と総称され、一般国道四号線及び同四六、一〇七号線等が岩手工務事務所の所管区域に編入され、更に、四月一日同一〇七号線と賀橋（和賀郡和賀町地内）以西も亦、所管区域に編入されるところである。

同年一般国道四号線水沢バイパス工事に着工しているが、出張所等の施設は行なわれるところでない。

同四一年、一般国道一〇六号線が、盛岡市より一〇杆区間が直轄施工区間に編入され、同一〇六、一〇七号線等の改良工事に着工と共に、国道四号線日詰バイパス工事を起工している。

更に、同年一二月二五日、路面舗装を待たず盛岡バイパスの一般供用を開始している。

同年着工の一般国道一〇七号線の改築工事施工担当として、六月一日北上市に北上国道出張所を開設している。

岩手工務事務所の所管地域における工事遂行機構としての出張所、工場、見張所等の改廃は同四一年度における北上国道出張所の設置を以って最終とするのである。

従って、本項の主題とするところも終るが、更に、現場の概要を後記し、後考の資とする。

同四二年三月末における一般国道四号線の改修状況は管内延長一八六・八杆中、一八六・一二四杆の舗装を完了し一般の用に供している。

同年度より千厩水門（一関出張所管掌）の工事を起こしている。

（附） 一〇月四十四田ダム一部湛水を開始す。

一二月四十四田発電所の試運転を開始さる。

同四三年五月一〇日十勝沖地震があり、旧南部国道工務事務所の所管によって改良工事が施工されたところの一般国道四号線三戸郡南部町目時地内が崩壊の大被害をこうむり、その復旧工事を岩手工務事務所福岡出張所の担当によって緊急施工を行なっている。

（註） 同年五月及び八月等における中小洪水により局地的被害がある。

同四四年、岩手工務事務所における洪水予報の適正化（精度）を計るためには、北上川上流四大ダム（御所ダム工事同年度着工）の一次的調節が最大緊要事であり、同年岩手工務事務所は各ダムを結ぶ一整通話方式の連絡電話の布設を計画し、これを開通せしめている。

同年五月二五日盛岡バイパスの舗装を完成し、開通式を挙げている。

又、同年一般国道四号線前沢バイパス、沼宮内バイパス等の工事に着工している。

更に、同年二月政令二八〇号によって、元県道二八一号（盛岡市～久慈市）二八二号（盛岡市～弘前市）二八三号（釜石市～花巻市）二八四号（一関市～気仙沼市）等が一般国道に編入されることである。

（註） 七月下旬連続降雨により一関地区等に氾濫し、雫石川における太田橋（中央部）流失等の被害が発生している。

（附） 右支松川上流における松尾鉾山（硫黄）が閉山に至っている。

同四五年三月日詰バイパスを竣功せしめ、更に、一般国道の改良工事等を殆ど終了し、同年秋期開催の岩手国体における交通確保せしことは既に述べる如くである。

同四六年、一般国道水沢バイパスの工事を終了し、一般の通行の用に供している。

同年八月一関バイパス工事を起工している。

同四七年一関市キ三ノ関地内に新築中の一関出張所庁舎完成によって、同市山目町の旧庁舎より移転を行なっている。

（出張所位置変更）

（註） 岩手工事事務所において、同年度より北上川汚濁源赤川（松川源流域支川）における旧松尾鉾山坑内水中処理事業を暫定的に担当し、施行する。

同四八年北上川上流における基準流量が、次の如く決定される（重出）

基準地点（狐禅寺量水観測所）における基準高水流量毎秒一三、〇〇〇立方メートルとし、ダム、遊水地等による洪水調節によって下流部（宮城県管内）に流下する高水流量計画は、毎秒八、五〇〇立方メートルとす。

同年六月六日盛岡市内の北上川において、鱒が釣られる。大正三年以来六〇年ぶりと言う。

同四九年石鳥谷バイパス工事を着工している。

（註） 四月、八月中小洪水あり、

八月一日盛岡地方、豪雨による被害、浸水戸数六九戸に及んでいる。

一 一月政令第三六四号によって、次の如く県道三路線が一般国道に編入される。（施行が五〇年四月一日とある。岩手

県資料）

一般県道三四〇号線（陸前高田～遠野市、川井村、葛巻町、軽米町経由～八戸方面）

一般県道三四二号線（一般国道一三三号線十文字町～栗駒山、一関市、登米町経由～石巻市方面）

一般国道三四三号線（水沢市～摺沢町～陸前高田市）

等である。

同五〇年、他管に属する処であるが、一月北上川ダム統合管理事務所が設置され、各ダム管理所は、各々ダム管理支所と改称されている。

同五月北上川清流化対策専門委員会が中央に設置され、更に、八月清流化対策五省庁会議が開かれている。しかし、同会議において成案を得るに至っていない。

同年七月岩手県は北上川汚濁防止策の一環として下水道整備計画を樹立し、同年度中に実施に移している。

（附） 一〇月五日盛岡市中津川に鮭が遡上し、産卵している。

同年度における岩手工事事務所の所掌事務は、次の如くである。

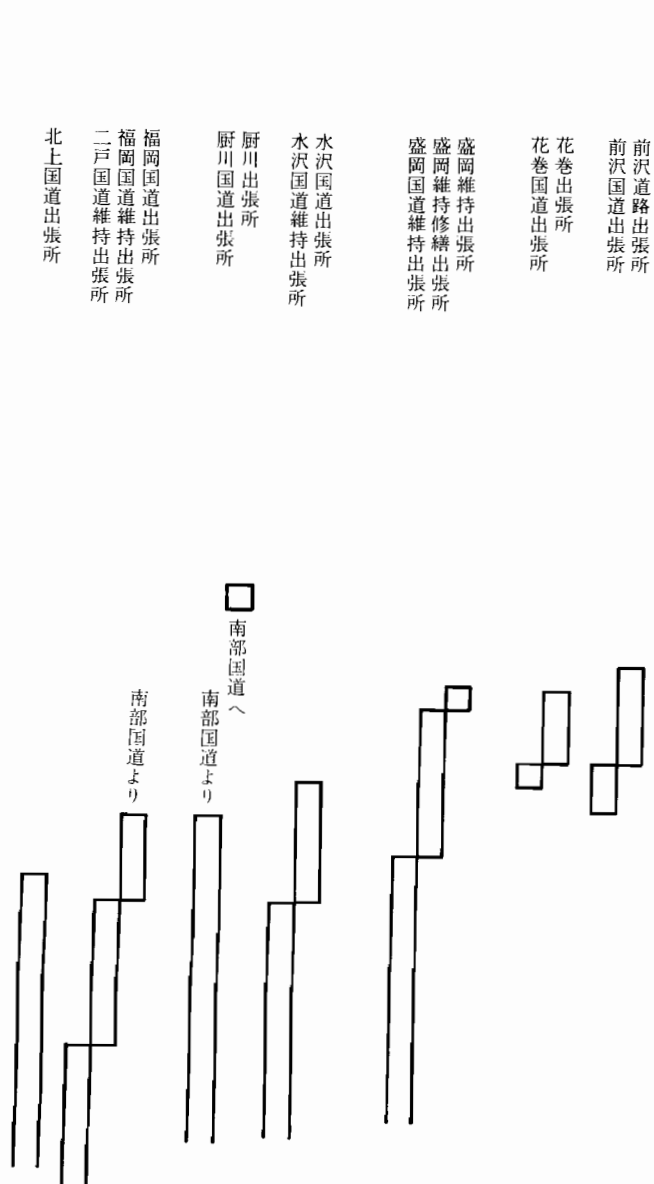
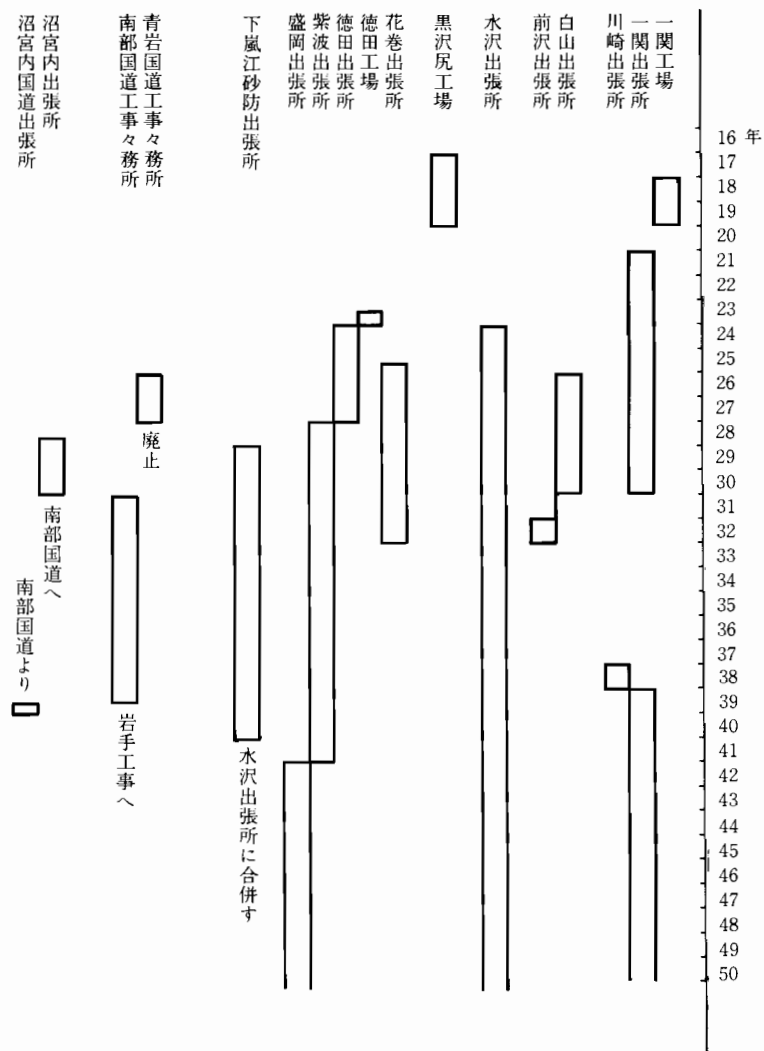
岩手工事事務所（位置）盛岡市

一、北上川上流（岩手県境から上流、御所ダム工事事務所及び北上川ダム統合管理事務所の所管区域を除く。）の改良工事維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報

二、胆沢川流域の砂防工事及び地すべり防止工事

三、一般国道四号及び四十六号線の改築及び修繕工事、維持その他の管理

第一章 岩手工事事務所



四、一般国道一〇六号及び一〇七号線の改築工事  
等とあり、更に、事務所、出張所等の組織は次の如くである。

岩手工事事務所（位置）  
盛岡出張所（ク）  
第一章 岩手工事事務所

盛岡市上田四丁目二番二号  
同市東仙北二丁目二番二号（旧紫波出張所）

## 第一章 岩手工事事務所

水沢出張所(〳)  
一関出張所(位置)  
厨川国道出張所(〳)  
盛岡国道維持出張所(〳)  
二戸国道維持出張所(〳)  
水沢国道維持出張所(〳)  
北上国道出張所(〳)

水沢市東大通り一丁目二番一四号  
一関市三関字神田一四六の一  
盛岡市北天昌寺町五番七号  
岩手県紫波郡都南村大字津志田二四地割三〇  
二戸市石切所字荒瀬七二の一  
水沢市佐倉河字車堂七九  
北上市黒沢尻町字町分一八地割一四四

等である。

# 第二章 組織及職員

## 第一節 組織

岩手工事事務所は既に述べる如く、名称並びに現場機構の変遷と共に、事務所内組織等にも幾多の分合が行なわれている。

それは、事務所並びに現場機構等と表裏一体をなすものであり、同述すべきではあるが、徒らに混同し、その解明冗長にわたるを恐れ、重述も省ず更に一項を設けるところである。

昭和一六年北上川上流改修統合事務所として設置された当初の事務所組織は、事務、技術の二係制である。

当初の事業は猿ヶ石川堰堤建設工事であり、事務内容は殆ど同堰堤建設関係である。

同一九年猿ヶ石川堰堤建設工事及び一ノ関における河川改修工事等が中止となり、更に、同二〇年東北軍管区建設隊本部附となり出向しているが、統合事務所及び庶務、工務係等の係制は存続されている。

同二〇年八月終戦と共に、出向職員が復帰し、組織に復している。

同二二年カスリン、同二三年アイオン台風洪水と連続する大洪水により未曾有の大被害を蒙り、これが復旧工事に当り職員の増員が行なわれている。

しかし、同二五年、猿ヶ石川堰堤、石刈堰堤建設事務所等の分離によって職員数を減じているが、翌二六年従来の係を廃し庶務、工務の二課を置き、更に、庶務課の中に庶務、用地、経理係を設け、工務課に企画、工務の二係を置

いている。

同二七年工務課に洪水予報係を増置している。

同二八年北上川上流工事事務所は、旧青岩国道工事事務所の業務を継承し、河川改修と共に国道四号線の改築工事等を実施するに至ったのである。（重出）

同三一年工務課より洪水予報係、その他調査部門を分けて調査課を設け三課としている。

同三三年用地事務の増大により、庶務課に属する用地係を分けて用地課としている。

同三四年国道四号線の維持修繕等を施行するため出張所を設けている。（重出）

同三五年工務課内に、維持修繕係を置き国道四号線の維持、修繕等を担当せしめている。

同三九年庶務課に属している経理係を分けて経理課とし、工務課の管掌する河川行政と道路行政を分離して、各々課制とし工務第一課（河川）、同第二課（道路）の六課制としている。

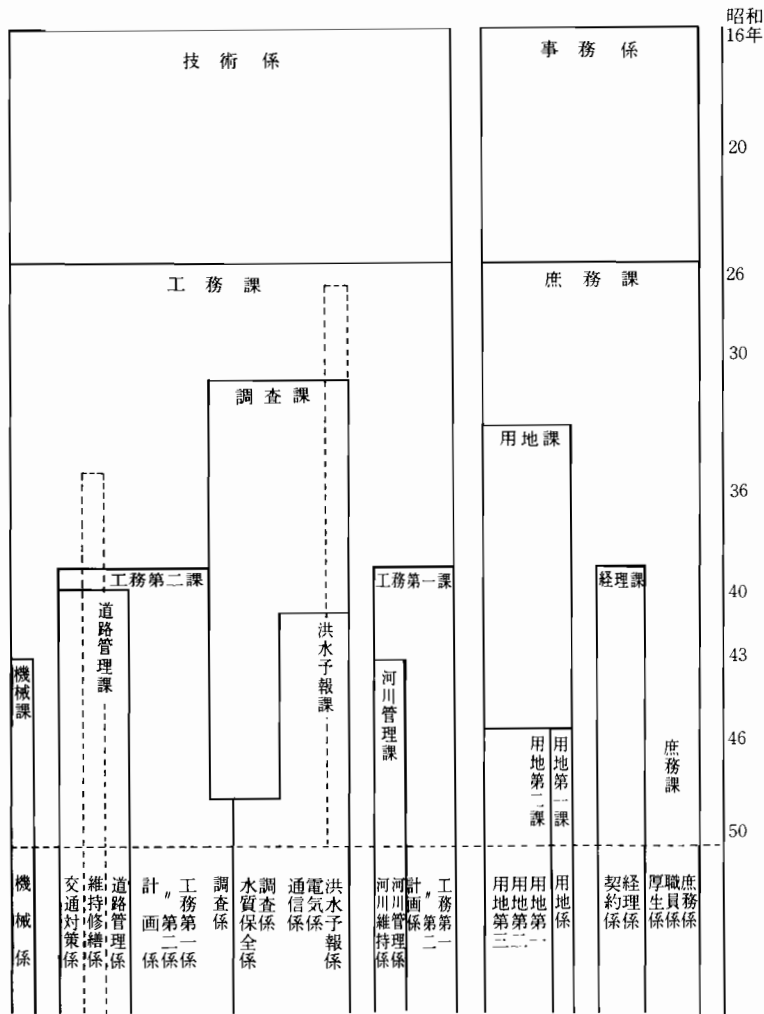
翌四〇年工務第二課に属する維持修繕係及び交通調査関係部門を分けて道路管理課としている。

同四一年工事事務所における所掌事務の増大と共に拡大される調査課内の業務を調査計画部門と洪水予報関係部門を分け、洪水予報係に電気、通信係を併せ洪水予報課を創設している。

同四三年工務第一課における純工務、工事施工部門と管理部門とに分け、新に河川管理課とし、更に、工務第二課に属する機械係を分け機械課とし、一〇課による組織を有する全国的にも数少ない大事務所となっている。

その後、同四六年に至り更に用地課を分けて第一、第二課としている。

同五〇年度における岩手工事事務所の組織概況は、次の如くである。（同年七月現在）



## 第二章 組織及職員

|          |    |                |
|----------|----|----------------|
| 事務所長     | 一  | (建設技官)         |
| 同副所長     | 三  | (建設事務官一、同技官二)  |
| 出張所長     | 八  | (同技官八)         |
| 建設専門官    | 一  | (同技官)          |
| 用地官      | 二  | (同事務官二)        |
| 建設監督官    | 九  | (同技官九)         |
| 課長       | 一一 | (同事務官五、同技官六)   |
| 係長(事務所内) | 二七 | (同事務官一〇、同技官一七) |
| 同(出張所勤務) | 二二 | (同事務官一〇、同技官一二) |

等である。

## 第二節 職員

### 一、概況

昭和一六年北上川上流における改修工事の施行機関として内務省仙台土木出張所北上川上流改修統合事務所が盛岡に設置され、所長内務技師池田徳治以下二七名の職員が赴任し、業務を開始してより、既に、三四か年(昭和五〇年度まで)、その間における在職者数は、実に、一、三一〇余名の多きに及んでいる。

当沿革誌「北上川」の初期計画は別として編集に従う者としては、ダム等における工事誌等にならない、全職員の氏名及び在職期間等を、何等かの形式によって掲げる考えで今日に及んだが、今はその余白を得るの困難を痛切に感じ

これを割愛するのやむなき状態である。(全職員名簿及び勤務年表等は機会を待って別に刊行の出来る事を願う)

ここには、年度毎職員数の変動を記し、北上川上流改修工事の発展経過を顧みようとするものである。

しかるに、今時大戦の終局に至った昭和二〇年、全国的に被害をもたらしたカスリン台風洪水の同二二年並びにアメリカ等の見返資金導入によって組織改革の行なわれた同二五年(ダム施工事務所が分離された)、更に、公共事業の施行方式が、直営施行から建設業者による責任施行(請負制後)に転換された同三二年の四か年度等は資料が散逸し、遂に、欠除のやむなきに至ったのである。

### 二、職員異動の推移

北上川上流改修工事における職員及びその異動数等については、内務省仙台土木出張所及び建設省東北地方建設局等によって編成刊行されるところの職員録を従とし、更に、岩手工事事務所々在の資料等によって補い万全を期したが、遂に、前述四か年分の欠除を充足が出来なかったのは誠に遺憾の極みである。

イ、昭和一六年度における職員総数は、所長以下二七名であり、事務職員六名(内女子一名)技術職員二一名であって、その内訳は次の如くである。

|              |     |
|--------------|-----|
| 技師(内務技師、奏任官) | 四名  |
| 属(内務属)       | 一名  |
| 書記(同)        | 五名  |
| 技手(判任官)      | 一名  |
| 技手補          | 二一名 |

## 第二章 組織及職員

## 第二章 組織及職員

工手

五名(女子一名)

この外に常勤の雇員五名がある

助手

四名(女子二名)

小使

一名

内務省仙台土木出張所職員数

(六月末日現在)

総人員

(昭和一六年七月一日現在)

内訳

四五九人

勅任技師(所長)

一人

奏任技師

一五人

土木事務官

一人

属

一四人

技手

四四人

書記

一二六人

技手補

一四二人

書記補

一六人

工手

六二人

高級船員

二四人

嘱託

一四人

(註) 高級船員の勤務地は青森港修築事務所、土崎港修築事務所、八戸港修築事務所等である。

等であるが、同年秋末における猿ヶ石川堰堤建設工事現場の就労者は数百人と伝承されている。

ロ、同一七年度における職員数は八七名と大増員されているが、実質的に北上川上流の河川改修に従事したのは、

黒沢尻工場における数名であり、他の殆どは猿ヶ石川堰堤工事に専従する職員である。

更に、職員録登載以外の日額支給職員が数一〇名があり、その職種、資格、身分等の職制は次の如くである。

書記補 助手、小使、準工夫、運転手

等があり、別に、兼任の地方技師一名が置かれている。(岩手県土木職員)

ハ、同一八年度は、黒沢尻工場の外、更に、一ノ関工場を設け堤防構築等の河川改修工事を施行しているが、職員の多くは猿ヶ石川堰堤工事(直轄直営工事)に従務するものである。

更に、同堰堤工事には戦時体勢下に動員された徴要労務者等の就労があり、「一日三、〇〇〇人が稼働す」と伝承されているが、労務者等の点検簿資料焼失によって明らかでない。

ニ、同一九年度における河川改修工事等は黒沢尻、一ノ関両工場が存続するが、殆ど、休止状態であり、職員の多くは猿ヶ石川堰堤工事に従務し、盛岡市における本事務所は、連絡所同然の状態にあり、数人の職員が止まるにすぎなかったものである。

更に、同年は猿ヶ石川堰堤工事の緊急施工中にもかかわらず職員数の減少を見ているが、これは軍事建設部隊転属によるものであり、応召等による休職等もある。従って、実人員は職員録人員より更に少ない。

同年後半には河川改修工事の工場が廃止され、堰堤工事等も中止するに至ったが、同年末賞与辞令によれば、職員九二名がある。

内務技師(所長以下)

四名

属(俗称、内務属)

一名

内務技手

六名

## 第二章 組織及職員

## 第二章 組織及職員

書記 二三名  
書記補 八名  
技手補 三〇名  
工手 一九名  
嘱託 一名

等の内、応召、動員等により休職となるもの一六名があり、更に、現場従務員（日給職員）一〇七名がある。

備人 五七名

（工夫 一六

運転手 一六

機関士 四

火夫 四

機械工 三

木工 三

小使 一

五〇名

（準工夫 三三

助手 一四

現場小使 三

（内女子 一一）

合計 一九九名

等の多数に及んでいる。

ホ、同二〇年度の職員録の刊行有無は不明であるが、前年度末職員数と変りがなかったと推定されるのである。

それは、同年四月一日附を以って北上川上流改修統合事務所長以下全職員が、陸軍臨時嘱託を命じられ出勤しているからである。

しかし、同年八月終戦と共に臨時嘱託が自然解除となり、事務所長以下職員の多くは帰任されたと推定されるが、河川工事等は施工された様相がない。

へ、同二一年度には一ノ関出張所が設置され中里堤防工事に一〇数名が配置され、他の職員等は石洩堰堤（胆沢川）建設関係業務に従事するものである。（職員録人員五八名）

（昭24）

## 職 種 別 職 員 数

| 区 分  | 事務所 | 石 洩 | 猿ヶ石 | 一ノ関 | 徳 田 | 水 沢 | 計   |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 職 員  | 15  | 5   | 3   | 3   | 1   |     | 27  |
| 事務系  | 14  | 13  | 1   | 4   | 1   | 5   | 38  |
| 技術系  | 10  | 21  | 11  | 11  | 3   | 1   | 57  |
| その他  |     |     |     |     |     |     |     |
| 待遇職員 |     |     |     |     |     | 3   | 3   |
| 事務系  |     |     |     |     |     | 4   | 4   |
| 技術系  |     |     |     |     | 2   | 2   | 4   |
| その他  |     |     |     |     | 7   | 15  | 133 |
| 合計   | 39  | 39  | 15  | 18  |     |     |     |

ト、同二三年度における職員数一二二名との激増は、石洩堰堤建設工事の開始による人員増と、更に、前年度におけるカスリン台風洪水に因る災害復旧に要する職員の増である。

チ、同二四年度は二二、二三年と連続する台風洪水による被害箇所を、改修計画の基本線に従って復旧工事を施工するため、技術陣の充実による職員の増である。

しかし、石洩、猿ヶ石堰堤等に所属する職員数は約四〇%を占めている。リ、同二五年度における北上川上流工事事務所は、もっぱら二三年災害復旧工事の施工であったが、同年九月一六日胆沢工事事務所（石洩堰堤）及び猿ヶ石工事事務所（猿ヶ石川堰堤）等が分離設置される等により、不定時における職員の異動が甚しく、実数を把握することは困難な状況にあったのである。

同年一月における事務所長辞令（東北地方建設局職員録登載以外）の補助員数は七六名（女子一三名）であり、内訳は事務系四三名、技術系三二名の多数に及んでいる。

一例をあげれば、前年度における水沢出張所の補助員一〇名に対し、約二倍の一九名が配置されているのである。

ヌ、同二六年度における北上川上流工事事務所の業務は河川改修に単一化されている。

従って、職員七八名は一ノ関出張所その他四出張所等に常駐し、河川改修工事に専従するものであるが、二三災復旧工事と改良工事を併せ施工する甚大な工事量は、職員七八名を以って施工、管理等は不可能であり、多数の補助員が従務することは前年度と同様であり、水沢出張所の場合は、補助員二三名が従務されている。

ル、同二七年二月一日附を以って、従前より勤務する補助員に局長辞令が交付され、職員に昇格（資格更新）されている。

本事務所における昇格職員（追加職員録登載者）は、実に七六名の多数に及んでいる。（事務系四三、技術系三三、内女子一三、）

ヲ、同二八年度初期において、青岩国道工事事務所（前年度末廃止）の業務を継承し、河川改修と共に国道改修を兼ねる所となり、事業量は増大したが、職員数は減少している。

ワ、同二九年度において国道四号線の改修に着工し、沼宮内に出張所を設置しているが、職員の増減は殆どない。

カ、同三〇年度に至り盛岡以北の国道四号線を改修すべく厨川出張所を設置しているが、職員数は数名の増員に止まっている。

ヨ、同三一年度における職員録登載人員の増は、制度改革により、従来、所長辞令で勤務する者の資格変更によるもので職員の新採用あるいは、補充等に因るものではない。

例えば、湯田ダム工事事務所における職員録登載職員数一〇五名の内、新登載者二八名は、同事務所設置により他の事務所より転任せる職員であり、前年度等より同事務所に勤務する職員である。

タ、同三三年度の職員移動は、従来の工事施工制度が直営方式に依っていたが、同年度より全面的に建設業者による責任施工方式に転換されたため、多数職員の配置転換が行なわれ、現場における技術職員の甚しい不足現象を見るに至ったのである。

レ、同三四年度には、前年度に起工せる前沢バイパスの外、花巻バイパスが着工され、更に、盛岡維持出張所を新設して国道四号線等の道路整備に重点が移され、道路関係技術者の充足を計り、同年秋には二〇六名の職員数に達している。

ソ、同三五年度には、工事事務所工務課に維持修繕係を置き国道の維持管理を担当せしめるため、管理職員の充足を計り職員数二二七名に達している。

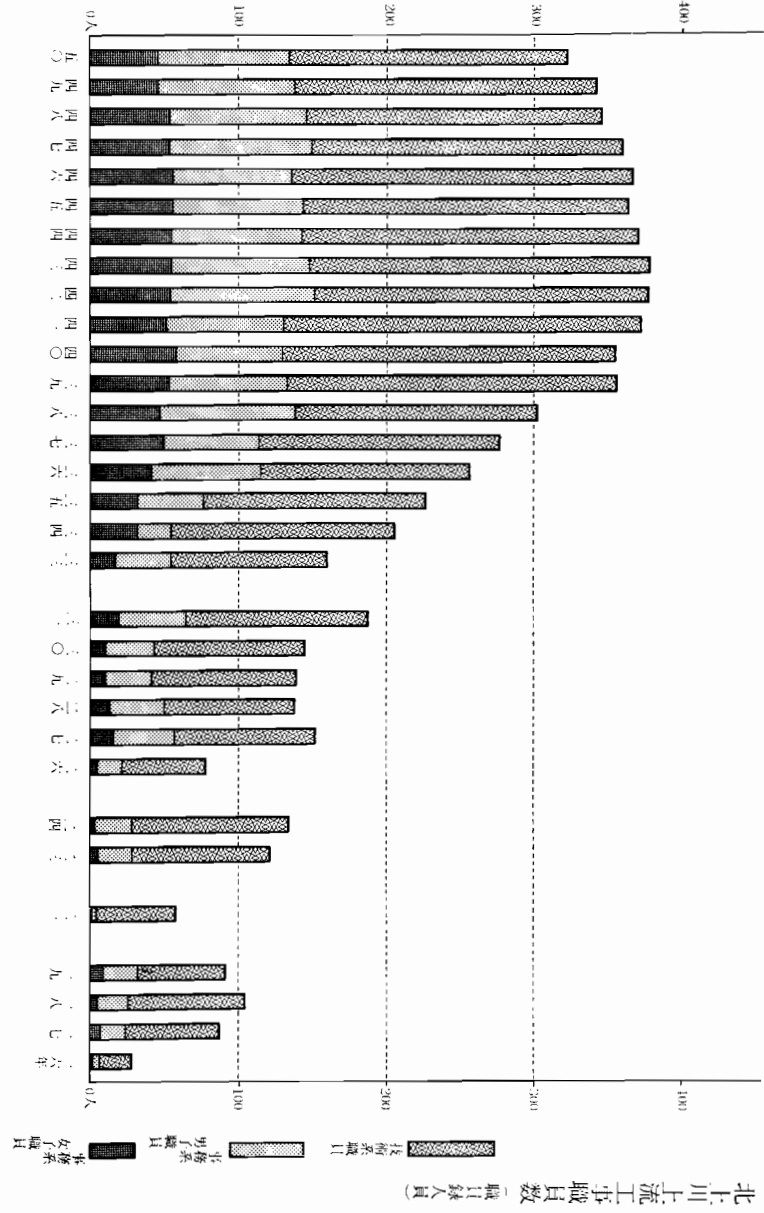
ツ、同三八年度には北上川中流部における薄衣堤防を着工すると共に、水沢国道出張所を設置し、その職員配置に万全を期している。同年、遂に、職員数三〇〇人台を突破するに至ったのである。

ネ、同三九年度後半に至り南部国道工事事務所の廃止により、事業を継承し、職員を収容して総員三五七名の多数に達したのである。

ナ、同四一年度における職員数の増は、同四五年度に開催される岩手国体に対応する道路整備施工要員の増員である。

同四二、四三年度等も同様である。

ラ、同四四年度以降職員数が暫減の傾向にあるのは、土木行政機構の改変と国道四号線を始めとする国道等の第一次改築計画による工事終了及び一関遊水地以外における北上川上流部の高水対策工事の、ほぼ終了等によるものである。



第三部 利 水

第一編 北上川沿岸略史

## 第二章 沿岸産業

### 第一節 概論

河川流域等の産業経済等の展開を考える時、原始あるいは古代等における生産経済の発端等を看過することは出来ない。

紀元前三世紀頃、北九州等の温暖地方に初まる稲作農業は、弥生式土器の分布等によって代弁されると雖も過言ではない。（弥生式文化期）

それは、弥生式土器が中期と後期と時代の降るに従い、その分布が次第に拡大し、これに伴い稲作農業が広く浸透し、東北地方等の寒冷地帯等にも及んでいくからである。

又、稲作農業の展開は住民の定着と言う画期的変革をもたらし、その発展は労働力の結集に初まる集団生活の創始となり、更に、生産経済社会の成立にも及ぶ重大転期となったのである。

しかし、弥生式土器の使用は、その後に続く新文化（古墳時代）によって跡を断たれるが、稲作農業を主体とする生産経済は古代国家等に継承され、更に、溜池の築造、用水路の開削等によって拡充が行なわれ、住民経済の根底となり、ひいては国家財政の基盤をなすところであり、大化改新における班田収授も稲作農業による生産経済を重視して行なわれるところであり、平安時代等における荘園年貢等も亦、米をその対象としているのである。

更に、中世武士社会における権力の象徴はその武士団と共に重視されるものは、領内における生産経済力であった

から、戦略上の特殊地帯等を除いては殆ど耕地として開発を行ない、耕地に百姓を附属せしめているのである。中世末期に至り織田信長が推進する関所廃止による通行の自由及び流通経済政策が、豊臣秀吉によってほぼ達成され、更に、徳川家康の統一政権下において遂行されることとなり、古来の自給自足経済が、大転換を遂げるに至ったのである。

流通経済の確立は、農耕作物等にも及ぼすところが少くなかったのである。

しかし、近世領主制度による各領主、殊に、遠国領主等においては、自領経済の安定を稲作農業に求め、灌漑用水を河川より導入し、広大な新田開発を行ない、且つ、奨励して生産額の増大を計っているのである。

これ等の広大な農耕地が明治維新によって近代社会に継承され、明治新政府の唱導する農業立国の基盤となったところである。

## 第二節 産業の推移

九州地方等における弥生式土器文化期の前期（紀元前三一〇〇年）等においては、「北上川流域地方は未だ縄紋式土器を使用する前時代的文化期であった」と、狩、漁等による蒐集経済にのみ依存する生活と断言されて来たのであるが、最近の考古学者等は、「東北地方における縄紋晩期～末期等においては蒐集経済にのみ依存していたとは断言されない。それは、長期にわたったと推定される生活痕跡と堅穴住居跡における生活面より、稗、粟等と推定される多数の穀粒が発見される例も少くないから、縄紋土器を使用し、蒐集経済を続けながら、生産経済的要素を多分に加味されていると推定されるからである」と言うのである。

東北地方において生産経済の成立を見るに至ったのは、九州地方に起った弥生式土器文化の影響を受けるに至った紀元一世紀頃であろう。（九州地方における弥生式土器文化は紀元前の発生である。）

しかし、昭和初期等における考古学者等は東北地方に弥生式土器文化は無いと断言してはばかりのものではなかったが、近時、考古学の進歩と発掘調査による遺物確認によって古代日高見国と称された北上川流域等における弥生式文化の存在が明らかにされるに至ったのである。

しかるに、地方史家等は、北上川流域等における稲作農業は山田農耕に初まり、北上川沿岸等は最後期と主張されている（九州地方における弥生式土器文化の創始が谷あいの山田耕作に初まると同様に）が、誤るものではないだろうか？それは、前述の如く北上川流域等に弥生式土器文化が伝えられるのは、同弥生式文化期中期あるいは中期末と言われるから、静岡市郊外登呂における弥生式農耕文化（遺跡）より更に後れること数年乃至数一〇年の後であろう。

従って、弥生式文化の成熟期に当ると推定されるのである。

その頃、比較的低温であって、冷水地帯の山間部に入り、谷あいの山田耕作（九州地方の初期稲作農耕の如く）を行なう愚はありえないからである。

従って、北上川上流部等の弥生式土器文化は、北上川及び同支川等の沿岸及びその蛇行原等における河跡湖並びに池沼、湿地等に初まり、その住居地などは、北上川水系の洪水氾濫等によって造成された微高地（居揚、谷起、自然堤防等と称される）、河岸段丘等に営なまれているのである。（沼ノ上、落合力石遺跡等）（江刺市）

景行天皇はその二五年（九五）、武内宿弥を北陸、東北地方等に派遣して地状、民状等を調査せしめている。（日本書記）

廿五年秋七月庚辰遡壬午 遣<sup>二</sup>武内宿弥<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>察<sup>二</sup>北陸及東方諸国之地形、且百姓之消息<sup>一</sup>也

と、

同二七年（九七）、武内宿弥は北陸等諸国を巡視し、東之国より帰り、次の如く奏上している。（日本書記）

廿七年春二月辛丑朔壬子、武内宿弥自<sup>二</sup>東国<sup>一</sup>還之奏言 東夷之中 有<sup>二</sup>日高見国<sup>一</sup>其国人 男女並稚結文<sup>レ</sup>身 為<sup>レ</sup>人勇悍  
是摠曰<sup>二</sup>蝦夷<sup>一</sup>亦土地沃壤而曠之 擊可<sup>レ</sup>取也（再出）

とある。

武内宿弥は古代国家を代表する最大の功臣として知られるから、その言うところに誤りのあろう筈がない。

日高見国人を異人種を起想させるが如き蝦夷（えみし）と言ひ、「土地沃壤而曠之」としているのである。

これは、日高見国等は、既に、弥生式文化の影響による稲作農業が行なわれていることを意味するものではなかったらうか？。

それは、原生林野の抜渉による巡視等は、殆ど不可能と推定されるが、耕作地帯の巡視は容易に行なわれ、国情等の把握も亦、確実、且、広範に行なわれるからである。

（註）一、武内宿弥の奏文は、日高見国人を「蝦夷（えみし）」と称した初見

二、未だ皇化せざる住民の呼称

イ、土蜘蛛<sup>ニ</sup>關西、關東等の国人

ロ、熊襲<sup>ニ</sup>九州等の国人

ハ、蝦夷<sup>ニ</sup>東北の国人

広く、豊穰な日高見国、北上川上流部等における稲作文化が残した弥生式土器遺跡は、既に確認されるもの二〇数

か所、更に、未確認登録遺跡（住居跡、遺物包藏地）五〇有余か所の多きに達している。

従って、古代、蝦夷の巢窟等と呼ばれた日高見国北上川上流部等は、既に、住民の定住による生産経済が確立され、更に、大和地方等における新文化（古墳文化）の波及等によって集団社会の成立を見るに至ったのである。

そうした社会における首長等の墳塚と推定されるのが、胆沢扇状地の扇央（胆沢郡胆沢町都島）に残される岩手県唯一の前方後円墳角塚である。

しかし、北上川上流域の地形は左岸に北上山地があり、右岸に中央山脈の峻峻が縦走し、一関附近に至り相接し、一大盆地が形成されている。

従って、北上川下流域、出羽地方との交通は甚だ不便であり、住民の交流等は殆ど行なわれることがなく、且つ、又、侵略されることもなかったであろう。

予猶ある経済力に恵まれ高度の生活文化を営む北上川沿岸平野住民の結集によって成立する胆沢の集団社会は、他を庄する強大な組織と権勢だったのであろう。

天平九年（七三七）鎮守將軍從四位上大野朝臣東入が、日高見国に近い陸奥多賀柵に入り、更に、歴代將軍によって北進基地が遂次造建され、胆沢の賊夷征討の軍が進められている。

胆沢も亦、日高見国内である。

且つて、七百数十年前、武内宿弥によって、既に、「擊可<sup>レ</sup>取也」と奏上されたところの中心部である。

延暦二年（八〇二）征東將軍坂上田村麻呂によって胆沢城が造建され、同年更に關東、東海地方等の国々の浪人四千人が、同胆沢城に配されているが、その殆どは、北上川流域における沃野開発に当てられた移民であらう。

北上川古道跡附近を初め、沿岸平野の至るところに見られる須江器（土師を含む）文化の遺構等は、これ等、新住民によって飛躍的向上をとげた生活文化と生産経済の遺跡（平安初前期）である。

（昭和四五年以降における発掘調査に依り確認）

後に擡頭して、奥六郡司（胆沢、江刺、和賀、稗貫、志和、岩手）となる安倍頼時等も亦、北上川沿岸平野における生産経済の上に立っての繁栄であろう。

それは、安倍一族が拠点とした塞柵の殆どが胆江地方等を中心とする北上川に臨む米産地帯であり、安倍一族を討する源頼義が、その終期において（康平五年「一、〇六二」）万余にのぼる大軍の糧食を、陣営を遠くはなる北上川支川金流川沿岸仲村（西磐井郡花泉町旧中村村）に求め、兵士三、〇〇〇人を派遣して稲刈を行なっているのである。（陸奥話記）

入ニ磐井郡仲村地ニ去レ陣四十餘里也 耕作田畠民戸頗饒 則遣ニ兵士三千餘人ニ令ニ刈稻禾等ニ将レ給ニ軍糧ニ如レ此之間  
經ニ十八箇日ニ留ニ營中ニ者 六千五百餘人也

とある。

従って、稲作農業による住民生活の富裕は、ひとり仲村一村邑に限るものではなく、戦塵たちこめる北上谷底平野も亦、同じと確信されるのである。

更に、安倍一族の滅亡後、奥羽六四郡を背景として、平泉に仏教文化を創建し、約一世紀にわたる藤原三代の栄光も、その根元をなすものは、北上沿岸等における生産経済と北上山地における地下資源等であったことは何人も知るところである。

源頼朝による平泉征伐後、北上川上流域は葛西、和賀（多田源氏）稗貫、川村、工藤等の鎌倉御家人に分与される等は、既に述べる如くであり、

分置された鎌倉御家人等は、各々領内要衝の地に城館を築き居城とし、更に、自領を分けて主なる家臣（直臣）に賦与して、その地に居住せしめている。

葛西領における家臣（直臣）等は、賦与された領地を更に細分し、各々隸属する従臣（陪臣）等を与えている。

一村一邑の領主となった従臣等は、次第に地頭化し、土豪的武士社会を形成し（中世武士団の特異性）、互に権勢を競い、経済基盤確立のため、農耕地の拡大を計り、終に、灌漑水をめぐる水利権争奪等の事態を構えるに至り、近隣相克の遠因ともなったのである。

中世末、織豊時代における経済機構変動による影響（第一次産業改革とも称される）は明らかでないが、近世初期伊達、南部氏等は新領地経営に当り、稲作農業の充実と拡大を計り、北上川及び同支川の中流部において取水する大規模開発を施行しているのである。

これ等の地域における産米（年貢米、買米）等の殆どが、（のほせま）為登米として、北上川舟運及び東廻り海運等によって江戸へ送られ、同域下における流通機構を通じ江戸市中に売られ、その収益が、伊達、南部藩等の財政安定に裨益するところが多かったのである。

明治政府は、同五年まで米、大豆等の現物納入制を踏襲しているが、同年税制改革を行ない、租税の金納制を実施するに至ったのである。

ここにおいて、北上川流域等における稲作農家は、現金収入を求め、従来放置して省ることのない河川沿岸の原野

等を拓き桑樹を植栽し養蚕業に転換する等、第二次産業改革に突入せざるを得なかったのである。

第三部 利 水

第二編 水 利 用

## 第三章 農業水利（二）

### 第一節 総論

農業水利に河水導入及び溜池灌漑等の行なわれたことは、既に、述べる如くであり、北上流域における導水路開削は古代安倍一族の厨川柵等に初まり、藤原氏の太田川取水等がある。

中世四〇〇年、奥州歴史の空白時代は分明でないが、近世初期幕藩政確立期（一、六〇〇年代前半）に至り全国諸大名等が、その財政拡充のため領内再開発を行なっている。

北上川流域においても伊達、南部両氏等は豊富な水資源を導入し、各々領内いたる所において大開発（地域によって広狭の差はある）を行なっているのである。

これ等の開発地域における用水堰も亦、各々水量に相当する灌漑面積が固定付けられ、各用水堰毎に貢租の基本となる水下水草高が定められている。

従って、用水堰の局部的変更等も容認されるところでない。

殊に、旧来の用水より分水又は取水する開発等は、既得水利権の侵害となるのみならず、旱魃等による水耕地の荒廃のおそれがあり、藩財政等に最も好影響をもたらす新田開発等も、新に水源を求め得る場合以外は、藩制の許すところでなかったのである。

従って、開発当初の取水容量（水路構造によって定めらる）と被灌漑面積は一定不変のものであったのである。

しかるに、藩政後、末期と時代の進展に伴い城下町等の都市化が進み、人口の集中化等は米、其の他農産物の需要を増大し、水下制の存続等は、反って、農村経済の発展を阻害する傾向にあったのである。

明治維新後、地租改正によって土地所有権の確立、耕地改良の自由、田畑作物の勝手作付、更に、農産物(米、麦、大小豆)の自由売買、米価の高騰等により、開発の拡大、灌排水施設の改善等が行なわれ、殊に、同二〇年代初期には田区整理の最盛期を迎え、遂に、田区整理時代の名称さえ生むに至ったのである。

耕地整理法の制定は、其の後の、同三二年のことであり、従来の田区整理事業等は総て同法によって規制されるに至ったのである。

同四一年水利組合法が制定されているが、翌四二年耕地整理法の改正によって、水利組合法はその中に包含され、全国的、且つ、画一的農地政策が構ぜられるに至ったのである。

北上川水系沿岸地帯における農地改善工事等も同法による耕地整理が施行されたことは既に述べる如くである。

終戦後の変動によって農地等の流動が少なからず、耕作農家に及ぼす影響が甚大となり、これが対策として同二一年自作農創設特別措置法が制定されている。

同二四年、さきの改正以来四〇余年を経る耕地整理法は、戦後の食糧増産時代に適合を欠く所多く、同法に代る土地改良法が新に制定されるに至ったのである。

従って、旧法に依る中、小耕地整理組合等は統廃合によって大組織化が行なわれている。

殆どが、水系別に土地改良区組織となり、農耕機械の大型化に順応する農業構造改善事業として圃場整備(導水路等の改善を含む)工事が施工されている。

(附)

一、昭和二六年三月三日 法律第八八号農業委員会等に関する法律(ボツダム宣言に因る不在地主制度廃止)

一、同二七年七月二七日 法律第三二九号農地法制定(農地の転用制限)

一、同三六年六月二日 法律第二二七号農業基本法(農業従事者の厚生関係法)

## 第二節 河川 利 水

### 一、概 況

昭和前期における戦時中は、食糧増産を日ざして殆どの空地が耕起され、更に、戦後は在外者並びに軍人、兵士等の帰還によって数百万の人口が急増し、食糧不足は更に激甚を極め、帰還者等による集団開墾等が至る所で行なわれ、広大な山野が耕作されるに至ったが、開拓農民が次第に主食の自給を目ざし、開拓地の水田化を企るところとなり、用水路を設け無断取水等を行ない水権利を侵害するに至ったから、地域農民との間に混乱を生じ、処置に窮する状態に立ち至ったのである。

同二四年制定の土地改良法に続き、翌二五年国土総合開発法の制定が行なわれている。

二四年の土地改良法によって、旧制の水利組合、耕地整理組合等は土地改良区に改変し設立を行なっている。

北上川上流部における土地改良区は、設立後、更に、整理統合が行なわれているが、同四五年度における土地改良区数は、実に、一八七団体の多きに及んでいる。

その後における統廃合によって、同四九年度末には七七土地改良区と団体数は減少しているが、所管地域は逐次拡大され同年度末における耕地面積(水田及び畑地)は七二、五七一ヘクタール(表)の多きに達し、岩手県全耕地面

積(牧野を除く)の五〇%に及んでいる。

これ等の土地改良区管内における灌漑用水の殆どが、北上川本川及び支川等より取水されるところであるが、旧来(戦前)の施設あるいは既得権等によるものは二七九か所がある。

しかるに、同三年五～六月等の旱天続きによる用水不足が甚しく、応急対策として内燃機関、渦巻ポンプ等の組合せを以って田植期の灌漑水を補給し、無事田植を行なっている。

同年の干害対策に刺激され、機械揚水場の設置が急速に進み同三六年五～六月等の旱魃に際

しては、七〇余か所に及ぶ揚水場の運転によって事なきを得ている。(表)

その後、石油発動機、電動モートル及び揚水ポンプ等の小型化による普及によって、従来水源にとぼしく荒野として放置されていた丘陵、台地等の高燥地等の開発を可能ならしむるところとなり、同四六年、恒久的揚水施設の内、建設大臣の許可件数が三二八か所の多きに達している。

従って、自然流入、頭首工其他と共に、北上川中、上流域における取水所総数は、実に、六〇〇有余か所に及ぶに至っているのである。(表(1)(2)(3))

## 土 地 改 良 区 数

| 所 管 所 名 | S 45年度数 | S 49年度数 | 改良区所轄地面積<br>(S 49) |
|---------|---------|---------|--------------------|
| 盛岡農林事務所 | 26      | 14      | 23,108             |
| 花巻      | 13      | 5       | 9,699              |
| 北上      | 22      | 9       | 10,024             |
| 水沢      | 12      | 10      | 15,291             |
| 江刺      | 7       | 2       | 5,912              |
| 一関      | 27      | 21      | 5,165              |
| 千厩      | 45      | 7       | 1,317              |
| 遠野      | 32      | 9       | 2,055              |
| 計       | 184     | 77      | 72,571             |

## 北上川上流取水状況(地域別、施設別箇所数)(S 46)

| 施設別<br>地域区分 | 頭 首 工 | 揚水機場 | 自然流入<br>其 の 他 | 計   | %  |
|-------------|-------|------|---------------|-----|----|
| 北上川本川       | 1     |      |               | 1   |    |
| 中流部支川       | 1     | 114  | 64            | 179 | 30 |
| 上流部支川       | 125   | 206  | 87            | 418 | 69 |
| 源 流 部       |       | 7    |               | 7   | 1  |
| 計           | 127   | 327  | 151           | 605 |    |
| %           | 21    | 54   | 21            |     |    |

- (註) 1. 戦後、揚水機の普及によって取水件数が2倍以上となり、河水利用による開発が進行したことを明らかに物語っている。  
 2. 中流部における揚水機場の多くは北上山地丘陵帯の開発に資するものである。  
 3. 上流部取水所数の69%は北上平野中央域(東、西磐井郡の北部及び胆江地方等)である。  
 4. 各施設及び各地域毎の受益面積は記録欠除のため収録出来ない。

表(1) 上流部地域別取水状況(中流部源流部を除く)(S 46)

| 施設別<br>地域区分 | 頭首工 | 揚水機場 | 自然流入<br>其 の 他 | 計   | %  |          |
|-------------|-----|------|---------------|-----|----|----------|
| 中 央 域       | 105 | 160  | 25            | 290 | 69 | 珊瑚橋を境として |
| 上 流 域       | 20  | 46   | 62            | 128 | 31 |          |
| 計           | 125 | 206  | 87            | 418 |    |          |
| %           | 30  | 49   | 21            |     |    |          |

- (註) 1. 地形及利水上状況を異にする中央域平野部と上流域の境を便宜上北上市内珊瑚橋を以てす。  
 2. 和賀川水系における取水は右岸及び右岸支川より取水するものを中央域に含める。

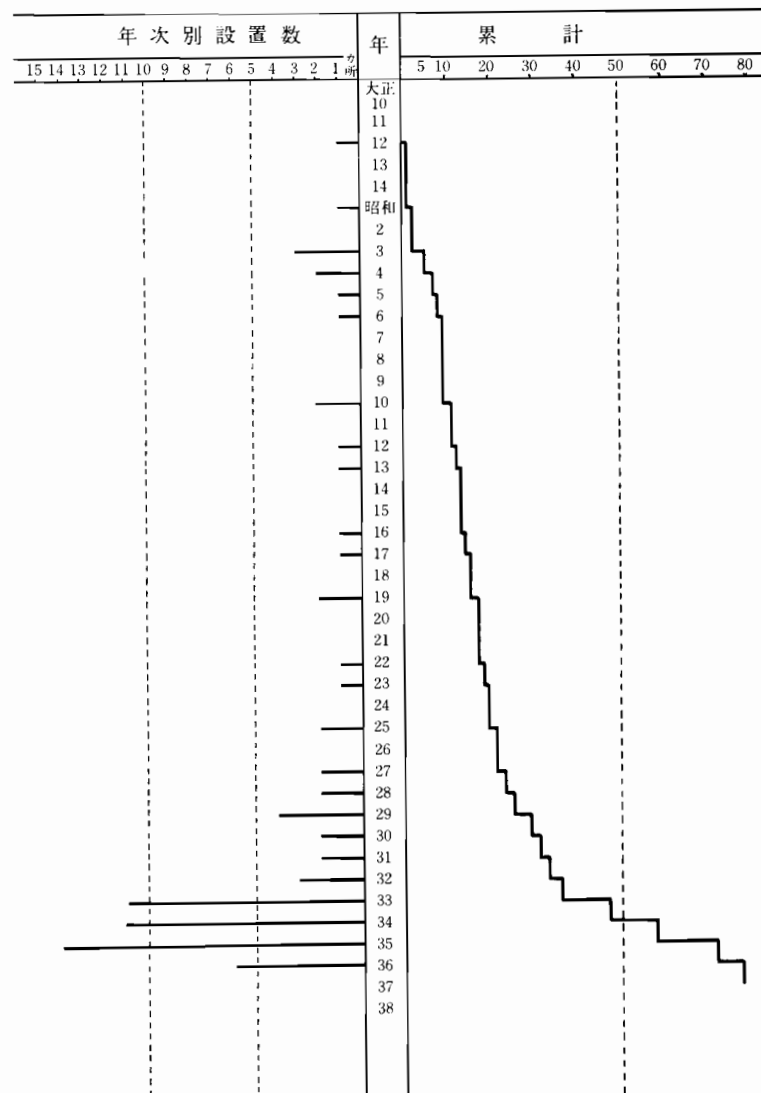
表(2) 中央域左右岸別取水状況(同上)(S 46)

| 施設別<br>地域区分 | 頭首工 | 揚水機場 | 自然流入<br>其 の 他 | 計   | %  |       |
|-------------|-----|------|---------------|-----|----|-------|
| 左 岸 支 川     | 5   | 7    | 0             | 12  | 5  | 北上山地側 |
| 右 岸 支 川     | 78  | 148  | 20            | 246 | 95 | 中央山脈側 |
| 計           | 83  | 155  | 20            | 258 |    |       |
| %           | 32  | 60   | 8             |     |    |       |

表(3) 上流域左右岸別取水状況(同上)(S 46)

| 施設別<br>地域区分 | 頭首工 | 揚水機場 | 自然流入<br>其 の 他 | 計   | %  |  |
|-------------|-----|------|---------------|-----|----|--|
| 左 岸 支 川     | 7   | 37   | 60            | 104 | 65 |  |
| 右 岸 支 川     | 35  | 14   | 7             | 56  | 35 |  |
| 計           | 42  | 51   | 67            | 160 |    |  |
| %           | 26  | 32   | 42            |     |    |  |

北上川中、上流域揚水場設置年次



## 二、北上川本川取水

江刺土地改良区は北上川上流部において、同本川より直接取水する唯一の土地改良区である。

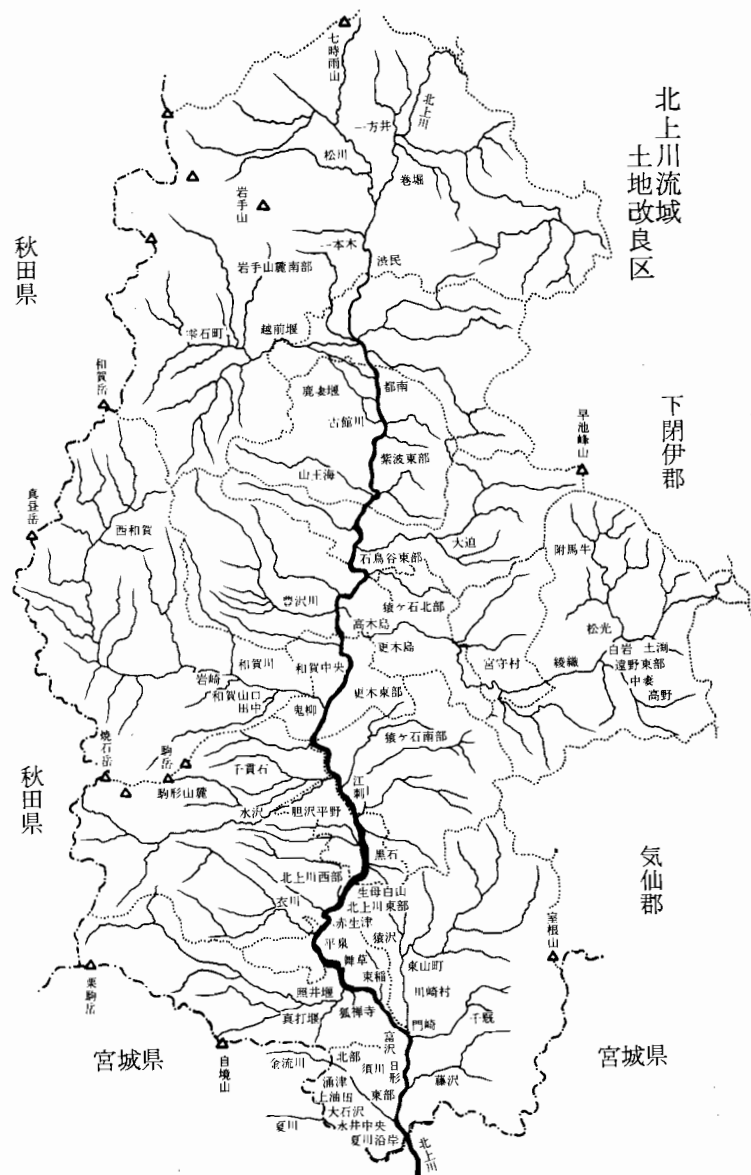
同改良区は、前述の江刺耕地整理組合が、土地改良法によって組織変更するところの江刺土地改良区に、広瀬川より取水する愛宕土地改良区(旧称愛宕耕地整理組合)を併合せる江刺中央土地改良区(旧称江刺中央耕地整理組合)との合併によって構成されるところである。

### (一) 江刺耕地整理組合(大堰及び新堰掛り)

江刺耕地整理組合は、大正五年組合設立と共に、幹線水路の改良工事を開始し、同七年より耕地等の区画整理事業を施立すること等は既に述べる如くである。

同幹線水路は近世前期以来の大堰、新堰等を改修するものであり、水路隧道四四六間(八〇二・八米)及新開削開渠一、二〇三間(二、一六五米余)等を含む総延長三、七四八間(六、七四六米余)の工事であり、更に、同七年より開始するところの区画整理事業は、北上川左岸に展開する江刺平野の上流域大半(江刺郡稲瀬村及び愛宕村の半分「元高寺村」)にわたるところであって、施行地域総面積八五一町余(約八六〇ヘクタール)であり、昭和四年度を以って一応工事を終了し、その後、用排水路等の補修並びに管理を施行すると共に換地処分の準備に着手している。

天災とは言え、同二二、二三等年の洪水に因って幹線水路を初め、用排水路、農道、橋梁等の大破、耕地の埋没等の大被害を蒙るに至ったが、直ちに復旧工事を施工し、各年度内にこれを完成し、同二七年三月換地交付を終了し、更に、同年七月江刺土地改良区と組織変更を行なったところである。



## (二) 江刺中央耕地整理組合

江刺中央耕地整理組合は岩谷堂、愛宕、田原、羽田等の一町三か村にわたる耕地八〇六町歩余(約七九九ヘクタール)の耕地(畑地一八%)を組合地とするところである。

(註) 広瀬川より取水する旧片岡耕地整理組合地域をも含む、同地域は排水施設の不足が甚しいため、再整理を必要とした。

同組合地における灌漑用水は伊手川、人首川、広瀬川等の中小河川に依るため、水不足の常習地帯である。

(註) 隣接の江刺耕地整理地区内は豊水であり、余剰水は広瀬川、古川等に放流されている。

岩谷堂町、田原、羽田村等における用水対策として北上川より取水する導水計画を以って耕地整理組合の設立が計られたのである。

しかるに、不在地主及び小作農民とこれを支援する無産党員等の反対によって設立が難行を極めている。

昭和五年三月一九日の組合設立総会の時は、既に、耕地整理組合が認可済なるにもかかわらず、総会の決議は「排水幹線改良事業の施行」としつつ、江刺中央耕地整理組合として設立が承認されているのである。

組合設立によって、同地区内における用水路(末端水路の名称が用いられている)等の改修が県営工事を以って着工され、更に、同年一〇月頭首工の改修、幹線水路の拡張工事等に着手し、同八年三月、これを完成せしめ用水を確保している。

同三〜一四年度にわたり岩谷堂町、小境地区における開田三六町歩を筆頭に、同地区内において開田一〇〇余町歩を施工している。

しかるに、同二二年カスリン台風洪水によって、全地区にわたり、甚大なる被害を蒙るに至ったのである。

同洪水に因る災害復旧工事と共に、翌二三年より区画整理事業に着工し、同年度において三四町歩余の田区整理を施工している。

同二七年土地改良法(二四法一九五号)によって、江刺中央土地改良区と組織変更を行ない、業務を遂行し、同三年用排水幹線を初め、末端水路、区画整理等一切の工事を完成し、更に、同三四年隣接の愛宕土地改良区を併合し、耕地一、〇一〇ヘクタール及び関連施設等の維持管理を施行するところである。

### (三) 愛宕耕地整理組合

愛宕耕地整理組合は愛宕村の南半、約一四七町歩余(約一四六ヘクタール)を組合地区とし昭和一八年度に設立されることである。

同地区における灌漑用水は広瀬川より取水する旧称宿留掛りであり、同地区の特質は、関根留掛り(元片岡耕地整理組合地区)桑折堰(江刺中央耕地整理地区)及び高寺用水(旧新堰の末流、江刺耕地整理地区)等の排水流下による湿潤地であり、反面、用水源にとぼしく干害を蒙り易い地域である。

同地区における耕地整理の主目的は排水事業であり、これに伴う耕地区画整理及び開墾等であって、以上三事業施工組織として昭和一六年国庫補助を得て設立するところの組合である。

同耕地整理組合は、設立と共に事業開始を行なっているが、その後、地区外隣接地域住民の希望により追加編入があり、地区面積二四九町歩余(約二四七ヘクタール)と拡大されている。

同一九年度において用排水路、区画整理等の工事を終了しているが、同二二、二三等年の台風洪水氾濫によって、全地区にわたる水路、農道等の欠壊、耕地の埋設等、甚大なる被害を蒙り、復旧費四、一七〇、一〇〇円(工事

費総額五、三一六、一九二円余)を要している。

同二五年換地処分を終了し、同二七年土地改良法に依って組織変更を行ない、愛宕土地改良区とし、更に、同三四年隣接地域を所轄地区とし、同一水系によって灌漑する江刺中央土地改良区に併合が行なわれ、爾後、同中央土地改良区によって維持管理等の行なわれるところである。

### (四) 江刺土地改良区

担当地区個々の実状によって、当初、三組織の耕地整理組合であるが、それぞれの事業を終了すると共に、法制によって土地改良区に組織変更が行なわれ、同一水系を灌漑用水源とし、更に、隣接する他管地域に排水を行なう等の不義、不便を解消すべく、江刺中央土地改良区が、愛宕土地改良区を併合し、更に、同一導水路にあって複数の改良区による管理は、事務処理其の他において、徒らに混乱をまねくおそれあり、その煩雑を避け合理的運営を計るため、昭和四二年三月一日両改良区を合併し江刺土地改良区とするところである。

江刺土地改良区 地区別面積及組合員数

(昭和四二年三月三二日調)

| 地区名 | 田面         | 畑積        | 計 (㎡)      | 組合員数  | 備考 |
|-----|------------|-----------|------------|-------|----|
| 稲 谷 | 四、〇三二、一九七  | 一、〇六五、八七四 | 五、〇九八、〇七一  | 五二二   |    |
| 岩 堂 | 二、五六七、二七四  | 三、〇四、七九五  | 二、八七二、〇六九  | 四六六   |    |
| 愛 宕 | 五、一四六、六三八  | 三、二九五、九八〇 | 八、四四二、六一八  | 八五五   |    |
| 田 原 | 八七七、一一八    | 一九九、九六二   | 一、〇七七、〇八〇  | 一二七   |    |
| 羽 田 | 一、三三三、四九七  | 四七六、一六三   | 一、八〇七、六六〇  | 三六三   |    |
| 計   | 一三、九五四、七二四 | 五、三四二、七七四 | 一九、二九七、四九八 | 一、三三三 |    |

# 第四章 工業用利水

## 第一節 概 論

工業用水道事業法（昭和三三年四月二五日法律八四号）によれば「工業用水」とは、「工業の要に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く）」とある。

近代までは加工業としての水車に依る米麦等の搗精、製材、木地挽及び金銅鋳山等における精練水並びに銅鉄等の製錬、鑄造等の熔鋳炉における送風施設（タタラ、フイゴ）等の原動力としての水車利用等、広範囲に活用されるところであるが、電気事業の発達、電動機の普及等によって、工業用水の使用は冷却、洗浄等に極限されるため、北上川上流部における取水等は甚だ少ない。

## 第二節 北上川上流部

北上川上流部における取水、利水の多くは灌漑水を除けば、殆ど、発電用取水であり、工業用利水として見るべきものはなく、取水量等も亦、微々たるものである。

指定区間内における水利使用状況（昭四六）

| 河川名 | 許可を受けたる者      | 水利利用の場所 | 毎時（最大）取水量             | 備考     |
|-----|---------------|---------|-----------------------|--------|
| 磐井川 | 簡易保険郵便年金事業団   | 一関市厳美町  | 〇、〇〇一七 <sup>立方*</sup> | 宿泊施設用水 |
| 〃   | 雪印乳業KK        | 一関市山日町  | 〇、〇〇八三                | 冷却、洗浄  |
| 〃   | 一関市           | 一関市     | 〇、三五                  | 防火衛生   |
| 吸川  | 北上製紙KK        | 一関市旭町   | 〇、一七三                 |        |
| 和賀川 | 東北重化学工業KK和賀工場 | 和賀郡和賀町  | 〇、〇八                  | 冷却     |
| 砂鉄川 | 不二農産工業KK      | 東磐井郡東山町 | 〇、四九一                 |        |
| 〃   | KK松川石灰工業所     | 〃       | 〇、〇二九                 |        |
| 千厩川 | 上山製紙KK（株式会社）  | 〃 千厩町   | 〇、〇四五四                |        |
| 胆沢川 | 佐藤俊二          | 水沢市佐倉河  | 〇、〇一                  | 砂利洗浄   |
| 北上川 | 高橋利助          | 岩手郡玉山村  | 〇、〇三                  | 〃      |

等で甚だ少ない。

# 第五章 上、下水 道

## 第一節 概 論

### 一、上 水 道

生物が、その生命を全うするためには水が絶対不可欠のものである。殊に「人間生活と水は不可分の関係にある」等とは、既に、言い古された言葉であり、今、ここに改めて言うまでもないことではあろうが、清冷な水を求めて生活の第一条件とすることは今も、昔も同様であり、その歴史は、人類始つて以来のことではなからうか？

一万数千年前、狩猟等による蒐集生活に生きる新石器時代人等の生活痕跡<sup>及び</sup>その後における縄紋土器時代人等の生活遺跡等は、北上川上流における洪水氾濫域を除く、南、東等に面する緩傾斜地に多く見られるところであるが、その殆どは、清冷な湧水、溪水等があり、更に、洗浄用等に供される流川を伴う所である。（飲料水源を掌握した者が、その周辺地域の第一権力者ではなかったらうか？）

更に、稲作文化を伝えた弥生式土器時代、生産経済に生きる住民等は、河川、池沼、湿原等に近い微高地等に住居を定めているが、その条件は蒐集経済時代の原住民と同様に、生活水に近く居住地が選定されている。更に、生産経済の進展によって集落社会の編成が行なわれるに至つては住居地において生活水を求むるところとなり、大和地方等における古墳調査に伴い、井戸の遺構発見例が少くない。

従つて、五、六世紀頃には自然湧水等による生活用水の不足を井戸水に求めたことは明らかである。

しかし、一般庶民等の場合は、殆ど、開渠による人工導水が、生命を保持された水ではなかったかと推定されるのである。（沢内地方<sup>及び</sup>昭和前期までの胆沢扇状地が然り）

それは、天文年間（一、五三二）一、五五四）小田原城内における北条氏康の館まで、早川の水が（直線距離約一・五料）送られているからである。

これが、我が国における記録に残る最初の上水道であり、江戸城下（東京）における上水道は、徳川家康が江戸城に移つたのは天正一八年八月であつたが、これにさきだち大久保藤五郎忠行に命じて、小石川より上水し、市中に生活用水を通したのが初めである。

更に、承応二年（一、六五三）二月一日多摩川の水を羽村で分水して四谷大木戸まで四三料を導水し、此処より江戸市中に配水する大工事を施行している。（東京都における上水道の祖形である）

その頃、江戸市中の上水道を見習い、仙台城下町にも水道が通されたと伝えられるが、その規模等は明らかでない。明治維新後、欧米文化の影響を強く受けて建設される水道は、同四年民間資本によつて多摩川より上水し、木管を以つて導水する横浜市内水道が、同九年に完成したのが初めであり、近代方式による水道は、同一六年神奈川県が、イギリス陸軍工兵大佐パーマー氏に依頼して、調査、設計等を行ない、同二〇年九月相模川を水源とし、濾過水を鉄管で配水する有圧水道を完成されたのが最初である。

その後、函館、長崎等において同型式による水道の施工が進められるに及んで、政府はその重要性和慣行水利権等とをかんがみ、同二三年二月一二日法律第九号を以つて水道条例を公布するに至つたのである。

## 二、下水道

古来わが国における下水道、下水路（排水溝）等に関する関心は全般的に薄く、従って、記録、資料等は殆ど見られない。

太古（原始時代）は、大祓の祝詞等に見られる如く、谷水と共に大海に流出し、海水による中和処理が行なわれた如くである。

しかし、古墳時代等に至っては、墓壇の石室に、外部へ排水するために掘られた溝があり、又、福岡県御所ヶ谷の神籠石には延長三杵余に及ぶ石列、箱形石組等がある。

更に、法隆寺回廊その他古代建築物に附随して、多くの排水溝の遺構、痕跡等が発見されている。

従って、排水路、下水道等の歴史は、遠く、古代にも遡ることは明らかである。

しかし、原始人は、いざしらず、古代社会の人々は汚水をすべて地中にしみこませる方法により還元し、川を汚す如き方法は行なうところではなかったのである。

近世中期、日本を訪れた、ツンベルグが「日本の王国はどこでも道路が良く手入されてあって、道巾が広く側溝がついている」等と記している。

季家正文は「川に下水を流すことが初まったのは江戸末期らしい」と言うているが、否定すべき資料等はない。

明治五年、東京銀座大火の後、街路修築に当り両側の溝渠を洋風（略式下水道）に改め施工し、その末端を河川に放出したのである。

この工事が、我が国における河川排水の最初であり、次いで施工されたのが大阪旧市街における下水道である。

東北地方における下水道は、同三年、中島鋭治によって設計施工されるところの仙台市の下水道が最初である。

同工事は日本人技術者によって施工された第一号下水道である。（大正二年の完成である。）

明治三三年法律第三三号を以って、初めて下水道法が制定されているが、同法に準拠し、施工される下水道は、名古屋、広島市等である。

しかし、同法に定める下水道は、土地の清潔を保持するための汚水雨水の疎通であり、時代の進展に因り家庭排水、其の他を含む完全下水道が必要とするに至り、昭和三三年法律第七九号を以って新下水道法の制定を見るに至ったのである。

## 第二節 北上川上流部上水道

北上川流域地方等における原始、古代等における生活水の殆どが、自然湧水等に依存していることは他地方と異なるところでないが、奈良朝末期（七九〇年代）における東征並びに平安朝初期の胆沢城造建（八〇二）、胆沢郡の建置等は、北上川上流部（岩手県南地方）に新しい文化を導入し、更に、胆沢城に移し配置されるところの住民（関東等の浪人四、〇〇〇人）によってもたらされた生活文化によって、胆沢城周辺等の文化が著しく向上し、北上川沿岸平野における住民等の生活用水は、従来の如く同川の派川等の導水と共に、集落によって井戸を掘り飲料水等の充足が計られている。（昭和四九一五一年度における江刺市愛宕、宮地遺跡の発掘調査により三基の井戸が確認される）

更に、湧水を水源とし、埋設する陶管によって導水される和賀郡東和町北成島成島寺における水道は平安初期（九

世紀中頃)の遺構と確認されるものである。(岩大板橋教授、富士太山本講師等)  
従って、北上川流域における上水道の歴史は、他地方に先んずるとも決して遅れを取るものではない。

(註) 東和町北成島の成島寺は慈覚大師の開創と伝えられ、本尊毘沙門天像(約西來)の作者伝承には不明な点もあるが、京仏師の造立には誤りがなからう。

成島寺西隣の熊野神社本殿等も亦、上代建築の様式を残すものであり、同町出瀬鎮座の丹内神社等と共に北上川沿岸開発に重大なる関係を持つ上代仏教文化の中心的存在であり、往時の隆成が推測されるが、平安朝末期における中尊寺の興隆によって仏教文化の中心が平泉に移ってより、成島寺は次第に衰退し、更に、中世以降は、わずかに地域住民の信仰に支えられ、再び、往時の隆盛を見るに至らなかった所である。

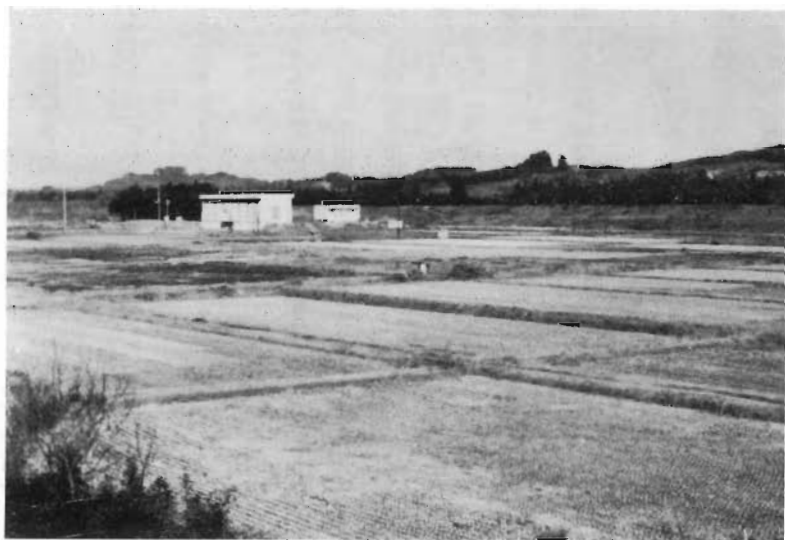
従って、同地域における文化の頂点は、毘沙門天の建立された九世紀半と推定され、水道施設の遺構等も亦、成島寺を中心とする仏教文化期の遺産と推定されるものである。

北上川上流域における近代方式による上水道施設の発端は、江刺郡岩谷堂町における埋設本管による自流水水道(大正一〇年頃、同町銭鑄町、六日町等)に代る水道で、昭和二年同郡愛宕村下川原において北上川の覆流水を採り、五料余の導水管(八吋鉄管)を以って館山貯水池に上水し岩谷堂町内に配水した、同町営(江刺市)圧力水道を以って創始とするところであり、米内川(左岸支川中津川の右支)より覆流水を上水する盛岡市水道は、岩谷堂町水道に遅れること五年、昭和七年一〇月の配水開始である。

その後における水道施設は、豊富な地下水に恵れる北上川沿岸等における市町村においては殆ど進展するところではなかったが、昭和中期に至り小型電動ポンプの急速なる発達によって、釣瓶井戸等は、殆ど、自家用水道に転換さ



日 詰 上 水 道 取 水 所



水沢市姉体ポンプ場(北上川覆流水を取水する)

昭50

れ、散村、集落等における簡易水道の普及と共に、市街地等の上水道施設等も亦、進展し、同四八年度調査によれば上水道二〇、簡易水道四八、工場等の専用水道二二、等の一二〇施設に及んでいる。

### 第三節 北上川上流部下水道

北上川沿岸の洪水氾濫常習地帯における集落等には、古くより汚水雨水等を排除する下水路の施設があり、大正二年洪水後等には、諸々において改修工事が施工されている。

しかし、都市下水道（略式下水道）は、昭和二六年花巻市における戦災復興土地区画整理事業に関連し施工されるところの、同市川口町の侵水防止を目的とする工事が最初であり、盛岡市街等における汚水雨水の排除施設等に至っては、殆ど、見るべきものなく、同二九年度の調査等によれば、次の如くである。

「近代都市計画における基礎施設として、且つ、市民の保健衛生上、最も大切なものは上水道の施設に伴う下水道の完備である。

一二万の人口を有する本市は、現在、大都市への躍進途上にあるが、下水道施設は極めて不完全で、殊に、都心部の地勢は平坦な為汚水の疎通が悪く、降雨の際などは忽ち氾濫して伝染病発生の温床となり、保健衛生上放置すべからざる現状にある。」云々等とある。

同盛岡市における下水道事業は、同二八年度より四〇年継続事業として施工される同市菜園、大沢川原小路等における公共下水道（略式下水道）が初めてであり、同二九年制定の清掃法に拠る文化衛生社の設立、認可があり、盛岡市

清掃条例によって、し尿処理を施行させている。

同市における完全下水道の運用は、昭和四〇年四月中川原終末処理場の一部運転開始以来である。

更に、盛岡広域都市計画区域（計画人口四〇万人）における北上川上流域下水道事業は、同四九年度において着工され、同五五年度運転開始を目標に工事が進められている。

（註） 略式下水道 汚水雨水の排水施設

改良下水道 同及び家庭排水等を含む施設

完全下水道 右同及び水洗便所等の一切を排水する施設

更に、北上川上流域における下水道事業の概況は次の如くである。（昭四七調）

| 都市名 | 施設数 | 施設区分         | 計画面積<br>延長メートル | 備考   |
|-----|-----|--------------|----------------|------|
| 盛岡市 | 一   | 公共下水道（完全下水道） | 三、一三八          |      |
| 同   | 三   | 都市下水路（略式下水道） | 四、七六〇          |      |
| 紫波町 | 一   | 同            | 二、八五〇          |      |
| 花巻市 | 四   | 同            | 一、八八一          |      |
| 北上市 | 三   | 同            | 五、七七七          |      |
| 水沢市 | 一   | 同            | 五、二〇〇          |      |
| 江刺市 | 一   | 同            | 二、一九五          |      |
| 北上市 | 一   | 特定公共下水道      | 一、九七〇          | 工場排水 |

等があり、水沢市の五、二〇〇米を除けば継続施工中である。

## 第六章 発電利水

### 第一節 概 論

北上川流域 江刺平野のほぼ中央、落合遺跡（江刺市愛宕<sup>字</sup>落合）より平安時代前期と判定される木製杵が原形を崩さず出土発見されている。

同杵の出土等は、陸奥国における食用雑穀の搗精を確証づける重要資料である。

同様の搗精も山村農家等においては、溪水を容易に導入される自然環境に恵れ、古来「バッテリー」（軽臼の祖形）等と称される原始的搗精装置によって行なっている。

その起元等を知る処でないが、水を動力原とする最初の機構であることに誤りはなく、見のがすことの出来ない水の利用方法である。

その後、近世代に至り水車が造られ、水の利用率が拡大されると共に、従来の個人的単一利用から、大衆的となり、更に、多様、且つ、大量化されるに至ったのである。

しかし、水が、力エネルギーに転換され、強大なる電気となり、水流から遠く離れた都市、郡村等に至るまで、ひとしく水の恩恵を得るに至るまでは、暫くの月日を要するところであったのである。

わが国において電気による点灯は、明治五年工部大学生によって、電信中央局（東京）の開業祝賀会場に、電池を電源としてアーク灯が点じられたのが最初であり、更に、我国における電気事業の創始は、同一七年東京電灯会社が

資本金二〇万円を以って創立されたのに初まるのである。

東北地方における電気文化は、明治二年（一、八八八）宮城水力紡績製糸会社の計画による仙台市三居沢発電所において五キロワットの発電が最初であり、電気事業の創始は、同社の三居沢発電所において三〇キロワットの発電を行ない、仙台市内に送電して点灯した同二年（一、八九四）に初まることである、北上川上流部等における同電気事業等の創始は、同三年九月一二日盛岡電気株式会社設立（同三七年七月創立開業とする異説もある、記して後考の資とす）によって、築川水系における宇津野発電所（出力二五〇キロワット）が建設され、同三七年七月営業を開始し盛岡市内一九〇戸に点灯されたのが最初である。

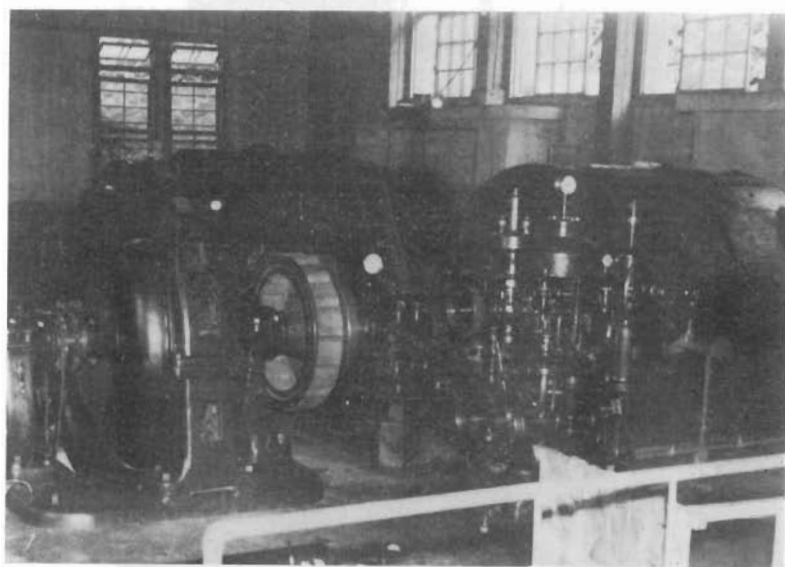
電気事業の進展によって、発電用取水が慣行水利権（灌漑用取水）を侵害する弊害は全国的に波及したのであろうが、岩手県は、同四年及び大正二年等において告示等を以って発電用取水の規制を行なっている。

大正六年四月一日法律第六一号を以って、初めて電気事業法が制定され、翌七年一月一日より施行されているが、同法の公布によって、特に、東北地方の電気事業に変化が及ぼされるところではない。

同一年五月東北振興電力株式会社が制定され、同法第二二条によって同年一〇月七日創立総会が開催され、同総会の決議により即日東北振興電力株式会社が設立を見たのである。

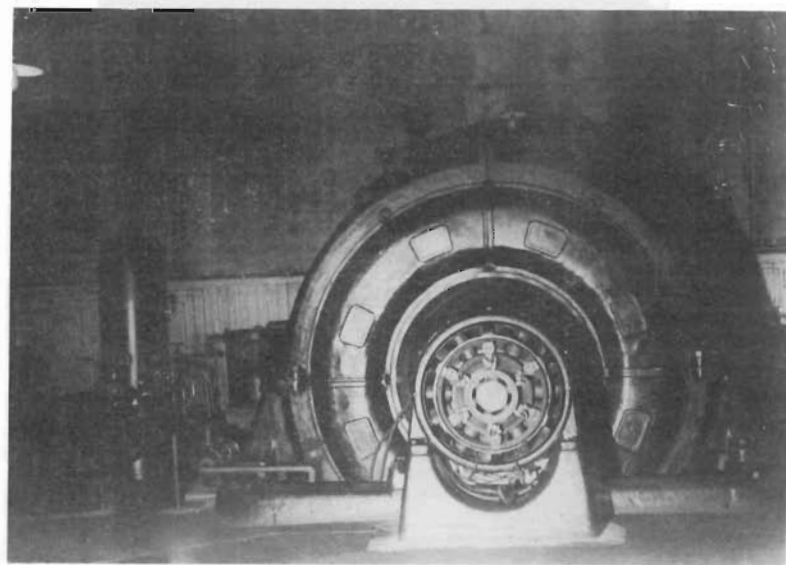
更に、同一年四月六日電氣管理法が公布され、発電及び送電等（専用、自家発電を除く）の一切を国家管理のもとに置き、その業務を、新に、日本発送電株式会社を設立し、これに行なわせることとしている。

従って、北上川上流部（岩手県管内）における電気事業体の殆どが合併、あるいは、社名変更等が行なわれ、更に、統合し、東北配電株式会社となり（昭和一一年設立の東北振興電力株式会社「東北発送電株式会社」を除く）国



猿ヶ石川岩根橋発電所

昭26



猿ヶ石川黄金山発電所

S 26



胆沢第2発電所サーチャージタンク

昭36



胆沢第2発電所

昭36



雲石川北ノ浦発電所 昭38



中津川水系米内川米内発電所

昭41

家管理機関であるところの日本発送電株式会社の指揮下に編入されるに至ったのである。

戦後、同二六年東北配電株式会社は、東北発送電株式会社と企業合同を行ない、新設の東北電力株式会社となり東北地方における電気事業の一本化を達成しているのである。

同二七年法律第二八五号による電源開発法及び同第三四一号電気に関する臨時措置法等の制定並びに公布等により益々増大する電気需要に対する供給の高度化が計られている。

更に、昭和三九年新河川法の制定に対応し、同年七月一日法律第一七〇号を以って、新電気事業法が制定されている。

## 第二節 北上川水系の発電

北上川水系における発電事業は、前述の如く、明治三十七年宇津野発電所による盛岡市内の点灯（初年度一九〇戸、次年度一、〇二五灯）に始まり、更に、大正元年花巻電燈株式会社の創立がある。同二年猿ヶ石川水系における遠野電力株式会社、翌三年磐井川による一関町営発電及び人首川における柳沢発電所による水沢電燈等の設立があり、各々の市街地域に点灯する電気事業が起されている。

同四年九月花巻電気株式会社によって、花巻駅と志戸平温泉間に初めて電車が運行され、電気が点灯と共に動力として活用される新時代を迎え、電気需要の増大に伴い、発電所の開発、電気事業等の興隆を見るに至ったのである。

同七年盛岡市への給電を目的とする盛岡電気工事株式会社が、猿ヶ石川中流部に建設するところの岩根橋発電所の完成を契機として、初めて遠距離送電方式が採用され、更に、動力原としての電気供給を目的とし、高出力発電所の

建設に転換されている。

北上川水系における発電所の多くは、大正年代に集中して建設され、流域の殆どは同年代末までに電燈が点じられているが、沢内地方は普及が遅く昭和六年ようやく施設されるところである。

更に、昭和二七年制定されるところの電源開発法により設立される電源開発株式会社が北上川流域において施工するものに、田瀬ダムを水源とする東和発電所、石刈ダムより取水する胆沢第一発電所等の建設が行なわれている。

その他、北上川五大ダムによる胆沢第二発電所（石刈ダム）仙人発電所（湯田ダム）四十四田発電所（四十四田ダム）及び上流域支川丹藤川における岩洞第一、第二発電所等の高出力の県営発電所があり、生産電力の総ては東北電力株式会社によって各種需要者に供給されている。

北上川水系（上流部）における発電所等は次の如くである。

北上川水系発電所一覧

| 発電所名    | 馬留                 | 水神               | 本寺       | 柳沢      | 松原       | 宇津野       |
|---------|--------------------|------------------|----------|---------|----------|-----------|
| 河川名     | (右支)胆沢川            | (右支)和賀川<br>支川夏油川 | (右支)磐井川  | (左支)人首川 | (右支)豊沢川  | (左支)築川    |
| 企業体名    | 胆沢川電気会社<br>黒沢尻電気会社 | 和賀郡岩崎新田村         | 一ノ関町営    | 水沢電灯会社  | 花巻電気工業会社 | 盛岡電気会社    |
| 発電所位置   | 胆沢郡若柳村             |                  | 西磐井郡殿美村  | 江刺郡玉里村  | 上閉伊郡     | 稗貫郡湯口村    |
| 竣工開業年月日 | 大正5.9.25           | 大正3.11.8         | 大正3.1.23 | 大正3.1.1 | 大正2.1.1  | 大正元.11.20 |
| 供給地域    | 水沢町                | 黒沢尻町             | 一ノ関市     | 水沢町     | 遠野町      | 花巻町       |
| 主要用途    | 電燈                 | 電燈               | 電燈       | 電燈      | 電燈       | 電燈        |

| 管理方法                     | 簡易自動       | 1人制禦     |          |        |    | 簡易自動 |
|--------------------------|------------|----------|----------|--------|----|------|
| 取水方式                     | 水路式        | 水路式      | 水路式      |        |    | 水路式  |
| 取水量(常時)m <sup>3</sup> /S | 0.835      | 1.67     |          |        |    |      |
| (最大)m <sup>3</sup> /S    | 1.666      | 4.50     |          |        |    |      |
| 導水施設                     |            |          |          |        |    |      |
| 水車型式                     | HF-IRS     | HF-IR6S  |          |        |    |      |
| 発電機、台数                   | 2          | 1        | 1        |        |    | 2    |
| 出力(常時)KW                 | 650        | 200      | 400      | 70     | 50 | 250  |
| (最大)KW                   | 400        | 1,100    |          |        |    | 〃    |
| 年間発電量                    |            |          |          |        |    |      |
| 備考                       | 頭首工        | 頭首工      | 頭首工      | 頭首工    |    |      |
|                          |            | 電力式溢流型   | 電力式溢流型   | 電力式溢流型 |    |      |
|                          | 粗石コンクリート堰堤 | コンクリート堰堤 | コンクリート堰堤 |        |    |      |
|                          | 堤高2.8m     | 堤高4.5m   |          |        |    |      |
|                          | 堤長50.37〃   | 堤長59.9〃  |          |        |    |      |
|                          | 堤頂山0.7〃    | 堤頂山1.0〃  |          |        |    |      |
|                          |            | 磐井川発電所   | 廃止       |        |    |      |

| 発電所名                     | 猿ヶ石      | 摺沢      | 黄金山        | 岩根橋第一     |           |         |
|--------------------------|----------|---------|------------|-----------|-----------|---------|
| 河川名                      | (左支)猿ヶ石川 | (左支)砂鉄川 | (左支)猿ヶ石川   | (左支)猿ヶ石川  |           |         |
| 企業体名                     | 花巻電燈会社   | 黒沢尻電力会社 |            | 盛岡電気工事会社  | 盛岡電気工事会社  | 花泉電気会社  |
| 発電所位置                    | 稗貫郡矢沢村   | 東磐井郡摺沢村 | 和賀郡田瀬村     | 上閉伊郡宮守村   | 東磐井郡      | 西磐井郡    |
| 竣工開業年月日                  | 昭和5.2.21 | 昭和5.2.  | 大正12.12.23 | 大正9.11.27 | 大正7.12.27 | 大正7.9.1 |
| 供給地域                     | 花巻町      | 摺沢村     | 盛岡市        | 盛岡市       |           | 花泉      |
| 主要用途                     | 電燈、動力    | 電燈      | 電燈、動力      | 電燈、動力     | 電燈        | 電燈      |
| 管理方法                     | 手動       | 簡易制禦    |            |           |           |         |
| 取水方式                     | 水路式      | 水路式     | 水路式        | 水路式       |           |         |
| 取水量(常時)m <sup>3</sup> /S | 11.13    | 3.06    |            |           |           |         |
| (最大)m <sup>3</sup> /S    | 16.70    | 5.28    |            |           |           |         |
| 導水施設                     |          |         |            |           |           |         |
| 水車型式                     | VH-IRS   | HF-2ROW |            |           |           |         |
| 発電機、台数                   | 2        | 横型 1    | 横型 2 予備同 1 |           |           |         |
| 出力(常時)KW                 | 2,000    | 180     |            |           |           |         |
| (最大)KW                   | 3,000    | 180     |            |           |           |         |
| 年間発電量                    |          |         |            |           |           |         |

| 備 考 | 頭首工        |  | 頭首工         | 頭首工      | 頭首工      |  |
|-----|------------|--|-------------|----------|----------|--|
|     | 可動堰及電力式溢流型 |  | 重力式溢流型      | 重力式溢流型   | 重力式溢流型   |  |
|     | コンクリート堰堤   |  | コンクリート堰堤    | コンクリート堰堤 | コンクリート堰堤 |  |
|     | 堤高5.15     |  | 堤高3.0       |          |          |  |
|     | 堤長79.92    |  | 堤長42.27     |          |          |  |
|     | 堤頂巾1.81    |  | 堤頂巾0.8      |          |          |  |
|     |            |  | 昭和51.3.15廃止 | 昭和28.廃止  | 昭和28.廃止  |  |

| 発電所名                     | 葛根田第一                            | 葛根田第二                            | 石 羽 根                     | 米 内                       | 繁                                    | 和 賀 川    | 附 馬 牛               |
|--------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------------|----------|---------------------|
| 河 川 名                    | (右支)磐石川<br>支川葛根田<br>東北電力株式<br>会社 | (右支)磐石川<br>支川葛根田<br>東北電力株式<br>会社 | (右支)和賀川<br>東北振興化学<br>株式会社 | (左支)中津川<br>岩手振興電力<br>株式会社 | (右支)磐石川<br>和賀郡横川日村<br>電気化学工業<br>株式会社 | (左支)猿ヶ石川 |                     |
| 企 業 体 名                  |                                  |                                  |                           |                           |                                      |          | 遠野町<br>上閉伊郡附馬<br>牛村 |
| 発電所位置                    | 岩手郡西根村                           | 岩手郡西根村                           | 和賀郡岩崎村                    | 盛岡市米内                     | 岩手郡御所村                               | 和賀郡横川日村  |                     |
| 竣工開業年月日                  | 昭和29.3.30                        | 昭和28.7.17                        | 昭和29.5.19                 | 昭和17.12.3                 | 昭和13.1.                              | 昭和12.8.  | 昭和6.11.19           |
| 供 給 地 域                  |                                  |                                  | 同和賀川工場                    | 盛岡市                       | 盛岡市                                  | 同和賀川工場   | 遠野町                 |
| 主 要 用 途                  |                                  |                                  | 動力、外                      | 電燈動力                      | 電燈動力                                 | 動力、外     | 電燈                  |
| 管 理 方 法                  | 遠方制御                             | 1人制御                             |                           | 1人制御                      | 1人制御                                 | 手動       | 1人制御                |
| 取 水 方 式                  | 水路式                              | 水路式                              | ダム式                       | 水路式                       | 水路式                                  | 水路式      | 水路式                 |
| 取水量(常時)m <sup>3</sup> /S | 2.35                             | 3.46                             | 8.92                      | 0.99                      |                                      |          | 1.53                |

| (最大)m <sup>3</sup> /S | 6.0          | 9.50         | 40.0                                   | 3.50           |              | 3.34         |
|-----------------------|--------------|--------------|----------------------------------------|----------------|--------------|--------------|
| 導 水 施 設               |              |              |                                        |                |              |              |
| 水 車 型 式               | VF—IRS       | VF—IRS       |                                        | HF—IRS         |              | HF—IRS       |
| 発電機、台 数               | 1            | 1            | 工場分 <sup>2</sup><br>東北電力分 <sup>1</sup> | 1              | 陸型           | 2            |
| 出力(常時)KW              | 3,700        | 1,600        | 900                                    | 900            | 1,370        | 1,420        |
| (最大)KW                | 10,000       | 5,100        | 5,700                                  | 4,300          | 3,180        | 3,000        |
| 年 間 発 電 量             |              |              |                                        |                |              |              |
| 備 考                   | 頭首工          | 頭首工          | ダム                                     | 頭首工            | 頭首工          | 頭首工          |
|                       | 重力式溢流型       | 重力式溢流型       | 重力式                                    | 重力式溢流型         | 重力式溢流型       | 重力式溢流型       |
|                       | コンクリート<br>堰堤 | コンクリート<br>堰堤 | コンクリート<br>ダム                           | コンクリート<br>堰堤   | コンクリート<br>堰堤 | コンクリート<br>堰堤 |
|                       | 堤高4.2        | 堤高2.42       | 堤高20.5                                 | 堤高(米内川)<br>4.9 |              | 堤高5.28       |
|                       | 堤長43.0       | 堤長61.2       | 堤長283.0                                | 堤長31.3         |              | 堤長31.37      |
|                       | 堤頂巾2.4       | 堤頂巾1.3       | 堤頂巾3.0                                 | 堤頂巾0.5         |              | 堤頂巾1.27      |
|                       |              |              | (中津川)                                  | 廃止             |              |              |
|                       |              |              | 堤高 4.0                                 |                |              |              |
|                       |              |              | 堤長20.5                                 |                |              |              |
|                       |              |              | 頂巾 0.4                                 |                |              |              |

| 発電所名            | 四十四        | 仙人        | 岩洞第二       | 岩洞第一       | 胆沢第二      | 東和        | 胆沢第一      |
|-----------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 河川名             | (本川)北上川    | (右支)和賀川   | (左支)丹藤川    | (左支)丹藤川    | (右支)胆沢川   | (左支)猿ヶ石川  | (右支)胆沢川   |
| 企業体名            | 岩手県        | 岩手県       | 岩手県        | 岩手県        | 岩手県       | 電源開発株式会社  | 電源開発株式会社  |
| 発電所位置           | 盛岡市四十四田    | 和賀郡和賀町    | 岩手郡玉山村     | 岩手郡玉山村     | 胆沢郡胆沢町    | 和賀郡東和町    | 胆沢郡岩柳村    |
| 竣工開業年月日         | 昭和42.12.11 | 昭和40.9.24 | 昭和35.12.16 | 昭和35.12.16 | 昭和32.10.1 | 昭和30.3.31 | 昭和29.7.12 |
| 供給地域            |            |           |            |            |           |           |           |
| 主要用途            |            |           |            |            |           |           |           |
| 管理方法            |            |           |            |            |           |           |           |
| 取水方式            | ダム式        | ダム水路式     | 放水口        | ダム水路式      | 水路式       | ダム水路式     | ダム水路式     |
| 取水量(常時) $m^3/S$ | 17.4       | 14.83     | 0.33       | 5.32       | 5.57      | 17.0      | 5.44      |
| (最大) $m^3/S$    | 55.0       | 60.00     | 12.00      | 12.00      | 16.00     | 35.0      | 16.00     |
| 導水施設            |            | 圧力トンネル    |            | 圧力トンネル     |           | 円形圧力トンネル  | 円形圧力トンネル  |
| 水庫型式            | 縦軸         | 縦軸フランシス   | 縦軸         | 縦軸車輪四射ベルトン | 縦軸フランシス   | 縦軸フランシス   | 縦軸フランシス   |
| 発電機、台数          | 2          | 3         | 1          | 2          | 1         | 2         | 2         |
| 出力(常時)KW        | 3,800      | 37,600    | 18,800     | 1,950      | 13,170    | 5,500     | 5,500     |
| (最大)KW          | 15,100     | 53,100    | 8,300      | 41,000     | 6,200     | 28,950    | 14,600    |
| 年間発電量           |            |           |            |            |           |           |           |

| 備考 | ダム(四十四田ダム)    | ダム(湯田ダム) | ダム(岩洞ダム) | 頭首工       | ダム(田瀬ダム) | ダム(石渡ダム) |
|----|---------------|----------|----------|-----------|----------|----------|
|    | 重力式非溢流型       | 重力式非溢流型  | 傾斜心壁形    | 門扉付重力式溢流型 | 直線形重力式   | 重力式非溢流型  |
|    | アーチコンクリート複合ダム | コンクリートダム | 土石ダム     | コンクリート堰堤  | コンクリートダム | コンクリートダム |
|    | 堤高50.0        | 堤高89.5   | 堤高40.0   | 堤高14.8    | 堤高81.5   | 堤高53.0   |
|    | 堤長480.0       | 堤長264.94 | 堤長351.0  | 堤長85.0    | 堤長320.0  | 堤長345.0  |
|    | 堤頂巾6.0        | 堤頂巾4.0   | 堤頂巾10.0  | 堤頂巾8.0    | 堤頂巾6.0   |          |

等であり、北上川上流域における電気事業の殆どは、各々の地域における点灯等を主要業務として開発されるものであるから、需要地(集約的)周辺等の河川に発電所が設けられているのである。

大正七年盛岡市における電気需要の充足のため猿ヶ石川に岩根橋発電所を設置し、遠距離送電方式によって約六〇軒離る盛岡市に給電している、これが、岩手県下における遠距離送電の初めである。

#### 北上川流域における電灯普及状況

| 年    | 月  | 日 | 紀元 | 主                | 要 | 事 | 項 | 備      | 考 |
|------|----|---|----|------------------|---|---|---|--------|---|
| 明治三八 | 一一 |   |    | 盛岡市内に初めて電燈が点じらる  |   |   |   | 宇津野発電所 |   |
| 大正   | 元  |   |    | 花巻町内に電燈がつく       |   |   |   |        |   |
| 〃    | 〃  |   |    | 遠野町内に電燈がつく       |   |   |   |        |   |
| 〃    | 二  |   |    | 江刺郡玉里村に初めて電燈が点灯す |   |   |   | 柳沢発電所  |   |

|         |                                         |             |
|---------|-----------------------------------------|-------------|
| 大正三、一、一 | 水沢町内に点灯さる                               | 柳沢発電所       |
| 〃 〃 秋   | 岩谷堂町（江刺市）内に点灯さる                         | 〃           |
| 〃 〃     | 一ノ関町内に点灯さる                              | 一ノ関町営発電所    |
| 〃 〃 一一  | 黒沢尻町（北上市）内に点灯さる                         | 水神発電所       |
| 〃 四、九   | 花巻ノ志戸平温泉間に初めて電車開通す                      |             |
| 〃 六、    | 西磐井郡花泉村に点灯す                             |             |
| 〃 〃     | 江刺郡梁川村野手崎集落に電燈がつく                       | 黒沢尻電灯会社によって |
| 〃 七、九   | 東磐水力電気会社によって東磐井郡摺沢村等に電燈が点じらる            |             |
| 昭和六、    | 和賀郡沢内村猿橋地区に電燈が点じらる。北上川流域における最後の集落施設となる。 |             |

等である。

更に、発電所の運営並びに電気事業の経営等は、少なからざる変転の後、昭和二六年、国が施策として全国電気事業の統廃合を施行している。

此の際、東北地方における電気事業の総てが合同され、同年五月一日より東北電力株式会社に一元的統合が行なわれたのである。その概況は次の如くである（表）。

北上川水系等電気事業一覧

| 会社名        | 設立年月日       | 備 考 項         |
|------------|-------------|---------------|
| 盛岡電気株式会社   | 昭和33. 9. 12 | 交絡大7. 6       |
| 岩手電気工業株式会社 | 大7. 12. 27  | 盛岡電気工業株式会社 盛岡 |
| 花巻電気株式会社   | 大元. 11. 20  | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 大2. 7. 10   | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 遠野水力電気株式会社 | 大2. 1. 1    | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 古川水力電気株式会社 | 大10. 10. 1  | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 河内電気株式会社   | 大2. 9. 1    | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 小川電気株式会社   | 大9. 9. 4    | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 岩手電気株式会社   | 大9. 1. 33   | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 九戸水力電気株式会社 | 大4. 7. 18   | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 花巻電気株式会社   | 大6. 12. 7   | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 大3. 11. 15  | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡水力電気株式会社 | 大7. 9. 1    | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 水沢電気株式会社   | 昭和5. 2      | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 水沢電気株式会社   | 昭和3. 1. 1   | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 三陸電力株式会社   | 大5. 9. 25   | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 昭和3. 9. 12  | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 大3. 5. 4    | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 大11. 12. 19 | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 大9. 1. 30   | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 大3. 2. 1    | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 大8. 12. 16  | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 大12. 9. 8   | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |
| 盛岡電気株式会社   | 昭和11. 10. 7 | 盛岡 盛岡電気工業株式会社 |

東北電力支店のあらしより

第三部 利

水

第二編 交通運輸  
(続)

## 第二章 交通（横断交通）

### 第一節 概況（既刊第六輯）

### 第二節 古代及び上代

#### 一、古代

北上川をとり巻く北上山地及び中央山脈の東麓等につらなる丘陵台地等に、原始生活を営んだ人跡、俗に言う先住民の住居跡等は無数に散在している。

大河川、北上川を挟んで散在するこれ等の遺跡より、出土する数多くの遺物の中に、形様、材質等のみならず、その工作技巧等に至るまで近似する石器、土器等が見られる。

これ等の遺物は北上川を越えて伝えられ、古代人の生活に入ったものではなからうか。

そう考えられる状況にある以上、新石器時代、既に、北上川を横断、あるいは上下航を可能にする何等かの機構を具備していたと言えるであろう。

従って、北上川における東西兩岸の通航等は有史以前より行なわれていたと、推定されるのである。

我が国における渡船の制は、大宝元年（七〇一）に制定されるところの大宝令の内にある雑令によるところであり

次の如くである。

不<sup>レ</sup>堪<sup>ニ</sup>涉渡<sup>一</sup>之処、皆置<sup>レ</sup>船運渡

とあるが、北上川沿岸地方等の、皇化の初めは、更に、三〇数年後の天平九年（七三七）多賀柵成立後であり、北上川における横断交通のための施設が定着するに至ったのは、天平宝字二年（七五八）桃生城造建の時まで降るのではなからうか。

更に、北上川上流部における渡場においては、神護景雲元年（七六七）伊治城が造建され、同城を拠点として進められる皇化に、磐井地方が浴するに至った延暦初期頃であらう。

北上谷底平野に進出した征東軍の作戦行動等に行なわれた舟航が渡場成立の要因をなすところである。

延暦八年（七八九）征東將軍紀古佐美は、河東（北上川左岸）に集合する賊夷阿豆流為等を征討すべく副將軍入間宿弥広成等四、〇〇〇人の軍兵を北上川東岸に渡し北進せしめている。

三軍同<sup>レ</sup>謀井<sup>レ</sup>力 渡<sup>レ</sup>河討<sup>レ</sup>賊 約期已畢 由<sup>レ</sup>是拙<sup>ニ</sup>出中後軍各二千<sup>一</sup> 同共渡 比<sup>レ</sup>至<sup>ニ</sup>賊師夷阿豆流為之居<sup>一</sup>（続日本紀）

とある、

この場合は、戦略上の渡河行動であり、特殊事情によるところである。従って、これを以って渡場の創始とするものではないが、北上川横断航行の初見であり、看過することの出来ない一事である。

しかし、これ等の渡河地点の殆どは、既に、夷夫等の往来に供されていた渡場であり、路であったことに誤りなからう。

それは、人跡未踏の荒野に四、〇〇〇余の大軍を以って行動する危険をあえて行なう筈がないからである。

又、岩手県中央部における渡場は、同地域等の皇化が行なわれた延暦年後期の事であって、大宝令制定以来一〇〇余年を経過した後世のことであり、同雑令の施行の有無は不明であるが、同二年（八〇二）胆沢城が造建され、更に、同城に鎮守府が移されるに及び、同城の北上谷底平野における重要性を高め、河東に駐留する軍兵及び開拓の為、配置されるところの住民に対する物資補給並びに連絡路として、北上川等の横断交通は決して少ないものではなかったのである。

一例を挙げれば、胆沢城の東方、胆沢川古河道の東岸（左岸）台地の落合遺跡より出土せる須江器に墨書銘のもの多数あり、更に、その東南数百米の地点における字力石地内、落合力石遺跡等の如きも亦、多数の住居趾（平安初期）と須江器等が多量に出土している。その中に、数一〇点にのぼる鉄鏃、鎌等の鉄製品を併出しているのである。

これ等の出土品の殆どが、胆沢城における出土品と相似するものであり、両者共に期を同じくする遺物であり、相関関係を有することは、既に、確認されるところであり、両所交流は常時行なわれるところと推定されるから、胆沢川等における渡場は、恒常時の通行に支障なきまでに定着されるところであらう。

従って、胆沢城、志和城等を基点とし、北上川東岸に至る横断交通路としての渡場等は各所に設けられ、その機関として舟船が備え付けられ、渡船場が確立されるに至ったのであらう。

## 二、上代

弘仁二年（八一）爾薩體、弊伊等の夷賊征討が行なわれているが、これを以って陸奥国における征夷が終を告げ

るとするなら、古代国家における東征の目的は達成されたのであろう。

それは、同年以後における大討伐等もなく比較的平穩の内に数一〇年を経過しているからである。

しかし、国府、鎮守府等においては古来の制度を継承し、体制等を崩すところではないが、水陸両道における交通文化等は進展もなく、退廃もなかったと推考されるのである。

しかるに、泰平の余り遙任国守等、しばしばあり、次第に在地勢力の台頭するところとなり、奥六郡司安倍頼良（頼時）等の横暴を見るに至ったのである。

安倍頼良は、北上川沿岸における要衝の地に塞柵を結び一族郎党を配し、相互連絡等は北上川における舟航に依ったと推定されている。

従って、横断交通路としての渡船場等は、更に充実されたのであろう。

それは、安倍氏にまつわる伝承は北上山地の奥深い地域にまで侵透している事実と併せ、中央山脈東麓等に「アベ路」と称される古道が残されている。

東西両域を結ぶ北上川における渡船場群の拡充等が安倍勢力を更に強化せしめたと考えられるのである。

厨川柵において安倍一族が滅亡した康平五年（一、〇六二）以後の北上川は、出羽国清原武則の支配に属したが、寛治元年（一、〇八七）その滅亡まで治政上見るべきものなく、殊に、北上川における治水、交通などについては資料、伝承等残されるものがない。

その後、藤原清衡が祖父安倍頼時の遺領を継承し、寛治三年（一、〇八九）奥六郡押領使に任ぜられ江刺郡豊田館にあり、後、平泉に移り長治元年、平泉に最勝院を創建し、更に、慈覺大師の開基する弘台寿院を再興し中尊寺と改

め仏教を根幹とする黄金文化を建設すると共に、白河関より北上して外ヶ浜に達する大道を開き、更に、平泉を中心とする大小の道を開いているのである。

その主なるものは、藤原氏に属し、気仙地方における産金を支配する金一族等に通ずる気仙街道、塩、海産物等の移送路であった浜街道、北上山地における産金地帯、東磐井、江刺、紫波郡等に通ずる諸道等がある。

これ等の道にかかる渡船場の数は多く、その整備拡充等の行なわれたことは言うまでもない。

従って、平泉藤原氏殷盛時代、即ち、平安朝末期における北上川横断交通の発達にも、眼を見るものがあつたと確信されるものである。

### 第三節 中 近 世

#### 一、中 世

文治五年（一、一八九）源頼朝の泰衡征伐によって、藤原氏滅亡後、その遺領はことごとく、泰衡征伐に従った武士団の棟領（鎌倉御家人）等に分割し与えられるに至ったのである。

北上川沿岸の如きは、江刺、胆沢以南及び宮城県仙北地方等は、戦功第一と称される葛西清重に、東西両和賀郡は源姓義行（和賀を称す）に、稗貫郡一圓は、後に、稗貫氏を称した常陸為家（？）に、そして、紫波郡の内、北上川左岸を川村四郎秀清に宛行され、更に、雫石川附近より上流部、即ち、北上川原流域は工藤小次郎行光等に与えられている。

しかし、鎌倉幕府の実権は源氏から北条氏へと移行しているのである。

移行の過程において、少なからざる曲折のあったことは明らかであるが、北上川沿岸地方においては、大禍ない、泰平の二百数十年間であったと推定されるから（中世代の資料欠除のため明らかでない）渡場等も上代と大差なく運輸が継承されていたのであろう。

しかるに、元弘元年（一、三三一）南北兩朝対立して相争うに至り、その影響が遠く北上川沿岸平野に及び、葛西、和賀等の宗家を初め、その家臣団等が、將軍方、探題方と分れ、骨肉相食む戦が繰返されるに至ったのである。

平泉嘉祥寺、中尊寺等の焼亡も亦、此の頃である。

従って、平泉文化期以来の渡場等は、殆ど、停廃されるどころと推定される。

六〇余年間にわたる南北兩朝の確執がようやく解けた（一、三九二）後の、室町、東山時代等の平穏な七〇年余の間は、信仰を基調とする文化期を迎え、地方巡錫の僧侶、修験、伊勢御師等の来訪者が多く、北上川沿岸地方における寺院の創建、仏像の造立等、その業績に見るべきものが多々ある。

又、これ等の人々によって道路の開削、橋梁、渡場等も再び整備されたのであろう。

しかし、一、五六〇年代に起った戦国動乱の影響は更に大きく、凡そ、一〇〇年間にわたる葛西、大崎戦の決戦場となった宮城県北部及び岩手県南部等は、殊に甚しく、灼熱の炎天下に陰さす樹木さえなかったと伝えるのである。幸い、北上谷底平野は戦による蹂躪をまぬがれている。

しかるに、県南における葛西氏の家臣は、殆ど、長期の支配地に馴れ、既に、独自の権力を持つ豪族に生長して居り、北上川の河道変遷等による領界線の混乱などに起因する紛争が次第に激化し、近隣相反目し、甚しきに至って

は、数年間にわたり北上川を挟んで相対し、戦を展開するものもあり、さきに整備されるところの渡場等も、運輸困難あるいは不可能となり、休廃止等のものも少くなかったと推考されるのである。

天正四年（一、五七六）織田信長が安土の新城に入り、更に、内大臣に任ぜられ中央の権を握るや、貨幣による流通経済の道を開いたが、同制度の確立は、豊臣秀吉が内大臣に任ぜられた天正一四年（一、五八六）以降である。

## 二、近世

天正一八年（一、五八九）秀吉による奥州仕置が行なわれ葛西、和賀、稗貫等の中世武士団は、殆ど、追放され葛西、大崎氏等の旧領は伊達政宗に、和賀、稗貫、斯波氏の旧領等は、中世武士で、早く秀吉に参礼した糠部（三戸城）の領主南部信直に宛行されるに至ったから、広域に及ぶ各領内の通行は以前に比し制約が緩和され、更に、中央における貨幣経済機構の確立は、余々ながら地方物資の流動が増加するところとなり、渡場の利用が多様化と共に往来を増すに至り、往還（国道）及び脇往還（県道）巡見使道（主要地方道の類）等の橋梁、渡場等は整備、拡充が行なわれたのであろう。

北上川流域等を所領する伊達、南部氏等の新領地経営策は各々異なるところであるが、渡場の運営施策等においては、多少の相異は見られるが、殆ど、大同小異と言えるのである。

### イ、伊達領

伊達領における道路は、往還（国道）（北上川沿岸においては国道四号である）脇往還（県道）巡見使道（主要地方道の類）及びその他村邑道等（町村道）に四大区分が行なわれている。

従って、これ等の道にかかる渡場も亦、自ずから機構運営等に相違が見られるのである。

(一) 往還にかかる渡場においては、渡舟の建造費は藩費によって行なわれ、供用されている。<sup>(1)</sup>

下衣川村（衣川渡）

但 御上より御作立（渡舟）往還通用に付御役御座無候事

とあり、藩有船の使用を明らかにしているのである。

(二) 脇往還<sup>並びに</sup>巡見使道等にかかる渡場においては、郡費等によって造船し供用されている。<sup>(2)</sup>

桃生郡福地村（北上川渡）

右へ福地村より当郡飯の川町其外向通に運送用ニ付御郡償ヲ以作立 御役無

とあるが、同じ脇往還の大曲渡の場合は、受益地帯住民の全額負担等によって渡舟の建造<sup>並びに</sup>維持等が行なわれている。

天保年中における渡舟作替に当り、渡場の隣村東磐井郡田河津村肝入善作が、当事者であるところの母体村肝入に建造費同村負担分として、金三切九分八厘五毛（約六〇四百文）を手渡している。

更に、安政三年北上川横渡入料（渡場諸費）として百三拾切の内、四拾三切三分三厘三毛（約七〇〇文）を支払っているのである。

又、脇往還における舟守（船頭）には特定の者に行なわせている場合もある。

例えば、脇往還胆沢郡水沢町より江刺郡岩谷堂町への道にかかる下川原渡における舟守は、代々これに専従し（百姓以外の者）、その附近の船場屋敷に居住している。

そして、舟守の生活は高寺、田谷村（江刺市愛宕）等の百姓家が、各々の資力に応じ金品（生産物）等を供出して生活の資に充たせているのである。

この運営形態は、ひとり下川原渡に限定されるものでなく、西磐井郡日形村における四日市渡にも見られる制度である。

従って、脇往還における渡場は、一〇二郡等の郡費によるもの、及び、受益村邑等の負担による等、一定するところではないが、純然たる住民組織によって運営されたことが推定されるのである。（藩よりの御下金等はない）

ロ、南部領

南部領における往還にかかる渡場において使用された舟は、総て、藩直営の御舟小屋（作業場を小屋と称した）において建造し、供用するものであり、渡守等には、藩より次の如く扶持米が支給されている。

寛文十二年正月二十三日

一、黒沢尻渡守二郡中御蔵入より渡守十人之切米扶持方下米百八拾駄出来申候云々

等とある。

従って、南部領における往還（和賀川）にかかる渡場は、完全なる官営による運航が行なわれたことは明らかである。

以上二藩の渡場運営を総合し考察するところによれば、参勤交代等の公用による通行の場合（資料散逸して確証されぬが）においては、渡賃等を用いなかったことが推考されるのである。

（但し、私用による通行及び旅行者等は別であらう）

更に、協往還及び村肝入限り等を以て維持管理される道並びに支川等における渡船場については、伊達領と同じく、その殆どが地域住民によって船の造立及び渡守給の供出等が行なわれているのである。

安永一〇年、雫石川にかかる沢田渡の、渡し用の船の造り替に当り、次の如くある。

渡場歩船新規刷替

一、飯岡通沢田渡歩船安永六年新規刷替以後朽損大破仕候ニ付此度新規刷替被仰付被下度ニ而願出吟味仕候処御差支之儀モ無之仕様積書相整相見得申候尤右入方錢之儀者通用候村方高割被仰付被下置度候間願出ニ付向中野艸蒔場通用故各々村高ヘモ願之通高割被仰付可然候間御元メ勘定所吟味之上申渡シ

とある。

以上の如く地域住民の負担による共同経営は、渡船場運営の一般的方法であるが、多くの中には、附近に居住する富農等によって行なわれる渡もあり、共に、私渡と称されるところであるが、前者は公認の渡であり、後者は奉仕的運航であったのである。

## 第四節 近代

徳川幕府の大政奉還は慶応三年（一、八六七）一〇月であり、翌明治元年（一、八六八）一月一日には王政復古を海外にも布告し、明治維新を断行し、更に、同二年新政府は廃藩置県を行ない、地方行政区画の一新を行なったのである。

北上川沿岸における県区画は、同年八月七日の布告によって次の如く定められている。

- 石巻縣 （牡鹿、桃生、本吉郡）
- 登米縣 （遠田、登米郡）
- 膽澤縣 （栗原、東磐井、西磐井郡の一部）
- 一ノ関藩 （西磐井郡の一部）
- 江刺縣 （江刺、和賀郡の一部、外）
- 盛岡藩 （和賀郡の一部、稗貫郡、紫波郡の一部、盛岡及び岩手郡）
- 八戸藩 （紫波郡の一部）

等であるが、江刺県の範囲は旧仙台領の江刺、気仙郡と旧南部領和賀郡の一部及び閉伊郡等の二藩にまたがり、旧行政機構、施策等の相違による不均衡の是正、調整そして統制等、容易ならざるものがある。

渡守給等もその一つであり、江刺県の治下における和賀郡黒沢尻村和賀川渡船場（旧称黒沢尻舟場）における渡守、船守等の給米並びに造船料等に関し盛岡藩を継承するところの盛岡県宛、江刺県は、同五年一月四日附を以て次の如く照会しているのである。

「管内黒沢尻村和賀川渡船場渡し守給米並為二造船料一、盛岡藩中、米百四石七斗四升貳合ツツ年々相渡来候趣 右者従前貢米之内ヨリ渡来候儀哉 郷割ニシテ取立相成居候儀哉」

と、その財源を貢米（藩の経常収入）あるいは郷米（地方住民に対する賦役）によるか等につき照会しているが、盛岡県は、照会の通り給米一〇四石一斗四升貳合と造船料は、共に藩費支出によっていること及び財源は花巻通において給米として地域農民から徴収し、その内より支払っている旨を次の如く回答を寄せている。

「其御管内和賀川渡守給米並渡船造船料渡方従前仕来御問合申越致承知候

給米百四石七斗四升貳合並造船料共 藩庁ヨリ相下来候 尤船守給米之儀ハ花巻通諸給米取立之内ヨリ相渡候様相見候」云々

とある。

更に、江刺県は給米、造船料等の支給額、財源の区分等に関し了解し難く、花巻通り給米とは如何なるもので、徴収を如何に行なうか、そしてその濫觴、即ち、制度の起元等の詳細について再び、次の如く照会を出している。

「先般御懸合申候 和賀川渡守給米並渡船造船料渡方之儀 御取調御申越云々承知彼は御手数数存候 右渡米百四石老斗四升式合之内渡守給米へ何程ニ而 造船料何程ニ相成候儀哉 且 藩庁ヨリ渡米者必正租中ヨリ相渡候事ニ可レ有レ之 右根起謂レ有之事哉尚船守給米者花巻通諸給米ヨリ相渡云々

右給米ト申者何レ之振合ニ可レ有レ之哉 右渡船一条伺申 従前之手続御尋モ有レ之ニ付 度々乍ニ御手数一濫觴基根委詳ニ承知致シ度 今一層至急御取調御廻シ有レ之度此段及ニ御依頼一候也

庚午十一月十九日

盛岡県 御中

江刺県 御中

とある。

しかし、盛岡県においては、給米等の創始及びその事由等については知るところでなく、只、花巻通り給米に關し、和賀、稗貫両郡の高（土地台帳価格）一〇〇石につき米式斗六升一合の割合を以て毎年徴収し、その中より渡守給として年々一〇四石余りを支給し、造船料は別途、造船の都度支出し、その財源を花巻通り諸給米とし、その中より支出し来る旨の回答が、次の如く出されている。

先般及御報候 和賀川渡守給米云々濫觴委詳被成御承知度旨 猶御申越之趣致承知候 花巻給米ト申者和賀、稗貫両郡ヨリ高百石ニ付米式斗六升老合積ヲ以年々取立石之内ヨリ兩郡諸給米並和賀川渡守給米百四石余之分モ相渡米候 造船料へ右給米之外造船之度毎下ケ渡来 同様諸給米ヨリ仕払之事ニ可レ有レ之と被考候 乍レ去いつれも確証吟味行届不レ申候 右及ニ御再報一候也

庚午十一月廿三日

江刺県 御中

盛岡県

とある如く、一部明確を欠き「乍去いつれも確証吟味行届不申候」とあるが、藩の機関において収支を司ったことは明らかである。

従つて、和賀川渡船場を管内にもつ江刺県は、同渡場を往還（国道）にかかる渡場として従前通り官費支弁により運輸を行なったのであらう。

（註） 1、「花巻通り諸給米」年貢米以外に賦課して徴収する米（公課金）

2、舟船は、南部藩の場合総て藩営の御舟小屋で造立されている。

明治四年一二月、地方行政区画の再編成が行なわれ、牡鹿、桃生、遠田郡等は宮城県に編入され、本吉、登米、栗原、気仙、東磐井、西磐井、胆沢、江刺等の八か郡を以て水沢県とし、和賀郡以北は岩手県に改称されているが、同五年九月二五日水沢県参事増田繁幸が、管内渡船場の制度改正に關し、大蔵大輔に次の如く、従来の官費支弁を廃し渡賃を徴収して、之による渡守給及び船舟の建造費等に充当したいと、上伺しているのである。

陸中胆沢郡八幡村ノ内胆沢川船渡賃ノ儀伺（抜）

船渡、船橋等従前之通施行仕度尤入費之儀ハ向後官費村費相廢止通行之者ヨリ士民一様別紙改正賃錢之通請取渡船船橋營繕入費並水主共給錢等ノ備相立候様仕度宜元胆沢県ヨリ昨辛未九月中相伺云云

と、さきの胆沢県時代からの懸案事項の最終的処理である。

これに対し、大蔵大輔は次の如く奥書を以て承認されている。

書面之趣聴届候条取締向厚想得賃錢之儀ハ錢貨品位改正ニ基キ別紙之通川場ニ可レ致ニ揭示一事  
第二章 交通（横断交通）

## 第二章 交通（横断交通）

壬申十月廿日

大蔵大輔 井上 馨

## 別紙（揭示様式）

何街道何川渡船賃錢之定

一、何錢何厘何毛

人走人

一、同

馬老正口附共

一、同

荷形 何々

右之通士民之無差別可差出事

年号千支月 日

何 県

とあり、渡賃錢等の揭示が義務づけられている。

同九年、水沢県が岩手県に併合されているが、同一三年度の調査による渡船場は次の如くである。

## 北上川（本川） 渡船場一覽

| 名   | 称 | 街道名 | 右岸<br>左岸 | 位   | 置   | 河水<br>町間 | 深尺 | 船別<br>大型一普船 | 船数<br>馬渡 | 備考        |
|-----|---|-----|----------|-----|-----|----------|----|-------------|----------|-----------|
| 三口  | 渡 | 黄海道 | 永井村      | 花沢町 | 二〇〇 | 一        | 一  | 一           |          |           |
| 町裏  | 〃 | 〃   | 日海村      | 藤沢町 | 一一〇 | 二        | 二  | 二           |          | 北上川橋（昭六）  |
| 四日市 | 〃 | 〃   | 日海村      | 藤沢町 | 一一〇 | 二        | 二  | 二           |          | 北上川橋（昭六）  |
| 薄衣  | 〃 | 〃   | 黄衣       | 藤沢町 | 四一〇 | 一        | 一  | 一           |          | 北上大橋（昭一三） |
| 狐禪寺 | 〃 | 〃   | 舞草沢      | 一関市 | 五〇  | 一        | 一  | 一           |          | 千才橋（明三七）  |

|     |   |     |      |   |     |   |   |  |                  |
|-----|---|-----|------|---|-----|---|---|--|------------------|
| 作瀬  | 〃 | 気仙  | 舞川草辺 | 〃 | 四〇〇 | 二 | 二 |  | 柵瀬橋              |
| 舟渡  | 〃 | 一関  | 舞草辺  | 〃 | 一四〇 | 一 | 一 |  |                  |
| 苺   | 〃 | 〃   | 小平島  | 〃 | 〃   | 〃 | 〃 |  |                  |
| 長部  | 〃 | 〃   | 長部島  | 〃 | 〃   | 〃 | 〃 |  | 高館橋              |
| 箱石  | 〃 | 〃   | 赤生津  | 〃 | 一五〇 | 一 | 一 |  |                  |
| 赤生津 | 〃 | 前沢  | 赤生津  | 〃 | 一二〇 | 一 | 一 |  | 赤生津橋             |
| 大曲  | 〃 | 気仙  | 母体置  | 〃 | 三四〇 | 三 | 一 |  | 大曲橋              |
| 下姉体 | 〃 | 〃   | 黒石山  | 〃 | 一二〇 | 一 | 一 |  | 藤橋（大二〇）<br>（二渡渡） |
| 黒石  | 〃 | 気仙  | 黒石山  | 〃 | 一二〇 | 一 | 一 |  |                  |
| 小柳木 | 〃 | 水沢  | 羽田盤  | 〃 | 一三〇 | 一 | 一 |  | 小谷木橋（大八）         |
| 四丑  | 〃 | 〃   | 愛宕盤  | 〃 | 一三〇 | 一 | 一 |  | 四丑橋              |
| 下川原 | 〃 | 岩谷堂 | 愛宕根  | 〃 | 一四〇 | 一 | 二 |  | 桜木橋（明三七）         |
| 前舟渡 | 〃 | 〃   | 愛宕根  | 〃 | 一二〇 | 一 | 一 |  | 金ヶ崎橋（大四）         |
| 瘤木  | 〃 | 〃   | 三ヶ崎  | 〃 | 〃   | 〃 | 〃 |  |                  |
| 稲瀬  | 〃 | 岩谷堂 | 稲瀬   | 〃 | 三三〇 | 一 | 二 |  | 国見橋              |
| 下川岸 | 〃 | 〃   | 立里花分 | 〃 | 一三〇 | 一 | 一 |  |                  |
| 上川岸 | 〃 | 土沢  | 立里花分 | 〃 | 一〇〇 | 四 | 〃 |  | 珊瑚橋              |

## 第二章 交通（横断交通）

|     |   |    |   |      |   |        |     |    |   |   |  |                   |
|-----|---|----|---|------|---|--------|-----|----|---|---|--|-------------------|
| 榎木  | 〃 |    |   | 立花分  | 〃 | 〃      | 一四〇 |    | 一 | 一 |  |                   |
| 黒岩  | 〃 |    |   | 立二花子 | 〃 | 〃      | 一三〇 |    | 一 | 一 |  | 中央橋               |
| 宿館  | 〃 |    |   | 更二木子 | 〃 | 〃      | 九〇  |    | 一 | 一 |  | 昭和橋（昭三）           |
| 舟渡  | 〃 |    |   | 更二木子 | 〃 | 〃      | 一二〇 |    | 一 | 一 |  | 朝日橋（明三七）<br>（槻木渡） |
| 下川原 | 〃 | 釜石 | 〃 | 里川口  | 〃 | （花巻市）  | 五〇  | 一〇 | 一 | 一 |  |                   |
| 矢沢  | 〃 | 土沢 | 〃 | 上似内  | 〃 | 〃      | 八〇  |    | 一 | 一 |  |                   |
| 最寄  | 〃 | 釜石 | 〃 | 庫理   | 〃 | （東和市）  | 一〇〇 |    | 一 | 一 |  | 東雲橋               |
| 葛   | 〃 | 大迫 | 〃 | 小山田  | 〃 | （石鳥谷町） |     |    | 一 | 二 |  |                   |
| 関口  | 〃 | 土沢 | 〃 | 黒沼   | 〃 | 〃      | 一〇〇 |    | 一 | 一 |  | 井戸向橋（昭三七）         |
| 赤川  | 〃 | 大迫 | 〃 | 新八堀幡 | 〃 | 〃      | 五〇  | 五  |   | 二 |  | 大正橋（大二）           |
| 石鳥谷 | 〃 | 〃  |   | 新石鳥谷 | 〃 | 〃      | 五〇  | 五  |   | 一 |  |                   |
| 境   | 〃 |    |   | 上好地  | 〃 | 〃      |     |    |   | 一 |  |                   |
| 赤石  | 〃 | 大迫 | 〃 | 北日詰  | 〃 | （紫波町）  | 七〇  | 一〇 | 一 | 一 |  | 紫波橋（大一四）          |
| 日詰  | 〃 |    |   | 星山   | 〃 | （〃）    | 一〇五 |    | 一 | 一 |  |                   |
| 坐和  | 〃 |    |   | 犬吠森  | 〃 | 〃      | 七〇  | 一〇 | 一 | 一 |  |                   |
| 古館  | 〃 |    |   | 長岡   | 〃 | 〃      |     |    |   | 一 |  |                   |
| 十日市 | 〃 |    |   | 長岡橋  | 〃 | 〃      | 一〇五 | 五  | 一 | 一 |  |                   |

[illegible]

等の四〇余か所にあり、兩岸住民の往來に供されているが、此の外に尚、數か所及び奉仕的私渡が設けられている。

しかし、これ等の私渡は記録に残されるもの等はなく、わずかに口碑に残るのみで確認は困難である。更に、これ等渡船場における渡賃等の主なるものを揚げれば次の如くである。

北上川渡船場

渡賃金一覽表

(明治一四年)

(賃金單位) 錢

| 名 称   | 町 河 水 |     | 米 巾 | 人 貨 |    | 馬  | 金 車 |                | 備 考 |
|-------|-------|-----|-----|-----|----|----|-----|----------------|-----|
|       |       |     |     |     |    |    |     |                |     |
| 薄 衣 渡 |       | 四一〇 | 四五〇 |     | 六  | 一二 | 九   | 薄衣村（川崎村）<br>緩流 |     |
| 狐 禪 寺 |       | 五〇  | 九〇  |     | 六  | 一二 | 九   | 真滝村（一関市）<br>緩流 |     |
| 作 瀬   |       | 四〇〇 | 四三二 |     | 六  | 一二 | 九   | 川辺村（一関市）       |     |
| 大 曲 り |       | 三四〇 | 三九六 |     | 一〇 | 二〇 | 二〇  | 上麻生村（前沢町）      |     |

|      |   |     |     |    |    |    |             |
|------|---|-----|-----|----|----|----|-------------|
| 下姉体  | 〃 | 二二〇 | 二五二 | 一〇 | 一五 | 一五 | 白山村（前沢町）    |
| 黒石   | 〃 | 三三〇 | 三六〇 | 一〇 | 一五 | 一〇 | 黒石村（水沢市）    |
| 小谷木  | 〃 | 一三〇 | 二七〇 | 一〇 | 二〇 | 二〇 | 羽田村（水沢市）    |
| 四丑   | 〃 | 三三〇 | 三六〇 | 一〇 | 二五 | 二〇 | 常盤村（水沢市）    |
| 下川原  | 〃 | 一四〇 | 一八〇 | 一〇 | 二五 | 二〇 | 愛宕村（江刺市）    |
| 前船渡  | 〃 | 二二〇 | 二三四 | 七  | 二〇 | 一八 | 西根村（金ヶ崎町）   |
| 稲瀬   | 〃 | 三三〇 | 三六〇 | 一〇 | 三〇 | 二五 | 稲瀬村（北上市）    |
| 留ノ下船 | 〃 | 一三〇 | 一六二 | 五  | 一五 | 五  | 黒沢尻村里分（北上市） |
| 黒岩   | 〃 | 一四〇 | 一八〇 | 五  | 一〇 | 一〇 | 立花村（北上市）    |
| 更木   | 〃 | 一三〇 | 一六二 | 六  | 九  | 四  | 更木村（北上市）    |
| 下川原  | 〃 | 一二〇 | 一四四 | 五  | 一〇 | 一  | 花巻川口町（花巻市）  |
| 日詰   | 〃 | 一〇〇 | 一〇八 | 五  | 一〇 | 八  | 日詰新田村（紫波町）  |
| 石突   | 〃 | 一〇〇 | 一〇八 | 五  | 一〇 | 一  | 高田村（矢巾町）    |
| 落合   | 〃 | 一〇〇 | 一〇八 | 八  | 二三 | 一五 |             |
| 槻木   | 〃 | 五〇  | 九〇  | 五  | 一五 | 五  |             |

等である。

以上の賃金額は、渡船関係者等の一方的裁量によって定める額を、申請に基づき岩手県の許可するところであり、

統制づけられるものではない。

従って、多くの渡船場の中には妥当を欠くもの等もあったのである。

ここにおいて政府は、次の如き通牒を発している。

道路橋梁河川港湾等通行銭徴収ニ関スル命令書下付ノ件（明治一七年）

人民一己若ハ組合会社等ノ資金ヲ以テ道路橋梁港湾渡津等ヲ新設又ハ修築シ其ノ費用ヲ償却スル為メ通行ノ人馬車或ハ出入ノ船舶貨物ヨリ道銭橋銭渡船賃等ヲ收入センコトヲ出願シ本省へ御稟請ノ節ハ該事業ノ設計工法調査及絵図並償却金仕訳書ニ本人若ハ組合会社財産ノ調書ヲ添ヘ為差出御庁ニ於テハ地元並関係町村ニ於テ故障ナキ旨ヲ証明セラレ別紙ノ雛形ニ依リ尚実地ニ就キ篤ト御取捨斟酌シ願人ヲシテ遵守セシムヘキ命令書案ヲ製シ御差出有之度此段御通牒候也。（別紙雛形省略）

とあり、免許命令書案は二〇ヶ条にも及ぶが、渡船賃については次の如くである。

第八条 免許人竣功公告ノ当日ヨリ何年間定メノ如ク通行ノ人馬車牛等（或ハ出入船舶貨物）ヨリ道銭（或ハ橋銭渡船賃其ノ他港銭等）ヲ收入スルヲ得可シ

と、料金の徴収を認めているのである。更に、免許満了後の施設等については、

第十八条 免許満期ノ後ハ敷地及構造物共無代価ニテ官有ニ帰スルモノトス

等とある。

又、通航料につき、明治三三年五月二十九日内務省は省令（第二八号）を以って次の如く定めている。

通航料徴収規程

第一条 府県知事ニ於テ河川法第四十三条ニ依リ通航料ノ徴収ヲ許可スルトキハ其ノ金額及徴収期間ヲ定ムヘシ

第二条 通航料ノ金額及其ノ徴収期間ハ原資及其ノ利子ノ償還ヲ標準トシテ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第三条 公益ノ為必要アルトキハ府県知事ハ通航料徴収ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ変更スルコトヲ得

第四条 通行料徴収ノ許可ヲ取消シタルトキハ其ノ許可ヲ取消サレタル者ノ申請ニ依リ府県ニ於テ補償金ヲ下付スルコトヲ得  
前項ノ補償金額ハ原資ノ未償還額ヲ超過スルコトヲ得ス

第五条 通行料徴収許可ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ変更シタルニ因リ其ノ収入ノ減少シタルトキ又ハ更ニ新築若ハ其ノ条件ヲ変更シタルニ因リ其ノ収入ノ減少シタルトキ又ハ更ニ新築若ハ改築ヲ為シタルトキハ府県知事ニ於テ通航料ノ増額及徴収期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第六条 通航料ハ左ニ掲ケタル舟筏ヨリ之ヲ徴収スルコトヲ得ス

一、河川ノ視察其ノ他公務ノ為メ通航スル船舶  
二、行政庁ノ使用スル船舶

三、国ニ府県以下ノ公共団体ノ所有ニ属スル舟筏

四、自家耕作ノ肥料ヲ積載スル船舶

五、府県知事ニ於テ定メタル舟筏

第七条 通航料徴収ノ許可ニ依リテ生スル権利義務ハ府県知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ他人ニ移スコトヲ得ス  
第八条 左ニ掲ケタル各号ニ該当スル者ハ五円以下ノ罰金ニ処ス

一、許可ノ効力停止期間内ニ通行料ヲ徴収シタル者

二、第六条ノ規定ニ違背シタル者

第九条 北海道ニ付テハ本令中府県ニ関スル規定ハ道ニ関シ、府県知事ニ関スル規定ハ北海道庁長官ニ関シ之ヲ適要ス

とある。

これによって、渡船賃等の徴収は都道府県知事によって許可されるところとなつたのである。

大正八年道路法の制定によって、渡船場は道路の一部と認められ、同法の定めによるところとなり、河川法及河川関係法の範囲より除外されるところである。

## 補遺

### 第五節 各 論

#### 四、和賀、稗貫地方

(内)ノ二 最寄渡は、稗貫郡庫理村（花巻市）より北上川を越し、同郡小山田村（和賀郡東和町）に至り、同村地内において釜石道（国道二八三号線）及び大迫道（主要地方道江刺大迫線）に連絡する道にかかる渡しであり、利用者の多くは、地域住民及び対岸耕地の耕作等に通う農夫等であつて、その運営等は地域住民によって行なわれる私渡である。

明治初期における記録等は次の如くである。<sup>(2)</sup>

庫理村

最寄渡 私渡 村ノ東南北上川ニアリ釜石街道ニ係ル 渡船式艘

矢沢村

矢沢渡（最寄渡）私渡 村ノ北北上川ニアリ幅五拾間深七丈土沢往還ニ係ル 渡船大小式艘

（註）土沢經由釜石行き道である。

とある。

昭和初期においては、馬、馬車等を渡す馬渡船等も備え、宮野目村（旧庫理村）住民二世帯の者によって運航されていたが、戦後は一世帯の者が運航に當っている。

同四〇年には花巻市より補助を得て渡し用船を新造し、更に、施設改善を行ないケーブル渡船として安全を期して

| 渡船場名称 | 最寄渡 |                 |
|-------|-----|-----------------|
|       | 河川名 | 北上川             |
| 所在地   | 左岸  | 稗貫郡小山田村（和賀郡東和町） |
|       | 右岸  | 同郡庫理村（花巻市）      |
| 概況    | 河状  | 河川巾八〇間（二四四米）    |
|       | 経営体 | 近世 私渡 近現代 私渡    |
| 渡船    | 形状  | 人渡 人渡           |
|       | 隻数  | 大渡船（中型）一隻（昭五〇）  |
| 設置    | 年月  | 不詳              |
|       | 年月  | 昭和五一年八月         |
| 廃止    | 事由  | 花巻大橋架設により       |
|       | 備考  | 金石道 大迫道         |

渡船場の如きも、昭和六年田植に向う云々」は、事故現場の近所に住し、惨状を始末目撃せる者が、好意を以て提供するところの資料にもとづく記述である。

しかるに、近ごろ年記に異論を唱える者があり、墓誌、位牌<sup>及び</sup>且那寺である光明寺過去帳等により再調査の結果正しくは「同三年」であり、「同六年」は誤りである。と、確認するに至ったので、資料再検討を怠り誤述すること御わびし、訂正する。

いる。

しかし、自家用自動車の普及と共に、渡航者を次第に減じ、同四〇年代後期には対岸耕地に通う二、三の農夫等に極限されるに至ったため、地域住民等による維持管理が不可能となり、渡守給の市費支給等を得て通行遮断等の最悪事態のみは回避され運輸を継続するところである。

昭和五一年広域農道改良事業費を以って架設する花巻大橋の完成により、新旧交代によって同渡船場は廃止されるところである。

#### 補遺（二）

昭和五二年刊 北上川第六輯 二四五頁一四行「同

## 第三章 運輸

### 第一節 概論

慶長五年正月、徳川家康は東海道五三駅の伝馬制を定め、更に、同九年二月、幕臣に命じ東海、東山、北陸道の三街道を検し、江戸（東京）日本橋を基点として、各々、一里毎に一里塚を築造せしめている。

伊達、南部氏等も亦、奥州街道の白河（福島県）を経て松前（北海道）に至る松前街道（奥州街道とも称さる）を修築し、里程塚を築いている。

従って、伝馬等による交通、運輸の道は開けたが、長途の、そして多量の物資運送等には耐えるところでなかったのである。

北上川流域地方等においては、もっぱら北上川による舟運に依存することが、最も、容易であり、且つ、有利であったのである。

ここにおいて、近世凡そ二百数十年の長期にわたる、伊達、南部領等における為登米は、北上川を體で降り、石巻より海路、江戸へ送られ江戸市中米として重用されている。

従って、北上川舟運は、道路交通の不備を補っても余りある交通運輸の大動脈であったのである。

明治維新後は、新政府における諸政未だ整わざる同一三年、内務省は巨費を投じ北上川における低水工事の直轄施工に着手している。

これは、北上川舟運における航路確保に外ならなかったのである。

## 第二節 古 代

古代史上において北上川流域地方に舟（海船）の初めて頭われるのは、景行天皇四〇年（一一〇）における日本武尊の東征に際する王船の記事であらう（日本書紀）

望<sub>レ</sub>海高言曰。是小海耳。可<sub>二</sub>立跳渡<sub>一</sub>。乃至<sub>二</sub>于海中<sub>一</sub>暴風忽起。王船漂蕩而不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>渡。

愛日本武尊則從<sub>二</sub>上総<sub>一</sub>轉入<sub>二</sub>陸奥國<sub>一</sub>。時大鏡懸<sub>二</sub>於王船<sub>一</sub>。從<sub>二</sub>海路<sub>一</sub>廻<sub>二</sub>於葦浦<sub>一</sub>。横渡<sub>二</sub>玉浦<sub>一</sub>至<sub>二</sub>蝦夷境<sub>一</sub>。等とあるものである。（傍点後註）

更に、北上川において川舟が使用されることの推測されるものは、天平宝字三年（七五九）桃生城の造建である。（続日本紀）

陸奥国按察使兼鎮守將軍正五位下藤原惠美朝臣朝眞等<sub>二</sub>。教<sub>二</sub>導荒夷<sub>一</sub>。馴<sub>二</sub>從皇化<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>勞<sub>二</sub>一戰<sub>一</sub>。造成既畢。又於<sub>二</sub>陸奥国牡鹿郡<sub>一</sub>。跨<sub>二</sub>大河<sub>一</sub>凌<sub>二</sub>峻嶺<sub>一</sub>。作<sub>二</sub>桃生城<sub>一</sub>。奪<sub>二</sub>賊肝胆<sub>一</sub>。

等とあり、大河北上川を越える所の桃生城、舟航の便なくして成立は不可能のところである。

更に、宝龜七年（七七六）七月一四日安房等四か国に命じて船五〇艘を建造せしめている。

要は、陸奥国の不虞に備えてとしてあるが、同年一月二六日軍三千人を以って胆沢の賊夷を討伐している。（続日本紀）

七月一四日

令<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>安房、上総、下総、常陸四国船五十隻<sub>一</sub>。置<sub>二</sub>陸奥國<sub>一</sub>以備<sub>二</sub>不虞<sub>一</sub>。

一一月二六日

発<sub>二</sub>陸奥軍三千人<sub>一</sub>伐<sub>二</sub>胆沢賊<sub>一</sub>。

等とある。

更に、延暦八年（七八九）征東大將軍紀朝臣古佐美は、河東に集まる胆沢の賊を討べく副將軍入間宿弥広成等と議し、軍四、〇〇〇人を北上川東岸（左岸）に進出せしめている。

短日時のうちに大軍を移動するこの戦には、予て、備えある五〇隻にも及ぶ舟船の使用は考慮されるところであらう。（続日本紀）

六月三日条抜

三軍同<sub>レ</sub>謀並<sub>レ</sub>力。渡<sub>レ</sub>河討<sub>レ</sub>賊。約期已畢。由<sub>レ</sub>是抽<sub>二</sub>出中後軍各二千人<sub>一</sub>同共凌渡。比<sub>レ</sub>至<sub>二</sub>賊帥夷阿豆流為之居<sub>一</sub>。等である。

同二一年（八〇二）從三位坂上大宿弥田村麻呂によって陸奥国胆沢城が造建されている。

同城造建に要した資材、糧食等の輸送は北上川による舟航によって搬入されたと推定されている。

それは、翌二二年（八〇三）造建されるところの志和城への物資補給路については、同二三年五月一〇日の条に記されているが、胆沢城における補給路については、事前、事後共、記すところがないからである。

従って、胆沢城に対する物資補給の大動脈は北上川であり、胆沢川であったと言えるのである。

### 第三節 上 代

弘仁二年（八一）陸奥出羽按察使正四位上文案朝臣綿麻呂による爾薩體、弊伊等の夷賊平定の後、反乱、討伐等のこともなく、平穩裡に経過する陸奥国は、国守、鎮守將軍等の遙任も一再ならず、土豪等の權勢者によって代行されることしばしばあり、次第に在地豪族の台頭を見るに至ったのである。

一一世紀の中葉、在地豪族の雄と称される安倍頼時（頼良）<sup>並びに</sup>その一族等は、一北上川及び衣川等支川の要衝に柵を築き、各々、居住し相互連絡、生活物資の融通等は同河川による舟行によって行なわれた」とすることは既に定説とされるところであり、その行動範囲は北上川中流部を経て、下流登米、桃生郡等にも及んだと考えられている。

これを以って北上川舟運の発端とするのは早計であるとしても、航路開拓の先驅となったことは疑うところでない。

附 今昔物語に言う「此ノ奥ノ方ヨリ海ノ北ニ幽ニ被ニ見渡ル地有ナリ。其ニ渡テ所ノ有様ヲ見テ有スベキ所ナラバ、此ニテ徒ニ命ヲ亡サムヨリハ、我レヲ難レ去ク思ハム人ノ限ヲ相具シテ彼ニ渡リ住ナムト云テ、先ヅ大キナル船一ツヲ調ヘテ、其レニ乗テ行ケル人ハ頼時ヲ始テ、子ノ厨川ノ二郎負任、鳥ノ海ノ三郎宗任、其ノ外ノ子供亦親シク仕ケル郎等廿人許也」

「然レバ食物ノ不尽ヲ前ニ去来返ナムト云テ、其ヨリ差下テ海ヲ渡テ本国ニ返ニケル」  
註 永承年末（一、〇五一）安倍頼時が津輕海峡を経て北海道にわたり彼地を見て歸るの記事であるが、既に、海船の建造を可能にする技術と財力を有しているのである。

康平五年（一、〇六二）安倍一族が厨川柵に滅亡後は、暫く、北上川における舟行が途絶えたものではなからうか、それは、古今著聞集に「伊予守源頼義朝臣、貞任宗任等をせむる間（中略）衣川の館岸高く川ありければ、楫をいた

だきて胃にかさね、筏をくみて責戦ふ」とある。

従って、河内国出身の源頼義に従う水軍がなく、更に、舟船等の備もなかったからである。

康平五年における安倍氏討伐に加勢し、軍功によって鎮守將軍に榮進せる清原一族も亦、応徳三年金沢柵（秋田県後三年）没落と共に滅亡するところである。

安倍、清原両氏の遺領を継承し押領使に任ぜられた藤原清衡は、当初、江刺郡豊田館を居館としているが、康和年中、磐井郡平泉に移り新に宿館としている、

註 藤原清衡の平泉移館の理由は謎であり一切明らかでないが、洪水等による河道変遷によって、豊田館は、安倍氏以来の河港としての機能を失うに至った事も、移館を決意せしめた要因の一つであろう。

平泉に移った藤原清衡は、北上河岸に近く居館を築き、河港を設け、北上川を上下航する舟運の便を利し、海路南支方面に交易を行ない、経典を初め少なからざる物資を移入している。

従って、藤原氏によって開かれた北上川舟運が、藤原文化の成立にはたした役割は決して少くない。

言い替えば、「平泉藤原文化は京都文化と共に、南支等の物質文明の導入によって成立するところであり、これを可能ならしめたのは北上川における舟運である」と言えども過言ではない。

### 第四節 中 世

文治五年（一、一八九）源頼朝の藤原泰衡征伐が、頼朝の一方的勝利に終り、藤原氏の遺領は、ことごとく泰衡征伐に戦功を顕わした御家人に分割領知せしめたのである。

従って、北上川沿岸等は数一〇人に及ぶ御家人衆によって分領され、各々、管理等を異し、統一性を欠き、更に、兩岸相對して争論を起し、戦火を交えること屢々あり、北上川における航行の自由を失うに至ったから、藤原氏によって確立されたところの北上川舟運は衰退されたのであろう。陸奥国における中世四〇〇年、歴史の空白はこれに明らかになることは不可能である。

しかし、まったく廃絶するには至らない。

それは、弘安八年（一、二八五）宮城県宮城郡等を所領とする留守家広議状の一節に、次の如く在家と共に艀一隻が譲渡されているのである。

#### （抜）

一、しほかまのつにさいけ式宇（塩釜の津に在家二字「二戸」、内壱宇へたう太郎かあとのさいけ（内一字別当太郎が跡の在家）、壱宇ひたり又次郎跡在家（一字左又次郎在家）ふね壱そうひらた（舟一雙艀）

とあり、艀が知行地等と同様に資産の一つに数えあげられる重要物件として扱われているのである。

（註） 艀は河川専用の大形船であり、鳴瀬川、江合川等の中小河川においては使用不可能の船である。

従って、留守氏の議状に見られる艀は北上川における航行船である。

更に、嘉暦元年（一、三二六）江刺郡高寺村（江刺市愛宕）に石巻稲井石（緑色粘板岩）による板碑（双碑）が建立されている。

しかし、長途の陸上運送（人、馬等に依る）等は容易ならざる石材（全長二米余）であり、北上川による舟運の便によったことは明らかである。

（註） 嘉暦元年の同板碑は石質に誤りが無く、石彫の技法等も石巻、登米地方の板碑と大同小異であり、北上川中流部黄海附近産の粘板岩とは異質のものである。

又、天正一八年胆沢郡三ヶ尻邑住（金ヶ崎町）三ヶ尻加賀が、秀吉の代官浅野長政によって次の如く諸公事、問屋継続等が公許されている。

以上

其方事、諸公事、令ニ免許一候、如ニ先々一問屋以下可レ致ニ其沙汰一聊不レ可レ有ニ異儀一者也

天正十八年九月廿九日

彈正少弼長吉「花押」

三ヶ尻加賀

とある。

（註） 諸公事は、田領支配等であらう。

問屋は、同地域における民政、流通経済等の総括支配等であり、三ヶ尻加賀は、同地を基地とする北上川舟運等も掌握していたのであろう。

等の事例がある。

従って、断続的とは推測されるが、中世代を通じ北上川舟運が行なわれたことは明らかである。

## 第五節 近 世

中世末期織田信長によって初められ、豊臣秀吉に至り確立された流通経済（貨幣による）が、徳川家康の江戸開府によって一大消費都市の成立を見るところとなり急速に進展し、更に、全国大小名等は自国特産を江戸に送り流通機構によって莫大なる利潤を得て、各々領内財政の補としているのである。

北上川沿岸地方等を領する伊達氏は豊富な産米を、又、南部氏は三陸海岸における俵物（干物）及び内陸部産の米、豆等を江戸市中に送っている。

両氏共、内陸部産の米、豆等の殆どが北上舟運によって海港石巻まで川下を行なっているのである。しかし、北上川舟運の起元については、必ずしも明確ではないが、中世以来、断続的に行なわれていた舟運が、流通経済の進展によって復活への道を歩んだものではなからうか。

従って、当初は地域住民（商才の者）等によって任意不定時の運航であらう。記録に残る如き組織的舟運の行なわれたことは推定されない。

元和五年（一、六一九）南部氏が、「北上川の水利によって江戸へ回米（台所米か？）を行なった」としているが、南部氏が自ら行なった舟運ではなく便船、あるいは備船ではなかったらうか、それは、黒沢尻川岸における織笠七郎右エ門先祖（一三代前）等が、既に、舟航を行ない石巻港において陰山某等と交易し、更に、元和年中における南部氏の為登米等に關係して、後に黒沢尻川岸の鰯肝入を行なった」等と伝承を残しているからである。

北上川による舟運を利し、江戸回米が行なわれた記録の見るべきものは、水沢城主石母田大膳が最初であらう。元和六年（一、六二〇）春、水沢より米五〇〇石を為登米としていた。

米五百石無異儀可相通候。

但石母田大膳江戸より御朱印被申請為相上候者也 仍如件

元和六年二月四日（印）

渡辺助左衛門 花押  
馬場藏人主 花押

水沢より江戸迄

とあるものである。

（註）五〇〇石積鰯は、融雪水等による好条件の水位においても四〇〇石を限度としている。従って、石母田大膳の為登米は鰯二艘によって行なわれたのであらう。使用された鰯は、言うまでもなく民船である。

しかし、北上川舟運の確立は、元和九年、伊達政宗の命により川村孫兵衛の施工する北上川大改修達成の寛永三年以後であらう。

殊に、北上川中、上流部（伊達領磐井、胆沢、江刺郡）等においては、寛永一八〇九年における領内検地によって地積の確認、貢納の確定が行なわれた後であらう。

既に述べる如く、胆沢郡六日入御本穀御蔵及び川岸の設置、開設等は寛永年中であり、又、江刺郡黒石村内堀御本穀御蔵も亦、正保年中の設置並びに川岸の開設である。

南部氏による江戸回米は、元和五年の事例はあるが、組織的運営は、北上川下流部における川村孫兵衛の北上川大改修が竣功し、航路が確保された以後の正保二年、黒沢尻を北上川舟運の基地として、奉行を配置し、倉庫、其の他を設け川岸を開いてからである。

近世中期における北上川中、上流部等における舟運基地「川岸」は次の如く一五カ所である。

| 区 分   | 川 岸 名   | 置 置                          | 備 考 |
|-------|---------|------------------------------|-----|
| 伊 達 氏 | 黄 海 川 岸 | 磐井郡黄海岸（藤沢町）<br>北上川左支黄海岸合流点附近 | 鰯川岸 |

|                  |     |                             |                    |
|------------------|-----|-----------------------------|--------------------|
| 田<br>村<br>関<br>氏 | 薄衣  | 同郡薄衣村(川崎村)<br>同左支千蔵川合流点     | 同                  |
|                  | 平泉  | 同郡平泉村(平泉町)<br>同右岸           | 同                  |
|                  | 六日入 | 胆沢郡六日入村(前沢町)<br>同右支五輪川合流点   | 同                  |
|                  | 跡呂井 | 同郡跡呂井村(水沢市)<br>同右支乙女川合流点    | 同                  |
|                  | 下川原 | 江刺郡高寺村(江刺市)<br>同左支広瀬川合流点    | 同                  |
|                  | 西根  | 胆沢郡西根村(金ヶ崎町)<br>同右支宿内川合流点附近 | 同                  |
|                  | 館ヶ崎 | 磐井郡日形村(花泉町)<br>同右支金流川合流点    | 同                  |
|                  | 日形  | 同郡同村字町裏(同)                  | 同                  |
|                  | 富沢  | 同郡富沢村(一関市)<br>同右岸           | 同                  |
|                  | 薄衣  | 伊達氏川岸と同じ                    | 同                  |
|                  | 狐禪寺 | 同郡狐禪寺村(一関市)<br>同右岸滝沢川合流点附近  | 同                  |
|                  | 黒沢尻 | 和賀郡黒沢尻村(北上市)<br>同右岸         | 同<br>小緑川岸<br>小緑舟川岸 |
|                  | 花巻  | 稗貫郡花巻村(花巻市)<br>同右岸          | 同<br>小緑舟川岸         |
|                  | 郡山  | 紫波郡日詰新田村(紫波町)<br>同右岸        | 同                  |
| 南<br>部<br>氏      | 新山  | 岩手郡仙北町村(盛岡市)<br>同右岸         | 同                  |
|                  | 郡山  | 南部氏川岸と同じ                    | 同                  |

等である。

此外、伊達氏貢納米積出時のみ使用される仮設の川岸が舞草等五か所、川番所が三か所にある。

更に、北上川舟運に就航せる艀は、近世前中期等においては伊達領艀五〇艘とも六〇艘とも称され明確ではないが南部領黒沢尻川岸における艀は三六艘である。

近世の中葉、伊達、南部両氏の協定によって伊達領上川(岩手県南四郡の地域)四〇艘(一八〇石積一五〇石積艀)南部御手船艀五五艘(一五〇石積艀)及び小緑船(三九艘一〇〇石積船)と定めている。

この外、伊達領上川御役艀一〇数艘(船数不定か?異動ある)等があり、為登米積み下げの余暇に商荷の運送を行なっている。

注 伊達領における御役艀は、一名商艀とも称され、下り舟には為登米を積み、代償として運送料が支払われ、更に、衣類、食品、雑貨、石材等の商荷の移入に従事する艀があるが、御役錢、即ち、船舶税を課せられる艀である。

二、伊達領艀の総てが個人(艀主)の所有であり、御役艀は為登米専用であって、運送料は支払われるが、課税の対象とはならない。

三、塩の運送は、御役艀のみが積載を許されている。

更に、為登米等を直接の荷としては扱わないが、伊達、南部艀の別なく、北上川舟運に欠く事の出来ない船に浮下舟、瀬取舟、舥舟等があり、又、これ等の舟にそれぞれの従務者や、立場(見張所)、舵巻等の専門職及び引子等、多くの職制が定められている。

しかし、為登米運送に伴う役人、人夫等の組織、配置並びに運営等の詳細については、最早その余白もなく省略のやむなきに至ったが、下川原川岸を出航した船団(四艘一団)は、同川岸下流の下川原番所において積荷を改められ(通船手形が交附される)下航四日程度で石巻港に着き、船荷の為登米を仙台蔵に納め、帰航についているが、春風

の追風に恵れる場合は一〇日程度で帰着しているが、自然環境に恵まれぬ場合等であらう三〇余日を要しているものもある。

南部領黒沢尻川岸出航の艀船団は、相去番所において嚴重に改められ、伊達領に入るが、航行については一切差別が行なわれることなく破船、難船等の場合においても、事件発生と共に当該地村肝入によって応急処置が採られ、そして南部領役人の到着が待たれている。

その他については、下航半日の距離における下川原出航艀と大同小異である。

## 第六節 北上川舟運の衰退

近世領主社会によってのみ成立する集荷機構が崩され、更に、物納制度が金納に変わり、貢納米として丹誠をこめて精選した倭米が、単なる商荷となり、更に、集散の時期と場所が不定となり、遂に、船荷の減少を見るに至ったから持船（艀）を下川商人等に売却し廃業する者が続出したのである。（旧伊達領）更に、明治二三年東北鉄道の（盛岡まで）開通によって次第に船荷が奪われ、自家商品の運送を行なう二〇三の艀主によって、その面影が止められているのである。（昭和初期まで）

南部領黒沢尻川岸においては、近世以来の一〇数船団を以って、鉄道輸送に対抗すること約一か年、同二四年（一、八九一）旧四月一日川岸町の大火により艀等大小六〇余艘が焼失し、遂に、二五〇余年に及ぶ伝統ある北上川舟運に終止符が打たれたのである。

### 補 遺

（註） 旧南部領の酒造店による小艀の運輸は、大正年代末期まで続けられている。

訂正 ① 第六輯三八六頁七行目、金玉崎町裏とあるは金ヶ崎町南町が正しい町名でした。

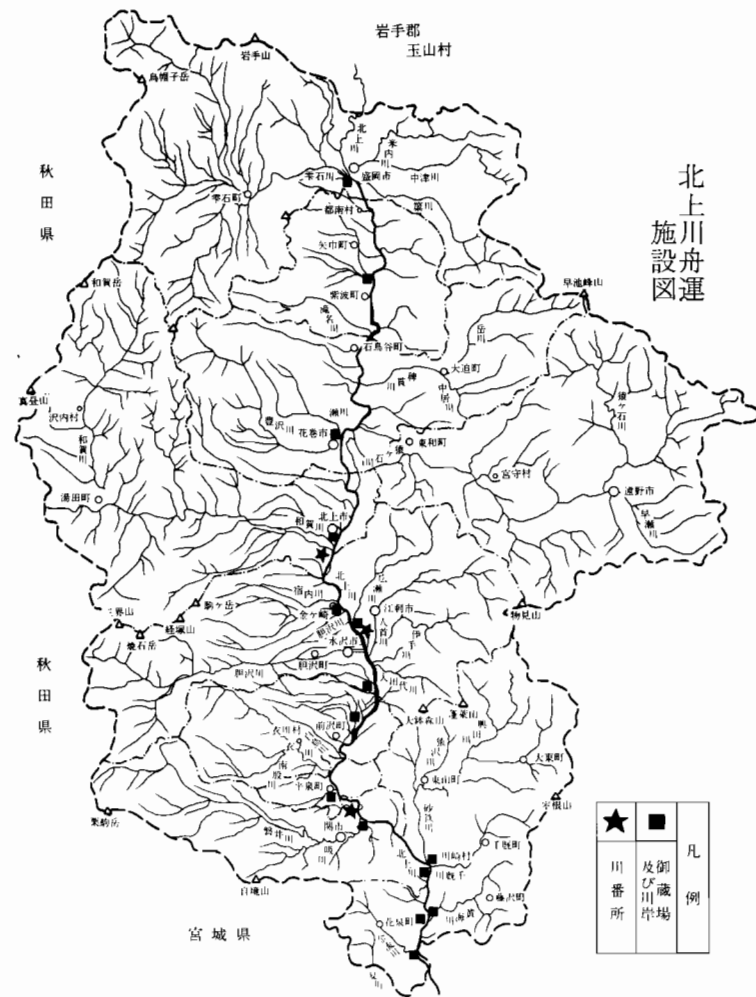
同頁写真85は大町氏の御藏跡につき訂正させて戴きます。

② 第六輯三九二頁七行、男沢村とあるは日形村に付、誤記訂正させて戴きます。

（註） 該地は、旧村界数一〇米の所にあり調査時に誤認せるためである。

旧関係者八木氏は東永井村（花泉町）である。念の為、

北上川舟運  
施設図



第三部

第五編

北上川地域開発

# 第一章 総説

## 第一節 概論

岩手、宮城両県にまたがる北上川水系流域の総合開発は、昭和二五年六月一日施行の国土開発法により、同二六年一二月内閣総理大臣によって特定開発地域に指定され、更に、同二八年二月、北上特定地域総合開発計画が閣議決定されるところによるものである。

しかるに、その根元は遠く近世前記における伊達政宗の北上川大改修にありとする論説もある如く、その洩源は一朝一夕のものではないが、現在に関連するものは、昭和十一年五月二七日制定されるところの東北開発株式会社法（同三二、五、二八、東北振興株式会社法と改正さる）であり、基礎資料とされるところは、同一二年規定される河水統制規則による調査等であつて、同一六年度より開始される北上川上流改修事業であり、（北上川下流域の改修工事は既に終了）猿ヶ石川堰堤建設工事は、その第一次事業として同年着工するところである。

戦後、石洩堰堤建設工事を開始しているが、同二二年九月カスリン台風洪水による全国的大災害と共に北上川水系の改修計画は根底から覆される大被害を蒙るに至つたのである。

政府は、同洪水に鑑み、新治水対策樹立が急務となり、内務大臣を会長とする治水調査会を発足せしめ、同年一月二五日第一回総会を行ない、「取敢へズ取扱フ河川」として全国一〇河川を挙げている。

東北地方における河川は、「北上川水系、江合鳴瀬川、最上川水系」の三河川があげられている。

更に、同二四年二月一日日治水調査会北上川小委員会が開られ、北上川改修計画案が提議されている。(同案附録とす)

## 第二節 北上川綜合開発調査

昭和二十二年カスリン台風洪水後、中央における治水調査会に呼応し、現地東北地方建設局においても、同二十三年二月二三日治水調査会辰馬鎌蔵、金森誠之、富永正義、安芸峻一各委員並びに照井宮城、大槻岩手両県土木部長等の参加を得て、同建設局会議室において北上川根本対策座談会を開き、橋内北上川維持事務所長及び若林北上川上流工事統合事務所長等より同二十二年九月洪水における気象、出水、洪水位、推定洪水流量等の報告並びに説明等が行なわれ、更に、当日の主題であるところの洪水流量及び根本対策案等の説明があり、種々検討が加えられ、次の如き結論を得ている。(原文抜粋)

(一) 昭和二十二年九月出水状況に鑑み従来の計画を再検討の上、之を改訂して治水の完璧を期すると共に努めて水力発電、灌漑及舟運の利便増進を計るものとする。

(二) 計画洪水流量

上流部 毎秒八、五〇〇立方メートルとする

下流部 毎秒六、〇〇〇立方メートルとする

但し、堰堤完成前に生ずるべき洪水流量毎秒六、五〇〇立方メートルを非常洪水として流下せしめ得る如く措置する。

(三) 洪水措置

上流部

努めて堰堤に依る貯水池を以て調節し、尚、足らざる分は沿岸の適地に遊水池を設けて調節し洪水量の軽減を計ると共に

一ノ関附近に於ける湛水位の低下を計るものとする。

これがため既定堰堤計画に検討を加え貯水量並に洪水調節量の増大を計るものとする。

盛岡より下流部の兩岸には築堤を施すと共に一ノ関其の他人家連担地及鉄道線路に対して不取敢、囲繞堤を設け氾濫の被害軽減を計るものとする。

下流部

毎秒六、〇〇〇立方メートル迄の洪水流量は新北上川を通じて安全に流下せしめ得る如く増補を為すと共に、米谷上流部に対し所要の処理をなす。

毎秒六、〇〇〇立方メートルを超える洪水流量は旧北上川に流入せしめ、迫川、江合川よりの洪水流量を合せて流下せしめる如く処理する。

これがため、柳津における分水施設に、所要の措置を構する。

旧北上川の処理に当っては和瀨附近の狭窄部を開鑿し洪水の疎通を計ると共に、堤防の補強を行ない、更に、石巻河港の利用に支障を及ぼさざる如く顧慮するものとする。

四 低水工事

下流部全般に亘り高水工事と同時に低水工事を実施して疎通力の維持に努めると共に、舟運路として利用可能ならしむる如くなすものとする。

等としている。

更に、同年三月二六日建設院井上技官(監の誤りであろう)伊藤利水課長等の来仙を得て、北上川根本対策幹事会が東北地方建設局で開られ、北上川上流工事事務所若林所長が、昭和二十二年九月洪水における雨量、流量並びに出水量(最大)八、五〇〇立方メートルとする算定の根拠等につき説明が行なわれている。

これに対し、会議の意向は、「上流部の一般的築堤区間は堤防の余盛により非常洪水を流下せしめうるが、一ノ関附近の湛水区域に於ては、流入量と流出量との差による湛水位の上昇は頗る危険と思われるから、特に、非常洪水時

の諸影響並びにこれが対策を調査する必要を認める。」等、今後に残される所が多い。

同年七月一二日には、経済安定本部より山岡部員、建設省伊藤利水課長等を中心とする北上川総合開発調査会が、盛岡市繋温泉において開催され、次の如き計画案が提出され、三日間にわたる討議が行なわれている。

#### 北上川総合開発計画案概要

##### 一、概 況

北上川は東北地方第一の大河で、その源を岩手県岩手郡御堂村に発し、更に、脊梁山脈に発する大小幾多の支川を合せ、県下の極要部を貫いて宮城県内に入り石巻湾に注ぐ。幹支川流域の大部分は山地より成り、沿岸は高原性を帯ぶる所尠からずと雖も岩手県内にありては、盛岡以下一ノ関に至る間に於て北上市野連り盛岡市、花巻町、黒沢尻町、水沢町及び一ノ関市等はその中心地として東北本線、大船渡線並びに国道四号路線其の他県道は県内の主要交通網を成す。

尚、本川は脊梁山脈に平行して北より南に流れ、激流急端にとぼしきを以て良好なる発電地点は多くないが、既設発電理論水力は岩手県に於て最大二万キロワットで、灌漑面積は岩手県内に於て四万五百ヘクタールに達する。

水運に関しては、盛岡以下一ノ関に至る間は、小舟を通ずるに過ぎざるも、一ノ関以下石巻に至る間は緩流にして而も、水深相当大なるを以て、夏期渇水の甚しき時期及冬期流水の盛なる日を除けば汽船の航行に適し、水運の便大なり。

斯の如く沿岸民の本川に負ふ所甚大なりと雖も、水害も亦甚大にして、上流岩手県内は殆んど無堤にして洪水氾濫に委ねられ、而も、一ノ関下流に位する狭窄部のため洪水の際には水位上昇著しく、一ノ関平野一千八百ヘクタール

は全く泥海と化するを常とし、大正二年、昭和二十二年の大洪水により多くの人命を奪ひ諸損失は多額にのぼっている。

北上川上流の流域面積は山地六、四五六平方料、平地一、二六九平方料、計七、七二五平方料である。

##### 二、計画の要旨

北上川下流宮城県内に於ては計画洪水量毎秒五、五七〇立方米を以て改修工事を完成せるも、上流岩手県にありては、大正二年八月大洪水に於て一ノ関に於ける最大流量は毎秒七、一〇〇立方米を算した。其の後に於ける降雨状態に徴するときは、一ノ関に到達する最大流量は毎秒七、七〇〇立方米と推定される。

又、昭和二十二年九月洪水に於ては最大流量九、〇〇〇立方米に達し被害は既往最大と言へよう。

而して一ノ関下流は著名なる狭窄部で一ノ関附近の水位を著しく高め、辛して洪水流量（大正二年八月にては毎秒五、五〇〇立方米、昭和二十二年九月にては毎秒六、三〇〇立方米）を流下した。

一ノ関狐禅寺に於ける水位は大正二年八月は二五・二四米、昭和二十二年九月は二七・四六米となり、一ノ関平野に湛水し一ノ関市は全滅となった。

前記狭窄部は兩岸に屹立する岩盤を除去する事により多少洪水の疎通力を増加し得るが、既改修区域の計画量に制限せられるから現状以上疎通力を増加せしめる事は困難とされているので、北上川は岩手県内にありては、幹支川洪水流量を低減する途を考慮し、始めて計画を樹立する事を得。

尚、如何なる調節除壅を計りても狐禅寺に到達する洪水を現場にて（水沢二六米で毎秒五、七〇〇立方米）流下せしめる疎通力不足なるときは狭窄部の開整も已むなきにいたる。

茲に於て、本計画にありては北上川本川、雫石川、猿ヶ石川、和賀川、胆沢川の四大支川に堰堤による洪水調節池を設けて洪水流量を貯溜し一ノ関に於ける最大流量九、〇〇〇立方メートルを每秒七、〇〇〇立方メートルに低減せんとする（大正二年にありては最大洪水七、七〇〇立方メートルを每秒五、五〇〇立方メートルに低減）計画である。

次に、河道の改修にあたりては、洪水調節により低減せる計画洪水流量により開鑿をなし、所要の河積を与へると共に必要な個所には新堤を築設し、又は、旧堤を拡築して洪水氾濫を防止せんとするものである。

又、本川左岸の一部舞川村、長島村附近に調節池を設けて堰堤により調節される流量を尚毎秒七〇〇立方メートル調節し一ノ関狹窄部へ毎秒六、三〇〇立方メートル疎通させるために所要量の開鑿を施工するものとする。

現計画にても堰堤による洪水調節方法を治水の面からのみ考へれば、開鑿の必要はなくなるが、利水の部面を考慮せねばならないので、己むなく開鑿する事になる。

尚、一ノ関平野を蛇行する本川は、著しく洪水の疎通を阻害することとし、一ノ関市水害の惨状を起因する支川磐井川は合流点附近の状況により附替を行ない合流点の状態を改良せんとするものである。

尚、流勢の激突する個所、又は、掘鑿箇所等にして河岸崩壊の虞ある部分には、護岸水制を施して堤防、河岸安定を期すると共に河身の移動を防止せんとするものである。

更に、宮城県境により黒沢尻間に於ける水深浅き箇所は低水路浚渫をなし、黒沢尻町より河口石巻市間の舟運に便する。

前記総合改修による利益効果は更に甚大なものである。（以下略）  
等とある。

翌二四年五月二三日経済安定本部近藤建設局次長等二九名の委員により、第二回北上川総合開発調査協議会が花巻温泉で開られ、東北地方建設局伊藤局長が挨拶の中で次の如く述べている。（抜）

「昨年の協議会により示された方針に従い調査を進めていたが、去る二月十日治水委員会に於て治水計画が決定したので漸々調査を纏め御報告申上ります。

昨年のアイオン台風に於て再び一ノ関市を中心とする北上川上流が洪水により水害を受けたが、治水対策に於ては北上川上流に五ヶ所の堰堤を作る事と成った。

此れ等の堰堤は支障のない限り発電とか、農業用水其の他に利用して行きたい。故、今后先輩方の御指示を仰ぎ北上川の計画を進めて行きたい」と、している。

更に、経済安定本部建設局近藤次長は、総合開発費につき、

「本年の予算は少なくなった、全体で二千万円を切ると思ふ。

別に、大蔵省の方では認識が足りないのではないが、九原則の為、止むを得ない。この点については良く調査を進めたい。

北上川については第一回の協議会に於て有力な意見を聴き参考と成った。資金の関係については対日援助資金、外資導入により北上川開発も実施するのではないかと思います。」

等と述べられている。

北上川上流工事事務所若林所長は、北上川洪水の実態を次の如く説明している。

「北上川の大きな洪水は明治四十三年、大正二年、昭和二十二年、同二十三年等があり、洪水流量毎秒七、〇〇〇立方米以上のものがあつた。

北上川の両側に北上山脈と奥羽山脈があり、北上川の大洪水は、北上山脈の西側面に豪雨が降る場合と奥羽山脈の東側面に降る場合の二つがある。

大正二年の洪水は太平洋よりの台風により北上山脈斜面に大雨があつた。

明治四十二年は奥羽山脈に豪雨があり、昨年のアイオン台風は早池峯の方より宮古方面に降って居り、全流域に亘つて大きな雨が降る事がなかつた。ところが、カスリン台風の場合には、全域に亘つて降っている。

各支流とも最大に近い雨量が降つた。

然し、各支流の既往の最大記録の合計は一昨年（カスリン台風洪水）の本川洪水量より遙かに大きくなるが、それにより、堰堤のキャパシティを考えれば到底北上川の計画は成り立たなくなる云々」としている。（速記三浦、梅津）洪水対策、改修計画等につき種々討議が行なわれ、更に、次の如き要望書を取り纏め、経済安定本部長官宛提出している。

#### 要望書

本北上川総合開発事業は治水上からも、又、産業開発上からも極めて重要であるばかりでなく、現に相当に工事の進捗をみている部分もあるので、更に、工事を促進して一日も速に全体の効果を發揮したいから、これが事業資金に就いては特別の措置を講ぜられたい。

右要望する。

昭和二十四年五月二十三日

#### 北上川総合開発調査協議会

委員長 鈴木 雅 次

安定本部長官殿

とされている。

東北地方建設局及北上川上流工事事務所は岩手県と共に、北上川総合開発達成に向つて業務を遂行しつつあつたのである。

しかるに、前記の如く国土開発法の制定があり、更に、同二十七年一〇月二〇日北上川水系地域における建設省、農林省等各省庁関係の開発事業を一丸として、特定地域総合開発のモデルケースに指定され、翌二十八年度予算に開発調査費が計上を見たのである。

（再註） 挿入資料については、旧假名づかいをその儘とし、誤字又はあて字等と思考される文字には、ママと傍示し原典尊重に留意した。（第一輯以来の慣例に従つた。）

## 第二章 北上川総合開発

### 第一節 沿革

北上川総合開発の成立等については前章に述べる如くであるが、その発端及び展開等の、いわゆる沿革（裏面史等を含む）の詳細は、さきの岩手工事事務所長木谷正著「北上川総合開発」の中で「総合開発の目ばえと治水事業との結びつき」と題して次の如く述べている。

東北は幕末の頃、打ち続く凶作によって、社会、経済の動きは低調となっておった。

そのうえ、戊辰戦役となり、これに敗北し「賊軍」のレッテルを貼られて明治維新となった。

このため、東北地方は植民地の如く蔑視<sup>べつし</sup>されたが、これに対して東北民は反撥し、政府もこの対策として東北拓殖をとりあげるに至った。

明治一一年に時の内務卿大久保利通は、東北を視察し、建議書を太政官に出し、これが基となって東北拓殖事業が実施された。

これは今日の総合開発のはしりとも言うべきものであって、要約すると、

- (一) 猪苗代湖疎水による安積開墾
- (二) 山形、福島両県の道路建設
- (三) 野蒜港の建設（北上川と阿武隈川を連河で結び、その中間に港を作る構想）

の三つであった。

次いで、大正二年に大冷害が起り、農業を主体とした東北地方はどん底となり、これを契機として東北振興の運動が起った。

当時、東北地方を蔑視して、関東と東北との境界である白河を起点として「白河以北、一山百文」という文句があらわれ、この様な偏見を打破するため、岩手県出身の原敬（大正二年当時、山本内閣の内務大臣）は、自ら「一山」と号して活動し、東北振興運動を起した。

これに渋沢栄一等、中央財界人が加わり「東北振興会」が組織され活動が始まった。

しかし、第一次大戦後の世界恐慌による不況等により、立ち消え状態になった。

しかし、農村経済更生運動が再び提唱され、昭和二年に会長菅原通敬のもとに東北出身の政治家、財界人等によって新らしい「東北振興会」が組織された。

各種の運動が活発に行なわれ、昭和九年の凶作を機に第六六回帝国議会において「東北振興調査会」が設置された。

これは、首相を会長に官吏、議員、学識経験者、東北六県知事等四六名で組織された。

この調査会は早速東北振興のための各種の方策について審議し、答申をした。

その中に、昭和一二年から一六年の五ヶ年を第一期とする東北振興総合計画が含まれており、この計画の中心事業は、東北振興電力等であった。

当時、内務省仙台土木出張所（東北地方建設局の前身）は、この東北振興調査に関する予算三万円の配賦を受け、北上川堰堤計画、仙塩工業地帯計画、八郎潟千拓計画、十三湖千拓計画、交通計画等の雄大な、且つ、先見的計画をた

てた。

その内、最も主要なものとして、北上川上流の発電計画をとりあげ、これに北上川上流改修計画との関係について内務省に意見を具申した。

すなわち発電のためのダム地点としては、北上川本川の四十四田、和賀川の沢内、猿ヶ石川の田瀬、胆沢川の石瀧の四ヶ所を挙げ、ここに貯水池を設け発電と洪水調節を併せ行なうと言うものであった。

ここにおいて総合開発と治水事業との結びつきの端緒が開かれるにいたった。

これ等の構想は当時の仙台土木出張所長金森誠之博士の発想になるもので、今日その多くが実現をみており、その先見の明に驚嘆の外はない。」と。

## 第二節 北上特定地域総合開発への進展

### 一、北上川総合開発事業の拡大と進行

終戦後、再びダム工事に着手するに至ったが、たまたま昭和二年九月のカスリン台風による全国的な大出水被害があったため、これ等の大出水に対する根本的治水対策をたてるため、同年十一月に内務大臣を委員長とする治水調査会が設置された。

北上川は、上、下流ともに既往最大の出水で甚大な被害であったので、この調査会の検討河川の一つに取り上げられた。

しかるに、翌二三年九月には再びアイオン台風による大洪水となり、北上川全川にわたり、膨大な水害となったが特に、一ノ関市は惨状目を覆わしめるものがあつた。

このため、改修計画改訂の立案を急ぎ、二四年二月に成案を得た。

これと平行して、経済安定本部が中心となって終戦後の荒廃した国土の経済復興のために、治水、発電、灌漑、工業用水、水道用水等の総合開発調査をすべき河川として、北上川を選び、建設省が中心となって昭和二三、二四年の両年度にわたって調査をし、北上川総合開発計画案が作成された。

これ等の計画は昭和一六年より着手された北上川上流改修計画と五大ダム計画を基礎としてこれを改訂したものとなった。

この計画は、一ノ関市狐禅寺における最大流量九、〇〇〇 $\text{m}^3/\text{S}$ を五大ダムによって、七、〇〇〇 $\text{m}^3/\text{S}$ にカットし、このダム群を使って最大一〇三、〇〇〇キロワットの発電と、三、五五五ヘクタールの開田に必要な灌漑用水を供給し、約一〇〇、〇〇〇石の米を増産し、豊富な電力を使って工業を振興し、農村及び一般家庭の電化を促進しようとするものであった。

この当時の岩手県内の発電力は最大約四〇、〇〇〇キロワットにすぎず、又、米の生産額も約一、〇〇〇、〇〇〇石であったので、この五大ダム群による総合開発計画の効果は、当時すばらしいものとして大いに期待をよせられるに至った。

これ等の計画と同時に北上川水系について、宮城県内においても治水、利水の総合開発計画が検討され、北上川の支川である江合川に鳴子ダムを造り、迫川には花山ダムと栗駒ダム(玉山ダム)を構築し、これらによって洪水調

節、発電、灌漑、上水道、工業用水等の総合開発をする計画が討議され検討が進められつつあった。

丁度この頃戦後の国土再建、復興には、国土保全と資源開発方式であるTVA方式によって国土を開発し、人口の収容力を高めることが、日本を再建しようとするあらゆる努力に先だって着手されねばならない、との方針によって、昭和二五年に国土総合開発法が制定された。

この計画の一部をなす特定地域総合開発計画の対象地域として北上川流域が大きくクロースアップした。

すでに計画、又は、着手されておった北上川の治水、利水の総合開発のための多目的ダム群を根幹とし、これらの計画と別に計画、又は、着手されておった農業用水ダムなどを加え、更に、これに治山事業、灌漑排水事業、牧野改良事業、鉄道改良事業、鉄道建設、港湾修築事業等を総合的に調整計画がなされた北上川特定地域総合開発計画は、昭和二六年一月二日に内閣総理大臣より指定され、同二八年二月には、全国で第一番目の閣議決定になった。

この特定地域は岩手、宮城両県にまたがり、北上川流域を中心とする約一二、六〇〇平方料の区域を対象とし、北上川総合開発がその中心事業となっておった。

この総合開発の大綱は、

- 1、北上川本支流の洪水防禦
- 2、各種資源の有機利用開発
- 3、地域内資源を主とする鉱工振興のための基礎条件の整備

等であり、このために北上川の五大ダムと、鳴子ダム、花山ダム、玉山ダムを中心とし、これに、岩洞ダム、豊沢ダム、山王海ダムを加え、更に、御所防災ダム等も入れたダム群を根幹として各種の事業を総合的に加え、これによ

り八、六〇〇町歩の灌漑排水事業と、一三、〇〇〇町歩の開墾干拓事業を行なって、米換算五〇万石の増産を行ない、更に、各ダムを利用して最大出力二五〇、〇〇〇キロワットの発電を行なって、地域内の鉱工業振興にあてる。

国土保全との関係を考慮して、北上川流域内に五、〇〇〇町歩の造林をする。

一方、旧北上川の治水計画に関連して石巻港の整備をはかる。

以上が直接北上川治水に関連した一連の方針である。

この当時の北上川特定地域内の米の生産額は二、七七五、〇〇〇石であり、発電最大出力は五三、〇〇〇キロワットであったことから、この総合開発による効果は非常に大きなものであり、それだけに岩手県の住民が、この計画にかけた期待は絶大なものがあつた。

この頃の情勢を伝えるものとして、昭和二八年に岩手県で出した資料「岩手のTVA」の、みだし文をあげると「岩手県には大がかりな総合開発計画が進んでいる。

それは、何故だろうか？、八、三〇〇万の人口が、せまい四つの島に生きていかなければならない。それには新しい決意と計画と実践力とが必要だ。

国土総合開発法が制定されたのもそのためである。

平和条約によって独立したとさけんでみても、経済の自立がなければ空手形に終る。

岩手県の総合開発は、日本がこれからさき、どのように生きて行くべきか、という大きい課題をとく鍵になった。そのため本県のみの問題でなく、全国的関心を集めている所以である。

本県の面積は一県で四国地方に匹敵し、未開発資源は幾世紀も開発をまちつづけている」云々とあり、又、総合開

発貯金運動が起され、昭和二七年より年間目標五億円として出発したが、二七年、二八年はいずれも一〇億円を突破するという実績を示し、地域の関心の高さと期待の大きさを明確に表わしたものであった。

このように大きな情勢と希望を持って進められて来た北上川総合開発事業の進行はまことに目ざましいものがあり昭和四三年現在における主要事業は次のようになっている。

## (一) 北上川五大ダム

|        |               |
|--------|---------------|
| 石瀧ダム   | 昭和二八年二月竣功     |
| 田瀬ダム   | 同 二九年六月 同     |
| 湯田ダム   | 同 四一年 同       |
| 四十四田ダム | 同 四三年四月 本湛水開始 |
| 御所ダム   | 同 四三年 本格調査中   |

## (二) 旧北上川ダム

|      |                 |             |
|------|-----------------|-------------|
| 花山ダム | 同 三二年一月竣功 (一迫川) | (宮城県栗原郡花山村) |
| 鳴子ダム | 同 三二年一〇月同 (江合川) | (同 県玉造郡鳴子町) |
| 玉山ダム | 同 三六年 同 (三迫川)   | (同 県栗原郡栗駒町) |

## (三) 灌漑を主目的とするダム (北上川上流)

|       |               |
|-------|---------------|
| 山王海ダム | 同 二八年 同 (滝名川) |
| 豊沢ダム  | 同 三五年 同 (豊沢川) |
| 岩洞ダム  | 同 三五年 同 (丹藤川) |

## (四) 防災ダム

|         |   |       |   |                    |
|---------|---|-------|---|--------------------|
| 遠野ダム    | 同 | 三二年六月 | 同 | (猿ヶ石川支川来内川)        |
| 御所防災ダム群 | 同 | 四二年   | 同 | (零石川水系)            |
|         |   |       |   | 「鶯宿ダム、外掛沢ダム、レン滝ダム」 |

衣川防災ダム群 「増沢ダム、滝の沢ダム、大原ダム、北の沢ダム、大森ダム」

第一期工事の増沢と滝の沢両ダムは、同三八年に完成し、第二期工事として残りの三ダムを着工又は調査設計中

## (五) 多目的ダム関連灌漑用排水事業

イ、胆沢川開拓建設事業 (石瀧ダム関連)

|                |            |
|----------------|------------|
| 開田             | 九五〇ヘクタール   |
| 旧田補水           | 六、一二三ヘクタール |
| 開畑             | 五二二ヘクタール   |
| 内二〇〇ヘクタールは畑地灌漑 |            |

等の開拓を完了した。

ロ、猿ヶ石開拓建設事業 (田瀬ダム関連)

|                                                    |            |
|----------------------------------------------------|------------|
| 開田                                                 | 三、三〇一ヘクタール |
| 旧田補水                                               | 二、九六九ヘクタール |
| 開畑                                                 | 一、二一六ヘクタール |
| 等の開拓を目ざして山容が一変する程の大規模なスケールで、同四四年度完工を目ざして事業を実施中である。 |            |

ハ、和賀中部開拓建設事業 (湯田ダム関連)

|      |            |
|------|------------|
| 開田   | 三、八九〇ヘクタール |
| 旧田補水 | 三三七ヘクタール   |

等を目途として、猿ヶ石開拓建設事業とともに大規模開田事業であり、非常な期待を寄せられており、同四五年完了を目ざして事業実施中である。

岩手県の昭和四二年度の水稲作付面積は、九〇、〇〇〇ヘクタールであるが、胆沢川、猿ヶ石、和賀中部等、三事業による水稲関係面積は、合計一七、五七〇ヘクタールに及ぶものであるから、いかに多目的ダムによる効果が大きい、改めて知らされるところである。

## 北上川の主要かんがい事業

(S43調)

| 事業名    | ダム名                                                   | かんがい容量<br>(1,000㎡)                                                            | 最大使用水量<br>(㎡/S)                          | 補給面積<br>(町歩)                                                     | 開田面積<br>(町歩)                                                       | 開畑面積<br>(町歩)                                  |
|--------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 北下流川域  | 江合川総合開発事業<br>迫川<br>小計                                 | 16,000<br>15,000<br>11,800<br>42,800                                          | 22.0<br>8.0                              | 9,618<br>8,845<br>4,857<br>23,320                                | —<br>—<br>—<br>—                                                   | —<br>—<br>—<br>—                              |
| 北上川上流域 | 胆沢川農業水利事業<br>和賀中部<br>豊沢川<br>猿ヶ石川<br>山王海<br>山手山麓<br>小計 | 11,960<br>20,300<br>23,300<br>47,100<br>9,590<br>46,000<br>158,250<br>201,050 | 16.0<br>8.0<br>9.3<br>7.5<br>3.79<br>9.0 | 6,123<br>337<br>4,291<br>2,939<br>2,852<br>—<br>16,562<br>39,882 | 950<br>3,870<br>1,025<br>3,301<br>406<br>2,800<br>12,372<br>12,372 | 512<br>0<br>—<br>1,216<br>200<br>600<br>2,528 |
| 合      | 計                                                     |                                                                               |                                          |                                                                  |                                                                    |                                               |

## 北上川の主要発電所

(一部補正)

| 区分     | 河川名                                     | ダム名                              | 発電所名                                                | 有効落差<br>(m)                                      | 最大使用水量<br>(㎡/S)                                  | 最大出力<br>(KW)                                                                                    | 年間発電電力<br>(mwh)                                                                                      | 事業者名                                                                         | 完成年度                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 北下流川域  | 江合川<br>迫川<br>小計                         | 鳴子山<br>鳴子川<br>小計                 | 鳴子川第2<br>胆沢第1<br>仙第2<br>人新和賀川<br>東十四田<br>東十四田<br>第2 | 105<br>22                                        | 21<br>8.9                                        | 18,000<br>1,500<br>19,500                                                                       | 86,300<br>6,200<br>92,500                                                                            | 東北電力<br>東北電力<br>東北電力                                                         | S.32.<br>S.32.<br>S.32.                                                                |
| 北上川上流域 | 胆沢川<br>和賀川<br>猿ヶ石川<br>山王海<br>山手山麓<br>小計 | 石湯<br>湯田<br>瀬海<br>田山<br>玉画<br>中洞 | 胆沢第1<br>仙第2<br>人新和賀川<br>東十四田<br>東十四田<br>第2          | 108<br>48<br>104<br>92<br>32<br>409<br>85<br>285 | 16<br>16<br>42.5<br>17.5<br>35<br>55<br>12<br>12 | 14,600<br>6,200<br>37,600<br>15,500<br>27,000<br>15,100<br>41,000<br>8,300<br>165,300<br>13,000 | 74,300<br>36,700<br>133,500<br>96,400<br>112,000<br>71,200<br>214,800<br>28,600<br>767,500<br>74,000 | 東北電力<br>東北電力<br>東北電力<br>東北電力<br>東北電力<br>東北電力<br>東北電力<br>東北電力<br>東北電力<br>東北電力 | S.28.<br>S.32.<br>S.32.<br>S.32.<br>S.32.<br>S.32.<br>S.32.<br>S.32.<br>S.32.<br>S.32. |
| 合      | 小計                                      | 計                                | 計                                                   |                                                  |                                                  |                                                                                                 |                                                                                                      | 岩手県                                                                          | 調査中                                                                                    |

(一部補正)

更に、旧北上川水系ダムの関連灌漑効果は、鳴子ダムにより大崎平野九、六一八ヘクタールの旧田に用水補給を行ない、花山ダムにより築館町周辺の旧田八、八四四・五ヘクタールの用水補給を行なって効果をあげておる。

この外、栗駒ダムにより金成町附近の旧田四、八五七ヘクタールに補給を行なっている。

## (六) ダム関連発電事業

すでに完成したものは、石測ダム、田瀬ダム、湯田ダム、四十四田ダム、鳴子ダム、花山ダム、岩洞ダム等、関連の発電所一〇か所であり、これ等の合計最大出力は一八四、八〇〇キロワットである。

北上特定地域総合開発計画の閣議決定がなされた昭和二八年当時は岩手、宮城両県を合はせて最大出力五三、〇〇〇キロワットにすぎなかったものであるから、これ等のダムによる発電一八四、八〇〇キロワットは非常に大きな効果であり、現在では塩釜の火力発電が、ベース負荷を保持し、ピーク負荷をこれらの発電で受持っており、北上川流域の開発に大きな役割りを果して来ている。

## (七) 河道改修事業

北上川の改修はダム群と河道改修の組合せによるTVA方式総合計画である。

ダム群については、北上川上流地帯の五大ダムのうち、御所ダムを残して四大ダムが完成し、旧北上川流域の鳴子ダム等の三ダムも完成した。

しかるに、河道改修の進捗率は全流域で四〇％に達しておらず、なお今後の努力を必要とする状態にある。

下流宮城県内においては、戦前の計画で昭和一〇年三月竣工しており、現在この増補工事施工中であり充分治水目的を果しつつあるが、上流岩手県内においては築堤延長においては未だ六三％であり、且つ、残りの三七％の大部分

は最も洪水被害を受ける一関地区であり、この地区の改修が、今後の大きな課題となっておる。

以上現在迄の北上川総合開発事業を総括してみるに、治水事業においては、更に、今度になすべき部分があるとしても、関連事業とよく調整がとれた事業の進展が行なわれ、目的の大多数を果しつつあると言える。

## 二、あ と が き

旧藩時代から開発さるべき素地をもっておった北上川流域は、東北振興の担い手として昭和一六年より「日本のTVA版」として、北上川総合開発（河水統制）事業が始まり、以来二七年たった今日、着々とその事業も進歩し初期の目的を果しつつ大きな成果をあげて来ておる。

これ等の事業は、土木技術的にも画期的なものが多かった。

先づ、治水方式として、ダム群による大規模な洪水調節を取り入れた点において、我国河川改修計画に特筆すべきものである。

又、これ等のダム群を築造することにより、戦後の我国の、ダム技術を一大進歩発展せしめることとなった。

特に、石狩ダムにおいては我国最初のロックフィルダムが築造され、又、田瀬ダムにおいては、本格的な洪水調節用高圧オリフィスゲートを取りつける等、各種の新しい試みを取り入れて成功し、鳴子ダムにおいては、我国で最初の大規模なアーチダムを TRIAL—LOADMETHOD で設計して見事に完成するなど、ダムに関して各方面にわたり技術の開発が行なわれたことは、誠に意味深いものがある。

昨年末より湛水し始めた四十四田ダムにより、上流支川赤川により流入する松尾鉱山の酸性鉱毒水のため、茶褐色

に濁った北上川の水が、ダムに濁りが沈澱して、きれいな水となり「北上川がよみがえった」「北上川が、詩情を取りもどした」と岩手県の人々より大喜びされると言う副次効果まで発揮した。が、なお今後に残る大きな問題は、折角出来たこれ等のダム群の統合操作をいかに効果的に、かつ、有効に実施するかと言うことがある。

この目的のために、すでに北上型アナログ電子計算機を開発して、ダム群の操作による北上川本川の水位、流量の変化を直ちに計算出来ることとなり、昭和四一年の六月、九月の洪水時にその威力を発揮しておる。

更に、流域に配置されたテレメーターより送られてくる雨量と水位の情報を自動的にデジタル型電子計算機に入れた、アナログ電子計算機に入れるべき雨量と水位の数値をテープアウトし、これによりアナログ計算機を操作し、自動的に北上川の水位、流量の変化を計算するシステムを研究中である。

このような努力の積み重ねによって北上川は、治水、利水共に日本のTVAとしての効果を完全に発揮する日も、そう遠くないことであろう。

（昭和四三年稿）

附

録

## 一、關係法規等

### (一) 河川台帳令

明治二十九年一〇月一五日  
勅令第三三一号

第一条 河川台帳ハ帳簿及実測図ヲ以テ組成ス

第二条 河川台帳ニハ市町村毎ニ區別シテ左ノ事項ヲ記載スヘシ但河川ノ状況ニ依リ建設大臣ハ其ノ記載事項ヲ省略セシムルコトヲ得

一 河川ノ敷地及堤外地ノ区域

二 河川ノ附屬及河川ニ影響ヲ及ボスベキ工作物ノ種類、数量、構造及位置形状

三 河川ニ影響ヲ及ボスベキ水流及水面ノ種類、数量及位置形状

第三条 府県知事ハ其ノ調製ニ係ル河川台帳ニ付地元市町村長ノ意見ヲ徴シ且之ヲ其ノ市役所及町村役場ニ於テ七日以上ノ期限ヲ定メテ公衆ノ縦覧ニ供スヘシ但シ地元市町村ノ多数ナル場合ニ於テハ府県知事ハ縦覧所ヲ指定シ其ノ所在市町村ニ隣接スル市町村ニ限り併合縦覧セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ利害關係者ハ縦覧期限經過十後五日以内ニ河川台帳ニ対シ意見ヲ申立ルコトヲ得

第四条 府県知事ハ河川台帳ノ認可ヲ請フニ際シ前条意見書類及之ニ対スル弁明書ヲ建設大臣ニ提出スヘシ

第五条 府県知事ハ河川台帳ノ更正ヲナサントスルトキモ亦前二条ノ手續ヲ経テ建設大臣ノ認可ヲ請フヘシ

第六条 建設大臣ハ其ノ認可シタル河川台帳ノ原本ヲ保管スヘシ

第七条 府県知事ハ河川台帳ノ原本ニ就テ正本ヲ調製シ之ヲ保管スヘシ

府県知事ハ公衆ノ請求ニ依リ河川台帳ノ正本ヲ縦覧ニ供スルノ方法ヲ設ケ其ノ地方公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ其ノ更正ヲ為シタルトキ亦同シ

第八条 (削除)

第九条 府県知事河川台帳ノ認可ヲ得タルトキハ七日以内ニ其ノ旨ヲ地元市町村長ニ通知スヘシ其ノ更正ニ付認可ヲ得タルトキ亦

同シ

- 第十條 市町村長前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ正本ニ就テ其ノ管内ニ係ル河川台帳ノ副本ヲ調製シ又ハ更正スヘシ  
 市町村長ハ河川台帳ノ副本ヲ調製シ又ハ更正シタルトキハ其ノ旨ヲ公告シ公衆ノ請求アリタルトキハ之ヲ其ノ縦覧ニ供スヘシ  
 第十一條 市町村長ハ各其ノ管内ニ係ル河川台帳ノ副本ヲ保管スヘシ  
 第十二條 第十條ノ為ニ要スル費用ハ当該市町村ノ負担トス  
 第十三條 北海道ニ付テハ本令中府県知事ニ関スル規定ハ北海道庁長官ニ関シ之ヲ適用ス

## (二) 河川敷地及流水並河川附屬物占用規程 (明治三十七年十月六日 県令第三十八号)

- 第一条 河川法ニ依リ河川ノ敷地若ハ流水又ハ河川附屬物占用ノ許可ヲ受ケンタル者ハ本規程ニ拠ルヘシ  
 第二条 河川ノ敷地流水及附屬物占用ノ願書ニハ左記各号ノ事項ヲ記載スヘシ  
 一、占用物所在地ノ郡市町村大字名  
 二、占用物所在地ノ実測反別  
 三、占用ノ目的及期間  
 四、河川法施行規程第九条ニ該当スル土地ハ旧地番地日反別  
 第三条 前条ノ願書ニハ左ノ図面ヲ添付スヘシ  
 一、占用物所在地ノ平面積実測図縮尺六百分ノ一  
 但実地ノ状況ニヨリ縮尺ハ適宜伸縮スルコトヲ得  
 二、占用物所在地附近ノ実測平面図縮尺千二百分ノ一  
 本圖ニハ左記ノ事項具備スルコトヲ要ス  
 甲、占用物所在地並ニ其ノ附近ノ景状及目標 (基標三角点、丁抗ノ類)  
 乙、磁北及流水ノ方向  
 丙、河川台帳切図番号 (市町村ニ於テ河川台帳副本調製前ハ記載ヲ要セス)  
 第四条 河川法第十七條ニ拠ル工作物施設ノ目的ヲ以テ河川ノ敷地若ハ流水又ハ河川附屬物占用ノ許可ヲ得ントスル者ハ前条ノ願書ニ其ノ旨併記シ且工作物ノ設計書及構造図 (縮尺五十分ノ一) ヲ添付スヘシ

- 第五条 占用期間ハ五ヶ年以内トス尚引続キ占用セントスル者ハ期限満了一ヶ月前更ニ出願許可ヲ受クヘシ  
 第六条 占用ノ許可ヲ受ケタルモノハ占用期間内其ノ占用スル河川ノ敷地若ハ流水又ハ河川附屬物保護ノ責ニ任スヘシ  
 第七条 占用ノ目的ヲ變更セントスルトキハ其事由ヲ詳記出願許可ヲ受クヘシ  
 第八条 占用期限満了ニ至リタルトキ又ハ占用期間内ニ占用ヲ廃止シタルトキハ原状ニ回復シ一ヶ月以内ニ其旨届出ツヘシ  
 第九条 流川ノ敷地若ハ流水又ハ河川ノ附屬物占用ハ占用料ヲ徴收ス但河川法施行規程第九条ニ該当スルモノ及公共団体ニ於テ公共事業ノ為メ占用スル場合ハ占用料ヲ徴收セス  
 第十条 占用料ハ其年四月ヨリ翌年三月ニ至ル一ヶ年分ヲ其年四月十日限り納入スヘシ新タニ許可ヲ受ケタルトキハ其年度ニ屬スル占用料ニ限り許可ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ月割ヲ以テ納入スヘシ但短期間ノ占用ト雖モ期限翌年度ニ跨リタルトキハ其翌年度ニ屬スル占用料ハ前項ニ準シ納入スヘシ  
 第十一条 占用期間内ニ許可ヲ受ケタル者ノ都合ニヨリ占用ヲ廃止スルコトアルモ既納ノ料金ハ還付セス  
 河川法第二十條ノ処分ニ依リ許可ヲ取消シタルトキモ亦前項ニ同シ但其取消力許可ヲ受ケタル者ノ過失怠慢ニ基因セスト認メタルトキハ知事ニ於テ相当ト認ムル料金ヲ還付スルコトアルヘシ  
 第十二條 天災地変ノ為メ占用物ノ全部又ハ幾部亡失シタル場合ニ於テハ十日以ニ情ヲ具シ既納料金ノ下戻ヲ請求スルトキハ知事ニ於テ相当ト認ムル料金ヲ還付スルコトアルヘシ  
 第十三條 許可ヲ受ケスシテ占用ノ目的ヲ變更シ又ハ第八条ノ手續ヲ怠ル者ハ科料ニ処ス  
 第十四條 本規程ニ拠ル願書類ハ地元市町村及所轄郡役所ヲ經由スヘシ

## (三) 河川生産物私下規程

県令第三十七号

河川法施行区域内ニ於ケル生産物私下規程左ノ通相定ム

明治三十七年十月七日

岩手県知事 北条 元 利

河川生産物私下規程

第一条 本規程ニ於テ河川ノ生産物ト称スルハ河川法施行区域内ノ土岩砂礫転石葭萱竹木雜草其ノ他ノ県実ヲ謂フ

第二条 河川ノ生産物ノ払下ヲ出願セントスル者ハ本規程ニ依リ許可ヲ受クヘシ

第三条 河川ノ生産物払下願書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、生産物所在地ノ郡市町村大字及河川名

二、生産物ノ種類数量価格

三、生産物採取ノ目的

四、生産物採取ノ期間

第四条 前条ノ願書ニハ生産物所在地附近ノ実測平面図(縮尺千二百分ノ一)ヲ添付スヘシ

実測平面図ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ但市町村ニ於テ河川台帳副本調製前ハ戊巳ノ記入ヲ要セス

採取生産物少量ニシテ其採取期間永キニ渉ラサルモノハ略図ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

甲、生産物所在地(堤防護岸水制堰堤道路橋梁等ヨリノ距離)

乙、域(面積長幅等)

丙、附近ノ形状及目標(基標三角標丁抗等ノ類)

丁、流水ノ方向及磁北

戊、河敷線及堤敷線

巳、河川台帳ノ切図番号

第五条 河川法施行前ニ私人ノ所有權ヲ認メタル荒地ニアラサル河川敷地ノ生産物ノ払下ヲ出願セントスル者ハ其ノ敷地ノ前所有

者又ハ其ノ相続人ノ承諾書ヲ添付スヘシ

第六条 公共団体カ公共事業ノタメ若ハ河川法施行前所有權ヲ認メタル前所有者又ハ其ノ相続人ニ於テ河川敷地内ノ河川生産物ヲ

採取セントスル場合ハ無償許可スルコトアルヘシ

第七条 河川ノ生産物払下代金納入ハ左ノ各項ニ拠リ物件引渡前ニ納付スヘシ

一、年ヲ以テ許可シタル払下代金ハ甲年四月ヨリ乙年三月迄ヲ一期トシ甲年四月十日迄ニ納入スヘシ

但四月以後新ニ払下ヲ許可シタルモノハ初期ノ分ニ限り月割ノ計算ニヨリ許可ノ日ヨリ十日以内ニ納入スヘシ

一、月又ハ日ヲ以テ許可シタル払下代金ハ許可ノ日ヨリ十日以内ニ納入スヘシ

第八条 河川ノ生産物払下代金ヲ納入シタルトキハ左ノ様式ノ鑑札ヲ製シ且代金納入ノ領収証ヲ提示シ盛岡市内ハ当庁其ノ他ハ所

轄郡役所ノ検印ヲ受クヘシ

第九条 河川ノ生産物払下許可ノ後採取ニ従事スルトキハ必前条ノ鑑札ヲ携帯シ警察官吏又ハ当該官吏職員ノ要求アリタルトキハ

之ヲ示スヘシ

第十条 許可ノ期間内ニ払下生産物ノ採取ヲ終了スルコト能ハスシテ延期ヲ出ス願ルトキハ許可スルコトアルヘシ

但許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ更ニ第八条ニ準シ鑑札ヲ製シ延期許可ノ指令書ヲ提示シ検印ヲ受クヘシ

第十一条 河川ノ生産物払下ノ許可ヲ受ケタル者ノ都合ニヨリ許可ノ期限内ニ採取ヲ終了セス中途之ヲ廃止スルトキハ其旨届出ツ

ヘシ但此ノ場合ニ於テハ既納ノ代金ハ還付セス

第十二条 天災地変其ノ他不可抗力ノ為メ払下生産物ノ全部又ハ一部亡失シタル場合ハ七日以内ニ情ヲ具シ既納代金ノ下戻ヲ請求

スルトキハ調査ノ上相当代金ヲ還付スルコトアルヘシ

前項還代スヘキ代金ノ額ハ知事之ヲ定ム

第十三条 左ノ場合ニ於テハ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ許可ノ条件ヲ変更シ又ハ危害ヲ予防スル為メニ必要ナル設備

ヲ為サシムルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シタルトキ

二、第七条ノ指定期限内ニ代金ヲ納入セザルトキ

三、公害ノ虞アルトキ

四、河川ノ状況ノ変更ニ依リ必要ヲ生シタルトキ

五、河川ニ関スル工事ヲ施行シ又ハ河川敷地若ハ河川附属物ノ占用又ハ使用ヲ許可スル為ニ必要ナルトキ

六、公益ノ為メ必要ナルトキ

第十四条 前条第三号乃至第六号ノ事由ニヨリ許可ヲ取消シタル場合ニ於テハ既納代金ハ第十二条ノ例ニ準シ之ヲ還付シ第一号ノ

場合ニ於テハ還付セス

第十五条 本規定ニ基ク処分ニヨリ損害ヲ生スルコトアルモ補償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十七条 第八条第十條但書ノ手續ヲ履行セス河川ノ生産物ヲ採取シタル者又ハ第九条ニヨル鑑札ヲ現場ニ携帯セス若ハ其ノ提示ヲ拒ミタル者又ハ第十三条ノ命令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

(四) 筏及び流材取締規則中一部改正

県令第七号

明治三十七年十一月県令第七十号筏及流材取締規則中左ノ通改正ス

明治四十二年三月五日

岩手県知事 笠井 信一

第一条ノ中「知事」ヲ「始業地ノ市ニアルトキハ知事ニ町村ニアルトキハ所轄郡長ニ改ム  
第五条ノ中筏ハノ下「北上川明治橋ヨリ下流ニ於テハ一組ノ長サ十四間幅二間半明治橋ヨリ上流及其他ノ河川ニ於テハ」ノ四十三字ヲ削ル

(註) 筏及び流材取締規則ハ、内務省直轄施工北上川低水工事ノ完成後、水制、沈床等の維持管理上規制するものである。

筏及び流材取締規則ニ関シ

訓令甲第九号

郡 役 所  
市 役 所  
町 村 役 場

明治三十四年十一月県令第七十号筏及流材取締規則ニ依ラ河川使用願処分ニ関スル手續左ノ通心得ヘシ

明治四十三年三月五日

岩手県知事 笠井 信一

第一条 河川使用ノ期間ハ一ケ年ヲ越エシムヘカラス  
第二条 郡市長ハ其ノ部内ノ河川使用ニ依リ障害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ区域期間及制限ヲ定メ事由ヲ付シ其ノ都度上流ノ各都市町ニ通知シ同時ニ知事ニ申報スヘシ前記期間内ニ障害ヲ生スヘキ事実ノ止ミタルトキ亦同シ

第三条 河川使用願ノ不許可及前条前段ノ通知ヲ受ケタル区域ニ係ル河川ノ使用願ハ経同ノ上処分スヘシ  
第四条 河川使用願ノ許可ハ毎月十日限り前月中処分シタル分ヲ左ノ様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ

(様式省略)

(註) 明治三十七年十一月県令第七〇号筏及び流材取締規則ハ、既に、散逸し見るを得ず。

(五) 発電用水利使用ニ関シ

告示第二百六十号

発電ノ原動力ニ供スル水力発生ノ為水利使用ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ工事ニ関シテハ明治三十七年八月県令第三十三号土木事業取締規則、官有土地水面ノ使用ニ関シテハ明治四十一年六月県令第二十三号官有土地水面及生産物処分規則ニ依ルノ外尚願書ニ左記事項ヲ具備シタル図面及書類正副二通ヲ添付スヘシ

許可ヲ受ケタル事項ノ変更又ハ許可ニ因リ生シタル権利義務ノ移転出願ノ場合ハ前項ニ準シ之ニ関係アル図面及書類ヲ添付スヘシ

明治四十四年六月二十三日

岩手県知事 笠井 信一

記

第一、電気起業概要

(一) 起業者ノ氏名

(二) 目的

(三) 供給区域又ハ鉄道若クハ軌道經過地並其ノ図面(縮尺二十万分ノ一)

(四) 発電力(「ワット」数)

第二、水路工事

(一) 河川名並ニ取入口及放水路ノ位置

(二) 使用水量(毎秒時ニ付立方尺)渇水時ノ水量ヲ超過シテ水ヲ使用セントスル場合ハ其ノ事由ヲ附記シ若シ灌漑用水其ノ他ノ水利ニ影響ヲ有スル場合ニハ参考トシテ之ニ要スル水量其ノ他ノ関係ヲモ記載スルコト)

(三) 有効落差

四 馬力数(使用水量及有効落差ヨリ計算シタル理論馬力数)

(五) 水路工事説明大要

(六) 水路実測図(縮尺二万分ノ一以上トシ取入口、発電所、放水路ノ位置ヲ記載スルコト)

第三、使用河川ノ水量測定

(一) 流域ノ面積並ニ図面(縮尺約五万分ノ一乃至二十万分ノ一)

(二) 流域ニ於ケル植林状態(裸地、耕地、林野ノ面積歩合等)

(三) 雨量観測表(附近観測所ノ調査ニシテ成ルヘク五年以上ニ亘ルモノ)

四 水路工作物附近地ニ於ケル流水水量ノ測定其ノ方及時期並ニ測定場所ノ横断面図(測定ハ成ルヘク前後地形同一ノ場所ヲ選ミ異ナリタル数種ノ方法ニ依リ且濁水時ニ於テ数回之ヲ行フコト)

(五) 発電所及取入口附近ニ於ケル最高最低及平水位

(六) 使用河川ノ勾配及河床(取入口ノ上流一千間ノ地点ヨリ放水路ノ下流一千間ノ地点ニ亘ル使用本流ノ勾配並ニ其ノ河床ノ状態ヲ記スルコト水量測定ニ関スル担当技術者名ヲ附記スルコトヲ要ス)

第四、工事費概算(左記様式ニ依ル)

県令第十八号

発電水利使用取縮規則左ノ通り相定ム

大正六年五月四日

岩手県知事 大 津 麟 平

#### 発電水利使用取縮規則

第一条 本則ニ於テ発電水利使用トハ発電ノ為水ノ使用及水路開鑿並其ノ附屬物ノ施設ヲ総称ス

第二条 発電水利使用ヲ為サントスル者ハ願書ニ左ノ書類図面ヲ添ヘ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但願書及其ノ添付図書ハ各三通提出ス可シ

#### 第一、電気起業概要

(一) 起業者ノ住所、職業、氏名(会社ナルトキハ其社名)

#### (二) 起業目的

(一) 供給区域又ハ鉄道若ハ軌道經過地並其図面(縮尺二十万分ノ一)

(二) 発電電力(「キロワット」数)

(三) 取水河川(他ノ公有水面ヲ含ム以下同ジ) 名並取入口及放水路ノ位置

(四) 取水河川、幹川何川支(派) 何川、取入口何県何郡何町村何大字何字、放水口何県何郡何町村何大字何字  
(例取水河川、幹川何川支(派) 何川、取入口何県何郡何町村何大字何字、放水口何県何郡何町村何大字何字)

(五) 使用水量(毎秒時何立方尺濁水量ヲ超過シテ水ヲ使用セムトスル場合ハ其ノ事由ヲ附記スルコト)

(六) 有効落差(曲尺ニテ示スコト)

(七) 馬力数(使用水量及有効落差ヨリ計算シタル理論馬力数)

#### (八) 水ノ使用期間

#### 第二、水路工事

(一) 水路一覽図(陸地測量部出版五万分ノ一地形図又ハ之レト同等ノ図面ニ水路ノ位置、堰堤、取入口、隧道、開渠、発電所放水口等ノ位置及取水箇所ニ於ケル流域境界線ヲ記載シ尚ホ附近ニ於テ灌溉其ノ他既許可ノ水利事業アルトキハ其ノ位置ヲ記入スルコト特ニ貯水池又ハ河水ノ調整池ヲ設クルモノニ在テハ其ノ位置ヲ記載スルコト)

(二) 水路予測縦断面図(縮尺横六千分ノ一以上、縦二百分ノ一以上トシ堰堤、取水口、隧道、開渠、発電所、放水口其ノ他主要工作物ノ位置、取水口、及発電所附近ニ於ケル最高水位、平水位、最低水位ヲ記入シ高低ノ基準ハ成ル可ク陸地測量部ノ水準標ニ準拠スルコト)

(三) 堰堤及水路ノ定規図(縮尺ハ適宜トシ形状、材質及構造ノ大要ヲ示スコト)

四 計画説明大要(取水河川ノ状態及勾配取水方法ノ大要、使用水量決定ノ理由、水路断面算定ノ方法、水車ノ種類個數掘鑿土砂ノ數量及処理方法切取盛土法面ノ保護及山地崩壊防止ノ方法ハ必ス之レヲ記載スルコト特ニ貯水池又ハ河水ノ調整池ヲ設クルモノニ在テハ其ノ計画ノ大要ヲ記載スルコト)

#### 第三、取水河川ノ水量測定

(一) 流域面積(方里ヲ単位トス但一方里ニ滿タサルモノハ其ノ小数ヲ以テ表ハスコト)

(二) 流域ニ於ケル植林状態(裸地耕地林野ノ面積歩合等)

(三) 雨量観測表(附近観測所ノ調査ニシテ成ルヘク五ヶ年以上ニ亘ルモノ)  
 (四) 取水口及水路工物並発電所各附近ニ於ケル流量及水ノ測定ノ方法、時期及測定場所ノ横断面図(横断面図ノ縮尺ハ適宜トシ濁水、低水及最高水位ヲ記入スルコト水量測定ハ数種ノ方法ニ依リ成ル可ク濁水時ニ於テ数回之ヲ行フコト)  
 (五) 使用河川ノ勾配及河床(取水口ノ上流一千百間ノ地点ヨリ放水路ノ下流一千間ノ地点ニ亘ル使用河川本流ノ勾配並其ノ河床ノ状態ヲ記スルコト水量測定ニ関スル担当技術者名ヲ附記スルコト)

第四、起業ト治水其ノ他公益事業等トノ関係

(一) 灌溉其ノ他既許可ノ水利事業ニ及ホス影響並之レニ関スル施設ノ大要

(例) 取入口放水口間及其ノ上下附近ニ於テ本起業ノ為影響スルモノナシ又ハ何々堰灌溉反別何町歩ノ灌溉ノ為濁水時ニ於テ何所ヨリ灌溉時期何立方尺ノ分水ヲ為ス等ノ類尚ホ灌溉用水若ハ既許可水利ニ要スル水量ヲモ記載スルコト)

(二) 舟筏ノ通航、流木及漁業ニ及ホス影響並之レニ関スル施設ノ大要

(例) 舟筏ノ通航或ハ流木ノ慣行ナシ若ハ漁業ノ利ナシ又ハ堰堤ニ舟筏若ハ魚道ヲ設クル等ノ類)

(三) 名勝旧蹟等ニ及ホス影響並之レニ関スル設備ノ大要

(四) 取水口堰堤ノ為洪水時ニ於ケル水面ノ隆起ニ起因スル影響ノ程度並之レニ関スル設備ノ大要

(例) 洪水時ニ於ケル水面ノ隆起、堰堤ニ於テ何尺、嵩水ノ影響約何間々県道ノ上置工事ヲ為シ何橋ヲ高ムル計画等ノ類)

(五) 貯水池設置ニ因リ流出水量ニ増減ヲ来タス結果取水河川ノ下流ニ於ケル用悪水路並舟筏ノ通航及流木ニ及ホス影響ノ程度並之レニ関スル施設ノ大要

(六) 放水口ヲ他ノ河川ニ設クル場合関係河川ノ治水及水利上ニ及ホス影響ノ程度並之レニ関スル設備方法ノ大要

第五、工事費概算書(左記様式ニ依ル)

第六、利害関係者ノ承諾書若シ此ノ承諾書ヲ得ル能ハサル事情アルトキハ其ノ理由書但シ明治三十三年法律第二十九号土地収用法ニ依リ収用又ハ使用ヲ為スコトヲ得ヘキモノニ在リテハ之ヲ省略スルコトヲ得

第七、郡以下ノ公共団体ノ申請ニ係ルモノニシテ官庁ノ許可又ハ議會ノ議決ヲ要スヘキ事項ニ付テハ其ノ許可書又ハ決議書ノ謄本

第三条 知事ニ於テ許可ヲ為スニ当リ必要ナル事項ハ命令書ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 私人ニ於テ許可ヲ受ケスシテ第一条ニ掲グル工事ヲ施行シ又ハ詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ受ケタルモノハ拘留又ハ科料ニ処ス

第五条 官有土地水面ノ使用ニ就テハ明治四十一年県令第二十三第官有土地水面及生産物処分規則ニ依ル可シ但シ同規則第二条末段郡市町村役場經由ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

明治二十九年法律第七十一号河川法施行河川及同法準用ノ河川敷地及附属物ノ古用ニ就テハ明治三十七年県令第三十八号河川敷地及流水並河川附属物占用規程ニ依ル可シ但シ同規程第十四条ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

附 則

第六条 本則ハ発布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

第七条 明治四十四年告示第二百六十号及大正二年県令第一号ハ之レヲ廃止ス

## (六) 水防施設の完備ニ関シ

訓令甲第六号

郡 役 所  
市 役 所  
町 村 役 場

洪水氾濫ノ虞アル地方ニシテ水防ニ関スル施設ノ完カラサルモノニ在リテハ市町村、町村組合ハ其ノ土地ノ状況河川ノ状態等ニ鑑ミ大体左ノ標準ニ依リ水防施設ノ完備ニ努メ以テ水害予防ノ実績ヲ挙クルコトヲ期スヘシ

大正七年三月二十三日

岩手県知事 大津 麟 平

一、地域広闊其ノ他特別ノ事情アルモノニ対シテハ適宜水防区ヲ設ク可シ

二、水防ノ必要アル公共団体ニ在リテハ左ノ設備ヲ為スヘシ

- 一、貯蔵小屋
- 一、材料及器具
- 一、洪水標

- 三、材料及器具ハ左記設備ヲ為スヘシ但シ種類数量ハ土地ノ状況ニ依リ取捨増減スルコトヲ妨ケス
    - 一、空俵 一、繩 一、抗木 一、唐竹 一、鉄線 一、粗朶 一、持溜土 一、蛸木 一、掛矢
    - 一、鋸 一、鎌 一、鍬 一、手斧 一、シヨベル 一、高張提燈 一、篝火用燃料 一、小船
    - 一、松明 一、硝子燈 一、筵 一、荷車 一、荷棒 一、鉈
  - 四、貯蔵小屋ハ堤防延長凡ソ五百間乃至千間毎ニ堤防又ハ其ノ附近ニ之ヲ設置スヘシ
  - 五、洪水標ニハ警戒水位ヲ表示シ出水ノ虞アルトキハ予メ水防長ニ於テ選定シタル水防員ヲシテ監視セシメ警戒水位ニ達シタルトキハ速ニ水防ノ準備ヲ為スヘシ
  - 六、水防警戒ヲ要スル場合ニハ水位ヲ時々下流公共団体ニ順次通報スヘシ
  - 七、水防ノ必要アル公共団体ニハ左ノ水防員ヲ置クヘシ
    - 一、水防長 水防事務ヲ掌理スルモノ 一名
    - 一、水防部長 水防長ノ命ヲ受ケ水防事務ヲ分掌スル者 若干名
    - 一、水防組頭 水防部長ノ命ヲ受ケ部下ヲ指揮シ水防ニ従事スル者 若干名
    - 一、水防小頭 水防組頭ヲ勤ケ水防組頭故障アルトキ之レニ代ハル者 若干名
    - 一、水防夫 水防長以下ノ命ヲ承ケ水防ニ従事スル者 若干名
  - 八、毎年一回若ハ数回水防八、毎年一回若ハ数回水防員ヲシテ練習ヲ為サシムヘシ
  - 九、明治四十三年五月県令第三十二号消防組規則施行細則ニ依リ消防組ヲシテ水災警防ノ事務ヲ兼シムルヲ適當トスルモノニ在リテハ前各項ノ趣旨ニ準シ相当施設ヲ為スヘシ
  - 一〇、以上ノ標準ニ依リ規程ヲ設ケ知事ノ認可ヲ受ケ施行スヘシ
- (七) 治水調査会規程
- 第一条 治水に關する根本方策を調査研究するの目的として、治水調査会を置く。
  - 第二条 治水調査会は、委員長及び委員若干人を以て之を構成する。
  - 第三条 委員長は、内務大臣之に當る。
  - 第四条 委員長は、会務を総理し、會議の議長となる。

委員長に事故があるときは、委員長の指定する者が、その職務を代理する。

第五条 必要に應じ、調査会に臨時委員を置くことができる。

第六条 調査会に幹事を置く

幹事は、委員長の指揮を受けて、庶務を整理する。

第七条 治水調査会に關する事務は、国土局河川課に於いて掌るものとする。

(委員名簿)

|       |             |        |             |
|-------|-------------|--------|-------------|
| 真田 秀吉 | 広島県二原市東町    | 前田 貫一  | 静岡県熱海市伊豆山   |
| 辰馬 謙藏 | 東京都世田谷区羽根本町 | 青山 士   | 静岡県盛田町      |
| 鈴木 雅次 | 東京都太田区田園調布  | 金森 誠之  | 東京都太田区新井宿   |
| 遠藤 守一 | 埼玉県南埼玉郡篠津村  | 内海 清温  | 東京都目黒区中目黒   |
| 浦 受   | 東京都文京区駒込    | 富永 正義  | 東京都港区桜田町    |
| 寛 坑治  | 浦和市常盤町      | 岩沢 忠泰  | 内務省国土局長     |
| 安芸 敏一 | 内務省土木試験所長   | 加藤 伴平  | 内務省関東土木出張所長 |
| 三島 利美 | 内務省国土局河川課長  | 井上 清太郎 | 内務省国土局河川課   |
| 山本 三郎 | 内務省国土局河川課   | 伊藤 藤二  | 内務省国土局河川課   |
| 賀屋 茂一 | 内務省国土局河川課   |        |             |
| 大石 博愛 | 内務省国土局砂防課   |        |             |

(外四名所属一住所なし、省略)

治水調査会第一回總會

- 一、昭和二十二年一月一日
- 一、於内務大臣官邸
- 一、大臣挨拶(要旨)

昨今ノ災害頻発ニ鑑ミ治水ニ關スル根本方策ニツキテ御高見ヲ承リタイ、オ忙シイ折トモ思ハレルガ枉ケテ御尽力願ヒタイ

一、国土局長 運営方針ニ就キテノ説明及協議(概要)

- 1、本調査会ハ官制ニヨラナイモノテアルガ、建設院ノ発足ト共ニ正式ノモノニシタイ

2、本調査会ニ必要ニ応ジテ臨時委員ヲ置キ、又、題目毎ニ小委員会ヲ置キタイト思フガソノ点ニツキ御意見ヲ承リタイ  
3、取敢ヘズ取扱フ河川ヲ左ノ如クシタイガ、之ニツキテモ御意見ヲ伺ヒタイ

関東 利根川水系 信濃川水系

東北 北上川水系 江合鳴瀬川 最上川水系

中部 木曾川水系 常願寺川水系

近畿 淀川水系

中国四国 吉野川水系

九州 筑後川水系

等とあり、更に、幹事より利根川、北上川、江合鳴瀬、最上川及び群馬県内等における昭和二年九月洪水につき報告が行なわれている。

## 二、北上川改修計画案

治水調査会北上川小委員会

昭和二十二年出水状況に鑑みて従来の計画を再検討の上、之を改訂して治水の完全を期すると共に努めて水力発電、灌漑及舟運の便増進を計るものとし、これが急速なる効果を期するため、上流部にあっては堰堤並に築堤工事の促進を計ると共に、下流部に對しては、増補工事を緊急実施するものとする。

一、上流対策

(一) 計画高水流量

狐禪寺に於ける計画高水流量を每秒九、〇〇〇立方メートルとする

(二) 洪水処理

洪水は努めて堰堤による貯水池を以て調節し、尚、足らざる分は沿岸の遊水地を以て補い狐禪寺に達する洪水流量の軽減を計ると共に狐禪寺下流狭窄部の突出部を除去して高水の疎流を良好ならしむるものとする。

(1) 堰堤地点並に洪水調節量

堰堤地点は左の五ヶ所を予定する。

| 河川名   | 地籍    | 堰堤名    | 備            | 考 |
|-------|-------|--------|--------------|---|
| 北上川水系 | 盛岡市厨川 | 四十四田堰堤 |              |   |
| 雫石川   | 御所村   | 御所     | (註) 岩手郡(盛岡市) |   |
| 猿ヶ石川  | 谷内村   | 田瀬     | (〳) 和賀郡(東和町) |   |
| 和賀川   | 横川目村  | 仙人     | (〳) 和賀郡(湯田町) |   |
| 胆沢川   | 若柳村   | 石湊     | (〳) 胆沢郡(胆沢町) |   |

右の貯水池により計画高水流量を調節して每秒七、〇〇〇立方メートルとする。

(2) 洪水調節地点並に調節量

洪水調節地点を左の箇所と予定する。

舞川村及長島村(一関市舞川、平泉町長島)

右の洪水調節地による調節量は最大毎秒七、〇〇〇立方メートルとする。

(3) 狐禪寺に於ける高水流量並に水位

貯水池及洪水調節地により調節された高水流量は狐禪寺に於て毎秒六、三〇〇立方メートルとし、計画水位を二六メートルとする。

(4) 狭窄部の処理

一ノ関平野に於ける高水時の水位と湛水時間の短縮を計る為、狭窄部に於て特に疏通の障害を為す突出部を除却する。

(三) 氾濫防止

(1) 一ノ関上流部

昭和二十二年の実状に鑑み既定計画を再検討の上堤防、護岸及水利工を実施する。

(2) 一ノ関

一ノ関の人家連担地区に対しては囲繞堤を以て氾濫を防止する。此の場合本対策完成前の異常出水時二七・五米の水位を顧慮する。

#### 四 利 水

堰堤による貯水は、洪水調節に支障無き限り発電、灌漑舟及運の利便増進の為に利用する如く統制すると共に黒沢尻下流部の本川に対しては舟運を顧慮して改修するものとする。

#### (五) 事業費

時価約一八五億円を予定する。

#### 二、下流部対策

#### (一) 要 旨

上流部よりの洪水は、新川を通して安全に流下せしめ、旧川にありては旧川及江合川よりの流入量を疏通せしめる如く所要の増補工事を実施すると共に新川を除く全区間に対しては舟運の便を増進せしむる如く低水工事を実施するものとする。

#### (二) 計画高水流量

本川及新川に対しては狭窄部に於ける流入量を加へ每秒六、五〇〇立方メートルとする。旧川に対しては毎秒三、〇〇〇立方メートルとする。

#### 三、増補対策

#### (一) 北上川、新北上川

- (1) 米谷附近狹隘部に洪水時六、五〇〇立方メートルを疏通せしめ得る如く措置するものとする。
- (2) 流水の障害物を除去すると共に河積充分ならざる箇所は掘鑿又は浚渫する。
- (3) 遊水池は在来ものを存置せしめる。
- (4) 堤防は全面的に補修し計画高水位二、〇米の余額を存せしめ護岸及水制を以て確保すると共に低水路の固定を計るものとする。
- (5) 追波河口に導流堤を設け埋塞を防止する。
- (6) 左支二又川及羽沢川の一部を本川の改修計画に従って改修する。

#### (二) 旧北上川

- (1) 和洲の狭窄部を掘開する。
- (2) 旧堤の低弱なるものは増補し無堤地には新設する。
- (3) 旧追波川分流頭に逆水止閘門を新設する。
- (4) 北上川分流点より旧追波川分流点に至る区間は特に舟運を顧慮して浚渫し、水制を以て低水路の固定と水深の維持を計る。
- (5) 旧追波川及三又運河は浚渫補修する。
- (6) 石巻河口に突堤を増設する。
- (7) 石巻に對する洪水防禦の措置を講ずるものとする。

#### 四、事業費

時価約(空白)億円を予定する。

#### 附帯希望

一、上流部堰堤完成後に於ける之が治水、利水上の効果を完全ならしむる為め、新に国家機関を設置して堰堤操作の適正を期するものとする。

二、北上川の維持は治水利水上沿岸に及ぼす影響極めて大なるものを以て、差当り既改修区間たる下流部を直轄維持区域とすべきも、将来上流部の改修なつたる暁には上下流を通して国費を以て維持管理するものとする。

(昭和二年)

三、北上川（第八輯）年表

| 年 号     | 紀 元  | 重 要 事 録                        | 北 上 川 関 係 事 項                          | 備 考 |
|---------|------|--------------------------------|----------------------------------------|-----|
| 景行天皇一七年 | 九七年  | 武内宿弥東国を巡り日高見国状を奏言す             |                                        |     |
| 同 四〇    | 一一〇  | 日本武尊東国を征し日高見国より帰る              |                                        |     |
| 天平勝宝元   | 七四九  | 陸奥国より吾国最初の黄金を産す                |                                        |     |
| 天平宝字二   | 七五八  |                                | 桃生城造建さる                                |     |
| 神護景雲元   | 七六七  |                                | 伊治城造建さる                                |     |
| 宝亀 七    | 七八〇  | 不慮に備え安房国等四か国に命じ舟五〇艘を造らしめ陸奥国に置く |                                        |     |
| 延暦 八    | 七八九  | 最澄比叡山山寺を開創す                    | 征東將軍紀古佐美巢伏に戦い敗ぶる                       |     |
| 二二      | 八〇二  |                                | 征夷大將軍坂上田村麻呂胆沢城を造建す                     |     |
| 二二      | 八〇三  |                                | 同坂上田村麻呂志波城を造建す                         |     |
| 嘉祥 三    | 八五〇  |                                | 慈覚大師磐井川の上流に骨寺を創建す                      |     |
| 貞観 四    | 八六二  | （同九年八六九陸奥大地震あり）                | 黒石寺薬師像造立（在銘）                           |     |
| 天喜 四    | 一〇五六 |                                | 前九年役起る                                 |     |
| 長治 二    | 一一〇五 |                                | 藤原清衡、平泉に最勝院を建立す                        |     |
| 文治 五    | 一一八九 | 奥州大凶作                          | 源頼朝平泉に藤原泰衡を討つ                          |     |
| 建長 八    | 一二五六 | （同六年一、二五四、北畠親房死す）              | 葛西清重奥州総奉行となる<br>最妙寺（東磐井郡川崎村）に井内石の碑建立さる |     |

|       |       |                                 |                                          |  |
|-------|-------|---------------------------------|------------------------------------------|--|
| 嘉暦 元  | 一、三二六 |                                 | 高寺村（江刺市愛宕）に井内石の碑建立さる                     |  |
| 観応 元  | 一、三五〇 | （同二年北畠顯信多賀国府を奪還す）               | 宮城県北部に争乱続く（葛西大崎戦）                        |  |
| 永享 七  | 一、四三五 | （延元二年一、四五七、平泉中尊寺堂塔焼失す）          | 稗貫氏、和賀氏等争う（以後天正一八年一、五九〇まで北上川沿岸兵乱絶えることない） |  |
| 天正 一八 | 一、五九〇 | 豊臣秀吉小田原征伐                       | 南部信直、豊臣秀吉より領内七郡安堵の朱印を受ける                 |  |
| 〃     |       | 豊臣秀吉、奥州仕置を行なう                   | 葛西軍、豊臣方軍と戦い敗る                            |  |
| 一九    | 一、五九一 |                                 | 北上川沿岸胆江両郡以南、伊達政宗に領知せらる                   |  |
| 慶長 二  | 一、五九七 |                                 | 鹿妻六口堰造らる（紫波地方用水）                         |  |
| 六     | 一、六〇一 |                                 | 越前堰造らる（岩手郡滝沢村水用）                         |  |
| 一〇    | 一、六〇五 | 登米城主白石宗直北上川改修工事を行なう             |                                          |  |
| 元和 二  | 一、六二六 | 伊達政宗の命により川村孫兵衛北上川大改修を行なう（北上川下流） | 木村勘助、日形堤防を築き初む                           |  |
| 三     | 一、六二七 |                                 | 寿庵堰造らる（胆沢扇状地灌漑）                          |  |
| 四     | 一、六二八 |                                 | 南部氏北上川舟運によつて江戸へ米を送る                      |  |
| 六     | 一、六二〇 | 伊達政宗の遣使支倉常長帰朝す                  | 水沢城主石母田大膳江戸へ米五〇〇石を                       |  |
| 寛永 三  | 一、六二六 | 川村孫兵衛による北上川大改修竣功す               | 水沢より北上川舟運によつて送る                          |  |
| 一八    | 一、六四一 |                                 | 磐井、胆沢郡等総検地（伊達政宗検地）                       |  |
| 一九    | 一、六四二 | キリシタン禁制を強行す                     | 江刺郡総検地                                   |  |
| 年中    |       |                                 | 胆沢郡六日入村に藩倉を建て、川岸を開く                      |  |

|    |    |       |                                      |                                                                     |
|----|----|-------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 正保 | 元  | 一、六四四 | 伊達領桃生郡和潤新田開拓に着<br>手さる                | 南部氏花巻（西倉）より米、川舟五艘に<br>よつて北上川を下り石巻に送る                                |
| 年中 | 二  | 一、六四五 | 安達太良山より二本松城（福島<br>県）用水路開削工事に着手さる     | 南部氏、黒沢尻に御倉場を設け、川岸を<br>開く。冬、南部氏石巻に倉を設ける                              |
| 慶安 | 二  | 一、六四九 | 幕府より「慶安の蝋書」出さる。津<br>輕領坂柳村附近の岩木川を付替える | 江刺郡黒石村に御蔵場を設け、川岸を開<br>く                                             |
| 〃  | 〃  | 〃     |                                      | 南部氏臣桂七郎右衛門、下田将監等、命<br>により北上川舟運につぎ伊達氏に交渉す                            |
| 承応 | 元  | 一、六五二 | 伊達領登米郡若狹土手築かる                        | 南部氏石巻阿部治右衛門宅地内に初めて<br>倉を建てる                                         |
| 寛文 | 九  | 一、六六九 | 南部領二戸郡与力新田拓かる                        | 稲瀬用水大堰掘らる（江刺平野灌溉）                                                   |
| 延宝 | 七  | 一、六七九 |                                      | 南部領検地                                                               |
| 貞享 | 二  | 一、六八五 |                                      | 奥寺堰掘らる（和賀川左岸灌溉）                                                     |
| 元禄 | 二  | 一、六八九 | 南部領凶作、翌春にかけて餓死<br>者続出す               | 岩手山噴火、北上川濁流甚し                                                       |
| 正徳 | 四  | 一、七一四 | 伊達、南部領等の諸川大洪水被<br>害甚大となる             | 八戸南部氏、志和米を初めて江戸回米と<br>す                                             |
| 享保 | 一六 | 一、七三二 | 伊達領宮城郡品井沼干拓改修工<br>事に着手す              | 千貫石溜池造成さる                                                           |
| 宝暦 | 一一 | 一、七六一 | 大阪米商の空切手売買（相場買）<br>を禁ず               | この年、石巻港の御穀船総数一三九艘に<br>達す                                            |
| 寛政 | 四  | 一、七九二 | 南部領、塩専売制となる                          | 伊達氏幕府より江戸廻米石数につき諮問<br>さる（同一五年廻米高一六八千石余）                             |
| 明治 | 五  | 一、八七二 | 租税の金納を許す                             | 伊達氏領内米を大阪へ輸送方を願ひ、許<br>さる。大阪廻米蔵元大阪商人平野又兵衛<br>伊達領米専売により五〇万兩の利潤を得<br>る |
|    |    |       |                                      | 水沢県貢米廻漕規則を改正す                                                       |

|    |       |                              |                                      |
|----|-------|------------------------------|--------------------------------------|
| 六  | 一、八七三 | 地租改正条例を布告す                   |                                      |
| 一三 | 一、八八〇 | 官営釜石製鉄所の第一高炉繰業開始す            | 内務省直轄施工北上川低水工事（航路確保）を初む              |
| 一八 | 一、八八五 | 蒸汽機関による渦巻ポンプ揚水灌溉、初めて静岡県で行なわる | 西磐井郡孤禅寺において汽船航通式を行なう                 |
| 二一 | 一、八八八 | 宮城県下において初めて田区整理が行なわる         | 北上廻漕会社盛岡に創立す                         |
| 二三 | 一、八九〇 | 水道条例公布さる                     | 岩手県管内の国道改修工事を終了す                     |
| 二四 | 一、八九一 | 水利組合法例定めらる                   | 東北鉄道盛岡まで開通                           |
| 二九 | 一、八九六 | 河川法制定                        | 黒沢尻川岸大火、船等船六〇艘焼失す                    |
| 三〇 | 一、八九七 | 森林法、砂防法制定さる                  |                                      |
| 三二 | 一、八九九 | 耕地整理法制定さる                    |                                      |
| 〃  | 〃     | 電動モートルによる揚水灌溉、初めて大阪市で行なわる    |                                      |
| 三三 | 一、九〇〇 | 下水道法定まる                      |                                      |
| 三五 | 一、九〇二 | 水沢緯度観測所長木村栄、Z項を発見す           | 内務省直轄施工北上川低水工事盛岡まで竣功し終了す管理を岩手県に継承せしむ |
| 三六 | 一、九〇三 | 東京市電開通す                      | 胆沢郡南部田村南下市地区耕地整理着工さる                 |
| 四一 | 一、九〇八 | 水利組合法制定さる                    | 北上川上流河川台帳認可なる                        |
| 四三 | 一、九一〇 | 北上川下流改修工事が内務省直轄工事によつて着工さる    | 盛岡地方大豪雨あり、中津川大洪水盛岡市内被害甚大となる          |
| 四五 | 一、九一二 | 東海道本線に初めて特急列車運転さる            | 北上川支川葛根田川に発電所（盛岡電気株式会社）竣功す（六七〇HP）    |
| 大正 | 三     | 一、九一四                        | 同支川磐井川における一ノ関町営発電所建設さる               |

|      |       |                                   |                                                              |
|------|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 四    | 一、九一五 | 花巻、志戸平間に電車開通す                     |                                                              |
| 五    | 一、九一六 |                                   | 北上川より取水する江刺耕地整理組合設立する                                        |
| 八    | 一、九一九 | 農業水利法案提出さる                        |                                                              |
| 一二   | 一、九二三 | 仙台市に初めて水道が完成す                     |                                                              |
| 昭和 二 | 一、九二七 | 地下鉄道東京、上野、浅草間に開通す                 | 江刺郡岩谷堂町（江刺市）上水道完成す                                           |
| 九    | 一、九三四 |                                   | 千貫石（胆沢郡金ヶ崎町）土堰堤着工さる                                          |
| 一〇   | 一、九三五 |                                   | 盛岡市上水道竣工す                                                    |
| 一一   | 一、九三六 | 東北開発株式会社法公布<br>東北振興電力株式会社法制定さる    | 和賀中央耕地整理組合を設立し、上堰、下堰の大改修を着工す                                 |
| 一四   | 一、九三九 | 国民徴用令公布さる                         | 北上川上流調査事務所を盛岡市に設置す                                           |
| 一六   | 一、九四一 | 米英、日本資産の凍結を通告す<br>（七月）            | 北上川上流改修統合事務所を盛岡市に設置す                                         |
| 一八   |       | 電力動員緊急措置決定す                       | 北上川上流工事統合事務所と改称なる                                            |
| 一九   | 一、九四四 |                                   | 猿ヶ石川堰堤建設工事中止となる                                              |
| 二〇   | 一、九四五 | 終戦（八、一五）                          |                                                              |
| 二二   | 一、九四六 |                                   | 胆沢川堰堤工事事務所を置く<br>一ノ関出張所を置く                                   |
| 二三   | 一、九四七 | カスリン台風洪水（九、一五）<br>内務省解体さる（一二、三一）  | 北上川沿岸平野洪水氾濫被害甚大となる。<br>胆沢平野における寿庵堰大破す                        |
| 二三   | 一、九四八 | 建設省設置法施行さる（七、八）<br>アイオン台風洪水（九、一六） | 徳田出張所を置く（徳田、紫波、盛岡出張所となる）<br>北上川沿岸平野洪水氾濫による被害甚大となる。一関壊滅的被害を蒙る |

|    |       |                        |                                               |
|----|-------|------------------------|-----------------------------------------------|
| 二四 | 一、九四九 | 土地改良法制定さる              | 北上川上流工事事務所と改称さる                               |
| 二五 | 一、九五〇 | 国土総合開発法公布              | 猿ヶ石川堰堤（田瀬ダム）工事再開さる                            |
| 二六 | 一、九五一 | 北上特定地域開発指定さる           | 胆沢川石測ダム用水事業着工さる                               |
| 二七 | 一、九五二 | 積雪寒冷単作振興臨時措置法公布さる      |                                               |
| 二七 | 一、九五二 | 電源開発法制定さる<br>気象業務法制定さる | 北上川上流改修計画第二次改訂計画樹立す                           |
| 二八 | 一、九五三 | NHKテレビ本放送開始            | 猿ヶ石（東和）発電所（田瀬ダム）起工さる                          |
| 二九 | 一、九五四 | 民間テレビ本放送開始             | 胆沢第一発電所（石測ダム）起工さる                             |
| 二九 | 一、九五四 | 土地区画整理法制定さる            | 岩手工事事務所と改称なる                                  |
| 三〇 | 一、九五五 | 直轄河川改修事業区域告示さる         | 田瀬ダムより取水する開発事業着工さる                            |
| 三一 | 一、九五六 |                        | 北上川中流部、直轄施工区域に編入なる<br>北上川源流域支川丹藤川における岩洞ダム起工さる |
| 三二 | 一、九五七 |                        | 衣川防災ダム完成す                                     |

|    |       |               |                                |
|----|-------|---------------|--------------------------------|
| 三二 | 一、九五七 | 特定多目的ダム法制定さる  | 県営胆沢第二発電所完成                    |
| 〃  | 〃     | 水道法制定さる       | 猿ヶ石川支川来内川における遠野ダム（防災）完成す       |
| 三三 | 一、九五八 | 地すべり防止法制定さる   |                                |
| 三五 | 一、九六〇 | 治山治水緊急措置法制定さる | 県営岩洞第一、二発電所完成す                 |
| 三六 | 一、九六一 | 災害対策基本法制定さる   |                                |
| 三八 | 一、九六三 |               | 県営仙人発電所（湯田ダム）完成す               |
| 三九 | 一、九六四 | 電気事業法制定さる     | 国営胆沢川農業水利事業完了す                 |
| 〃  | 〃     | 河川法（新）制定さる    |                                |
| 四〇 | 一、九六五 |               | 岩手工務事務所に河川管理課が設置される            |
| 〃  | 〃     |               | 北上川上流河川管理業務が、岩手県より岩手工務事務所に移管さる |
| 四二 | 一、九六七 | 公害対策防止法制定さる   | 四十四田発電所完成す                     |
| 四五 | 一、九七〇 | 岩手国体開催さる      | 猿ヶ石南部土地改良区事業完成す                |
| 〃  | 〃     | 水質汚濁防止法制定さる   |                                |
| 四八 | 一、九七三 |               | 北上川上流一関地区改修基本計画発表する            |
| 四九 | 一、九七四 | 砂利採取法制定さる     |                                |
| 〃  | 〃     | 国土利用計画法制定さる   |                                |

# 編 集 後 記

私が、当事務所へ赴任してまもなくのころ、現場から戻ると一枚の名刺が机の上に置かれてあり、「佐嶋與四右衛門」と記載されていた。当時、まだ「北上川」に目を通していなかった私にとって佐嶋氏がいかなる人物か検討がつかなかった。後日、「北上川」第八輯の印刷業務について、担当と打合せをしているうちに、全八輯にもわたる「北上川」という書籍の原稿の大部分は、元建設事務官佐嶋氏の長年の努力の賜物であることがわかり、およそ文才というものに縁がない私にとっては驚きであった。その後、「北上川上流改修の歴史について」という題目で、佐嶋氏から講演を聴く機会に恵まれ、佐嶋氏が大変苦勞された各種の史料を入手されたこと、各々の項目に対して佐嶋氏なりに詳細に考察を加えられていること、そして、なによりも北上川に対して限りない愛着をもっていることがじかに感じとれ、それからは読書嫌いの私も「北上川」を読むようになった。「北上川」に対する各方面からの評判は大変良く、大学・高校の先生、大学生その他有識者から「北上川」に対する問い合せ、借入要望等が相次ぎ、担当者が対応に苦慮することがままあった。

昭和五十六年度の河川関係の予算は、公共事業抑制の影響をまともには受け伸び悩みが心配されており、かつ行政改革ということで人員は削減される一方である。そういう厳しい状況下で、我々の日常の仕事は予算要求の資料作成と予算の消化のみに追われがちであり、「河川とはどうあるべきか」とじっくり考える余裕がない。しかし、「北上川」を読んでいくと、昔の方が財政的にも技術的にも今よりはるかに劣悪な状況下で、先人達が河川改修に携わっていたことがわかる。それにもかかわらず、先人達は「北上川の改修」に情熱と誇りを持っていたのである。大型電子

計算機・各種自動監視装置・各種建設機械等の発達等科学技術の進歩にはめざましいものがある。先人達よりも我々の方がはるかに有利な状況下にいるのであるから、先人達に負けないような情熱と誇りをもって仕事をすれば、おのずから道は開けるのではないだろうか。「北上川」は我々に、そのことを教えてはいまいか。

以上、およそ「北上川」の最終ページ、映画でいえば「THE・END」、芸能界でいえば「トリ」にはふさわしくないようなことばかり書いたが、近い将来「北上川PARTⅡ」が出版されることを期待して編集後記としたい。長い間御協力下さった佐嶋氏ならびに関係各位につつしんで謝意を表します。

洪水予報課長 中山 隆

## あ い さ つ

北上川総合開発等は、沿革誌「北上川」の企画当初から重要課題とされていたのですが、資料整理を始めた昭和四一年頃には、既に、散逸して見るべきもの無く、やむを得ず宥低に残るとぼしき資料を主とし資料の補充を計り奔走する内に日時を徒に浪費し、遂に、第七輯に収録を逸したのでした。

其の後、岩手工事事務所において重輯の御配慮を戴き、未収録の治水機構、戦後における水利用及び北上川舟運の概況等を以って最終巻とさせて戴きました。

本輯資料として、特に、毛筆等を以って概要を御寄せ戴いた土地改良区理事長一〇三方及び舟運資料提示下さった北上市小田島与市氏、前沢町千葉厚氏並びに旧御蔵守家の皆様方の御厚配を記し、深甚なる謝意を表します。

昭和五五年

佐嶋 與四右衛門

北上川 第八輯

昭和五十六年三月二十五日 印刷  
昭和五十六年三月二十五日 発行

(非売品)

東北地方建設局

編集 岩手工務所

盛岡市上田四丁目二

発行 岩手工務所

盛岡市下ノ橋町一番九号

印刷 株式会社 富士屋印刷所